



米通商政策リスクと対米貿易・投資

2018年3月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT



競輪の補助事業

この報告書は、競輪の補助により作成しました。
<http://hojo.keirin-autorace.or.jp>

はじめに

1. 問題意識

米国は日本企業にとって最大の輸出市場であり、投資先である。しかし、米国の輸入に占める日本のシェアは、最近 20 年間で 13%ポイントも減少して 5.83%（2017 年）に低下した。特に、日本の IT 機器産業の対米輸出の凋落は著しい。日本の機械機器産業にとって米市場での輸出競争力回復は、喫緊の課題である。

一方、米国では 2017 年 1 月にトランプ新政権が発足した。トランプ大統領は共和党の大統領だが、新政権は自由貿易主義を掲げる伝統的な共和党の貿易政策とは異なり、製造業の強化と雇用確保の観点から TPP を撤回し、一時は NAFTA 離脱の可能性も高まった。NAFTA は再交渉が開始されたが、依然として NAFTA 離脱の懸念は完全には消えていない。

さらに、トランプ政権の貿易交渉は多国間交渉から二国間交渉に軸足を移し、WTO の貿易体制を軽視する方向をみせている。こうした反グローバリズムを基盤とする米国の貿易政策と米国第一主義の市場環境に対して、日本企業はどう対応すべきか、その方策を提示することも大きな課題となっている。

また、世界市場の縮図である米市場における日本企業の競争力の回復は、世界市場における日本企業の国際競争力の改善と変革期における日本経済の国際化の在り方を探ることに寄与する。このため、日本企業は米国における大きな変化とその方向性を明確に認識し、当面する課題を克服していかなければならない。

2. 研究会の発足と研究体制

こうした観点から、国際貿易投資研究所（ITI）は現実の日本の機械産業企業の発展に資するという明確な視点に立って、「米国の通商政策リスクと対米貿易・直接投資」に関する研究会を立ち上げた。研究会は下記の各分野の専門家で構成し、各委員の専門分野は米国の通商政策に加えてカナダ、韓国の専門家を加えることで定性分析の視野を拡大した。同時に、ITI が持つ世界の貿易統計や直接投資統計データに係わる分析手法を用いた定量情報を加

味することでデータの裏付けを持ったより実証的かつ説得力がある分析に努めた。トランプ新政権の発足に伴ない、日本国内の研究機関は一斉にその解明に努めているが、ITI の本プロジェクトはそれら類似プロジェクトとは異なるところに大きな特色がある。

なお、日本企業の長期的な国際展開の重要性を勘案すると、米市場開拓に係わる課題は現地の状況変化に応じつつ継続的に調査すべきと考えられるが、今回の研究成果はその第 1 弾として位置付けたい。

「米国の通商政策リスクと対米貿易・直接投資」に関する研究会の執筆メンバーは以下のとおりである。

委員長 滝井 光夫 桜美林大学名誉教授、国際貿易投資研究所 客員研究員(第 3 章担当)

委員 (担当する章順に)

- ・ 渡辺 亮司 米州住友商事 ワシントン事務所 (第 1 章担当)
- ・ 高橋 俊樹 国際貿易投資研究所 研究主幹 (第 2 章担当)
- ・ 小山久美子 長崎大学 経済学部准教授 (第 4 章担当)
- ・ 大木 博巳 国際貿易投資研究所 研究主幹 (第 5 章担当)
- ・ 増田耕太郎 国際貿易投資研究所 客員研究員 (第 6 章担当)
- ・ 百本 和弘 日本貿易振興機構 海外調査部主査、国際貿易投資研究所 客員研究員
(第 7 章担当)
- ・ 秋山 士郎 日本貿易振興機構 海外調査部米州課長 (第 8 章担当)
- ・ 岩田 伸人 青山学院大学 地球社会共生学部教授、国際貿易投資研究所 客員研究員
(第 9 章担当)

3. 各章の概要

第 1 章「米通商政策の不確実性リスクに直面する在米企業—トランプ政権 1 年目の総括と在米企業の今後の事業展開」(米州住友商事ワシントン事務所 渡辺亮司)は、ワシントンから生々しい現地情勢を次のように分析報告している。トランプ政権下で米国経済は回復基調を続けているが、通商政策の不確実性と保護主義政策強化のリスクは一部企業にも影響を及ぼし始めている。2018 年は中間選挙を控え、トランプ政権は 2016 年の選挙公約実現のため通商政策で強硬策に訴えたとの見方も多く、米中間を中心に貿易摩擦が激化す

るとみる。一方、米業界の最大の懸念はトランプ政権による NAFTA 離脱の決定である。万
一にも米国が NAFTA から離脱すれば、その影響は計り知れず、2017 年秋以降、米産業界
は前例のない規模で「NAFTA 連合」を結成し、離脱阻止のため結束を強め、議会、政府な
どにロビー活動を強化している。

第 2 章「トランプ政権と NAFTA の再交渉」（国際貿易投資研究所研究主幹 高橋俊樹）
は、主に米国側からみた現在までの NAFTA 再交渉に関する詳細かつ包括的な報告である。
報告は、トランプ大統領候補の当選当時にまで遡りつつ、NAFTA 再交渉開始の秘話から、
NAFTA 交渉再開のための米議会通告、米国の再交渉草案の内容、さらに第 1 回から第 6 回
までの交渉状況を詳しく報告している。また、現時点でも合意に至っていない原産地規則、
紛争解決手続き（第 19 章）、ISDS 条項の改正、サンセット条項など主要な問題について
NAFTA 加盟 3 カ国の論点を紹介している。現在までの交渉状況では、2018 年 3 月末の合
意は困難であり、7 月のメキシコ大統領選前の合意も微妙、場合によっては 11 月の米中間
選挙後まで続くとの観測もあるという。最後に日本企業の北米戦略との関連で NAFTA の
意義を強調している。

第 3 章「トランプ政権の貿易政策と貿易摩擦問題」（桜美林大学名誉教授、ITI 客員研究
員 滝井光夫）は、第 1 章で採り上げられた貿易摩擦問題を個別具体的に検討している。ト
ランプ政権の 1 年目では TPP 離脱、NAFTA 再交渉以外に目ぼしい成果がなかったが、2
年目は 1 年目に産業界が行った多くの貿易救済措置を求める提訴および政府の自主調査、
それぞれの結果に対して、大統領、通商代表および商務長官が救済策を決定する。201 条提
訴では、すでに太陽光パネルおよび家庭用大型洗濯機に高関税の賦課が決定されたが、16
年振りに行われた 201 条提訴で手厚い救済措置が採られたことで、201 条提訴の活発化が
懸念される。また、国家安全保障を巡る鉄鋼、アルミの 232 条（国防条項）調査に保護貿易
的措置が下されれば、貿易摩擦問題は相手国の報復処置、WTO への提訴など新しい局面を
迎えることになる。

第 4 章「通商政策史からみたトランプ政権」（長崎大学経済学部准教授 小山久美子）は、
第 1、2 章の中心をなすトランプ政権そのものの通商政策を歴史的観点から連続的な部分と
非連続的な部分に区分して分析している。第二次大戦以降の歴代政権は、発動件数の差異は
あるものの、反ダンピング関税、相殺関税、セーフガード、301 条による行政措置を継続的
に用いており、トランプ政権もこの部分では歴代政権との連続性を維持している。しかし、
トランプ政権が歴代政権と異なるのは貿易自由化への取り組みであり、WTO や多国間交渉

に消極姿勢が続けば、トランプ通商政策の非連続性が一層際立つことになる」と結論付けている。

第5章「米国の貿易依存リスク—米国の対カナダ、メキシコ、中国貿易」（国際貿易投資研究所研究主幹 大木博巳）は、貿易統計データに基づく定量分析手法を駆使し、米国と主要対米輸出国の貿易依存度に非対称性に着目し、ここに米国が「米国第一」主義を掲げうる背景があるとする。また米国の対中、対 NAFTA 貿易構造の分析によって、米国の対中輸入依存度は対カナダ、メキシコ貿易を上回る規模で拡大しているが、資本財および消費財の過度の対中輸入依存、大豆の過度の対中輸出依存は米国のリスクを大きくしている。2018 年は米国の保護主義が本格化する年となるとみられるが、米国が保護主義をとれば、貿易相手国だけでなく、米国にも打撃として跳ね返ってくると警鐘を鳴らしている。

第6章「米国の国家安全保障に関わる対内投資規制」（国際貿易投資研究所客員研究員 増田耕太郎）は、外国企業のみを対象にした米国の唯一の投資規制法である外国投資および国家安全保障法（FISIA）とその審査機関である対米外国投資委員会（CFIUS）の審査状況を詳細に分析している。さらに、近年、中国による半導体や IT など最先端技術を持つ米企業の買収案件が急増し、米議会などから法制度の強化の声が高まっているが、そうした状況と法規制強化の進展状況についても報告されている。

第7章「米韓 FTA 発効後の米韓貿易と韓国企業の米国進出の現状」（日本貿易振興機構海外調査部主査、国際貿易投資研究所客員研究員 百本和弘）は、NAFTA に続いて 2018 年 1 月に改定交渉が始まった米韓 FTA 再交渉について報告している。米韓 FTA 再交渉はトランプ政権が求めたものだが、その最大の要因は米国の対韓貿易赤字の拡大である。この赤字拡大は韓国の対米貿易黒字額の 88%を占める自動車・自動車部品の対米輸出増によってもたらされたが、完成車の輸出が増加したのは現代自動車および起亜自動車ではなく（2016 年の対米乗用車輸出台数はそれぞれ前年比 9.1%減、24.4%減）、韓国 GM およびルノーサムスンであったことが明らかにされている（同じくそれぞれ 14.2%増、15.9%増）。さらに本報告では、米韓 FTA 改定交渉の経緯、その他の米韓通商問題および対米直接投資についても分析している。

第8章「在米日系企業の最新動向」（日本貿易振興機構海外調査部米州課長 秋山士郎）は、2008 年のリーマンショック以降低下が続いていた米国市場に対する日本企業の関心が復活していると報告している。日本の輸出に占める米国のシェアは 2013 年以降中国を上回り、新規の対米企業進出も増加している。トランプ政権の発足は米国における進出日系企業

のビジネス展開に特段の変化をもたらしていない。しかし、NAFTA 再交渉の行方は、とりわけ自動車関連企業にとって原産地規則の見直し、メキシコとの関係など不安要因が山積している。また、在米日系製造業の 3 割は中国から部品を調達しているため、米中経済関係の不安定化は大きな懸念材料でもある。

第 9 章「米国の国境税調整問題と税制度改革」（青山学院大学地球社会共生学部教授、国際貿易投資研究所客員研究員 岩田伸人）は、トランプ政権による大型減税の背景、GATT/WTO での国境調整の議論と経緯、米国の国際課税体系の基盤をなす「全世界一律所得課税方式」とその代替措置、さらにグローバル企業による海外留保利益の本国還流を促す措置、つまりタックス・ヘイブン対策措置の中身について検討している。さらに、トランプ政権が法人税を約半分の 21%に引き下げたことは、米グローバル企業の海外留保利益が米国へ大きく還流するという前提の上に成り立っており、米国企業の海外留保利益が期待通りに米国へ還流しなければ、米国の財政赤字が大きく拡大する可能性がある」と指摘している。

本報告書「米通商政策リスクと対米貿易・投資」が関係者の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

平成 30 年 3 月

（一般財団法人）国際貿易投資研究所

目 次

第 1 章 米通商政策の不確実性リスクに直面する在米企業	
～トランプ政権 1 年目の総括と在米企業の今後の事業展開～	1
要約	1
はじめに	2
第 1 節 トランプ政権 1 年目：米政治は混沌するも経済は回復軌道へ	2
第 2 節 トランプ政権 1 年目の通商政策の総括	4
1. 2017 年は米通商政策に地殻変動、高まるビジネスへの不確実性	4
2. トランプ政権下での通商コンセプトの軌道修正	5
3. 通商の政治問題化の進展：主に中国に対し貿易救済措置拡大	7
4. 世界貿易における米国のリーダーシップ欠如と孤立化	9
5. 2018 年、通商法の執行厳格化に本腰を入れるトランプ政権：米中貿易摩擦の表面化	10
6. 日本勢含め中国勢以外にも通商面で安全とは言えない	11
第 3 節 通商の不確実性リスクに対する在米企業の対策	12
1. FTA 再交渉・離脱リスク業界で連携し対応	13
2. 型破りの取り組みを始めた米産業界、NAFTA 連合	14
3. 総力戦で抵抗する米産業界	18
第 4 節 未知の領域に足を踏み入れる米通商政策	21
第 2 章 トランプ政権と NAFTA の再交渉	23
要約	23
はじめに	24
第 1 節 驚きをもって迎えられたトランプ大統領の誕生	24
1. 保護主義的な経済通商政策	24
2. TPP からの離脱と NAFTA の見直しを宣言	26
3. メキシコへの投資を阻止	26
4. NAFTA の効果と影響	27
第 2 節 トランプ大統領の就任後の経済改革	28
1. 減税や貿易赤字の削減を強く主張	28
2. 規制・エネルギー改革と貿易政策効果	30
第 3 節 NAFTA 再交渉の開始と米国の基本姿勢	31
1. 一本の電話が NAFTA 再交渉の開始を呼び込む	31
2. NAFTA の再交渉の開始は 8 月 16 日	32
3. 現実的な NAFTA 議会通告草案	32

4. NAFTA 再交渉の通告・草案では付加価値比率を明示せず	33
第4節 NAFTA 再交渉の推移とそのインパクト	35
1. 予想以上にタフな NAFTA 再交渉	35
2. 米国産コンテンツを導入できるか	35
3. 紛争解決手続きの第19章を諦められるか	36
4. ISDS 条項の改正を提案	37
5. アマゾンに有利に導くか	38
6. 不透明なサンセット条項の行方	39
7. 2018年1月時点で6回の交渉を実施～3月末までに NAFTA 再交渉は合意できるか	39
8. カナダが NAFTA 再交渉で新たな原産地規則を提案～難航する交渉の打開策となるか～	41
第5節 NAFTA の重要性と日本企業の北米戦略	45
1. 強まる NAFTA 域内の結びつき	45
2. 日本の NAFTA3 カ国での資産はアジアの3割増し	46
3. 中間選挙や大統領選挙を見据えた NAFTA 対応	49
4. メキシコでの自動車生産が過剰の場合のグローバル市場の再編	50
参考文献	52
第3章 トランプ政権の貿易政策と貿易摩擦問題	54
要約	54
はじめに	54
第1節 成果の乏しい政権1年目	55
1. 経済政策と政策効果	55
2. 貿易政策の進展状況	57
3. 低迷する大統領支持率	59
第2節 増加する企業の貿易救済要求	61
1. 16年ぶりの201条提訴	61
2. 再び増加するアンチダンピング・相殺関税提訴	63
3. カナダ政府の WTO 提訴	67
第3節 トランプ政権の自主調査と対抗措置	68
1. 大統領令および大統領覚書による政府自主調査	68
2. 鉄鋼、アルミの国防条項調査	69
3. 中国の米知財権侵害調査	71
おわりに	72

第4章 通商政策史からみたトランプ政権.....	75
要約.....	75
はじめに	75
第1節 大統領（行政府）の役割はいつ頃、どのようにして形成されたのか.....	75
1. 「自律的関税」の時代	75
2. 「交渉による関税」の時代へ	76
第2節 大統領（行政府）が担うことになった役割の歴史的動向	77
1. 第二次大戦までの動向	77
2. 第二次大戦後の動向	79
第3節 トランプ政権の通商政策の特徴	82
おわりに	83
主要参考文献	83
 第5章 米国の貿易依存リスク	86
要約.....	86
はじめに	86
第1節 米国の相互依存関係の非対称性と貿易赤字	87
1. 相互依存関係の非対称性.....	87
2. 米国の貿易赤字	89
第2節 米国の対中貿易構造と対 NAFTA 貿易構造の比較.....	90
1. 拡大する米国の対中輸入依存.....	91
2. 米国の対カナダ、対メキシコ輸出依存は上昇.....	95
3. カナダ、メキシコと中国の貿易赤字.....	98
4. 米国の貿易依存リスク	102
第3節 中間選挙の年を迎えて「米国第一」が本格化.....	103
 第6章 米国の国家安全保障に関わる対内投資規制	105
要約.....	105
第1節 米国の対内直接投資規制と国家安全保障.....	106
1. 米国の対内投資規制	106
2. FINSA 法（「外国投資および国家安全保障法」： “Foreign Investment and National Security Act of 2007”）	106
3. FINSA 法の手続きと適用状況.....	108
第2節 事例からみた FINSA 法による CIFUS の審査	113

1. 大統領判断で買収を認めない決定をした事例.....	113
2. CFIUS の承認が得られず、買収を断念した契約案件	115
3. CFIUS の承認が得られた買収案件.....	116
4. 最近の買収契約案件にみる CFIUS の判断	118
第 3 節 CFIUS 権限強化.....	120
1. 相次ぐ米国企業の買収に対する警戒感と CFIUS の権限強化の動き	120
まとめにかえて	122
1. 国家安全保障に配慮した投資規制の強化は避けられない.....	122
2. 「歓迎される」投資・経営行動ができるかが課題	123
参考資料等	123
第 7 章 米韓 FTA 発効後の米韓貿易と韓国企業の米国進出の現状	124
要約.....	124
はじめに	124
第 1 節 米韓 FTA 発効後の貿易動向.....	125
1. FTA 発効前に想定された FTA 効果・影響	125
2. 米韓 FTA 発効後に拡大した韓国の対米貿易黒字	126
3. 米韓 FTA 発効と米韓貿易	127
4. 米韓 FTA の影響が明確でないサービス貿易	133
5. 米韓 FTA を巡る両国の動き	134
6. その他の通商問題	139
第 2 節 韓国企業の対米直接投資の推移と現状.....	141
1. 対米直接投資累計額でみた特徴	141
2. 1990 年代までの対米直接投資	141
3. 2000 年代以降の対米直接投資	142
4. 最近の主要な対米直接投資事例	144
参考文献	149
第 8 章 在米日系企業の最新動向	151
要約.....	151
第 1 節 米国市場の魅力を再評価する動き	151
1. 再び最大の輸出相手国に.....	151
2. 進出企業の北米事業比率も増加	153
第 2 節 日本企業の投資の動き.....	154

1. 米国向け投資は全体の 3 分の 1 超	154
2. グリーンフィールド投資は自動車分野が最多.....	155
3. 州別ではカリフォルニア州への投資件数が最多	156
4. 金融とハイテク分野での M&A が目立つ.....	158
5. 日本企業の南部への関心.....	160
第 3 節 在米日系製造業の動き	162
1. 過去 6 年にわたり半数以上の企業が事業拡大を検討.....	162
2. 米国内での地産地消が進む	163
第 4 節 非製造業の動き	165
1. 米国内で横展開の動き	165
2. 新規の米国進出も増える傾向.....	166
第 5 節 トランプ政権による事業活動への影響.....	167
1. 新政権の発足によるビジネスへの影響は限定的	167
2. NAFTA 再交渉の進展に留意	167
第 9 章 米国の国境税調整問題と税制度改革	170
要約.....	170
はじめに	171
第 1 節 大型減税法案の可決	172
第 2 節 減税改革の背景	173
第 3 節 GATT 時代の国境税調整	174
1. GATT の国境税調整 (BTA) と共和党・トランプ政権の国境調整税 (BAT)	174
2. GATT での経緯 (1960 年代)	175
第 4 節 共和党トランプ政権下における国境調整税	176
第 5 節 全世界所得課税に代わるテリトリアル課税	176
第 6 節 タックス・ヘイブン対策措置.....	177
1. タックス・ヘイブン対策の背景	177
2. 共和党トランプ政権によるタックス・ヘイブン対策.....	178
おわりに：今後の国際貿易および WTO 体制へ及ぼす影響.....	178

第1章 米通商政策の不確実性リスクに直面する在米企業 ～トランプ政権1年目の総括と在米企業の今後の事業展開～

米州住友商事ワシントン事務所

渡辺 亮司

要約

トランプ政権下、回復基調を続ける米国経済だが、産業界で新たなビジネスリスクとして懸念が広まっているのが米通商政策の行方だ。トランプ政権発足以降、通商コンセプトの軌道修正、通商の政治問題化の進展、世界貿易における米国のリーダーシップ欠如と孤立化などによって政策の不確実性が既に一部ビジネスにも影響が出始めている。2017年末、税制改革法が成立したことで、政権は自由貿易推進派が主導権を握る議会との良好な関係維持に配慮する必要性が低下。この状況下、トランプ政権は議会が懸念する通商政策の強硬化の兆候も見せている。そして2018年11月に中間選挙を控えていることから、今後、政権内では2016年大統領選でも支持確保の効果を発揮した通商政策における強硬策の主張が強まることが懸念されている。トランプ政権は通商の執行厳格化を通じ、中国を単独で脅すことで同国の国家資本主義政策を変えようと試み、米中貿易摩擦が避けられない事態に発展することも予想される。なお、一旦は遠のいたと思われていた米国のNAFTA離脱リスクも、それを恐れる米首都ワシントンの業界関係者の間で昨今、再び危機意識が高まっている。仮にトランプ政権が米国のNAFTA離脱を通知した場合、米国経済および雇用への影響は計り知れない。トランプ政権は、NAFTA再交渉で原産地規則の強化、投資家対国家の紛争解決（ISDS）の弱体化や撤廃、政府調達改定の改定など業界あるいはNAFTA加盟国が望まない「毒薬条項」¹を改訂版NAFTAに盛り込もうとしている。2017年秋以降、NAFTA離脱や「毒薬条項」に反対し、「NAFTA連合」をはじめ米国の様々な業界が過去に類を見ない規模で連携し、政権に対しロビー活動を展開している。米産業界はラストベルト地域をはじめ一般市民に対し情報発信すると同時に、ホワイトハウスに様々な方面からアプローチし、ソーシャルメディアも活用するなど新たな手法でNAFTA離脱を防ぐ取り組みを始めている。トランプ政権下、在米企業はワシントンで情報収集を強化し、強硬な通商政策の発動リスクに備えている。今後も重商主義的な「ゼロ

サム思想」の通商政策を政権が堅持する限り、当面、NAFTA 離脱リスクや強硬な通商政策発動リスクなど不確実性は解消されない見通しだ。

はじめに

トランプ政権 1 年目は米国経済にとって全般的にはポジティブであったと米産業界では評価されている。米国政治は混沌とし、大統領就任 1 年目の平均支持率は歴代最低の 39%² を記録するも経済には波及せず、米国の経済指標は前政権からの回復基調を維持した。トランプ政権は北朝鮮問題、ロシアとの緊張関係、政情不安の続く中東、中国の台頭など様々な地政学リスクを抱える国際情勢を前政権から引き継いだものの、幸運にも 2017 年にいずれも経済悪化をもたらすほどの事態に発展しなかった。世界経済の回復も米国経済に恩恵をもたらした。一方、2017 年の米国経済の足を引っ張ることが懸念されていたトランプ政権の通商政策の強硬策が導入されなかったことも米国経済の回復基調を支えた。トランプ政権 2 年目も、国際的な地政学リスクなどが経済に波及しない限り、米国経済は規制緩和、そして税制改革による景気刺激策の後押しもあって回復基調を続けることが予想されている。だが、トランプ政権自らの経済政策で唯一懸念が広まっているのが通商政策の強硬策だ。2018 年、中間選挙を軸に米国政治は動く中、支持率が低迷するトランプ大統領は経済実績をアピールする一方、有権者に 2016 年大統領選の公約実現を示すために通商政策で強硬策実行を本格化することも米産業界の間では懸念されている。トランプ政権発足以降、日本企業を含む在米企業は通商政策の動向についてワシントンでの情報収集を強化するとともに対策の事前準備に注力し始めている。

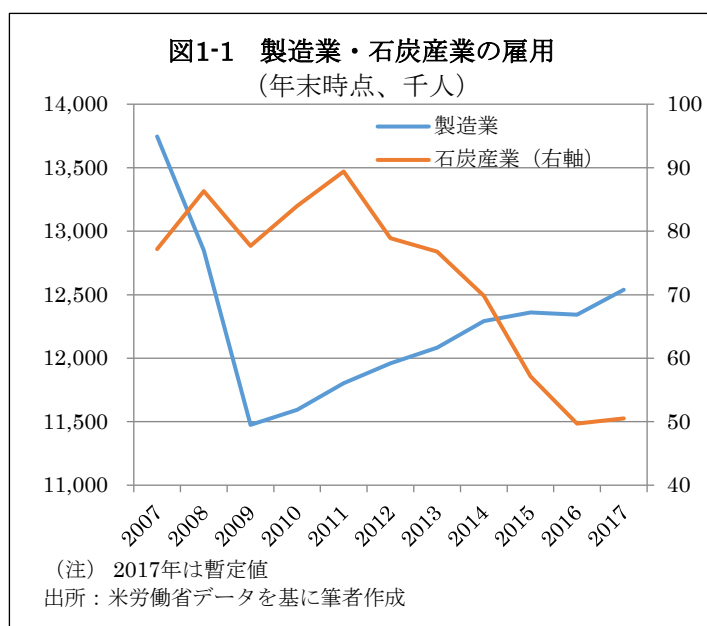
第 1 節 トランプ政権 1 年目：米政治は混沌するも経済は回復軌道へ

米国政治はトランプ政権の中枢にまで捜査が及んでいるロシアゲート疑惑、成立に失敗したオバマケア改廃案、移民政策、政府閉鎖の危機、与党共和党の内部分裂など引き続き混沌としている。2017 年、経済政策では税制改革法の成立、規制緩和などで成果を残したものの、2018 年中間選挙はトランプ政権および共和党にとって雲行きが怪しい。中間選挙の

前哨戦とも言われたバージニア州およびニュージャージー州の州知事選に加え、共和党が伝統的に強いアラバマ州選出上院議員補欠選やペンシルベニア州第18区選出下院議員補欠選などで共和党候補が民主党候補に相次いで敗れたからだ。現政権発足以降、「反トランプ」で団結する民主党支持者が勢いづいていることが投票結果に影響している。トランプ大統領は歴代大統領の中でも過去最低の支持率で推移していることから、中間選挙での共和党の苦戦は必至との分析が現時点では支配的である。中間選挙は通常、大統領の信任投票と化し、中間選挙結果を予測する上で大統領の支持率は最も重要な指標とも指摘されているからだ。1966年以降の中間選挙では、大統領の支持率が60%を超えると大統領と同じ政党は平均約3議席増加、支持率が50～60%の場合は平均約12議席減少、50%を下回ると平均約40議席減少と米政治専門家チャーリー・クック氏（ナショナルジャーナル誌、2017年11月9日付）は分析している。

だが、政治が混迷を極めるものの、経済は好調だ。2017年12月の失業率は4.1%と2000年以来の水準まで低下。就任1年目で失業率は0.7%ポイント低下した（就任時4.8%）。歴代大統領の就任1年目と比べ、トランプ大統領よりも失業率低下を達成できたのはビル・クリントン大統領[1993年（0.8%ポイント）]とジミー・カーター大統領[1977年（1.1%ポイント）]の2人のみだ。フルタイムを探すパートタイム従業者や職を探す意欲を失った人も含む広義の失業率である不完全雇用率も年初の9.4%から8.1%まで低下した。ローレンス・サマーズ元米財務長官が「最も安い景気刺激策」と呼ぶ企業信頼感も上昇傾向だ。米国の中小企業の景況感を調査している全米自営業者連盟（NFIB）中小企業楽観度指数の

2017年平均は1973年調査開始以来の最高値となる104.9ポイントを記録し前回記録の2004年平均104.6ポイントを上回った。税制改革法案の成立に向けた議会の取り組みに加え、規制緩和の推進なども企業の楽観的な見方を支えた。なお、トランプ大統領が2016年大統領選で雇用創出を訴えた製造業や石炭産業の雇用者数も2017年、回復基調を見せている（図1-1参照）。米民間調



査会社カンファレンスボードの消費者信頼感指数も年初の 111.6 ポイントから 2017 年 12 月には 17 年ぶりの高値となる 122.1 ポイントまで上昇した。市場は米国政治の混迷を「ニューノーマル」として受け止め始めている可能性も指摘されている。

2018 年は中間選挙の影響で議会機能は更なる停滞が予想される。中間選挙で議席数を増やす可能性が高まっている民主党はより影響力を持つ可能性がある次期議会〔第 116 議会（2019 年 1 月召集）〕まで共和党に協力しないインセンティブが働き、中間選挙前に共和党が成果をアピールできるような法案に賛同することはない。そこで新たにビジネスリスクとして懸念が高まっているのが、2016 年大統領選の激戦州で有権者から支持を受けた強硬な通商政策が実行に移されることだ。米国商工会議所は 2017 年末まで米産業界は税制改革法案の議会可決にロビー活動の時間と予算を割いてきた。だが、同法成立後の 2018 年、業界は通商政策に焦点をシフトし、特にトランプ政権による北米自由貿易協定（NAFTA）離脱を阻止するために活発に動き始めている。

第 2 節 トランプ政権 1 年目の通商政策の総括

1. 2017 年は米通商政策に地殻変動、高まるビジネスへの不確実性

2018 年 1 月、それまで通商面で強硬策を訴え激しく吠える犬のようであったトランプ政権は、長年利用されていなかった貿易救済措置の発動によってとうとう噛み付く事態に発展した。政権発足以降、次々と立ち上がった各種通商調査が期限を迎える中、最初にトランプ大統領が発動したのは 1974 年通商法 201 条（セーフガード）だった。2002 年のジョージ・W・ブッシュ政権以来となる同措置の発動を受け、米メディアでは「米中貿易戦争の勃発」などといった大見出しが飛び交った。同月開催された世界経済フォーラム「ダボス会議」でウィルバー・ロス商務長官は貿易戦争は日々見られると述べた上でトランプ政権で異なるのは「米国の軍隊は城壁で防衛していること」と語り、同政権が引き続き米国の通商法を厳格に執行していく方針を強調した。就任 2 年目に入った今日、トランプ政権の通商政策が徐々に実行に移され、政権の保護主義的側面がようやく浮き彫りになりつつある。

2017 年、在米企業にとっての最大リスクはトランプ政権の保護主義的な方針や政策が多々打ち出されたことによって、ビジネスの不確実性が高まったことであった。トランプ大統領の保護主義政策を公的な場で推進する行為はハーバート・フーバー政権（任期：1929

～33 年) 以来になるとロバート・ゼーリック元米通商代表部 (USTR) 代表は指摘する (フィナンシャルタイムズ紙、2017 年 8 月 22 日付)。米国憲法第 1 章第 8 条によると、議会は「諸外国との通商を規制する」権限を有する。議会共和党指導部は自由貿易推進派が占め、トランプ政権による過度な保護主義政策には抵抗を示すことである程度はけん制機能が働いている。2017 年、トランプ大統領が NAFTA 離脱を踏みとどまったのも自由貿易推進派の議会や一部の閣僚などの助言が大きかったと言われている。だが、議会は長年、各種法案を可決して通商権限を行政府に委譲してきたことからトランプ大統領は NAFTA 離脱通知発行や長年利用されてこなかった通商法の執行厳格化など強硬策を議会承認を経ずに実行に移す権限を保有し、ビジネスにとっての不確実性が高まっている。共和党の自由貿易推進派や産業界によるけん制、そして保護主義政策導入によって想定される米国経済への影響をどれだけ大統領が意識するかは政権発足から 1 年以上が経過した今でも未知数だ。トランプ政権の通商政策のその不確実性を米産業界は引き続き懸念を抱きながらビジネス活動を行わざるを得ない見通しだ。ビジネスにとっての不確実性の根源は (1) トランプ政権下での通商コンセプトの軌道修正、(2) 通商の政治問題化の進展、(3) 世界貿易における米国のリーダーシップ欠如と孤立化の 3 点に集約できる。

2. トランプ政権下での通商コンセプトの軌道修正

トランプ政権の通商政策は重商主義的な「ゼロサム思想」に基づいている。ウォール・ストリート・ジャーナル紙のグレッグ・イップ経済担当チーフコメンテーターは、トランプ大統領は通商政策について「ニューヨークの不動産業と同じ勝ち負けの世界だと考えている」と指摘している。つまり、これまで米国は自国にとって不利な貿易協定を締結してきた結果、(貿易の勝敗の物差しである) 貿易赤字が拡大し、米国は負けているとトランプ大統領は捉えている。例えば NAFTA 再交渉においても、カナダ、メキシコ両国は貿易・投資拡大で全ての北米諸国が恩恵を享受する「ウィンーウィンーウィン」を狙っているのに対し、トランプ政権は米国だけが勝利することにしか関心を示していない。歴代の政権も輸入よりも輸出を重視する通商政策を推進してきたが、トランプ政権で異なるのは貿易赤字、特に 2 国間の貿易赤字を最重視している点だ。

トランプ政権の通商政策における貿易赤字に対するこだわりは政権幹部の発言の節々で感じられる。ある米商務省高官によると、商務省内で開催されている同省幹部の会合は毎回、ウィルバー・ロス商務長官に対し、(1) 米国が 100 億ドル以上抱えるモノの貿易赤字大国 16 か国（表 1-1 参照）、(2) 通商法の執行状況の 2 点について報告することから始まるという。米国の貿易赤字の約半分は中国が占めており、対中強硬策の根拠ともなっている。貿易赤字削減を重視する政権の姿勢は USTR 内でも共有されており、

表1-1
米商務省が監視するモノの貿易赤字大国(16カ国)
2016年に米国のモノの貿易赤字100億ドル以上の国

順位	国名	貿易赤字額 (10億ドル)
1	中国	347
2	日本	69
3	ドイツ	65
4	メキシコ	64
5	アイルランド	36
6	ベトナム	32
7	イタリア	29
8	韓国	28
9	マレーシア	25
10	インド	24
11	タイ	19
12	フランス	16
13	スイス	14
14	台湾	13
15	インドネシア	13
16	カナダ	11

出所: 米国勢調査局データを基に筆者作成口

NAFTA 再交渉にもあてはまる。交渉に携わるある USTR 職員によるとトランプ大統領はロバート・ライトハイザー USTR 代表に対し、NAFTA 再交渉の最優先事項として貿易赤字削減を指示しており、政権内ではその目標を達成できる合意こそが交渉の「勝利」と位置付けているという。

今日、貿易赤字はマクロ経済の結果であり、通商政策では解決できないといった見解は大半のエコノミストの間で一致している。ダートマス大学のダグラス・アーウィン経済学教授はトランプ政権の通商交渉の問題点は、貿易の「ルール」ではなく「結果」を交渉することによって 1980 年代に米国が貿易赤字を懸念し対日貿易で行ったような管理貿易政策に走ることと指摘する。例えば本来は他国の市場アクセスを交渉するべきであるのが、貿易収支を交渉していることを問題視している（ウォール・ストリート・ジャーナル紙、2017 年 12 月 15 日付）。

重商主義的な「ゼロサム思想」に基づくトランプ政権の通商交渉では米国が少なくとも国内向けに勝利宣言できる内容を得られなければ交渉妥結に至らない。従って、NAFTA 再交渉、もしくは米韓 FTA 再交渉では交渉相手国の抵抗などにより交渉決裂のリスクが常につきまとい、ビジネスの不確実性が高まっている。

3. 通商の政治問題化の進展：主に中国に対し貿易救済措置拡大

トランプ政権下、通商の政治問題化が進展した。既存の通商法の執行厳格化は、これまでも多くの政権が取り組んできており、オバマ前政権も例外ではなかった。だが、トランプ政権では発足以降、特にラストベルト地域の製造業や鉄鋼業などへの支援をアピールするため、関連業界からの貿易救済措置の提訴を歓迎し、米業界を保護する姿勢を従来以上に強めている点で歴代政権と異なる。これまで担当省庁が日常業務の一環として行ってきた貿易救済措置も、トランプ政権下ではより多くの国民の目に留まるよう政治の表舞台に登場するようになった。公式プレスリリースで商務長官自らが毎回、調査結果を大々的に称賛するといった行為は過去には見られなかったことだ。本来中立であるべき商務省のアンチ・ダンピング関税（AD）、相殺関税（CVD）の審査は、歴代政権でも政治的な影響を受けてきた。だが、トランプ政権下では政治的な影響が明らかであり、業界が保護主義的な AD/CVD 提訴をしやすい環境を同政権は醸成している。数値にもその影響は明確に表れている。2017 年、商務省による AD/CVD 調査開始件数は計 23 件³ に上り、2001 年以来の最多を記録した。

なお、2017 年 11 月、商務省が中国製アルミニウム製品に対する AD/CVD について業界の提訴に基づかず同省の判断で調査を開始する「自主調査」を立ち上げた。商務省による「自主調査」は、AD は 32 年振り、CVD は 26 年振りの実施だ。今後、他の品目でも AD/CVD についての「自主調査」が行われる可能性を通商専門家は指摘する。「自主調査」は世界貿易機関（WTO）違反ではないが、商務省の結論ありきの調査実施で、貿易救済措置プロセスの政治問題化と一般的に捉えられている。

トランプ政権下、AD/CVD 以外にも、長年利用されてこなかった通商法に基づく調査が多数開始されている（表 1-2 参照）。対象の多くは中国を標的としている。2018 年に入ってから 1 月 30 日のトランプ大統領による「一般教書演説」を前に支持基盤の白人労働者階級にアピールすることを狙い、大統領は複数の保護主義的な対策を発表した。セーフガードに続いて 3 月、トランプ政権が発動を決定したのが 1962 年通商拡大法 232 条だ。WTO 発足以降では、米国が 232 条に基づく輸入規制措置を発動するの初めてだ。これら対策に寛容な大統領の姿勢を受け、2018 年は長年利用されてこなかった通商法に基づく貿易救済措置の申し立てが他の業界でも追隨して見られる可能性も通商専門家の間では指摘されている。

表 1-2 政権の権限で発動があり得る保護主義的な通商上の執行措置の強化

	各種通商政策	発動の法的根拠	主な対策	主な対象国	対象品目・分野	2017年の動き	2018年の動き・見通し
貿易	1930年関税法 反ダンピング関税 (AD)・相殺関 税 (CVD)	ダンピングや政府補助 金を受けた品目の輸 出が輸入国の国内産 業に被害	関税率引き上 げ	中国が多い が、案件ごと にカナダ、日 本、ベトナム など様々な国 が対象	主に製造業の 品目が対象	2017年、商務省は23件 のAD/CVD調査を開始。 調査案件数は、2001年 以来最多。商務省自らが 調査開始を判断した自主 調査もあり（中国製アルミ 合金版）。	国内産業の保護に寛容なトラ ンプ政権下、引き続き、 AD/CVDを提訴する企業は増 え、調査・貿易救済措置は増 加の見込み。
	1930年関税法 迂回防止措置	企業がAD/CVD対 象品目を課税逃れの ために迂回輸出する 行為を防止	関税率引き上 げ	中国が多い	アルミニウム押出 製品、鉄鋼製 品、ダイヤモンド 鋸刃など多数の 品目	2017年7月、中国製のアル ミニウム押出製品に対し 迂回輸出と最終決定。 2017年12月、ベトナム製 鉄鋼製品に対し中国からの 迂回輸出と仮決定。ダイヤ モンド鋸刃は2017年12月 調査開始決定。	国内産業の保護に寛容なトラ ンプ政権下、引き続き、迂回防 止措置の申し立ては増え、調 査・貿易救済措置は増加の見 込み。
	1974年通商法 201条（セーフ ガード）	対象品目の輸入急 増が、国内産業に重 大な損害またはその 恐れが存在 （AD/CVDなどよりも 被害認定のハードル は高い）	関税率引き上 げ、輸入数量 制限など	中国、韓国	太陽光パネル、 洗濯機	2件調査開始。ITCが何れ も米産業に被害ありと認 定。	2018年1月、ITCの貿易救済 措置の提案に基づき、トラ ンプ大統領が対策を決定。201 条に基づくセーフガードは2002 年以降の発動。
	1974年通商法 301条	貿易協定違反、貿易 障壁など不公正な貿 易慣行	交渉後、不公 正な貿易慣行 が是正されない 場合は関税率 引き上げなど報 復措置を導入	中国	技術移転策、イ ノベーション、知 的財産権 (IP) 侵害	2017年8月、USTRは中 国が左記の分野で不公正 な貿易慣行をとっているか 調査を開始。	2018年春、USTRは左記の 調査結果・対策案をトラ ンプ大統領に報告の可能性（本 来の締め切りは2018年8月） 。トラ ンプ大統領は対策実行の 見通し。本件の結果次第で は、他の米業界から301条の 申し立てが続く可能性あり。
	1962年通商拡大 法 232条	輸入による米国の国 家安全保障への悪影 響	関税率引き上 げ、輸入数量 制限など	世界	アルミニウム、鉄 鋼製品	商務省で調査報告書をと りまとめ。	2018年1月、商務長官から大 統領に対し調査結果・対策案 （関税や輸入数量制限）を報 告。大統領は3月対策決定。
	2015年貿易優遇 延長法 (TPEA) 504条	対象企業の国内販 売が小さい場合、販 売価格や生産コスト を考慮するのではな く、政府の関与、エネ ルギー資源の影響など 考慮することが可能。	関税率引き上 げ	中国、韓国	油井管 (OCTG)	2017年4月、韓国製 OCTGの行政レビューで 504条に基づき、関税引き 上げを決定。504条は法 施行以降、初めての利用。	商務省は中国対策の一環で 他の品目でも504条を多用す る可能性あり。業界も504条に 基づく貿易救済措置を要請す る可能性あり。
投資	CFIUS（対米外 国投資委員会） の投資規制	企業による対米投資 が米国の国家 security に被害を及ぼすリスクが 存在	対米投資を拒 否	主に中国を 想定	国家 security に関わる対米投 資	外国投資リスク審査近代 化法案 (FIRRMA) を上 下両院で提出。	同法は上下両院で超党派の 支持を得ていることから、 2018年に同法は成立見通 し。

出所：各種資料を基に筆者作成

現政権下、ビジネスにとっての不確実性を更に高めているのが、通商に関わる大統領令や覚書だ。トランプ大統領が指示した調査の多くが既に期限を迎えているが、これら調査結果をもとに政権の権限で実行可能な貿易・投資政策の発動が懸念されている（表 1-3 参照）。

表 1-3 トランプ政権発足後に発行された通商に関わる大統領令・覚書の現状と見通し

	各種調査・指示	主な内容	発行日	オリジナル 締切日	現状・見通し
大統領令	貿易赤字	商務省およびUSTRが関連省庁と協議した上で、2016年の米国のモノの貿易赤字が100億ドルを超えた16か国について、国ごとに貿易赤字の要因を分析し、報告書にまとめる。	2017年 3月31日	2017年 6月29日	商務省がホワイトハウスに2017年6月報告済みだが、報告書は一般には公開されていない。だが、商務省高官の話によると、貿易赤字大国、16か国は省内で重点的にモニターされているとのこと。
	AD/CVD徴収・執行厳格化および貿易関税法違反に関する対策	国土安全保障省は関連省庁と協議した上で、AD/CVD徴収・執行厳格化および貿易関税法違反に関する対策についてそれぞれ報告書にまとめる。	2017年 3月31日	2017年 6月29日	報道によると、国土安全保障省は2017年7月時点では内容を未だ確認中であり、大統領には未報告。最新状況は不明。
	バイ・アメリカン、ハイヤー・アメリカン	全ての省庁の長が、自らの省庁におけるバイ・アメリカン法の監視、執行などについて大統領に対し報告書にまとめる。	2017年 4月18日	2017年 11月24日	報道によると、報告書はホワイトハウスで確認中だが、一般には公開されていない。
	貿易協定の違反・乱用	米国が締結している既存の全ての貿易投資に関わる協定について、その効果を検証し、報告書にまとめる。	2017年 4月29日	2017年 10月25日	報道によると、報告書は期限内にホワイトハウスに提出済みだが、一般には公開されていない。
	重要鉱物資源の確保・安定供給に関する連邦政府の戦略	米国経済および安全保障にとって重要な外国産鉱物資源について内務省がリストアップし、外国依存度を減らすなど対策を商務省が他省庁と連携して調査し報告書にまとめる。	2017年 12月20日	2018年 2月18日	米国経済および安全保障にとって重要な外国産コモディティについてリストアップを2月18日までに関係省庁に配布。対策に関する報告書はリスト配布から180日以内に商務省より大統領に提出。
大統領覚書	米国のTPP離脱	トランプ大統領は就任直後、選挙公約通りTPP離脱を発表し、TPP署名国に通知。米国は各国と2国間FTA交渉に入ることを表明。	2017年 1月23日	即日適用	2017年11月、米国を除くTPP署名国で構成されるTPP11（CPTPP）は2018年3月に署名。2019年発効の可能性あり。米国はTPP署名国と2国間FTA締結を目指しているものの、対応する国はない見通し。
	米国のパイプライン建設	商務省は、新規・改修用のパイプラインは米国産の素材・機器を利用するための計画を策定。	2017年 1月24日	2017年 7月23日	報道によると商務省は期限内にホワイトハウスに計画書を提出済みだが、一般には公開されていない。現在、ホワイトハウスで内容を確認中。仮に政策が実行された場合は他国によるWTO提訴で米国は敗訴の見通し。

* 232条（アルミニウムおよび鉄鋼製品）と301条に関する大統領覚書については表1-1に記載のため、表1-2では省略。

出所：大統領令、大統領覚書、インサイドUSTR誌などを基に筆者作成

4. 世界貿易における米国のリーダーシップ欠如と孤立化

トランプ政権は発足以降、多国間 FTA ではなく 2 国間 FTA 締結を目指す方針を貫いてきた。従来の米政権は超党派で NAFTA、環太平洋経済連携協定（TPP）、中米自由貿易協定（CAFTA）、環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）、WTO など多国間の通商交渉を行ってきた。歴代政権はこれらの FTA 交渉の主導権を握り、自国産業に有利なルール作りを中心に掛けてきた。だが、トランプ大統領は 2016 年大統領選で TPP、NAFTA、WTO などの批判を繰り返し、政権発足直後には TPP 離脱を表明した。NAFTA、WTO などは確かに協定発効から 20 年以上経過し、今日の時代に即した協定に更新が必要である。だが、米国は前述の「ゼロサム思想」を堅持する中、国内外の抵抗で FTA 交渉をリードできていない。

トランプ政権は TPP 離脱後、TPP 参加国とは個別に 2 国間 FTA 締結の考えを表明している。しかし、2018 年 3 月、TPP11 は署名に至った一方、米国は TPP 参加国と 2 国間 FTA 交渉を 1 件も新たに開始することが出来ていない。米国にとって最も重要な貿易相手国のカナダ、メキシコとの NAFTA 再交渉でさえ米国が「毒薬条項」提示などで一方的な交渉を進める様子を各国は見守っていると通商専門家は分析する。従って今後、米国から新たに自国との 2 国間 FTA 交渉の要請があったとしても応じないことが予想されている。本来、米国は TPP 発効後に新たに得られていたであろう環太平洋地域の市場を獲得できず、機会損失が生じ、世界貿易において米国は孤立化が進むリスクが高まっている。米国内では農畜産業などが対日輸出などで TPP11 参加国に対し競争力を失うことを懸念し始めている。同月、全米小麦生産者協会（NAWG）と米國小麦協会（USW）は、カナダ産やオーストラリア産の小麦の関税が下がることによる両国の対日輸出拡大で米国企業が輸出市場を失うことを懸念する声明を発表した。TPP11 は米国抜きで発効する可能性が高まっている現状、米産業界には焦りの色が見え始めている。

5. 2018 年、通商法の執行厳格化に本腰を入れるトランプ政権：米中貿易摩擦の表面化

税制改革法が成立したことで、2018 年はトランプ政権は通商に焦点をあてるとの憶測が広まっている。税制改革法案審議の過程では議会共和党との関係悪化を懸念し、トランプ大統領は保護主義政策を控えてきたとも言われている。

NAFTA および米韓 FTA の再交渉は、米国が一方的な要望を続ける限り合意に至るのは難しく、交渉は長期化することが予想される中、トランプ政権はより早期に成果を見出すことが可能な通商法の執行厳格化（表 1-2 参照）に焦点をあてることも考えられる。対中通商政策では、北朝鮮問題で中国の協力を得るため、これまで安全保障面も考慮していたことをトランプ大統領は述べている（ニューヨークタイムズ紙、2017 年 12 月 28 日付）。だが、対中貿易赤字が過去最大規模に至る中、2018 年は中間選挙を控えて米中貿易摩擦が避けられない事態に発展することが予想される。オバマ政権では TPP という多数の国からなる米主導で作ったルールに基づく自由貿易圏の巨大市場を構築し中国を囲い込むことによって中長期的に中国の国家資本主義政策を変えようとする戦略を推進した。TPP 離脱と同時にトランプ政権はその戦略を捨てている。一方、中国で各種貿易・投資問題に直面している米国企業の実態は変わらないため、トランプ政権は通商の執行厳格化を通じ中国を単独で脅

すことで中国の国家資本主義政策を変えようと試みる。だが、中長期的なリスクは、米国の単独行動によって本来、解決を求められている中国の国家資本主義の問題からトランプ政権の保護主義政策に世界の焦点がシフトしてしまうことだ。それによって、中国による重商主義的な「メイド・イン・チャイナ 2025」などの国家資本主義政策推進を世界が見過ごし、戦後、米国が主導し推進してきた自由貿易を主軸とした世界貿易体制が蝕まれることになりかねない。TPP が合意に至った 2015 年 10 月、オバマ大統領は「中国のような国に世界経済の規則を書かせてはならない」と訴えた。だが、米国の TPP 離脱によって、アジア太平洋地域では「貿易の重力モデル」に基づき自然と中国との貿易量が拡大する近隣諸国に対し、中国の貿易ルールが影響を及ぼすことが予想される。米中貿易摩擦が拡大する一方、アジア太平洋地域での米国の更なるプレゼンス低下が懸念される所以だ。

6. 日本勢含め中国勢以外にも通商面で安全とは言えない

トランプ政権の通商政策の主な標的は前述の通り米国の貿易赤字の約半分を占め、国家資本主義政策で貿易摩擦が生じている中国である。だが、保護主義政策に寛容な同政権下、日本企業をはじめ中国以外の国籍の企業も米国企業の標的となるリスクは依然として存在する。ワシントンの一部の通商専門家の間では、トランプ大統領と安倍首相の良好な関係から通商面で日本が標的になることはないとの分析もある。だが、引き続き、日本も注視すべきといった見方が支配的だ。前述のゼーリック元 USTR 代表も首脳訪問だけで、トランプ大統領の標的から日本は免れたと思ったら間違いだと指摘している。日本はトランプ政権が重視する米国のモノの貿易赤字で上位にランクインしている（2016 年は中国に次ぐ 2 位、2017 年は中国、メキシコに次ぐ 3 位）。232 条に基づく輸入規制措置では、大統領布告発行時点では日本も対象に含まれ、日本は交渉次第で除外とするか米国が判断することとなった。2018 年以降、米国経済の成長加速などによって貿易赤字が拡大し、トランプ政権の保護主義スタンスが強化されるリスクもある。更には署名に至った TPP11 をはじめ世界各国で FTA 締結の動きがある反面、新たに 2 国間 FTA をひとつも締結できずにいる米国が保護主義政策を強めるリスクもある。日米経済対話で成果が出ずに時間だけが経過した場合、米国の対日圧力が強まることを懸念する通商専門家もいる。

この他、リスクが極めて高いのが特定の品目についての貿易救済措置で日本企業も標的に含まれることだ。2017 年、チタンスポンジの AD/CVD 案件では米国企業の貿易救済措置

の提訴によって日本企業が標的となった。保護主義政策に寛容なトランプ政権下、個別品目で日本企業に悪影響をもたらす提訴は今後も続くことが予想される。以前から利用されてきた AD/CVD などの貿易救済措置については超党派で支持されており、議会も政権による同措置の執行厳格化に基本的には賛成だ。更にはオバマ政権下、成立した「2015 年貿易優遇延長法 (TPEA)」(2015 年 6 月発効)や「2015 年貿易円滑化および貿易執行法 (TFTEA)」(2016 年 2 月発効)によって、既に商務省、国際貿易委員会 (ITC)、国土安全保障省税関・国境取締局 (CBP) の執行機能強化が図られている。同法によって、AD/CVD 判断や業界への被害認定などにおいて政府当局の権限が拡大している中、2017 年 4 月、韓国製 OCTG (油井管) の行政レビューで商務省が TPEA504 条 (「特殊な市場状況」条項) に基づき関税引き上げを決定するといったケースもある。従って国内産業にとっては提訴するインセンティブも高まっており、2018 年も米国企業によるこれら新法を根拠とした提訴が続く可能性が高い。

第 3 節 通商の不確実性リスクに対する在米企業の対策

日本企業を含む在米企業が直面する通商政策の最大の課題は前述の通り不確実性の高まりだ。その不確実性が既にビジネスリスクとして表面化し始めている事象およびその対策は大きく 3 つに分類できる。1 つ目が NAFTA や米韓 FTA などの FTA 再交渉の動き。2 つ目が政権による貿易救済措置に関わる動き。そして 3 つ目がトランプ大統領がソーシャルメディアなどを通じ特定企業を批判する動きだ。FTA 再交渉についてはワシントンの業界団体が活発に動いている。企業 1 社で米政権に圧力をかけることはインパクトに欠ける。特に「毒薬条項」や離脱に反対する姿勢は企業を問わず共通する要望であることから日本企業も含め各社は業界団体を通じて政権に訴えかけている。一方、貿易救済措置については 232 条のように長年利用されてこなかった通商法に対しては業界団体で圧力をかけているケースもあるが、AD/CVD の個別案件については企業ごとに対応しているケースが多い。そして企業批判対策についてはトランプ政権下、新たに準備をしているところもある。いずれも共通するのは事前の情報収集に各社が取り組んでいることだ。以下、トランプ政権以降、新たに取り組みが見られる業界のリスク対策をそれぞれ紹介する。

1. FTA 再交渉・離脱リスクー業界で連携し対応

日本企業も含め在米企業が最も懸念を強めているのがトランプ政権の NAFTA 再交渉の行方だ。TPP と異なり、既に四半世紀前の 1994 年 1 月に発効した NAFTA によって製造業を中心に北米ビジネスは一体化しているため、NAFTA 離脱あるいは弱体化がもたらすビジネスへの影響は大きい。2017 年 12 月、ワシントンで開催された米通商政策に関わる会で米業界団体幹部は「型破りの政権には、型破りの手法で対抗せねばならない」と述べ、NAFTA 継続に向けて新たな手法で対策を打つ必要性を訴えた。米国商工会議所の推計では今日、NAFTA に依存する米国雇用は 1,400 万人（対カナダ貿易：800 万人、対メキシコ貿易：600 万人）にも上る。また、米商務省によると 2016 年の米国からの輸出はカナダ向けが 1 位、メキシコ向けが 2 位の規模を誇り、両国合わせた輸出額は米国の全輸出額の 3 分の 1 を超える。北米地域では密接なサプライチェーンが形成され域内経済が一体化している今日、仮にトランプ政権が米国の NAFTA 離脱を通知した場合、米国経済および雇用への影響は計り知れない。戦々恐々とする業界は昨今、離脱を防ぐために新たな手法で抵抗を始めている。

過去に類を見ない規模の業界連携

2017 年 10 月、ワシントン市内で NAFTA 継続・最新化を米産業界が連携して訴える「NAFTA 連合」が立ち上がった。決起集会には総勢 100 人を超えるワシントンのロビイストを中心とした業界関係者が集った。同連合メンバーには米国商工会議所、ビジネス・ラウンドテーブル、全米外国貿易評議会（NFTC）、全米製造業者協会（NAM）、サービス産業連盟（CSI）、米国農業会連合（AFBF）など米産業界を代表する業界団体が勢ぞろいし過去に類を見ない規模の業界連携が見られる（表 1-4 参照）。多岐に渡る業界をカバーする「NAFTA 連合」以外にも自動車業界、食料・農業、小売・アパレル業界など個別の業界において続々と業界団体や企業が連携し、政府に対する NAFTA 継続・最新化の働きかけを開始している。例えば 2017 年 10 月、自動車業界では「Driving American Jobs（米雇用増を推進）」と称する連合を立ち上げ、NAFTA 推進の活動を展開している。自動車メーカーでは米ビッグスリーだけでなく国籍を問わず外資系自動車メーカーも同連合に参加している。また、完成車メーカーの横の連携だけでなく、自動車部品メーカー、ディーラーなど縦の連携も見られ、自動車業界の様々な企業・団体が参画している。

表 1-4 新たに発足した NAFTA 離脱反対・啓蒙活動を展開する各種業界団体の連合

業界	活動名・グループ名称	参加団体	主張・活動内容	ソーシャルメディア	発足時期
全産業	NAFTA連合	米国商工会議所、ビジネス・ラウンドテーブル、全米外国貿易評議会（NFTC）、全米製造者協会（NAM）、サービス産業連盟（CSI）、米国農業会連合（AFBF）など幅広い業界が参加。	主張： NAFTA離脱反対、「Do No Harm（損害を与えない）」の方針に基づく改定、NAFTAは米経済・国民生活に恩恵をもたらした。 活動： 従来の議会・政権へのロビー活動に加え、新たな手法を導入。草の根活動、ソーシャルメディア活動、大手企業幹部からトランプ政権中枢へのアプローチ、州知事経由での政権中枢へのアプローチなど。	#NAFTAWorks	2017年10月
	米国のために貿易	米国商工会議所、ビジネス・ラウンドテーブル、全米製造者協会（NAM）、米国農業会連合（AFBF）が参加。	主張： 国民の日常生活にNAFTA、KORUSなど通商協定は恩恵をもたらしている。 活動： FTAの近代化、国民へのFTAのメリットに関して啓蒙。	@Trade4America	2018年1月
自動車	米雇用増を推進する連合	米自動車政策評議会（AAPC）、世界自動車メーカー協会（Association of Global Automakers）、自動車製造者連盟（AAM）、自動車部品工業会（MEMA）、米国際自動車ディーラー協会（AIADA）などが参加。	主張： 自動車業界の原産地規則強化、その他保護主義政策導入に反対。 活動： ウェブサイト「Driving American jobs(米雇用増を推進)」を通じてNAFTAの自動車産業に携わる労働者への恩恵を顔が見える形でアピール。	@DrivingUSAJobs	2017年10月
食料・農業	自由貿易を支持する農業従事者	マックス・ボース元上院議員（民主党）、ディック・ルーガー元上院議員（共和党）が率いる農畜産業の自由貿易を推進する超党派団体。米国農業会連合（FB）、全米豚肉生産者協議会（NPPC）など支持。	主張： NAFTA離脱反対。NAFTA離脱は米農畜産品に対し増税となり、輸出市場を失うリスクあり。 活動： 草の根でNAFTAをはじめ貿易の恩恵について訴求し、NAFTA維持活動へ農業従事者の動員を狙う。	@FarmersForTrade / #Farmers4NAFTA	2017年9月
小売・アパレル業界	米国グローバルバリューチェーン連合	米ファッション産業協会（USFIA）、米国アパレル・履物協会（AAFA）、全米小売業協会（NRF）、大手ブランド各社が参加。	主張： 繊維業界の原産地規則強化に反対。 活動： 正式な組織は設立されていないものの原産地規則強化を防ぐため、非公式に各業界団体が協力して活動。	@USGVC / #GlobalValueChain	2017年10月
全産業・北米全体	北米経済同盟（NAEA）	米国商工会議所、メキシコ企業家調整評議会、カナダ商工会議所が参加。	主張： NAFTA再交渉を通じ、北米地域としての競争力向上を目指す。 活動： NAFTAの恩恵について国民意識を高め、NAFTA再交渉が「Do No Harm（損害を与えない）」の方針を守るよう政府および交渉官をサポート。	@USChamber、@CCE_Mexico、@CdnChamberofCom	2017年6月

出所：各種資料、ヒアリングを基に筆者作成

業界関係者によると、ここまで幅広く自動車業界が一体となってロビー活動を行うのは米国史上初という。なお、議会が設置している大統領通商政策・交渉諮問委員会（ACTPN）、農業政策諮問委員会（APAC）など諮問委員会の話もトランプ政権は十分に聞いていないと言われている。従来の手法がトランプ政権では通用しないことも、業界団体が連携し規模で議会そして政権に対し圧力をかけるといった新たな動きに繋がっている。

2. 型破りの取り組みを始めた米産業界、NAFTA 連合

従来の手法でロビー活動を行っていても、トランプ政権の通商政策に影響を及ぼすことはできないとの問題意識が各業界団体で一致している。そのため、「NAFTA 連合」では幅広い業界の連携で政権に対抗する以外に、訴えるメッセージやメディアなど斬新な手法を検討するとともに、トランプ政権に合わせ新たな標的にアプローチを開始している。以下、「NAFTA 連合」の取り組みについて、歴代政権では見られなかった目新しい動きを中心に紹介する。

新たな標的： トランプ支持者をはじめ「ベルトウェイの外」⁴ の一般市民

「NAFTA 連合」はトランプ大統領の NAFTA 離脱通知を防ぐため、従来の議会・政権に対するロビー活動を展開している。だがそれ以外に、一般国民に対する NAFTA 啓蒙活動を新たに開始している。

共和党で異例の保護主義政策を訴え 2016 年大統領選を制したトランプ大統領の当選に貢献したラストベルト地域で製造業に従事する労働者に対し、「NAFTA 連合」は通商に対する意識改革を狙って、直接アプローチを開始している。従来は広報活動が希薄であった「ベルトウェイの外」に対し、NAFTA の恩恵をアピールする試みを積極的に展開し始めている。例えば、米国商工会議所は「#FacesofTrade」キャンペーンを通じ、ソーシャルメディアを中心にオンライン上で中小企業オーナーの声を顔が見えるようにして紹介している。更には、各州の地元商工会議所と連携し NAFTA をアピールするイベントを開始した。労働者自らの雇用が貿易とどのように関わっているかといった雇用のバリューチェーンを伝える取り組みなども検討されている。

一方、労働者以外にも一般国民に対して NAFTA の恩恵を訴える動きも新たに見られるようになった。農畜産分野では政権に対するロビー活動はこれまでも行われてきた。しかし、同業界は一般消費者に対してこれまで、あまり NAFTA の恩恵についての啓蒙活動を行ってこなかった。新たな取り組みとして注目されているのが、多くの米国民の朝食には欠かせないベーコンだ。全米豚肉生産者協議会（NPPC）が運営するベーコン好きが集うウェブサイト「Baconeering.com」やソーシャルメディア「Baconeers」では、米国の国民食といえるベーコンの値上げリスクなど NAFTA 離脱が与えかねない影響について情報発信を開始している。今日、多数の米国人にとってベーコンは身近な存在であることから反響を呼んだ。また、「NAFTA 連合」に参加する他の団体も NAFTA の恩恵についてインフォグラフィックなどを作成してウェブサイト上で国民に分かりやすい説明をする試みを始めている。このように通常、貿易政策とは無縁の一般国民も NAFTA 離脱の脅威について身近に感じることができるよう、新たなアプローチが始まっている。つまり、米産業界はトランプ政権の支持基盤を含む一般国民「ベルトウェイの外」にとっても NAFTA がどれだけ日常生活に不可欠であるか気づいてもらうことを狙っているようだ。ラストベルト地域では、製造業を中心に主に機械化などの技術革新やグローバル化が影響し経済の衰退が進んだ。同地域で、

経済苦境のスケープゴートにされてきた NAFTA をはじめ自由貿易について国民意識を変え、NAFTA を崩壊あるいは弱体化しかねないトランプ政権に草の根レベルで抵抗勢力を築こうとする業界の試みが始まっている。

(1) 様々な方面からホワイトハウスにアプローチ

トランプ政権下、従来の議会・政権に対するロビー活動も手法が異なるようだ。産業界は通商政策を所管する USTR や商務省ではなく、影響力を握っているホワイトハウスへのアプローチを強化している。その際、マイク・ペンス副大統領、議会共和党議員、州知事などいずれも業界の味方となる自由貿易推進派、かつトランプ大統領に近い人物を通すといった動きが見られるようになってきている。なお、歴代政権は企業利益などを重視していたというが、トランプ政権では企業利益の話では政権は動かないという。政権幹部の話から、政権が真剣に耳を傾けるのは「雇用拡大」であることから、それを前面に出したメッセージ発信を産業界は新たに心掛けている。直近では離脱リスクが浮上していることで、NAFTA がもたらした恩恵以外に離脱時の雇用喪失リスクについても「NAFTA 連合」は警鐘を鳴らしている。

ホワイトハウス： 自由貿易推進派のペンス副大統領を仲介役に

NAFTA 離脱リスクが高まる中、「NAFTA 連合」傘下の大手企業の経営陣がホワイトハウスに直接アプローチする動きが見られる。また、通商政策を所管する USTR や商務省だけでなく、「NAFTA 連合」はペンス副大統領に新たにロビー活動を開始している。この背景にはライトハイザーUSTR 代表やロス商務長官は業界の要望を十分に聞く耳を持っていないのではないかと懸念が広まってきていることがあるようだ。2017 年 11 月、米ビッグスリーの幹部が副大統領と面談するためにホワイトハウスを訪問した。カナダ・メキシコ向けに農業や自動車の輸出が多い州選出の上院議員のグループも 2017 年 12 月そして翌年 1 月にも副大統領を訪問している。ペンス副大統領の地元インディアナ州には多数の自動車メーカーの製造拠点があり、経歴からも明らかに自由貿易推進派である。業界、そしてその意向を受けた議会はトランプ政権の通商政策においてペンス副大統領が政権側と業界側の仲介役として機能することに期待を寄せている。

州知事： ホワイトハウスに近い州知事に期待

トランプ政権下、その影響力に期待がかかっているのが共和党の州知事だ。前インディアナ州知事であったペンス副大統領の元同僚でもある共和党の州知事が副大統領に対し地元経済や雇用への影響について訴える動きが活発化している。州知事が政権に積極的にアプローチするようになった背景には、「NAFTA 連合」をはじめ業界が州知事に圧力をかける戦略が功を奏したようだ。

連邦議会： けん制機能として業界から期待される議会

米国憲法第 1 章第 8 条によると、議会は「諸外国との通商を規制する」権限を有する。従って、最終的には NAFTA 崩壊に対し、抵抗勢力として期待されるのが議会である。「NAFTA 連合」は 2017 年秋、「ロビー活動日」を設け上下両院でそれぞれ議員事務所を訪問し、NAFTA の重要性を議員に理解してもらうキャンペーンを実施した。NAFTA 再交渉の第 6 回交渉会合前の 2018 年 1 月にも上院で「ロビー活動日」を再び設けた。従来と大きく異なるのは、より幅広い業界が連携しロビー活動を展開していることだ。この他、2018 年 1 月以降、各州に拠点を持つ地元企業経営者・工場長などが産業を問わずワシントンに集結し、州選出の議員に NAFTA 支持を訴えるロビー活動の打ち合わせを州ごとに順番に実施する新たな試みも始めた。2017 年、議会は税制改革法案可決に注力していた。しかし、2018 年、農業輸出の多い州をはじめカナダ・メキシコ向け輸出が多い選挙区出身の議員は、政権に対しより活発的に NAFTA 離脱反対の働きかけを行うようになっている。

(2) 新たな情報発信手法： ソーシャルメディアの活用

「NAFTA 連合」では従来の議会・政権を直接訪問するロビー活動などの地上戦に加え、新たに大幅強化を図っているのが空中戦のソーシャルメディアでの情報発信だ。トランプ大統領がツイッターなどソーシャルメディアで情報発信し政策を効果的に広報することに成功していることから、政権に対抗する狙いもあるであろう。

「NAFTA 連合」のソーシャルメディア・ワーキンググループでは「#NAFTAWorks」というハッシュタグで NAFTA の恩恵について PR している。「NAFTA 連合」に加わっている様々な業界団体や企業がこのハッシュタグで繋がって情報発信を行い、米産業界で NAFTA 離脱反対ムーブメントの波を起こしつつある。更に、今ではメキシコ政府の交渉チ

ームもその波に乗り始め、米産業界とメキシコ政府が連携しトランプ政権の保護主義政策に対抗する奇妙な構図が出来つつある。メキシコの NAFTA 交渉チームを率いるケネス・スミス・ラモス首席交渉官をはじめメキシコ政府も NAFTA に関わる情報発信では頻繁に「#NAFTAWorks」を記載し、再交渉で米国政府の孤立化を狙う戦略が垣間見える。

3. 総力戦で抵抗する米産業界

NAFTA 再交渉は妥結の目途が立っていない状況が続く中、トランプ政権が NAFTA 離脱を通知するリスクは第 6 回会合（2018 年 1 月）を終えた後も引き続きワシントンの業界関係者の間では懸念されている。自国の産業界そして議会が反対する毒薬条項を交渉で堅持し続けるといった型破りのトランプ政権に対し、「NAFTA 連合」をはじめ米産業界は総力戦で抵抗を始めている。

（1）通商法の執行厳格化リスクー個別企業で情報収集・即対応

NAFTA 離脱や交渉内容には業界団体が連携して動いているが、トランプ政権下、同政権の貿易救済措置の動きについては特に個別企業が注視する必要がある。トランプ政権下、AD/CVD といった貿易救済措置の提訴は前述の通り増加傾向であり、実際、日本企業も標的となっている。日頃から業界内そしてワシントンで情報収集することが欠かせない。

業界内での情報収集

業界内では貿易救済措置の提訴前に、申し立て内容について関係者の間で情報が流れることがある。自社品目に関わる提訴の場合、商務省・ITC に提訴する前から早期に準備することが可能である。鉄鋼業界をはじめ常に貿易救済措置の標的となってきた産業は日頃の営業ネットワークでアンテナを張り、このような情報を入手した場合は自社のワシントン事務所などと連携して情報の精度を確認し、輸入数量や仕入先などを調整することが重要となる。

ワシントンでの情報収集

ワシントンでは業界団体、コンサルティング会社、シンクタンク、法律事務所あるいは議会や政府などとの日頃の付き合いから通商政策の方向性などの情報を得ることができる。その分析を社内関係者に配布することによって対象品目を輸入している営業部門などは早期に対策を打つことも可能となるケースもある。特に貿易救済措置の発動時期や対策内容の見通しなどは、営業部門が将来の輸入計画を立てる上で重要だ。なお、仮に AD/CVD などの仮決定の段階で関税引き上げが判断される可能性がある場合など、事前に輸入相手国を AD/CVD 対象でないところへ変更を検討するなどの事前準備が必要だ。そのためにもワシントンでの情報網を通じた調査が重要となる。2017 年、ビジネスへの不確実性が高まる中、ワシントンでは情報収集を強化する動きが多々見られた。在米外資系企業向けに情報提供およびロビー活動を行う国際投資機構（OFII）は 2017 年、32 社が新たに加盟し、会員数は 15%増を記録。単年度では過去最大の伸びという。同年、特に会員が関心が高かったテーマは NAFTA や税制改革であったという。また日本企業も NEC、みずほ銀行がワシントン事務所を新設し、既に事務所を構える日本企業の事務所の一部でも人員などを拡充する動きも見られる。

通商法の執行厳格化に対する迅速な対策

仮に自社が輸入する製品に対し米国企業が貿易救済措置で申し立てを行った場合、企業は即時に対応することが不可欠だ。昨今の貿易救済措置の調査は使用するデータ量が増え、内容がより複雑になってきており、従来と比べて企業の対応も時間を要するようになってきている。だが、トランプ政権下、商務省の審査プロセスでは迅速化の圧力があり、法律上認められている調査期間の延長は行われないケースも増えてくる見通しだ。また商務省の「自主調査」案件については申し立て後の商務省による審査期間が省略されることで、更に輸入企業が対応する期間が短縮される。自社が貿易救済措置の標的となるような緊急時の対応として、在米企業は通商法の業務に慣れている法律事務所と常日頃から関係を構築しておくことが重要だ。

また 2017 年、トランプ政権の保護主義的なスタンスに便乗して一部米国企業が根拠がないにも関わらず貿易救済措置を求め提訴するケースも見られた。提訴された側の企業は政府の情報要請に対して協力姿勢を示さない場合、同企業にとっては不利な情報に基づいて計算された高関税が適用されるリスクが高まっている。ITC は特に客観的な判断を下すこ

とが期待されるとはいえ、提訴された際には商務省と ITC に対し必ず情報提供で協力することが重要だ。一方、提訴した企業も情報提供していることから、情報戦となる。どれだけ説得力のあるデータ・資料を提出したかが商務省と ITC の決定内容に影響する。なお、仮に関税が適用されるリスクがある場合、対象となり得る輸入先の調達を一時停止するとともに代替ルートの手配を探し、顧客へ商品を継続して提供する対策を事前に準備しておくことでいざという時に迅速な対応が可能となる。

(2) 特定企業批判のリスクー個別企業の事前準備

在米日系企業の間では米国民のブランド認知度が高い大手自動車メーカーなどはこれまで積極的に政府渉外活動を行ってきた。最近では政治活動委員会 (PAC) などを通じた政治献金も活用し米議会との関係強化を図っている。だが、他の多くの日本企業はこれまでワシントン事務所は情報収集が主な活動で政府渉外活動まで行ってこなかったのが実態だ。トランプ氏は政権発足直前の 2017 年 1 月、トヨタ自動車のメキシコ工場建設についてツイッター上で批判した。それまで名指しでフォードなどの米自動車メーカーを批判していた矛先を、初めて外資系自動車メーカーにまで拡大した。トランプ氏の当選以降、日本企業も含め自動車メーカー以外に米国で事業を展開する各社は自社の米国経済や雇用への貢献について情報をまとめ、発信する動きなどが新たに見られる。在ワシントンのロビイストは、例えば自社が保有する工場やその他施設について各州・選挙区での雇用人数や投資額、地元への納税額に加え、地元で 2 次的に雇用を生んでいるサプライヤー情報などをまとめた「州マップ」などといった資料を事前に準備し、政府関係者などに会う機会があれば配布している。その活動がトランプ政権下で異なる点は、同政権が「米国第一主義」で最も重視する米国での雇用創出といった公約実現に貢献していることを強調するようになったことだとワシントンの政府渉外専門家は指摘する。トランプ政権では政治任用の政権の幹部には政府経験者が特に政権発足当時は少なかったことから、ワシントンの政府渉外会社（政府渉外を手がける専門会社、法律事務所、PR 会社など）も人脈がなく、トランプ選対本部の元スタッフが立ち上げた会社などを通じてアプローチせねばならなかった。だが、徐々に従来からワシントンで知られている共和党の人材も政権入りしていることから、政府渉外専門会社もアプローチがしやすくなりつつあるという。資料を議会で配布する際は上院議員の場合は選出の州、下院議員の場合は選出の選挙区まで詳細に掘り下げたものまで準備すること

が望まれている。ワシントンのベテラン・ロビイストによると、自らの再選にとって重要な地元選挙区の工場長など地元の雇用を担っている責任者と議員が面談する機会を設けることが最も効果的なロビー活動という。これは工場で何らかの式典など行事を行う機会に議員を招待すること、あるいは工場長など地元責任者をワシントンまで呼び、面談することなども考えられる。政権や議会の認知度を高める試みを行う在米企業が増えている中、このような政府渉外活動は2018年も活発化することが予想される。一部の企業が自社の米国への貢献を示す資料を作成すると同時に行っていることは政府内の「関係者マップ」の作成だ。自社が直接アプローチできる、あるいは政府渉外会社などを經由して間接的にアプローチできる政府職員や議員を把握する。「関係者マップ」では誰が実際に影響力を保有しているかなども示すことで利用価値が高まる。このように、これまで政府渉外活動を行ってこなかった日本企業のワシントン事務所も、米国での事業活動における政府との関係強化を通じたリスク対策の重要性を意識し始めている。

第4節 未知の領域に足を踏み入れる米通商政策

「ブルーカラー億万長者」とも揶揄されるトランプ大統領は、2016年大統領選で通商政策の改定などの公約や保護主義に好感を抱くラストベルト地域の労働者の支持を獲得し、僅差で勝利した。2018年中間選挙に向け、支持基盤にアピールする上でトランプ大統領は対中国通商政策をはじめ通商政策で強硬策導入の可能性は否定できない。今後、日本企業をはじめ在米企業は通商法の執行厳格化の動きなどで、ワシントンでの情報収集の重要性はますます高まるであろう。また、NAFTAと米韓FTAの再交渉ではトランプ政権が「ゼロサム思想」を堅持する限り交渉は行き詰まり、同協定を活用する日本企業を含む在米企業にとってビジネスの不確実性は増大する可能性が高い。既に在米企業からのロビー活動も通商面で活発化の兆しが見え、それを受けた議会、州知事なども政権の過度な保護主義政策のけん制に積極的になることが予想される。米国抜きの自由貿易圏が発足することによって、市場を失わないために米国にも自由貿易を推進するインセンティブが働く現象をピーターソン国際経済研究所（PIIE）名誉所長のフレッド・バーグステン元財務次官は「競争的自由化（Competitive liberalization）」と呼んでいる。2018年1月、トランプ大統領はダボス会議でTPP復帰の可能性も示唆した。ホワイトハウス高官の情報によると、TPP復帰の可能

性については、現在、政権内で真剣に検討しているという。2年目に突入したトランプ政権は、今後、TPP11の進展といった競争的自由化の外圧や産業界と議会からの要請に応じて軌道修正するか、あるいは自らを当選に導いた労働者の支持基盤固めで保護主義の原点に戻るか、米通商政策は未知の領域に足を踏み入れている。

-
- 1 「毒薬条項」とは交渉相手国が決して受け入れることがない提案。NAFTA 再交渉では米国が「毒薬条項」を堅持すれば交渉が暗礁に乗り上げることが予想されている。
 - 2 米ギャラップによるトランプ大統領1年目の世論調査結果平均値。
 - 3 国ごとに異なる AD/CVD 調査開始案件として算出する商務省の計算手法では2017年は79件。
 - 4 「ベルトウェイの外」とは首都ワシントン市の主流派・知識層でない一般国民。

第2章 トランプ政権と NAFTA の再交渉

国際貿易投資研究所 (ITI) 研究主幹

高橋 俊樹

要約

トランプ大統領は就任直後にアメリカ・ファーストを掲げ、TPP からの離脱と NAFTA 再交渉の開始を表明した。そして、TPP や NAFTA は米国内への投資よりもベトナムやメキシコなどの米国外への投資を促し、米国の生産や雇用機会を奪うとした。さらに、投資先からの自動車などの輸入が増加し、経済成長を阻害し、特に製造業の所得を低下させると主張した。

こうした背景から、NAFTA の再交渉は 2017 年の 8 月から開始され、2018 年の 1 月末までに 6 回の会合を行った。再交渉では、これまでに、紛争解決制度（第 19 章）の廃止、5 年ごとに 3 カ国が継続で合意しない限り協定は失効するとした「サンセット条項」の導入、自動車の原産地規則を現行の 62.5%から 85%に引き上げ 50%の米国製部材（コンテンツ）を使用する、などの提案が行われた。

そうした中で、モンリオールで開かれた第 6 回交渉で、カナダから知的財産権を考慮した自動車の原産地規則の新提案が行われた。しかしながら、原産地規則を含めた懸案分野におけるタフな交渉はまだ続くと思われ、2018 年 3 月末の合意目標の達成は困難と思われる。また、2018 年 2 月中旬の時点では、2018 年 7 月のメキシコ大統領選の前に合意に達するかどうか微妙であり、場合によっては 11 月の米国の中間選挙後まで再交渉を延期する可能性もある。

つまり、一連の NAFTA の原産地規則の再交渉から、日本企業が北米で販売する自動車においては、米国製部品だけでなく自動運転や電気自動車の技術に用いられる米国のデジタル・IT 技術やソフトウェアの調達を促す圧力が着実に強まったと思われる。日本企業は、こうした新たな NAFTA 再交渉の動きとそのインプリケーションをしっかりと見極める必要がある。

はじめに

本章においては、まずトランプ大統領の経済通商政策の基本的な枠組みや背景を概観し、それがなぜ保護主義につながるかを明らかにしている。そして、なぜ米国は NAFTA の再交渉を求めたのかを解説する。当初の予想では、NAFTA 再交渉においては、米国はメキシコには厳しく要求するが、カナダには柔軟でソフトな対応をすると考えられていた。しかし、実際には、米国はカナダに紛争解決処理や原産地規則などで厳しい要求を突き付けており、予想以上にタフな交渉になっている。本章ではその交渉の中身を分野別に取り上げ、何が問題となっているかを説明している。そして、日本企業が NAFTA 再交渉の新たな動きにどう対応しなければならないのかを検討・提案している。

第 1 節 驚きをもって迎えられたトランプ大統領の誕生

1. 保護主義的な経済通商政策

2016 年 11 月 8 日（火）の米国大統領選において、トランプ氏が 270 の過半数を超える選挙獲得人を獲得して新大統領に選ばれた。このニュースは、世界中に驚きをもって迎えられた。

トランプ氏とクリントン氏の政策を比較してみると、どちらかと言えば穏健なクリントン氏に対して、トランプ氏は過激である。この刺激的な言動の理由は、これまでリーマンショック以降の経済回復の中で、取り残されていた人達に光を当てようというものだ。つまり、中低所得の労働者に雇用と所得の拡大の機会を与えることを最優先にしている。

このような観点から、トランプ氏は、アメリカ第一主義‘America first’を掲げた。経済では「米国を再び偉大な国にする」と表明。まず、TPP（環太平洋経済連携協定）からの離脱、NAFTA（北米自由貿易協定）の再交渉、連邦法人税を 35%から 15%へ。年収 2 万 5,000 ドル未満の独身者と 5 万ドル未満の夫婦世帯の所得税免除などを公約にした。所得税は、現在の最高税率である 39%を 33%へ低下し、0%、12%、25%、33%の 4 段階に単純化すると公約した。

また、中国の WTO 加盟で 5 万の工場閉鎖と数千万人の雇用を失ったとし、中国の為替操作や不公正な補助金を批判。これを背景に、中国からの輸入に 45%の関税を課税すると圧

力をかけた。

一方、メキシコに対しては、NAFTAによる米国の対メキシコ投資により、米国の雇用機会を失っただけでなく、不法な移民によっても米国民の職や社会不安が脅かされているとして、メキシコからの輸入に 35%の関税を賦課することを表明した。大統領選挙のキャンペーン中に、トランプ氏が米国とメキシコ国境沿いに壁を作ると発言したことは、世界中に衝撃を与えた。

リーマンショック後に成立した金融改革法であるドット・フランク法は、巨大金融機関への監視を強めデリバティブ商品の規制を強いており、トランプ氏は反対している。ドット・フランク法は、ボルカールールを採用し、銀行に自己勘定投資の規制とヘッジファンドなどへの投資規制を求めている。ドット・フランク法が廃止されれば、金融産業の自由度が高まることになる。

さらに、トランプ陣営は、1兆ドルのインフラ投資計画を発表。減税などの経済浮揚効果から、雇用は1,300万人の増加を見込んだ。トランプ氏の経済政策は、インフラ投資による政府の歳出を増やし、法人税や所得税の減税で歳入を減らす方向に向かうことになるが、政府債務は増えないとしている。これは、税額控除などにより、企業の投資が大きく拡大し、経済成長率が引き上げられる。その結果、歳入が増加することにより、政府の債務は増えないというロジックに基づいている。

この他に、トランプ氏は国民皆保険制度であるオバマケアの廃止を求めた。オバマケアにより 5,000 万人近くいた無保険者が 2,000 万人近くも減っている。しかし、小さな政府と自己責任を重んずる共和党やトランプ陣営は、新たに販売された健康保険の保険料が値上がりしているし、安かろう悪かろうという面は否めなく、保守層にとって使い勝手が悪いと主張している。

外交関連では米ロ関係の改善、パリ協定からの離脱、在日米軍や NATO の予算の見直しを主張。トランプ氏は、自身の外交政策を、アメリカの人々やアメリカの安全保障の利益をいつも第一にするものだ、と公言した。"My foreign policy will always put the interests of the American people and American security first."

また、日本や NATO だけでなく、中東諸国にも軍事費負担の増額を要求。中国に対しては、45%の関税の賦課に見られるような経済的な圧力を加えながらも、対話への努力を続けることを表明した。

2. TPP からの離脱と NAFTA の見直しを宣言

トランプ氏は、労働者の雇用を確保するため、フォードや GM のメキシコへの投資をブロックすることを選挙公約に掲げた。これにより、メキシコからの小型車は 5,000 ドルの価格が上乗せされるとの報道もある。こうした圧力により、フォードと GM は大統領選挙結果を踏まえて、トランプ氏に米国の経済成長と雇用の確保で協力することを表明した。米国自動車業界は未知数であるトランプ氏の経済通商政策に対して、とりあえずは協力の姿勢を見せることで、柔軟に対応している。

TPP に関しては、新聞では Kill とか Dead in the water という表現が使われた。TPP の批准に関しては、トランプ大統領の就任前にライアン下院議長（共和党、ウィスコンシン）が米議会での審議はないと公言した。しかも、トランプ大統領は、NAFTA の再交渉を求めた。それは、何百万もの米国の労働者の職が、メキシコなどへの投資や工場閉鎖、あるいは輸入増によって奪われているためとした。

カナダでもメキシコにおいても、就任直後のトランプ大統領に対する対応策は TPP の批准を求めることではなく、NAFTA の再交渉に応じ、何とか北米間の FTA のメリットを維持したいというものであった。両国とも、トランプ大統領の就任直後は TPP の批准を声高に要求しない方が得策と考えた。カナダのこの時のスタンスは、TPP よりも NAFTA の再交渉を優先し、そして TPP 参加国とは 2 国間 FTA を結ぶというものであった。

3. メキシコへの投資を阻止

トランプ氏は就任前の 2017 年 1 月 5 日の自身のツイッターにて、約 10 億ドル規模のトヨタのメキシコ工場新設について撤回を求め、その代わりに米国に工場を建てるように求めた。直前には、フォードが 16 億ドル規模のメキシコのアセンブリー・プラントの新設を撤回し、ミシガン州で電気自動車（EV）を作ると発表したばかりである。また、米国の空調機器メーカーのキャリア社は、インディアナ州の工場をメキシコに移転する計画を断念し、その 1,400 人の雇用維持をトランプ氏とペンス副大統領（前インディアナ州知事）との間で合意した。インディアナ州は同社に助成金を支出する見込みである。また、フィアット・クライスラー（FCA）は 1 月 8 日、米国に 10 億ドルを投資し、2,000 人を雇用すると発表した。

こうした動きに対して 1 月 9 日、GM のバーラ CEO（最高経営責任者）は、メキシコで

の小型自動車の生産は数年前から進めている長期計画に基づくものであるため、変更の予定はないとインタビューに答えた。GM はメキシコでの生産により同じ車種を生産している米国の従業員の一時解雇を計画しており、トランプ氏は米国で生産しなければ高い関税をかけると警告していた。そして、トヨタは同日、今後 5 年間で米国に 100 億ドルを投資する計画を発表した。

トランプ氏は、労働者の雇用を確保するため、フォードや GM のメキシコへの投資をブロックすることを公約に掲げていた。トランプ氏のこうした企業への介入は今後とも続くことになる。トランプ氏は大統領選挙のキャンペーン中に、メキシコに対しては、NAFTA による米国の対メキシコ投資により、米国の雇用機会を失っただけでなく、不法な移民によっても米国民の職や社会不安が脅かされているとして、メキシコからの輸入に 35%の関税を賦課する可能性を表明していた。

こうした圧力に対して、フォードやキャリア社及びフィアット・クライスラーだけでなく、トヨタにおいても、トランプ氏に米国の経済成長と雇用の確保で協力する姿勢を示したわけだ。すなわち、このような動きが外国企業にまで及んでおり、対メキシコ投資などの NAFTA 問題は日本企業の北米戦略に大きな影響を与えることになる。

日本企業の対メキシコ投資は自動車産業を中心に活発化してきたが、トランプ政権やカナダ・メキシコ両国の NAFTA への対応には十分な目配りが必要である。

4. NAFTA の効果と影響

米加自由貿易協定 (CUFTA) が 1989 年に発効し、その後にメキシコを加えた NAFTA が 1994 年に発効した。NAFTA の北米間の貿易と投資に与えた影響は大きい。米国とカナダ・メキシコとの往復貿易は 93 年から 2015 年の間に 4 倍に増加した (2015 年 1.1 兆ドル)。ただし、米国の両国との貿易赤字も大幅に拡大している (2015 年 762 億ドルの赤字)。

NAFTA の雇用や経済成長に与えた影響にはいろいろな試算結果がある。Economic Policy Institute によれば、NAFTA は米国製造業の 85 万人の雇用を奪ったとしている。一方では、米国商工会議所は 500 万人の雇用を生んだとしている。Congressional Research Service (議会調査局) は、米国の経済成長には少しのプラスの効果を与えただけであるが、製造業にはサプライチェーンによる競争力の拡大をもたらしたと評価している。

NAFTA のサプライチェーンの重要性を物語る象徴的な出来事として、2001 年の同時多発テロ事件の事例を挙げることができる。9/11 のテロ攻撃が発生した時、米国はカナダ・メ

キシコ国境を封鎖したため、メキシコからの部品に依存していたミシガンの自動車工場はシャットダウンせざるを得なかった。タイの大洪水や東北大震災で生じた自動車部品などの供給ストップが、NAFTA でも起きていたのである。

これは、NAFTA のサプライチェーンが強固に築かれているため、もしも米国が NAFTA を離脱し、メキシコへの 35%の関税を賦課するようなことがあれば、大きな損失を被ることを意味している。

第 2 節 トランプ大統領の就任後の経済改革

1. 減税や貿易赤字の削減を強く主張

トランプ大統領は就任後に次々と大統領令 (Executive Orders) に署名し、不法移民の取り締まり強化やインフラ投資の拡大、オバマケアの見直し、などを求めた。また、覚書 (Presidential Memorandums) にもサインし、パイプラインの建設や TPP の離脱を宣言した。

特に、メキシコ国境沿いに壁を建設し、その費用をメキシコ側に求め、中国の為替操作や違法な輸出に対して断固たる対応を行うことを表明している。大統領選挙中から、メキシコに対する 35%の国境税や中国に対する 45%の関税を設けることを明らかにしている。また、連邦法人税の 35%から 15%への引き下げ、所得税の減税や 1 兆ドルのインフラ投資を公約に掲げ、米国第一主義に基づき、米国の雇用を拡大し貿易赤字を削減することを主張した。

2016 年の米国の大統領選挙キャンペーンの真最中である 9 月、トランプ新政権の経済閣僚であるピーター・ナバロ国家通商会議議長とウイルバー・ロス商務長官が共同で執筆した論文 “Scoring the Trump Economic Plan: Trade, Regulatory, & Energy Policy Impacts” が発表された。これは、トランプ大統領が表明している数々の経済改革の基礎となるものである。

同論文によれば、米国が陥っている現在の低い経済成長は高い税金や規制の拡大、それに貿易赤字の増加によるとしている。そして、米国の貿易赤字の拡大は、NAFTA などの貿易交渉、中国の WTO 加盟、韓米 FTA などの影響が大きいことを指摘している。したがって、米国が高い経済成長を達成するには、貿易政策改革、規制緩和策、及びエネルギー政策改革が必要になると主張している。

トランプ大統領が就任当初に描いた法人税と所得税の減税により、税収は 2.6 兆ドル減少すると見込まれた。トランプ新政権はこのうち 1.7 兆ドルを貿易政策改革、0.5 兆ドルを規制緩和策、0.15 兆ドルをエネルギー政策改革による税収増で相殺することが可能とした。

トランプ新政権の貿易政策改革の目指すところは、貿易赤字の削減とそれに関連する税制の改革である。貿易政策改革を進めるにあたって、トランプ新政権は NAFTA や韓米 FTA 交渉が米国の輸出の低迷、輸入増をもたらす要因を助長していると説いた。つまり、NAFTA とか韓米 FTA のようなこれまでのナイーブな交渉では、教科書通りに貿易赤字は減らず、むしろ増加させていると主張した。

トランプ新政権は、貿易赤字の拡大は中国のような通貨操作や非関税障壁、鉄鋼などのダンプングによる不公正な貿易慣行だけが主な要因ではないと考える。つまり、米国の税体系や WTO ルールの問題でもあると指摘する。例えば、米国は国民や法人の所得の源泉が国内にあるか国外にあるかを問わず、その全てを課税の対象とする税システムを取っているが、世界の主要国は国内での利益には課税するけれど、企業が海外で儲けた分に関しては関知しないという税制度を採用している。

したがって、米企業が海外で得た利益は海外にとどまる限り課税されないが、国内に還流すれば課税されるため、税逃れのために海外に蓄えられたままになっているケースが多い。その金額は 2 兆ドルに達すると見込まれている。この税体系が企業の海外生産を後押しし、国内への投資を控える要因になっている。

また、米国以外の主要国では付加価値税（VAT）を導入しているため、海外へ輸出する際は取引の各段階で支払った付加価値税が還付される（WTO も認めている）。しかし、米国は所得税システム（Income Tax System）を採用しており、輸出で得られる利益に法人税が課せられる。これにより、米国企業は輸出の際に米国に法人税を支払わなければならない、また輸出先でも付加価値税を徴収される。その一方では、外国企業や海外に進出した米多国籍企業が米国へ輸出する時は、付加価値税を取られないので、米国の輸入では外国・米多国籍企業が得をすることになる。

トランプ新政権は、この税体系が米国の輸出を抑制し、輸入を拡大することになり、貿易赤字の大きな要因となっていると指摘した。そして、製造業を中心に米企業が海外での生産を活発化し、そこで生産した部材や製品を米国に逆輸入する要因につながっていると主張した。さらに、高い法人税や過剰な規制とともに、米国の通商相手の不公正な貿易慣行や通貨操作、及びこれまでの通商交渉なども、米国企業の海外への移転を促していると考えてい

る。

NAFTAや韓米FTAを利用した取引や中国との貿易はその代表例として挙げられており、NAFTAの再交渉などにより米国に有利な仕組みを作ること求めている。その枠組みの変更には、原産地規則や紛争解決処理、労働や環境の分野などの見直しや改正が考えられる。さらに、新たなフレームワークの1つとして、関税を引き上げるか、国境での法人税の調整税の徴収が検討された。

その中の1つに共和党の国境調整税案の動きがあった。それは、輸入品には20%の国境調整税を課し、米国企業が米国で法人税を払う場合は国内利益にのみ20%の法人税を支払うというものである。簡潔に言えば、輸入品には20%の法人税がかかるが、米国企業の輸出による利益には税金が免除されるということだ。この国境調整税案は、最終的には税制改革法案に盛り込まれなかった。小売りなどの輸入に依存する産業界の意向を汲んだ結果と見られる。

2. 規制・エネルギー改革と貿易政策効果

トランプ政権は、米国の貿易赤字を解消するには、TPPからの離脱やNAFTAなどの通商交渉の見直し、中国などの通貨操作や不公正貿易への対応が必要であり、さらに規制緩和策、エネルギー政策の改善が不可欠と考えた。

米国の規制は2015年には3,300件も公表されており、増加傾向にある。ヘリテージ財団などの試算によれば、この規制のコストは2兆ドルでGDPの1割に達しているようだ。トランプ新政権はこの2兆ドルの10%の規制緩和を目指しており、その分野として石炭産業や石油・天然ガス産業の規制を緩和することを検討している。この規制緩和による、石炭の開発促進で何万人もの失業の解消を狙っている。

石油・天然ガスの国内開発の促進は輸入への依存度を低めることにつながるし、輸出規制を緩和すれば、輸出拡大にも貢献することになる。トランプ政権は、オバマ政権時のクリーン・パワー・プランが新エネルギー分野への投資を促し、石炭や石油・天然ガス開発を抑制したとしている。

トランプ大統領は、製造業の雇用の拡大に力点を置いており、米国の製造業の再生が経済成長や労働者の所得拡大につながり、消費増に結びついて経済成長を促すと説いている。ある試算によれば、オバマ政権時の2050年までに炭素排出量を80%減少する計画は、30年間に米国のGDPを5.3兆ドルほど引き下げるとのことだ。

エネルギー改革は規制改革と対をなすものだ。なぜならば、規制緩和による石炭の開発拡大や、石油・天然ガスの開発計画、パイプラインの建設許可などのエネルギー改革は、規制緩和と重なるからだ。エネルギー分野の国内生産の拡大は、回りまわって米国のエネルギー輸入需要の低下をもたらす。

エネルギー改革による石炭・石油・天然ガスなどの生産量拡大により、米国の GDP は最初の 7 年間で 1,270 億ドル、次の 30 年間で 4,500 億ドルも引き上げられるとの試算結果が出ている。

また、トランプ政権の貿易政策改革であるが、2015 年にはラフな計算で米国は 2.3 兆ドルの財・サービスの輸出を行っており、2.8 兆ドルを輸入している。差引 5,000 億ドルが貿易サービス収支の赤字になる。トランプ政権はこの貿易サービス収支の赤字が GDP を押し下げる大きな要因と主張する。この 5,000 億ドルの赤字の内、5 割を輸出、残りの 5 割を輸入で解消するとすれば、輸出を 2,500 億ドル増加させ、輸入を 2,500 億ドル減らさなければならない。この貿易サービス赤字の削減により労働者の所得を引き上げ、それによる消費の拡大から、米国の経済成長が高まると見込まれている。

第 3 節 NAFTA 再交渉の開始と米国の基本姿勢

1. 一本の電話が NAFTA 再交渉の開始を呼び込む

トランプ大統領の娘婿でトランプ政権の上級顧問であるクシュナー氏は、2017 年 4 月末の夕食時にカナダの首相官邸スタッフのトップであるケイティ・テルフォード氏に電話し、トランプ大統領はいま時間が空いており、カナダのトルドー首相がホワイトハウスへ NAFTA に関して電話を掛けることを促したようである。

ケイティ・テルフォード氏は同僚と通勤のカープールの途中であったが、直ちにトルドー首相に連絡を取り、それからトルドー首相はトランプ大統領と NAFTA の再交渉について話し合った模様である。それから数時間後、メキシコのニエト大統領もトランプ大統領と電話会談を行っている。両首脳から NAFTA の再交渉の開始を促されたトランプ大統領は、再交渉を承諾したとのことである。

両首脳から電話を受け取る前には、トランプ大統領は NAFTA からの離脱を求める大統領令を検討していたと伝えられる。トランプ大統領は、両首脳からの電話の後、NAFTA の

再交渉で良好な関係を得られる可能性が高いとツイートしている。ただし、「公正」な内容で合意を得られない場合は撤退する考えを示した。

したがって、もしも、クシュナー氏からの電話に両首脳が迅速に対応しなければ、NAFTAの再交渉が実現しなかった可能性もある。こうした一連の動きは、政治的な駆け引きであり、トランプ政権の議会对策の一環でもあるという考えもあるようだ。しかし、それでも、クシュナー氏の1本の電話がNAFTA再交渉の命運と、北米域内でサプライチェーンを形成する企業（日本企業を含む）の北米戦略に、少なからぬインパクトを与えたように思われる。

2. NAFTAの再交渉の開始は8月16日

トランプ政権の主要閣僚であるウィルバー・ロス商務長官は、政権発足から1ヵ月後の2017年2月27日に上院で承認された。ロス商務長官は承認を前にして、「まず対処しなければならないのはNAFTA」と述べ、メキシコ、カナダとの再交渉に取り組むことを表明していた。

通商政策を指揮するロス商務長官の承認が遅れたことも異例であるが、やはり米国の通商政策を担うロバート・ライトハイザー米国通商代表部（USTR）代表の承認は遅れに遅れた。ロス商務長官から遅れること2ヵ月半の5月11日、ようやくライトハイザーUSTR代表の承認が上院で可決された。ライトハイザー代表はレーガン政権時代に鉄鋼の自主規制で日本と激しくやりあった経歴がある。

ライトハイザー代表が就任するや否や、5月18日にはNAFTAの再交渉に関して議会に通告を行った。NAFTAの議会通知の前に、3月の末にはその草案が議員らに送付されている。議会通告から90日後にはNAFTA再交渉を開始できるので、北米3ヵ国は2017年8月16日、第1回目のNAFTA再交渉を開始した。また、NAFTA交渉の開始の30日前（7月17日）に、米国通商代表部（USTR）のウェブサイトにも、その交渉目的が掲載された。

3. 現実的なNAFTA議会通告草案

NAFTA再交渉の基本的な考えを示す米国議会通告やその草案は、原産地規則（関税引き下げを可能にする基準）や政府調達（米国連邦・地方政府による公共調達等）、さらには労働・環境や投資・サービス貿易など幅広い分野を網羅している。

その中で、知的財産権においては、そのルールを変更し海賊版や偽造品を押収・破壊する

当局の権限の強化を図っている。電子商取引では、商品やサービスのデジタル貿易や国境を越えたデータの取引を妨げる措置の撤廃、金融サービスを含めたデータセンター拠点の強制的な現地化要求の禁止、などに取り組むことを表明した。TPP では、データセンターの現地化要求はほとんどの部門が免除されたが金融部門だけが例外的に組み込まれた。そこで、米国は NAFTA 再交渉では金融サービスのデータセンター拠点も現地化を免れるように求める方針だ。

企業が国家を訴えることができる ISDS 条項は、USTR の NAFTA 草案では維持する方向にある。また、政府調達においては、米国では国内法やトランプ政権の意向に沿ったルールの義務付けを目指している。これは、当然のことながらバイ・アメリカンを強化する動きと重なることになる。

NAFTA 再交渉の草案においては、物の貿易に関しては公平な条件で課税すると明記しており、トランプ大統領が説く国境税（メキシコへの 35%の関税賦課等）や、共和党が主張する国境調整税（輸出には法人税の課税を免除し輸入には課税する）の実施の可能性を残した。さらに、セーフガード措置（緊急輸入制限）の導入、アンチダンピング措置や相殺関税（補助金などを受けている輸入品に対して、補助金額の範囲で課す関税）措置に関する紛争解決手続き（第 19 章）の撤廃を求めた。これは、逆に言えば、アンチダンピングや相殺関税以外の措置に関する紛争解決手続きは維持することを意味する。

4. NAFTA 再交渉の通告・草案では付加価値比率を明示せず

米国の NAFTA 再交渉の通告・草案は、多くの関心を集めている原産地規則については、迂回貿易（FTA の締約国経由で輸出することにより、関税削減の適用を受けようとする取引等）を回避するなど、米国の生産と職を支援するものとし、具体的な北米原産の割合である付加価値比率などの数値目標を盛り込まなかった。

NAFTA の原産地規則の再交渉では、原産地規則の付加価値比率の最低水準を何%と決めることになるが、その要求を満たさない製品は非北米産として NAFTA の関税削減の対象から外れることになる。この付加価値比率を一定の水準に設定することにより、域内国で何の付加価値も加えなかった域外製品の締約国経由の迂回貿易を防ぐことができる。NAFTA 再交渉の議会通告及び草案で付加価値比率を明示しなかったのは、NAFTA 再交渉を前にして手の内をさらけ出すことはできないため、ある意味では当然のことである。

現行の NAFTA においては、通常の製品では、最も厳しい計算方法で北米産の部材の割合

が 50%を超える現地調達比率を達成すれば、関税を削減することができる。しかしながら、自動車、軽トラック、エンジンおよびトランスミッションの現地調達比率は 62.5%、その他の車両および自動車部品の場合は 60%である。つまり、60%以上の北米産部品・資材（コンテンツ）を達成しなければ、自動車や自動車部品の関税を削減することはできない。したがって、NAFTA 域内への自動車輸出を無税で行うには、中国やインドネシアから輸入する自動車部品などの割合をなるべく抑え、北米産の部材を多く採用することが求められる。

米国の NAFTA 再交渉の戦術として、この自動車の 62.5%という現地調達比率を引き上げるという選択肢がある。例えば 62.5%を大きく超える水準まで現地調達比率が高まれば、北米域外からの部品の輸入は極力控えなければならない。しかし、あまり現地調達率を上げすぎると米国・カナダ・メキシコで生産する自動車メーカーの多くがその基準を達成できなくなる場合が生じる。

北米で自動車メーカーが製造する車種において、NAFTA 域内部品調達率が 70%や 80%を超えるものがある一方で（最近メキシコで生産開始をしたあるドイツ車の北米産の現地調達比率は 70%を超えている）、米国メーカーが製造する幾つかの車種の中に 60~70%の水準にとどまる場合がある。したがって、62.5%を大幅に超える現地調達率を設定することは、トランプ大統領のかんがりの政治的な判断が求められることになる。ちなみに米国で生産されている代表的な日本車の北米域内部品調達率は 75%に達しているようである。

この他に、トランプ政権の NAFTA 再交渉関連の案件として、大幅な貿易赤字を生む要因を特定しようとする動きがある。貿易赤字要因の調査開始を盛り込んだ大統領令は、3 月 31 日付でトランプ大統領により署名されており、その報告書の期限は 2017 年の 6 月末であった。こうした情勢の中で、貿易赤字の原因の一つと考えられる為替操作が NAFTA の再交渉に組み込まれる可能性があった（実際には、その後の NAFTA 再交渉では米国から提案されていない）。

為替操作国として認定される米財務省の定義には、①対米貿易赤字が 200 億ドル以上であること、②経常収支の黒字が GDP の 3%以上であること、③為替操作のために国債や株などの資産運用が GDP の 2%以上に達していること、を挙げることができる。メキシコは、この 3 つの条件の全てを満たしていないため為替操作国と認定されることはない。

第4節 NAFTA 再交渉の推移とそのインパクト

1. 予想以上にタフな NAFTA 再交渉

北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉の第1回目は、米国のワシントンで2017年8月16日～20日まで開催された。米国のライトハイザー通商代表部（USTR）代表は、共同記者会見において、「米国は流出する製造業の雇用や巨額な貿易赤字を無視できない」と述べるとともに、「トランプ大統領は単なる幾つかの条項の手直しや章の改正には興味はない」と語るなど、強硬な姿勢を鮮明にした。

一方、カナダのフリーランド外相は米国の主張に対して、「貿易の黒字か赤字かが、通商関係が機能しているかどうかの主要な尺度とは考えていない」との見解を示した。また、メキシコのグアハルド経済相は、原産地規則や為替条項などの米国第1主義に基づく要求に対して、「3カ国全てにとってウイン・ウイン・ウインとなる関係を目指す」と述べて米国を牽制した。

NAFTA の第1回目の再交渉を報じる現地紙を見てみると、「タフ（tough）」という言葉を使うケースが多いことに気づかされる。カナダの報道によれば、カナダ政府の米国人アドバイザーは、「通信やオンライン販売、政府調達、為替操作、紛争解決に関する章（第19章）の撤廃、米国銀行の参入拡大、などの分野でタフな戦いが予想されるため、再交渉が8ヵ月以内に終了することを期待してはいけない」とし、カナダには「激しく戦うことを」求めているようだ。

つまり、2018年におけるメキシコの大統領選挙や米国の中間選挙が本格化する前に、米国とメキシコは NAFTA 再交渉の終結を目指しているが、現実には乗り越えなければならない高い壁があるということだ。

2. 米国産コンテンツを導入できるか

米国が NAFTA 再交渉において強く主張するのは、原産地規則（北米原産であるかどうかの基準）の強化である。NAFTA の原産地規則を満たせば北米域内での関税が撤廃されるため、自動車などの域内貿易が拡大する。この NAFTA の自由化のメリットを享受するため、米国企業はメキシコやカナダへの投資を積極的に進め、関税なしでの米国への輸入を促進してきた。

トランプ大統領は、原産地規則の 1 つである現地調達比率を引き上げるにより、米国からメキシコやカナダへの投資に歯止めをかけ、両国からの輸入を抑制しようとしている。現在の自動車における 62.5%の現地調達比率をどこまで引き上げるかどうかは、米国自動車業界でも判断に迷うところであり、現に過大な引き上げには反対している。その理由は、北米での現地調達比率はむしろ米国の自動車メーカーよりも日本やドイツのメーカーの方が高いケースがあるからだ。

しかしながら、トランプ政権は米自動車メーカーの思惑以上に高い原産地規則のハードルを要求した。すなわち、米国は新たな原産地規則として、域内の付加価値基準を 62.5%から 85%に引き上げ、同時に、米国コンテンツの割合を 50%とする新ルールの導入を求めた。

さらに、鉄鋼製品などの自動車部品の全てをトレーシング・リストへ掲載することを要求。そして、関税特惠レベル (TPLs : Tariff Preference Levels) の撤廃を提案した。TPLs は原産地規則を満たせなくても、1 つ以上の NAFTA 諸国で実質的な加工を受ける特定の量の糸、織物、アパレルなど繊維製品に対して無税輸入を認める特惠制度である (繊維メーカーは賛成、アパレルメーカーは反対)。

この米国産コンテンツのような国別原産地規則には、メキシコが強く反対している。なぜならば、メキシコで生産される自動車の中で、米国産コンテンツの基準を満たすことができない車種は、米国への輸出時に関税削減のメリットを受けることができなくなるからである。カナダも同様であり、特に自動車や鉄鋼、アルミニウムの業界は国別のコンテンツに反対しており、北米全体でのコンテンツ比率の採用を強く要求している。

また、トレーシング・リストに関しては、それに掲載された品目は、非締約国から輸入されたものである場合には、この品目が輸入された時点まで遡って、同製品の調達価額を最終製品の「非原産材料価額」に加算しなければならない。したがって、自動車部品の全てをトレーシング・リストに含めることになれば、場合によっては現地調達比率が低下し関税を支払わなければならない、NAFTA のメリットを享受できなくなることが予想される。

3. 紛争解決手続きの第 19 章を諦められるか

1980 年代半ばに当時のカナダのマルルーニー首相が米国との間で米加自由貿易協定 (CUFTA) を交渉した時、カナダ側の大きな関心事は、針葉樹を含むカナダ製品に対して繰り返し発動されていた米国のアンチダンピング (AD) や相殺関税 (CVD : 補助金などを受けている輸入品に課す関税) 措置にいかに対抗するかであった。

ところが米加 FTA では、米国の AD や CVD 措置からカナダを守るメカニズムを導入することができなかった。しかし、NAFTA 交渉の最後の夜におけるマルルーニー首相の電話が実り、ついにカナダは NAFTA の紛争解決メカニズムの中に米国からの貿易制裁への対抗措置を盛り込むことに成功した。すなわち、NAFTA の第 19 章には、メキシコの支持もあり、輸出者が国内法規を使用する代わりに最終的なアンチダンピングと相殺関税裁定を審査するよう 2 国間パネル（小委員会）に求めることを可能にする規定が盛り込まれた。

その後、カナダによってたびたび要請されたこのパネルは、米国側は扱いにくい措置であったようだ。これを受けて、トランプ政権はこの NAFTA 第 19 章の廃止を求めている。カナダ側はせっかく手に入れたこの章を簡単には手放すわけにはいかず、基本的には NAFTA 再交渉では維持を主張せざるを得ない。ただし、妥協の余地が全くないわけではなく、各国は国内裁判所の役割を追加し、現職や退職した裁判官をパネリストとして活用できるように、紛争解決のメカニズムを再検討している。

4. ISDS 条項の改正を提案

また、NAFTA は投資家と投資相手国との間の紛争の解決（ISDS）のための手続を規定した最初の FTA であった。この企業が国家を訴えることができる ISDS 条項については、米国産業界は国家による収用や不公正な行為による投資家のリスクを軽減するために、現行の規定の維持を求めているし、カナダの産業界も基本的には同様である。

そうした中で、USTR は NAFTA の投資章（第 11 章）における ISDS 条項の改訂を検討し、北米 3 カ国がそれぞれ ISDS 条項を利用するかどうかを選択できるようにするルールを提案した。この提案は、当初は 2017 年 9 月 23 日～27 日に開かれたカナダでの NAFTA 再交渉の第 3 ラウンドにおいて行われる予定であったが、実際には、10 月 11 日～17 日までワシントンで開かれた第 4 回目の再交渉で披露されたようである。

米国とカナダでは ISDS 条項に反対する産業界も賛成する産業界もあり、USTR の提案を巡って、相互の駆け引きが行われている。ISDS 条項を各国が選択できるとする米国の提案に対して、カナダ政府は参加する国に対しては制度を強化するが、米国が望めば離れることを可能にする改正案を提示している。また、現行の ISDS 条項の裁判システムを、EU カナダ FTA（CETA）で導入される「投資裁判所制度（Investment Court System : ICS）」に変更することを求められると思われる。

5. アマゾンを有利に導くか

NAFTA 再交渉での米国側の要求は 2017 年 7 月 17 日、USTR により 22 項目にわたってリストアップされた。このウィッシュ・リストは、上述した原産地規則や紛争処理手続き及び ISDS 条項を含んでいるし、この他の主なものとしては、デジタル貿易、政府調達、通関手続き、熟練労働者の移動、国有企業の優遇措置撤廃、エネルギー問題、労働・環境などが挙げられる。

デジタル貿易では、商品やサービスのオンライン・サービスや国境を越えたデータの取引を妨げる措置の撤廃、金融サービスを含めたデータセンター拠点の強制的な現地化要求の禁止、などに取り組むとしている。例えば、インターネット上で売買する電子書籍やソフトウェア、音楽、映画、ビデオ、などには域内の関税をゼロにする方針である。また、TPP では、データセンターの現地化要求はほとんどの部門が免除されたが、金融部門だけが例外的に残ることになった。

そこで、米国は NAFTA 再交渉では金融サービスのデータセンター拠点も現地化を免れるように求める方針だ。これに関連して、カナダの連邦政府は国内でのデータ管理戦略を推進しているし、ブリティッシュ・コロンビア州やノバスコシア州は健康データに関しては州政府の管理下に置くことで立法化している。米国側はこのカナダのデータ管理に対する規制の緩和を求めている。

また、物品やサービスを販売するオンライン・サービスでは、米国の無関税での輸入枠は 800 ドルとなっているが、これがメキシコでは 50 ドル、カナダではたったの 16 ドルである。米国はカナダとメキシコに対して、無税枠を 800 ドルにまで引き上げることを求める構えである。カナダ側はこれに応じる姿勢を見せており、カナダの消費者にとっては朗報と言える。これまでは書籍の 1 冊程度の輸入で無税枠を使い切ったわけであるが、これが 800 ドルとまではいかなくても、数百ドルまで引き上げられるならば、かなりの米国からカナダへのオンライン・サービスの拡大につながり、中小企業のコスト削減にも寄与するものと思われる。

このオンライン・サービスの規制緩和における米国の真意は、言うまでもなく他の北米への輸出拡大である。これまでは、米国の輸入の無税枠が 800 ドルであったため、オンライン・サービスでの米国の輸入超過の要因となっていた。米国の思惑が実現すれば、Amazon にとっては収益拡大の材料となることは明らかである。

6. 不透明なサンセット条項の行方

1994年に北米自由貿易協定（NAFTA）が創設された時、日本企業は加盟国でないにもかかわらず、NAFTAの影響について大きな関心を示した。なぜならば、日本にとって、当時の米国経済への依存度はかなり高く、ASEANや中国の輸出主導型の経済発展の成功はまだ途上であったからだ。20数年経ったNAFTAは制度疲労を起こしており、現在はそのオーバーホールの中である。

NAFTA再交渉の第1ラウンドは2017年8月16日～20日までワシントンで開催され、第2ラウンドはメキシコで9月1日～5日まで話し合われた。そうした中で、NAFTA再交渉の第2ラウンド後の9月14日、ロス商務長官はNAFTA協定を5年毎に見直すための「サンセット条項」のアイデアを公表した。つまり、同条項が導入された場合、NAFTAは5年毎に更新されなければ自動的に廃止になるというものだ。

既にNAFTA協定では、加盟3カ国はいずれかのパートナーに6カ月前に事前通知をすれば、NAFTAを離脱することが可能である。しかし、ロス商務長官は、サンセット条項が優れている点として、システムテックに再検証を求めるメカニズムを挙げている。米国は第4回目の会合で正式にサンセット条項を提案したが、メキシコはこれに対し、5年ごとに内容を見直すとした対案を提示した。

7. 2018年1月時点で6回の交渉を実施～3月末までにNAFTA再交渉は合意できるか

NAFTA再交渉の第1回目はワシントン、第2回目の再交渉はメキシコシティ、第3回目は9月23日～27日までカナダのオタワ、第4回目は10月11日～17日まで再びワシントンで開催された。第5回目は11月17日～21日にメキシコシティで開催、第6回会合は2018年1月23～29日にカナダのモントリオールで開かれた。次の会合は2月下旬にメキシコシティ（非公式との情報もある）、その次は3月下旬か4月上旬にワシントン、そして5月にカナダで開催される可能性がある。

第1回～第3回までに、中小企業の活用促進、競争政策、デジタル貿易、規制慣行、税関・貿易円滑化、国有企業に対する規律、衛生植物検疫措置（SPS）、の分野で交渉が進展した。

第3回会合では、米国はアンチダンピング（AD）と補助金相殺関税（CVD）の発動に関する紛争解決制度（第19章）、セーフガード措置の発動に関するNAFTA加盟国の適用除

外規定（NAFTA802 条）、繊維製品の原産地規則の例外である「非原産繊維製品特惠関税割当（TPLs：原産地規則を満たせなくても、1 つ以上の NAFTA 諸国で実質的な加工を受ける特定の量の糸、織物、アパレルなど繊維製品に対して無税輸入を認める特惠制度）」の撤廃を提案。同時に、米国は政府調達で加墨の合計規模と同等の市場アクセスを認める方針を明らかにした。

第 4 回目では、米国は 5 年ごとに 3 カ国が継続で合意しない限り協定は失効するとした「サンセット条項」の導入を求めた。メキシコはこれに対し、5 年ごとに内容を見直すとした対案を正式に提示した。また、米国は関心が高い原産地規則の提案を行い、投資家が国家を訴えることができる ISDS 条項で選択制の導入、政府調達市場で開放基準の変更を提案した。

第 5 回会合では、原産地規則の分野で米国が前回に提案した「自動車の付加価値基準を現行の 62.5%から 85%に引き上げ、50%の米国製部材（コンテンツ）を使用すること」に対して、メキシコとカナダはこれを受け入れない姿勢を示した。両国はまた、紛争解決の枠組み廃止にも反対した。

米国コンテンツの 50%使用は、米国のカナダ・メキシコからの輸入車で、東南アジアのコンテンツが米国コンテンツを上回っていることから、導入が求められたようである。また、米国は鉄鋼製品などの全ての自動車部品にトレーシングルール（当該部品の輸入時点まで遡って「非原産材料価額」に含める）を適用することを要求した。これが合意されれば、日本から鋼材を輸入してメキシコで自動車を生産する場合、付加価値基準を満たすことが困難になることが予想される。

前述のように、米国はカナダとメキシコからの政府調達の規模を、両国が米国に開放する規模と同程度にすることを要求しているが、これには米国の政府や産業界からも反対の声が上がっている。

知的財産権の分野においては、インターネットを活用したサービスの規制緩和（関税の免除、データセンターの強制的な現地化）、著作物の保護期間の延長（50 年⇒70 年）、医薬品の開発データ保護期間の延長（米国のバイオ医薬品は 12 年）などが話し合われる。

ISDS 条項は、そもそも NAFTA で導入されたものだが、再交渉では、北米 3 カ国がそれぞれ ISDS 条項を利用するかどうかを選択可能にする規定が米国から提案されている。米国側の提案に対して、カナダ政府は賛成する意向を示している。一方、カナダやメキシコは EU カナダ FTA（CETA）で採用されている投資裁判制度を提案しており、3 カ国から独立

した裁判所で審議するなど透明性を高めることを狙っている。

労働においては、米加の労働組合は、USTR（米国通商代表部）が 2017 年 7 月 17 日に公表したウィッシュ・リストは不十分とし、労働条項に違反した国に関税引き上げなどの対抗措置が取れることを要求している。

このように、NAFTA の再交渉は、原産地規則を始めとして、政府調達、紛争解決制度（第 19 章）、知財、ISDS 条項などに至るまで、一筋縄ではいかない懸案事項を抱えている。このため、既に 2017 年内の合意は第 5 回会合直後に断念しているが、来年 3 月の妥結目標の達成もほとんど難しいのが実情である。

8. カナダが NAFTA 再交渉で新たな原産地規則を提案～難航する交渉の打開策となるか～

（1）進展した第 6 回会合

第 6 回目の NAFTA 再交渉がカナダのモントリオールで 2018 年 1 月 23 日～29 日まで開催された。この会合の後、カナダの一部の関係者からは今後の NAFTA の合意について、やや楽観的な見通しが出始めている。

第 6 回目の会合では、カナダは原産地規則における新たな付加価値基準（現地調達比率）について提案を行った。それは、自動車の付加価値比率の計算においてエンジニアリング・設計、研究開発、ソフト開発などのコストを組み込むというものである。この狙いは米国の自動車における 85%の域内付加価値比率や 50%の米国コンテンツの要求に対する対抗策であることは言うまでもない。

そして、カナダは NAFTA 第 11 章の投資家が国家を訴えることができる ISDS 条項において、この条項を各国が選択できるとする米国案を受けて、参加する国に対しては制度を強化するが、米国が望めば離れることを可能にする提案を行った。さらに、カナダは先住民族の権利の章を提出しているし、カナダと米国とのエネルギー比例条項（カナダのエネルギー輸出に対する国内の制限が、米国への輸出の割合を減らすことはできないことを規定）をメキシコにも当てはめることを求めている模様だ。

NAFTA の原産地規則は再交渉が始まる前から最も関心を集めた分野であった。中でも、自動車における付加価値基準の水準に対する関心が高い。なぜならば、現行の NAFTA における自動車以外の製品の付加価値基準は 50%であるが、自動車では 62.5%と高く、域外からの自動車の部品や原材料に対して他の製品よりも高いハードルが設けられている。

ASEAN 域内の自由貿易協定（ATIGA）で決められている自動車の付加価値基準は 40% であり、TPP11 においては実質で 45% である。20 年以上も前に発効した NAFTA ではこれらの FTA よりもかなり高い水準に設定されたにもかかわらず、今回の NAFTA 再交渉では、米国は域内の付加価値基準を 85% にまで引き上げることを提案している。さらに、米国コンテンツ（米国産の部品・原材料）の割合が 50% を満たすことを要求している。

何ゆえ米国がこれほどまでに高い付加価値基準を求めるかというと、62.5% という現行の原産地規則における割合は、必ずしも自動車のコストに占める北米産の原材料の割合が正確に 62.5% に達していることを示すものではないからである。

例えば、エンジン部品の 63% をカナダ、メキシコ、米国らの北米から調達し、残りの 37% を中国から調達したとすると、このエンジンは 100% 北米産となる。つまり、中国からの部品はエンジンに組込まれたことから、北米域内で付加価値をつけられたと見なされ、北米産と認定される。このため、実際の北米産の割合は 62.5% よりも低い水準であり、場合によっては 50% であったり、40% であったりする。

こうした現行の原産地規則の盲点をブロックするため、米国は再交渉で鉄鋼製品などの自動車部品をトレーシング・リストに加えるように要求した。もしも、中国から調達した部品がトレーシング・リストに掲載されれば、非北米産とみなされる。このルールが導入されれば、計算による付加価値比率と実際の北米産材料の割合を限りなく近づけることができる。

米国の自動車の付加価値基準に対する提案に対して、カナダとメキシコは域内付加価値比率である 85% については受け入れる余地があると考えているようである。しかし、日本産や中国産部品の調達割合が高い両国で生産する自動車メーカーには不満が残ることになる。一方、50% の米国コンテンツに対しては、カナダもメキシコも受け入れがたいとしている。

あまりに NAFTA における域内付加価値比率や米国コンテンツを高めると、北米産の自動車のコストが高まり、国際競争力の観点からは日本車やドイツ車、あるいは中国車とのグローバルな競争には勝てなくなる。そこで、カナダは第 6 回 NAFTA 会合で新たな原産地規則の提案を行わざるを得なくなったと思われる。

カナダの提案は、近年の自動車の生産における鉄鋼や金属を主体とする原材料の全生産コストに占める割合が低下していることを考慮したものである。これに関する調査研究は、ミシガン州の政府と民間の出資による自動車調査センターの論文で展開されている。同論

文では、近年の自動車生産コストに占める軟鋼と高強度合金の割合は、2010 年では 80%、2015 年で 60%であったが、2020 年には 30%に大きく減少するという試算結果を明らかにしている。

カナダの原産地規則に関する新たな提案は、付加価値基準の計算にエンジニアリングや設計、研究開発、ソフト開発などの知的財産に絡むコストを盛り込むといいものである。こうした研究開発の中心は米国であり、米国コンテンツの 50%の導入を図るトランプ政権の思惑と一致する。米国の NAFTA 交渉担当はカナダの提案に興味を示しており、今後は何らかのリアクションがあると思われる。

カナダの提案は最近の自動車のデジタル技術やソフトウェア開発の進展、自動運転技術の向上、新燃料効率基準、計量コンポジット材料の導入、などの動きを取り入れたものである。米国自動車部品工業会（MEMA、Motor and Equipment Manufacturers Association）もカナダの提案と同様な考えを示している。さらに、MEMA は域外産自動車部品が北米域内で加工された場合、付加価値が組み込まれたとする現行のルール（関税分類変更基準）の維持を求めている。こうした原産地規則を巡る攻防は、あるバランスの取れたところで落ち着くと思われる。

（2）NAFTA 交渉の日本企業へのインプリケーション

こうした原産地規則の動きへの日本企業の対応としては、その着地点をしっかりと見据えることは言うまでもないが、そのインプリケーションを見極めることが大切だ。つまり、この原産地規則の問題は、当初は 62.5%から 75%程度に引き上げられるだろうと楽観的に考えられていたが、トランプ政権は一举に 85%という高いハードルを提案し、さらに 50%の米国コンテンツを持ち出した。これは日本企業の米国での生産、あるいは米国製自動車部品やソフトウェア・コンテンツの調達を促す圧力が一層増したことを意味する。

NAFTA 再交渉において、原産地規則の水準がどこに落ち着くかは依然として不透明であるが、北米で販売する自動車においては、米国の部品だけでなく自動運転や電気自動車の技術などに用いられるデジタル・IT 技術やソフトウェアを活用する流れが強まったことは事実だ。それは、メキシコでの生産を増強しても止められない流れだ。

一方では、NAFTA 域外からの輸出や域内生産における域外産自動車部品の調達に関する戦略を、自動車モデルによっては考え直す機会でもある。米国の乗用車の関税は 2.5%であ

るので、域外産の部品を使った競争力のあるモデルを、例え原産地規則を満たさなくても積極的に投入することもありうる。ただし、ピックアップ・トラックについては関税が 25%もあるので、難しいと思われる。

モデルによってはなぜそのような関税を度外視した積極策が考えられるかということ、米国における自動車産業を取り巻く経済環境は大きく変わっているからである。すなわち、トランプ大統領の大きな経済運営における成果である税制改革法案の成立により、法人税は 35%から 21%に低下する。これにより、日本の自動車メーカーは大きく収益を拡大することが可能になる。カナダの自動車メーカーも同様の影響を受けるが、その法人税減税の恩恵は NAFTA の関税削減の効果よりも大きいと言われている。つまり、トランプ大統領は、NAFTA の再交渉で日本の自動車メーカーに原産地規則で高いハードルを与えようとしているが、一方では、税制改革面では大きな恩恵を与えているのである。

以上のことから、米国が TPP に復帰すれば、米国への輸出で TPP の原産地規則を適用できることから、日本企業の北米域外産の自動車部品の調達の自由度は大きく向上することになる。この意味においても、日本の通商戦略として、米国の TPP 復帰を促すことは重要である。ただし、米国は、TPP 復帰の条件として、自動車の原産地規則の改正を求めると見込まれる。

(3) 今後の NAFTA 再交渉は延長か、一時停止か、脱退か

NAFTA の第 6 回会合は 2018 年 1 月にカナダのモンリオールで開かれたが、次の会合は 2 月下旬にメキシコシティ（非公式との情報もある）、その次は 3 月下旬か 4 月上旬にワシントン、そして 5 月にはカナダで開催される可能性がある。

カナダ政府高官はモンリオールでの会合の後、これからの NAFTA 再交渉の行方として、現在の協議の期限が切れるまで 8 週間しか残っておらず、早急に今後の交渉スケジュールを検討しなければならないと発言した。つまり、米国は交渉を延長するか、米国の中間選挙（11 月 6 日）ために一時停止するか、あるいは 6 ヶ月前の通告で脱退するかどうかを決断しなければならないとした。メキシコにおいても、次の大統領選挙（7 月 1 日）の期間中に一時停止するかどうかを決めなければならない。

NAFTA 再交渉はモンリオールでの第 6 回会合で進展はあったものの、3 月末の合意は非常に困難である。2 月下旬から 6 月まで精力的に会合を重ねることにより、原産地規則で

大きな進展があれば、メキシコの大統領選までに合意する可能性はある。しかし、2018 年 2 月中旬の現段階では、選挙期間を避けて交渉が続くシナリオの方が優勢のように見える。やはり、今後のスケジュールのカギを握るのは原産地規則交渉の帰趨である。

報道によれば、メキシコの大統領選の左翼トップランナーの元メキシコシティ市長であるオブラドール候補者は、選挙後まで NAFTA の再交渉は待たなければならないとし、次期政権がリードすることを示唆しているようである。同候補が大統領になれば、NAFTA 交渉が遅れる可能性もあり、そこを見込んだ北米 3 カ国がどれだけ原産地規則等で歩み寄れるかが注目される。

第 5 節 NAFTA の重要性和日本企業の北米戦略

1. 強まる NAFTA 域内の結びつき

NAFTA 再交渉の話し合いが進む中で、トランプ大統領は NAFTA 離脱の可能性をほのめかすなど、舌戦が繰り広げられている。しかしながら、その一方では、NAFTA 域内でのサプライチェーンなどの経済的な結びつきが増々深まっている。

NAFTA でのサプライチェーンの具体的な例としては、自動車産業の相互調達がよく知られている。カナダやメキシコには、米国の自動車関連企業だけでなく、日本やドイツの企業も集積し、互いに NAFTA 域内で調達を行っている。北米で自動車を生産するために、自動車の部品や原材料は、NAFTA3 カ国の間を何度も往復するといわれている。

米国の自動車生産は 1,200 万台であるが、このうち北米向け輸出の割合は約 2 割である。メキシコは 350 万台を生産しているが、この中で約 7 割が北米向けに輸出される。また、メキシコの北米向け輸出に占める米系メーカー分は 5 割を超え、日系は 3 割強である。したがって、メキシコから米国への自動車輸出に関税が課せられた場合、最も影響を受けるのは米系メーカーであり、しかも NAFTA の利用で米国での 25%の関税率が無税になるトラックの割合が高いのが特徴である。

NAFTA の域内分業の発展は自動車関連だけではなく、様々な産業にまで及んでいる。例えば、米国のアリゾナ州の航空宇宙関連企業はメキシコの中部に位置するケレタロ大学周辺に進出し、大きな産業集積（ハブ）を形成している。既に、メキシコ中部の工業団地には 30 を超える国際的な航空宇宙関連企業が集まっている。そこでは、航空機やヘリコプター

などを組み立てる巨大な建物（ハンガー）が建造されている。米国の航空宇宙関連企業としては、西海岸のシアトルにあるボーイングなどが有名であるが、アリゾナ州を本拠地とする企業もメキシコを目指しているのが実情である。

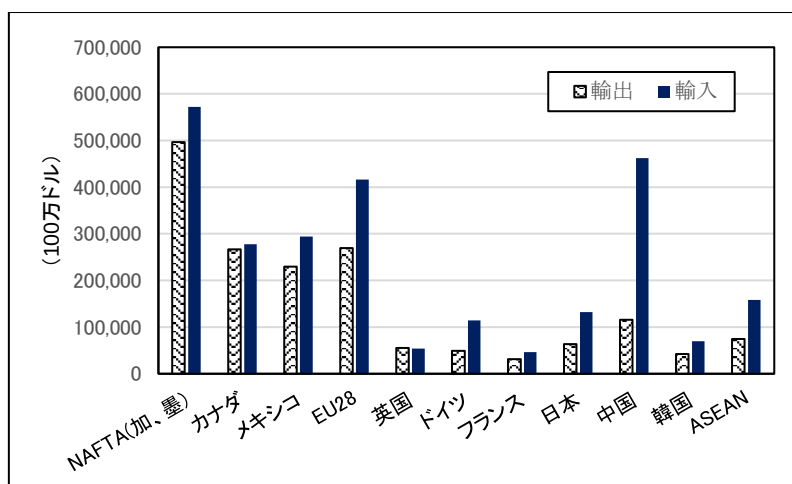
こうした航空宇宙産業だけでなく、米国のカーギルやタイソン・フードなどの食肉関連企業は、メキシコやカナダに多くの投資や輸出を行っている。こうした米国の多国籍企業は NAFTA からの離脱は多大な被害をもたらすとして、トランプ政権に対して農業を守るように要請している。

先の TPP での合意においては、メキシコが日本から輸入する牛肉（冷蔵や冷凍のもの）に対して、現行では 20%～25%の関税が賦課されているが、TPP が発効すれば 10 年目に撤廃される（トウモロコシの輸入では、現行の関税 0～20%が即時か 10 年目で撤廃される）。米国はメキシコに対して、大量のトウモロコシや大豆、牛肉・豚肉を輸出しており、もしも NAFTA が廃止されれば、米国の農業関連多国籍企業は高い関税を支払ってメキシコに輸出しなければならない。

2. 日本の NAFTA3 カ国での資産はアジアの 3 割増し

米国の NAFTA への貿易依存度は、深まる結びつきを反映して、極めて高い水準にある。2016 年の輸出の 34%は NAFTA 向けであり、その内訳を見ると、カナダが 18%、メキシコが 16%であった（図 2-1 参照）。EU 向けの割合は 18%、日本向けは 4%であったので、いかに米国の輸出に占める NAFTA 向けの比重が大きいかが見える。

図 2-1 米国の国・地域別輸出入（2016 年）

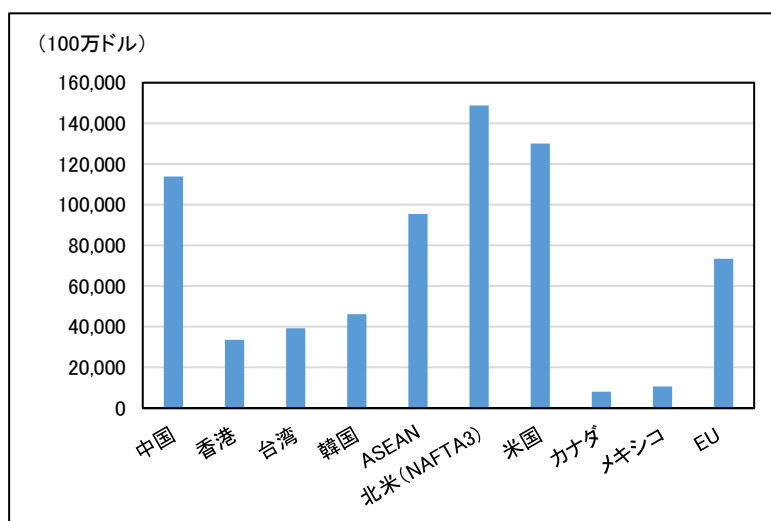


（資料） JETRO J-File より作成

同様に、日本の NAFTA 向け輸出の全体に占める割合を見てみると、2016 年では 23%と大きく、中国向けの 18%や ASEAN 向けの 15%を上回っている（図 2-2 参照）。米国向けの輸出割合だけでも全体の 2 割を超えており、日本の対米輸出依存度の大きさを物語っている。

日本の対米輸出の主役は自動車である。乗用車だけでも対米輸出の 3 割を占め、これにバス・トラック・二輪車及び自動車部品を加えると 4 割弱のシェアに達する。また、日本の自動車の海外生産は、2016 年で 1,900 万台に達しており、そのうち北米での生産は 640 万台で全海外生産の 34%を占めた。

図 2-2 日本の国別・地域別輸出（2016 年）



（資料）JETRO J-File より作成

一方、日本の 4 輪車の輸出台数は 463 万台で、そのうち NAFTA 向けは 202 万台となり、4 輪車輸出全体の 44%を占めた。日本の 4 輪車の国内生産台数は 902 万台であるので、国内で生産された台数の中から海を渡って北米に向かう分の割合は 22%に達する。

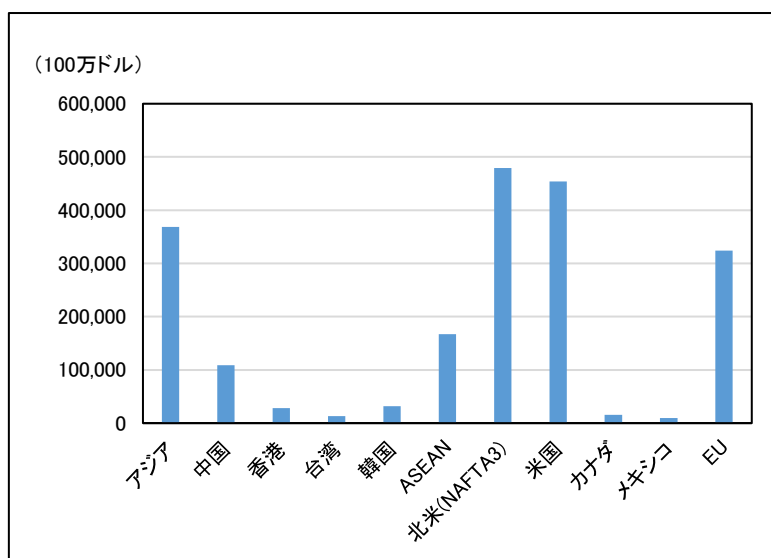
また、日本企業が海外でこれまで行ってきた投資の累積額（対外直接投資残高）を見てみると、2016 年末で北米向けの直接投資残高は全体の 35%（米国だけで 33%）を占め、EU の 24%、中国の 8%、ASEAN の 12%をかなり上回っており、アジア全体よりも 3 割増しの水準に達している（図 2-3 参照）。

日本の対米投資は、自動車とともに、一般・電気機械器具、化学・医薬、食料品も多いし、卸売・小売、金融・保険、通信などの全般に及んでいる。こうした多くの産業が全米の各地

に点在して進出している。日本企業が集積しているカリフォルニアやテキサス、ニューヨーク、イリノイ、ミシガン、ジョージアなどの州だけでなく、ワシントン、インディアナ、オハイオ、ケンタッキー、テネシー、マサチューセッツ、ノースカロライナ、アラバマ、フロリダなどの州にも広く分布している。

日本企業の対米進出は 80 年代後半から加速化していったが、産業全般と各州に広がる進出を果たしていることが特徴となっている。今から 20 年以上も前の 90 年代初め、テネシーやノースカロライナ州の日系企業を訪問する機会があった。両州における訪問先の日系企業はインダストリアル・パークに入居しており、熱心に全米を見据えた市場開拓の意欲を語る様子が印象的であった。

図 2-3 日本の対外直接投資残高（2016 年末）



(資料) JETRO J-File より作成

日本は NAFTA には加盟していないものの、現地日系企業は北米に根付きながら現地生産による現地販売を行っている。NAFTA 再交渉の行方は、日本から北米向けの輸出には間接的な影響にとどまるものの、現地進出企業にとってみれば大きな問題になる。2016 年度においては、日本企業の国内と海外を合計した売上高の 26%は米州地域向けとなっている（アジア大洋州向けは 17%、2017 年版ジェトロ世界貿易投資報告）。

これに、日本の付加価値貿易という観点を考慮すると、日本から中国に輸出された中間財が中国で組み立てられ、最終的には米国に向かうため、貿易データに表れない日本製品の実

際の米国向け輸出は拡大する。OECD の付加価値貿易の計測結果によると、2009 年の日本の対米貿易収支は 220 億ドルの黒字であったが、付加価値貿易では 360 億ドルに増加する。したがって、今後の米国経済は堅調に推移すると見込まれることから、日本にとっての NAFTA の重要性は増々高まるものと思われる。

3. 中間選挙や大統領選挙を見据えた NAFTA 対応

まず、日本企業の NAFTA の再交渉における対応としては、原産地規則や知的財産権、政府調達、環境・労働、国境税・国境調整税などの交渉の内容を緻密に情報収集し、各社別に対応を分析することが求められる。できれば、ハードランディングからソフトランディングまでの幾つかのシナリオを描くことが望ましい。

自動車や卸売・小売り関連企業においては、特に原産地規則や国境税、あるいはトラック輸送や国境での通関手続きなどの動きを的確に情報収集することが期待される。全体的には、インフラ・エネルギー、知的財産権、デジタル貿易、国境税・国境調整税やセーフガード、アンチダンピング・相殺関税などの動向も重要である。

その交渉の合意内容によっては、日本企業は、①NAFTA を利用した北米域内の貿易取引から自国や第 3 国を経由した対米輸出に転換、②自動車部品の調達で、モデルによっては域外産を積極的に活用、③対メキシコ・カナダ投資などから対米投資へ転換を実施、④自動車関連の分野では、メキシコでの生産余剰分を米国から EU・中南米市場等への輸出にシフトし、生産・販売におけるグローバル戦略の再構築を図る、ことが求められる。

しかしながら、再交渉の結果によっては、電子商取引や医薬・医療機器、あるいはインフラ・エネルギーの分野を始めとして、特に米国で生産し海外に輸出を積極的に展開しようとする企業には、新たな北米でのビジネスチャンスが生まれる可能性がある。この場合は、日本企業は積極的に北米ビジネスを展開することが求められる。

NAFTA の再交渉において、2018 年における米国の中間選挙前、メキシコの大統領選挙前までに妥結を図りたいところである。交渉が長引いて、選挙に悪影響を与えることは避けたいのが本音である。しかし、北米 3 国間の NAFTA 再交渉はタフなものとなることが想定され、そう簡単には合意しない可能性が高い。その間に日本企業にはその関連情報を徹底的に分析し、トランプ政権の出方を冷静に判断し、中間選挙や 4 年後の大統領選挙の動向を見据えた中長期的な戦略が求められる。

実際に、ジェトロセンサー 2017 年 5 月号によれば、①米機械部品のレックスフォードは

メキシコ移転計画を撤回していないし、②キャタピラーはイリノイ工場をメキシコのモンテレーに移転、③鉄鋼大手のニューコアは JFE スチールと合併でメキシコに自動車用鋼板の工場を建設予定であるし、④トランプ大統領の要請で一旦はメキシコへの工場移転を断念した空調大手のキャリア社は、別の工場に関しては計画通りメキシコに移転する、とのことである。

こうした動きから、日本企業も当面はメキシコ活用や移転計画は無理に変更せず、可能であれば米国の生産と雇用を維持・拡大する両面を見据えた戦略が肝要と思われる。

4. メキシコでの自動車生産が過剰の場合のグローバル市場の再編

北米における自動車生産の内訳を見てみると、カナダは 230 万台、米国は 1,200 万台、メキシコは 350 万台を生産している。米国はこのうちカナダへは約 90 万台、メキシコへは約 150 万台を輸出している。メキシコでは生産の約 8 割が輸出向けであり、輸出の約 85% が北米向けである（乗用車とトラックが半々）。

また、メキシコでの米国系自動車メーカーの生産は 155 万台、日系が 140 万台、ドイツメーカーは約 50 万台である。メキシコの北米向け輸出 240 万台の内、米系メーカー分は 130 万台、日系は 75 万台である。したがって、メキシコから米国への自動車輸出に関税が課せられた場合、最も影響を受けるのは米系メーカーであり、しかも NAFTA の利用で米国での 25%の関税率が無税になるトラックの割合が高いのが特徴である。

メキシコでの最近の生産体制の新設・増強の計画には目覚ましいものがあり、ドイツ勢ではアウディは 2016 年から生産を始め、メルセデス・ベンツが 2018 年、BMW は 2019 年から生産開始の予定である。日本メーカーでは、マツダが 2014 年から生産を始めているし、トヨタは 2019 年から開始の予定である。

NAFTA の再交渉が自動車の域内貿易に障害とならない内容で合意に達すれば、メキシコでの生産増はそのまま米国やカナダ、あるいは NAFTA 域外に輸出されると思われる。その可能性は決して低くはないものの、もしも厳しい原産地規則や国境税が導入されたり、最悪の場合、交渉が決裂し米国が NAFTA を離脱する事態になれば、現在のメキシコでの生産分とこれからの生産増分の幾分かはどこかに販売をシフトしなければならない。

その場合の有望な輸出先としては、中南米と欧州が挙げられる。中南米に関しては、2003 年にメキシコと南米南部共同市場（メルコスール）との間で協定が締結され、自動車と自動車部品の関税は無税となり、メキシコのブラジルとアルゼンチン向けの輸出が急増した。こ

のため、現在は 2012 年からメキシコから両国への輸出には上限が設けられており（2015 年 3 月には 4 年間延長）、メキシコから中南米市場への輸出拡大の可能性は 2019 年まで抑えられているのが現状である。

別のシナリオは欧州向け販売の拡大である。EU は約 1,800 万台の自動車の生産体制（独：約 600 万台、スペイン：約 270 万台、仏：約 200 万台、英：約 170 万台等）を保持している。現在の米国の EU への乗用車輸出は約 20 万台である（EU の乗用車の関税 10% は、現在は交渉が実質的に止まっている米国 EU・FTA が将来に発効すれば無税になる）。カナダの EU 向けは約 1 万台である（カナダと EU との FTA は署名済みであり、近いうちに関税は無税になる）。メキシコは既に EU との間で FTA を結んでいるので、関税は無税で約 12 万台を EU へ輸出している。ちなみに、メキシコの中南米輸出は 20 万台強である。メキシコの EU 向け輸出の水準が相対的に高くはなく、関税も無税であるので、メキシコから EU 向け輸出拡大は必ずしも非現実的なシナリオではないのかもしれない。

また、メキシコから中国・ASEAN などのアジアへ輸出することも考えられるが、メキシコは日本と FTA を発効させているが、その他のアジアとは FTA を結んでいない（韓国とは FTA を交渉中）。アジアにおいては、中国や ASEAN などの自動車関税は高く、FTA を締結しなければメキシコからの輸出を拡大することは困難であることは疑いない。

日本の乗用車の生産は約 780 万台であり、対米輸出は約 160 万台、EU 向けは約 50 万台である。日 EU・EPA については、2016 年内の妥結が期待されていたが、交渉の合意はやずれ込む見通しである。このため、自動車の 10% の関税削減をテコにした日本から EU への輸出拡大の青写真をまだ明確に描くことはできず、その分だけメキシコから EU 向け輸出との調整の可能性があるように思われる。

これまでメキシコ（世界第 4 位の自動車輸出国）や米国・カナダにおいて、EU 向けの自動車輸出が相対的に少なかったことは事実である。トランプ大統領は、ニューヨークではベントンをよく見るが、ドイツではシボレーが走っていないと発言しており、米国産車のドイツ市場への参入拡大を暗に求めている。したがって、NAFTA の再交渉を契機として、メキシコや米国・カナダから EU への自動車の輸出圧力が高まることを別にしても、北米から EU への輸出拡大はメガ FTA 時代を迎えたグローバル市場における再編の波の 1 つの候補であるのかもしれない。

参考文献

- ・ “The North American Free Trade Agreement (NAFTA)” M. Angeles Villarreal, Ian F. Fergusson, Congressional Research Service, February 22, 2017
- ・ “Summary of Objectives for the NAFTA Renegotiation” Office of USTR, Monday, July 17, 2017
- ・ 「2018 年春までに NAFTA 再交渉は合意できるか」、国際貿易投資研究所 (ITI)・文眞堂、世界経済評論 IMPACT NO979、2018 年 1 月 1 日
- ・ 「NAFTA 再交渉の第 1 ラウンドをどう読むか」、国際貿易投資研究所 (ITI)、フラッシュ 345、2017 年 9 月 1 日
- ・ 「広がりを見せる海外へのアウトソーシング～親子間貿易で違いが見られる日米のグローバル調達モデル～」、国際貿易投資研究所 (ITI)、季刊 国際貿易と投資 NO.109、2017 年秋号
- ・ 「NAFTA 再交渉の開始と日本企業の北米戦略 ～メキシコへの投資継続と米国での生産・雇用増の両面を見据える～」、国際貿易投資研究所 (ITI)、コラム NO.40、2017 年 6 月 20 日
- ・ 「NAFTA の再交渉で何が話し合われるか～TPP 交渉の呪縛から逃れられない NAFTA～」、国際貿易投資研究所 (ITI)、コラム NO39、2017 年 4 月 6 日
- ・ 「米加 FTA や NAFTA の自由化とインパクト」、国際貿易投資研究所 (ITI)、フラッシュ 332、2017 年 4 月 6 日
- ・ 「NAFTA の再交渉への動きとその見通し～再交渉開始は早ければ 6 月後半か 7 月初めか～」、国際貿易投資研究所 (ITI)、コラム NO38、2017 年 3 月 17 日
- ・ 「強まる米国の国際競争力—知的財産・金融・専門サービスで海外からの利益を生む」、国際貿易投資研究所 (ITI)・文眞堂、世界経済評論 2017 Vol.61、No2
- ・ 「トランプ大統領は減税やインフラ投資拡大で経済成長を高められるか～トランプ新政権の規制・エネルギー・貿易政策改革に死角はあるか～ (その 1～その 5)」、国際貿易投資研究所 (ITI)、フラッシュ 320～324、2017 年 3 月 1 日～10 日
- ・ 「国境調整税に見られる共和党の変化を見逃すな」、国際貿易投資研究所 (ITI)・文眞堂、世界経済評論 IMPACT NO790、2017 年 1 月 30 日
- ・ 「トランプ新政権で NAFTA はどうなるか～北米戦略の方向性を探る～」、国際貿易投資研究所 (ITI)、コラム NO36、2017 年 1 月 11 日
- ・ 「対談：トランプ新政権をめぐる米国経済の展望 (その 1)、(その 2)」、国際貿易投資研究所 (ITI)、フラッシュ 305～306、2016 年 11 月 25 日

- ・ 「トランプ政権の経済通商政策と日本の対応～TPPの批准やRCEP交渉の現状と今後の行方～」、国際貿易投資研究所（ITI）、コラム NO35、2016 年 11 月 17 日

第3章 トランプ政権の貿易政策と貿易摩擦問題

桜美林大学 名誉教授

国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員

滝井 光夫

要約

トランプ政権 1 年目の貿易政策は TPP 撤退、NAFTA 再交渉が中心となったが、2 年目は米企業の貿易救済要求に政府が具体策を決める期限が多数到来する。すでに太陽光パネル、家庭用大型洗濯機では大幅な関税引き上げが決定されたが、急増しているアンチダンピング、相殺関税提訴に対する救済措置も増加している。企業による提訴に加えて、政府が自主的に調査を開始した鉄鋼、アルミ、中国の知財権侵害問題などで強硬な保護貿易政策が打ち出される可能性も高い。本稿は 2018 年 1 月中旬時点でまとめたが、注で最新時点の状況を補完した。

はじめに

トランプ政権の最初の 1 年が終わった。米国経済は好調だが、その要因はトランプ政権の政策効果によるものではない。減税法の成立は年末となり、規制撤廃の効果もまだ出ていない。貿易政策でも成果は乏しい。政権 2 年目の今年 2018 年は、1 年目に始まった米企業の貿易救済提訴とトランプ政権の自主調査の結果が 1 月から年央にかけて次々に出てくる。201 条、アンチダンピング、相殺関税、国防条項、301 条提訴など、2016 年の選挙戦以来の言動や公約からみれば、トランプ大統領の答えはすべて輸入を規制し、米国の雇用と製造業を守るということになるのであろう。しかし、ITC（国際貿易委員会）、商務省は果たしてどのような調査結果を出し、大統領に対応措置を勧告し、そして最終的に大統領はどのような決定を下すのであろうか。いずれにしても、2018 年にトランプ大統領とその政権が多様な問題に下す諸決定が、米国の貿易政策の具体的な方向を示すことになる。今後の動向をウォッチしていくために、本章ではそれぞれの問題の状況、経緯、最終決定に至るプロセス

などを検討する。

第1節 成果の乏しい政権1年目

1. 経済政策と政策効果

トランプ大統領の就任以降、米国経済は好調の度合いを増し、株価は史上最高水準を更新している。しかし、その要因は主にトランプ減税に対する期待感と景気循環的要因によるもので、トランプ政権が実現した政策の効果によるものではない。

公約した医療保険制度（オバマケア）の撤廃に多くの時間と労力を費やしたものの、結局撤廃に失敗したため、最重要公約である減税法は「2017年減税・雇用法」（Tax Cuts and Jobs Act of 2017、PL115-97）として2017年12月22日漸く成立し、2018年1月1日から実施された（その概要は表3-1）。

表3-1 2017年減税・雇用法の概要

項目	現行法	2017年減税・雇用法（内容）
個人所得税（％）	10, 15, 25, 33, 35, 39.6（7段階）	10, 12, 22, 24, 32, 35, 37（7段階のまま、税率25%以上の所得を減税、2025年12月31日までの時限減税）
最高税率適用所得（合算）	\$480,050以上	\$600,000以上（適用所得の下限を引き上げ）
代替ミニマム税適用所得（合算）	\$84,500以上	\$109,400以上（引き上げにより課税対象者を縮小）
標準課税控除	単身\$6,350、合算\$12,700	単身\$12,000、合算\$24,000（共に倍増）
児童課税控除	17歳未満1人当たり\$1,000	同\$2,000（倍増）
州地方税等(SALT)控除の対象	不動産、個人資産、所得・消費税	対象は変えず、控除の上限を\$10,000に制限（高税率の州民に影響）
住宅ローン利子控除対象債務の上限	\$100万(新規購入の主住居とセカンドハウス)	\$750,000（同）（引き下げ）
オバマケア個人医療保険加入義務	保険非加入者にはペナルティ賦課	2019年1月1日に撤廃（保険加入者減で\$3,000億ドルの財政支出減）
遺産税	死亡時の遺産\$560万超に最高40%	\$1,120万超に倍増（合算の場合は\$2,200万）に40%、2025年末まで
パススルー事業税	最高の個人所属税率と同じ39.6%	\$315,000までの事業所得に20%の税控除、2025年末まで
法人税	35%	21%（個人所得減税と異なり恒久減税）
法人代替ミニマム税	適用	撤廃
投資費用の即時償却	なし	5年間の設備投資を即時償却、2027年まで継続
海外留保利益課税	米国に還流した時点で課税	1回限りで15.5%（対象は現金等）または8%（同その他）を課税
法人課税方式	全世界所得課税＋外国税額控除制度	米企業の保有する海外資産の国内還流を促すため米国内所得のみを課税対象とする源泉地課税方式に変更、海外留保利益課税と連動

（注）合算は夫婦の所得の合算申告する場合。

（出所）Tax Policy Center, Tax Foundation, 法人税はジェトロ通商弘報。

この減税については、民主党などからその内容、財源、効果など多くの批判がなされている

る。ホワイトハウスや財務省は、10年間で1.5兆ドルの減税は、実質年率2.9%の経済成長による1.8兆ドルの歳入増で連邦財政に影響を与えず、貿易収支の改善にも寄与すると主張している。しかし、両院合同税制委員会は減税による経済成長は10年間で0.8%増にとどまるとし、議会予算局も3%の成長は不可能と指摘している。

また、ポール・クルーグマン教授は法人税率の大幅引き下げによって米国への資金流入が拡大し、それに伴うドル高は経常収支赤字を10年間で6.4兆ドル、年間6,000億ドルに拡大する、またドル高による米国製造業の競争力低下によって、製造業の雇用は現在の1,250万人から2割(250万人)減少すると推計している(“Tax Cuts and Trade Deficit”, New York Times (以下NYTと略), November 14, 2017)。クルーグマン教授の見通しは他の専門家の見通しとも大差はなく、2017年減税・雇用法は、トランプ大統領の意図に反して米国の貿易赤字を拡大するというのが一般的な見方である。

ボストン大学のローレンス・コトリコフ教授は、経済学を知らないホワイトハウスが作った減税法と批判し、政府高官の前任者は後任者を批判しないという不文律を破って、サマーズ元財務長官はムニューシン財務長官を無責任な経済分析を行って財務省の信認を傷付け、誤ったデータを提供してトランプ大統領におもねり続けていると批判している。

今回の減税によって法人税率が35%から21%に恒久的に引き下げられたことは、世界的な法人税率の引き下げ競争を招くともみられ、欧州諸国の財務相は米国の税制改革は国際金融市場に有害だと米国に警告した。また、中国政府は2017年1月に遡及して特定業種に投資することを条件に利益課税を一時的に免除し、米企業が中国から撤退するのを防ぐという(China Offers Tax Incentives to Persuade US Companies to Stay, NYT, December 28, 2017)。

また、オバマケア撤廃に関連して、2017年減税・雇用法の一部として、個人の医療保険加入の義務化(individual mandate)が廃止された(実施は2019年1月1日)。個人に対する医療保険加入の義務化および非加入者に対するペナルティはオバマケアを維持するための重要な柱のひとつではあるが、義務化およびペナルティを廃止してもオバマケア全体が撤廃されることにはならない。現時点(2018年1月中旬)でもトランプ大統領はオバマケアの完全撤廃を断念していないため、2018年以降も議会に対して撤廃法案を成立させる努力を続けるとともに、保険加入促進活動の縮小など大統領権限で実施しうる措置を講じてオバマケアを骨抜きにする企てを続けるものとみられる。

一方、原油、天然ガス、石炭等の開発規制および消費者保護などの社会的規制の撤廃、キ

ーストーン・パイプライン建設の推進、地球温暖化防止のためのパリ協定からの離脱（協定上、離脱は2020年11月4日以降）などは、大統領権限と議会審査法¹によって実施されたが、現時点ではこれらが米国経済の拡大に寄与するまでには至っていない。

2. 貿易政策の進展状況

トランプ政権の通商政策の柱は次の4点にある。

①製造業の荒廃、雇用の喪失、貿易赤字を増大する貿易協定を甘受しない。②貿易交渉を見直し、タフで公正な貿易交渉によって、米国の経済成長、雇用拡大、地域経済の再活性化を図る。③米国の通商法制を厳格に運用するとともに海外市場を開放する。④これら目標を達成するため、最強の貿易交渉チームを結成する。

このうち①と②に関連して、TPPからの撤退は大統領就任直後の1月23日、大統領覚書（Presidential Memorandum）に署名して実施された。同時のこの覚書で、「今後の貿易交渉は個別の国と二国間で行うことがトランプ政権の意図である」とし、通商代表に対して「米国の産業を推進し、労働者を保護し、賃金を引き上げるための二国間貿易交渉の開始を指示する」と明言したが、二国間貿易交渉は中国とだけで、米国が希望する日本との交渉は開始できなかった。

貿易協定の見直しについては、大統領就任第1日目に取り組むとしたNAFTAは、離脱か継続かで閣内の意見が割れ、2017年8月になってようやく再交渉が開始された。しかし、トランプ大統領がしばしばNAFTA破棄をほのめかし、USTR（米通商代表部）の強硬な要求で2017年中に交渉は終了できず、NAFTAそのものの先行きの不透明感が強まって、企業活動にマイナスの影響を与えている。

一方、米韓FTAは協定実施前の2011年から2016年の間、米国の対韓輸出は12億ドル減少したが、輸入は132億ドル増加し、米国の貿易赤字は132億ドルから276億ドルに倍増した。このため、米韓FTAはNAFTA再交渉と同様に見直し時期になったと主張した（2017年3月1日発表の米国通商代表部「2017年貿易政策アジェンダ・2016年年次報告書」）。米韓交渉は2018年1月5日から始まった。しかし、現時点では、NAFTAおよび米韓FTA以外に貿易協定を見直す動きはない。

③の米国通商法制の厳格な運用については、オバマ政権発足時も同様の方針が出されたが、トランプ政権はアンチダンピング法や相殺関税法に限らず、1974年通商法201条（セーフガード）、1962年通商拡大法232条（国防条項）など、援用する通商法の範囲を拡大し

ている。これについては、次節で詳述する。また、「通商政策に対する国家主権の防御」という新しい方針も打ち出された（上記「2017 年貿易アジェンダ・2016 年年次報告書」の II-B）。これは、WTO（世界貿易機関）の紛争解決手続きによる決定が米国の通商法制を自動的に変更するものではないことを改めて確認したものである。米国は政府が徴収したアンチダンピング税額を国内生産者等に配分するバード修正条項、不当なダンピング認定手法であるゼロイング方式などは WTO ルールに反すると裁定されているにもかかわらず継続しているが、トランプ政権の新方針はこうした WTO の裁定には従わないことを改めて示したものである。

④の「最強の貿易チーム」は、ロバート・ライトハイザー通商代表、ウィルバー・ロス商務長官および対中強硬派のピーター・ナバロ博士（カリフォルニア大学アーバイン校経済学部教授）から成る。ナバロ博士はトランプ大統領が政権発足前に新設した国家貿易会議（NTC, National Trade Council）の議長に就任したが、2017 年 4 月 29 日付の大統領令（Executive Order）により貿易製造業政策局（Office of Trade and Manufacturing Policy）の局長に指名された。その後、ナバロ議長の強硬な対中政策が政策の統一性に問題を生じ、ケリー大統領首席補佐官は 2017 年 9 月、NTC を格下げして国家経済会議（NEC、ゲーリー・コーン議長）の中に移し、ナバロ議長をコーン議長の配下に置いた（Trump's America First Trade Agenda Roiled by Internal Divisions, NYT, October 20, 2017）。このようにナバロ議長の閣内における位置付けと NTC の役割ははっきりしていない。なお、ナバロ議長はトランプ大統領のアジア歴訪（2017 年 11 月）には随行が認められなかった²。

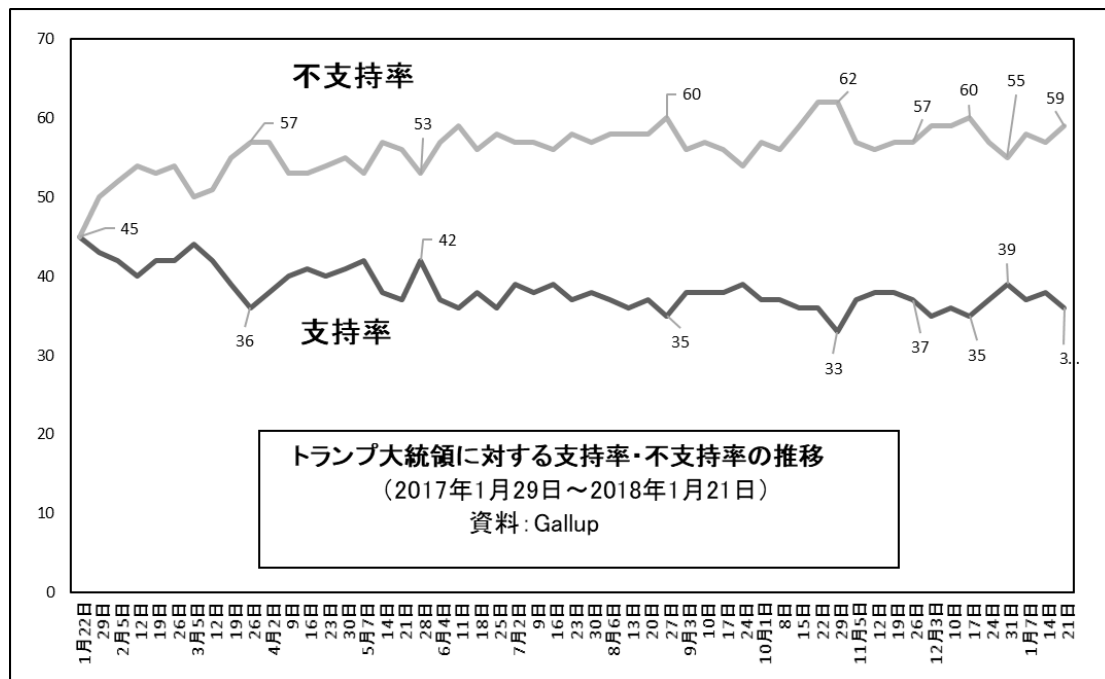
最強の貿易チームを作ると言いながら、中枢人事の議会承認も遅れ、重要ポストの空席も目立っている。USTR では 2 人の次席代表（Jeffrey Doug および C. J. Mahoney）、WTO 大使に指名された Dennis Shea、商務省では国際貿易管理局（ITA）担当の Gil Kaplan 次官、N. Nikakhtar 産業担当次官補などがまだ上院本会議の承認が得られず、就任できない状態である（Inside U.S. Trade（以下、Inside と略）, January 5, 2018）。また、ITC は委員長を含め委員（commissioner）は 6 人いるが、現在のところまだ 2 名が欠員となっている（6 人の支持政党は民主党、共和党各 3 名と同数になるよう規定されている）。

また選挙中に公言した中国に 45%、メキシコに 35%の高関税を課す、中国を為替操作国と認定する、米輸出入銀行は廃止する、といった公約はすべて放棄されている。また、TPP から撤退した後は、二国間交渉を進めると公約したが、二国間交渉は中国以外には行われていない。

3. 低迷する大統領支持率

支持率は大統領就任直後の 45%から 30%台に漸減し続け、不支持率は 45%から 50～60% 台へ漸増し続けるという大統領就任以降の傾向に変化はみられない（図 3-1）。

図 3-1



2017 年 8 月 12 日にバージニア州シャーロットビルで起きた白人至上主義者と反差別派の対立事件で、トランプ大統領が白人至上主義者を擁護するような発言を行った後は、不支持率が 60%に上昇した（支持率は 35%に低下）。減税法が成立しても、支持率は高まらなかった。減税で最大の恩恵を受けるのは富裕層であって低所得層ではないとの見方（表 3-2）が多く、トランプ減税に対する国民の評価は総じて低い。

表 3-2 共和党減税案に対する世論調査結果

(単位: %)

	全体	共和党 支持者	民主党 支持者	白人				黒人	ヒスパ ニック
				大卒	非大卒	男性	女性		
1.賛成ですか									
賛成	29	67	6	30	37	40	27	14	21
反対	53	10	84	57	40	42	54	71	59
2.あなたの税金は増えますか									
増える	41	15	62	38	32	30	40	61	49
減る	20	34	11	23	21	24	20	10	15
変わらない	32	42	23	32	37	38	31	23	28
3.最も恩恵を受ける階層は									
低所得層	5	10	1	5	5	5	5	3	5
中所得層	24	55	3	23	34	32	25	7	17
富裕層	64	23	94	66	53	55	63	85	68
4.雇用と経済成長にプラスか									
はい	40	86	11	42	50	54	40	17	34
いいえ	53	9	84	54	41	39	54	74	58

(出所) Quinnipiac University Poll, 2017.12.5発表の全米調査

新しい大統領の支持率が 50%を切り、不支持率が常に支持率を上回っているのは、近年ではトランプ大統領が初めてである。トランプ大統領の就任 100 日目(2017 年 4 月 29 日)の支持率は、ギャロップの世論調査始まって以来最低の 41%を記録した。歴代大統領は野党や無党派層の支持を得て、就任 100 日間は高支持率となるのが共通の傾向だが、トランプ大統領はそうではない。党派別の支持率をみると、野党民主党の支持率は 12%と極端に低く、無党派の支持率も 36% (表 3-3 参照)にとどまっている。この傾向が今後大きく変わる見通しもない。

表 3-3 大統領就任 100 日目の党派別支持率

(%)

大統領	民主党	共和党	無党派	大統領	民主党	共和党	無党派
トランプ(共)	12	87	36	ブッシュ父(共)	41	79	48
オバマ(民)	93	31	61	レーガン(共)	46	91	75
ブッシュ(共)	30	88	48	カーター(民)	75	54	62
クリントン(民)	82	25	53	フォード(共)	41	67	48

(出所) Gallup Weekly Data

こうした支持率の推移からも、今年 11 月 6 日に行われる中間選挙の先行きは厳しい。2017 年 12 月 12 日に行われた共和党の牙城であるアラバマ州の連邦上院議員補欠選挙で、トランプ大統領が支持した共和党のロイ・ムーア候補が民主党のダグ・ジョーンズ候補に敗

れた。この結果、連邦上院は 1 月から共和党 51 人、民主党 49 人（無党派 2 人を含む）と議席差が 2 に縮小した。すでに今議会で引退する上院議員は、現時点で共和党 31 人、民主党 15 人と多く、民主党の多数派奪回は上院だけでなく、場合によっては下院にも及ぶ可能性がある（現在の下院の党派別議席数は、共和党 238、民主党 193、欠員 4）。

第 2 節 増加する企業の貿易救済要求

1. 16 年ぶりの 201 条提訴

米国政府が輸入の急増による企業の損害を救済することは、GATT（関税と貿易に関する一般協定）・WTO（世界貿易機関）のルールに準拠する限り問題はない。問題は、トランプ政権の米国第一主義や米国人の雇用と国産品使用の優先主義が世界の貿易ルールとうまく調和を保てるか否かである。政権 2 年目は政権 1 年目に業界が提訴し、あるいはトランプ政権が自主的に開始した調査案件に対して貿易救済措置を決定する時期となる。

まず注目されるのが緊急輸入制限措置（セーフガード）を定めた 1974 年通商法 201 条である。201 条は GATT の自由化義務から一時的に逃避（escape）するために採られる措置であるため、米国ではエスケープ・クローズとも呼ばれる。輸入急増が「実質的な原因（substantial cause）」となって、国内産業に「重大な損害（serious injury）」またはその恐れがあると ITC が判定した場合には、4 年間（最長 8 年間）を限度に輸入制限措置と採ることができる。この救済措置は GATT19 条に基づき、特定の輸入相手国に限定的に適用するのではなく、すべての輸入相手国に適用される。

ITC が調査の結果、米企業が輸入の急増によって当該業界が損害を被っていると判断すれば大統領に採るべき救済措置を勧告する。ITC の調査開始から大統領に対する勧告までの期間は 180 日、大統領の決定は勧告受理から 60 日以内と規定されている（なお議会は大統領の決定をオーバーライドできる）。なお、上記の「実質的な原因」とは「重要かつ他のいかなる要因よりも小さくない原因」と定義されており、201 条の損害およびその恐れ of 判定は、ダンピングや補助金付き輸出など不公正貿易の場合よりも厳しく定義されている。

表 3-4 1974 年通商法 201 条提訴件数と大統領のセーフガード発動件数

期間(年)	ITC				大統領		
	全提訴 件数	クロ 決定	シロ 決定	シロ・クロ 同数	セーフガード 発動件数	全提訴件数 に占める%	ITCクロ決定 に占める%
1975-79	42	22	16	4	6	14.3	27.3
1980-84	13	6	7	0	4	30.8	66.7
1985-89	6	1	5	0	0	—	—
1990-94	2	0	1	1	0	0	0.0
1995-99	7	4	1	2	5	71.4	125.0
2000-04	3	1	2	0	1	33.3	100.0
2006-16	0	0	0	0	0	—	—
累計	73	34	32	7	16	21.9	47.1

(注)クロは提訴内容を認める決定。シロの場合は大統領への勧告は行わない。ITC委員の見解がシロ・クロ同数に分かれた場合は両方の意見を大統領に提出する。

(出所)2001年までは滝井光夫「レーガン政権の通商政策-歴史的転換をその遺産」桜美林大学国際学部『国際学レビュー』第18号(2006年)、2002年以降はThe Year in Trade, ITC(各年)。

表 3-4 にみるように、201 条による提訴は 1970 年代後半には 42 件もあったが、2000～2004 年には僅か 3 件にとどまり、その後は全く提訴が行われていない(ただし、2016 年 4 月、米鉄鋼労組(USW)が未加工のアルミ製品を 201 条で提訴したが、提訴して数日後に撤回した。ITC の The Year in Trade 2017 参照)。提訴案件のうち、大統領による救済措置の決定まで進んだ事例は、2001 年 6 月の通商代表部による鉄鋼製品の調査要請が最後である。このケースでは、ITC は 2001 年 12 月ブッシュ大統領に救済措置を勧告し、大統領は 2002 年 3 月鉄鋼製品 14 品目に対して高関税賦課を柱とする救済措置を発動した。しかし、これに反対する日本など関係国による WTO 提訴によって、米国は 2003 年 12 月救済措置を撤回した。

201 条提訴が減少しているのは、ITC が大統領に救済措置を勧告しても、大統領は ITC とは異なり、政治的判断から ITC の勧告を受け入れないケースが増加し、米業界は 201 条に期待しなくなったからである。表 3-4 のとおり、1975 年から 2016 年の間で大統領が救済措置を発動したのは 16 件で提訴総件数 73 の 22%、ITC のクロ決定総件数 34 の 47%に過ぎない。

しかし、トランプ大統領が就任すると、201 条提訴は 2001 年以来 16 年ぶりに復活し、2017 年には太陽光パネルと家庭用大型洗濯機の 2 件が提訴された。ITC はすでに 2 件について大統領への勧告を終え、大統領の決定を待っている段階(表 3-5)だが、大統領が ITC

の勧告した救済措置の実施を決定すれば、業界は大統領の決定を歓迎し、201 条提訴への期待を高め、提訴件数は増大するのではないかとみられている（Chad P. Bown, *Solar and Washing Machine Safeguards in Context: History of US Section 201 Use*, PIIE, October 31, 2017）。

表 3-5 201 条案件調査の経緯と大統領への勧告内容

品目	太陽光パネル	家庭用大型洗濯機
提訴者	Suniva, Inc. および SolarWorld	Whirlpool Corp.
提訴日	2017年5月17日	2017年6月5日
ITC調査開始	2017年6月1日	2017年6月13日
ITC救済策票決	2017年10月31日	—
大統領への勧告	2017年11月13日	2017年12月4日
大統領の決定期限	2018年1月12日	2018年2月2日
ITC の勧告内容	委員長は本体に4年間の関税割当（現行関税+1年目10%、4年目8.5%）、部品に高関税を求めたが、救済措置不要との意見もあった。	本体と部品に3年間の関税割当。本体は120万台超の輸入に1年目現行関税プラス50%、2年目45%、3年目40%の関税、部品は3年間別方式の関税割当。
輸入額（2016年）	70億6,049万ドル	データ非公表
輸入相手国（2016年、金額ベース、上位順）	マレーシア、韓国、中国、台湾、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム	中国、メキシコ、韓国、タイ、ベトナム

（出所）ITCおよびFederal Register

なお、2 件のうち太陽光パネルについては、太陽エネルギー産業協会（SEIA）および共和、民主両党議員による救済措置反対の要求が高まり、大統領の決定は、2018 年 1 月 12 日から 1 月 26 日に 2 週間延期された（Inside, December 8, 2017, p.5）。反対派は、輸入救済措置が採られればパネル価格は上昇し、米国の太陽光発電が大幅に減少すると主張している。

一方、家庭用大型洗濯機の主な輸入相手国は韓国だが、サムスン電機は既にサウスカロライナ州で生産を開始しており、LG 電子はテネシー州で 2018 年中に生産を開始することになっている。大統領の救済措置決定がこうした状況をどう反映するか注目される³。

2. 再び増加するアンチダンピング・相殺関税提訴

201 条と違って、不公正貿易であるダンピング輸出および補助金付き輸出に対する対抗措置は、商務長官が AD 法および CVD 法に基づいて決定し、大統領が決定に関与することは

ない。しかし、トランプ大統領の盟友といわれるロス商務長官がトランプ大統領の意向を無視し、政権の掲げる「通商法の厳格な運用」という看板に反する決定を下すことはないと思われる。

カナダの針葉樹材に対する AD および CVD 調査に関する 2017 年 11 月 2 日付のプレスリリースで、「商務省は（トランプ大統領が就任した）2017 年 1 月 20 日から同年 11 月 1 日までに 77 件の AD および CVD 調査を行ったが、これは 2016 年同期（48 件）比 61%増である」と実績を誇るような書き方をしている（その後、件数は 12 月 11 日までで 79 件、2018 年 1 月 9 日までで 82 件と増加傾向を辿っている）。

米国における AD 税と CVD の課税決定の手順は、根拠法である 1979 年通商協定法によると、次のとおりである。

まず、AD 税および CVD を課税するには 2 つの条件が必要である。第 1 は、輸出国のダンピング輸出、または補助金付き輸出が米国内産業に「実質的な損害（material injury）」またはその恐れを与え、当該産業の存立が「実質的な妨害（material retardation）」を受けているとの ITC の決定、第 2 は米国において当該品目が公正価格以下（LTFV, less than fair value）で販売されているとの商務省の決定、である。

商務省が AD および CVD 提訴を受理すると、ITC による上記第 1 の損害調査と商務省による上記第 2 の事実調査が並行して進められ、仮決定を経て、提訴が受理された日から AD の場合は 280 日目（複雑なケースでは最長 390 日目）、CVD の場合は 205 日目（複雑なケースでは最長 300 日目）に最終決定が下される。AD 税ないし CVD の課税命令は最終決定の日から 7 日以内に商務長官が行う⁴。

米国は AD および CVD 調査開始件数が世界最大である。「2017 年版不公正貿易報告書」（経済産業省）によると WTO が発足した 1995 年から 2015 年までの総件数は 713 件（AD569 件、CVD144 件）で、第 2 位インド 652 件（651 件、1 件）、第 3 位 EU553 件（480 件、73 件）を大幅に上回っている。日本は僅か 11 件（10 件、1 件）に過ぎない。

米国は調査件数が多いだけでなく、AD 税および CVD の課税が終了せずに、継続している件数が非常に多い。ITC の資料によると、1977 年 10 月 21 日から 2018 年 1 月 4 日までの約 40 年間に、AD および CVD の課税が現在も継続中の件数は 426 件（AD326 件、CVD100 件）に達している（国別では中国 156 件、インド 34 件、韓国 32 件、台湾 25 件、日本 20 件の順）。しかも、年間の課税命令件数はオバマ政権下の 2016 年に 51 件（AD 税 31 件、CVD20 件）と 1977 年以降では最大に達し、トランプ大統領が就任した 2017 年も

前年並みの 46 件（36 件、10 件）となった（表 3-6、3-7）。

表 3- 6

年次別にみたAD税、CVD課税命令件数
（1977年10月21日-2018年1月4日）

年	総件数	AD	CVD
2009	15	10	5
2010	26	16	10
2011	4	2	2
2012	9	7	2
2013	11	7	4
2014	25	19	6
2015	25	15	10
2016	51	31	20
2017	46	36	10
2018	5	1	4
合計	217 (426)	144 (326)	73 (100)

（注）2018年は1月3～4日の2日間。合計のカッコ内は1977年10月21日から2018年1月4日までの総数）

（資料）AD and CVD Orders in Place as of January 4, 2018
（ITC）から件数を算出。

表 3- 7

輸入相手国別にみたAD税、CVD課税命令件数
（1977年10月21日-2018年1月4日）

輸入相手国	総件数	AD	CVD
中国	156	111	45
インド	34	20	14
韓国	32	24	8
台湾	25	24	1
日本	20	20	0
トルコ	16	9	7
ブラジル	16	12	4
インドネシア	14	9	5
メキシコ	14	13	1
ベトナム	12	9	3
合計	426	326	100

（注）合計にはその他の国も含む。

（出所）表3-6と同じ。

2016～17 年をみる限り、政権の党派は課税命令件数に関係していないように見えるが、2018 年に入ると、すでに 1 月 3～4 日の 2 日間だけで課税命令は 5 件となった。この 5 件の内訳は、カナダの針葉樹材 2 件（AD、CVD 各 1 件）、バイオディーゼル 2 件（ともに CVD、アルゼンチンとインドネシア）、広葉樹合板 1 件（CVD、中国）であり、この傾向が続けば、トランプ政権の前半 2 年間における課税命令件数は前政権のそれ以上となるものとみられる。

AD 税や CVD の課税が決定すると米国の当該品目の輸入は急減する。毎年新たな調査開始件数が多く、AD 税および CVD の課税継続件数が増えているということは、AD および CVD が輸入制限的効果を発揮し、米国企業が提訴を増やす要因となっている。

トランプ政権下では前政権下と同様に中国を対象にした調査と課税決定が依然として多いが、カナダを対象にした AD および CVD の同時提訴が増え、2018 年前半までに商務省および ITC が最終決定を下す案件は、針葉樹材、ボンバルディア社製旅客機、新聞用紙の 3 件もある（表 3-8）。

表 3- 8 最近の対カナダ AD・CVD 案件

	針葉樹材	100-150席旅客機	新聞用紙
提訴者	COALITION	Boeing Company	North Pacific Paper
提訴日	2016.11.25	2017.4.27	2017.8.9
ITC仮決定	2017.2.28 クロ	2017.6.12 クロ	2017.9.25 クロ
商務省仮決定	2017.4.24 CVD 3.02-24.12% 2017.6.26 AD 4.59-7.72%	2017.9.26 CVD 219.63% 2017.10.13 AD 79.82%	2018.1.9 CVD 4.42-9.93% AD *
商務省最終決定	2017.11.2 CVD 3.34-18.19% AD 3.20-8.89%	2017.12.20 CVD 212.39% AD 79.82%	
ITC最終決定	2017.12.7 クロ	2018.1.26予定	
商務省課税命令	2018.1.3	2018.2.2予定	2018.5末予定

(注) COALITIONは製材国際貿易調査交渉監視委員会、100-150席旅客機はボンバルディア社製Cシリーズ機、新聞用紙はuncoated groundwood paper、Northern Pacific Paperは米国ワシントン州にある企業。AC*: 決定を2018年1月16日から3月7日に延期。

(資料) ITC、商務省ITA各種報告。

これら 3 件のうち針葉樹材は、1980 年代から米加間で続いた貿易紛争で、2006 年に締結した協定によって市場の安定が図られたが、協定が 2015 年 10 月 12 日失効すると再び対立が激化し、2016 年 11 月米国の団体 COALITION がカナダ側を訴えた。ロス商務長官は 2018 年 1 月 3 日、企業によっては最高 18.19%の CVD および同じく 8.89%の AD の課税を決定した。カナダはこの決定を非難し、2017 年 11 月商務省の最終決定後、NAFTA および WTO に提訴する方針を発表した。

次に、ボーイング社がボンバルディア社を AD 法と CVD 法違反で訴えたのは、ボンバルディア社がデルタ航空から C シリーズ 75 機を 1 機当たり 2,000 万ドル（ボーイング社の推定価格）で受注し、定価の 3,300 万ドル（同）を大幅に下回っているとボーイング社が主張したことに始まる。ボンバルディア社はボーイング社が C シリーズ（客席数 100～150）と同型機の生産を行っていないため同社に損害は与えてはいない、カナダの駐米大使はボーイング社も米政府から補助金を受けている、メイ首相はボンバルディア社の工場が北アイルランドにもあるため、米国の決定は英国にも重大な影響を及ぼすと主張した。こうした主張は 12 月 18 日、ITC の公聴会でも展開されたが、商務省は同月 20 日、最終的に CVD 212.39%、AD 79.82%という高率の課税を決定した。

結局のところ、1 月末に出される ITC の損害調査に関する最終決定を経て、商務長官は 2 月早々、最終決定と同率の課税命令を下すものとみられる⁵。

対抗措置としてカナダ政府は、12 月 12 日、予定していたボーイング社の戦闘機 18 機（52 億ドル）の購入を取りやめ、オーストラリアから同型の中古機を購入することに変更した。また、ボンバルディア社はフランスのエアバス社とアラバマ州モバイルで組み立て生産を開始する、ボーイング社はブラジルの小型機メーカー・エンブラエルと事業統合する、といった報道も伝えられた。米国が AD と CVD で合計 300%もの課税をボンバルディア社の中型機に課せば、米国の航空機市場は大きく変わるものとみられる。

3. カナダ政府の WTO 提訴

米国の一連の貿易救済措置および不公正貿易に対する対抗措置に対して、カナダ政府は 2017 年 12 月 20 日、WTO に「米国が課す AD および CVD の多くは WTO が認める水準を超えており、米政府の決定過程や関税徴収手続きは WTO ルールに違反する」と申し立て、2018 年 1 月 10 日、32 ページの訴状（WT/DS535/1 United States -Certain Systemic Trade Remedies Measures-Request for consultations by Canada）を公表するとともに WTO 加盟国に回付した。

カナダ政府の申し立てに対して、米国のライトハイザー通商代表は 1 月 10 日声明を発表し、カナダの申し立ては、米国の貿易救済措置に対する広範で愚かな攻撃であり、カナダの主張は根拠がなく、カナダに対する米国の信認を損ねるだけだと批判した。さらに同代表は、米国がカナダの要求を容れて貿易救済措置を実行しなければ、中国などからの米国の輸入が増加し、カナダの対米輸出は鉄鋼、アルミ製品が 90 億ドル、木材、紙製品が 25 億ドル減少する。カナダの訴えはカナダにとって悪いものになると反撃した。

カナダ政府の申し立てを受けて、両国はまず二国間で協議を進める。しかし、こうしたライトハイザー代表の強硬姿勢をみると、期限の 60 日以内で合意に達することは難しい。カナダ政府の申し立ては紛争解決小委員会（パネル）を経て、上級委員会にまで進むのではないと思われる。なお、60 日間の協議期間は 12 月 20 日から数えて 2 月 18 日で終わる。その後の状況はこの 60 日間の協議の進展状況に懸かっている。

第3節 トランプ政権の自主調査と対抗措置

1. 大統領令および大統領覚書による政府自主調査

トランプ大統領は大統領就任直後から選挙戦における公約を実行するため、多くの大統領令と大統領覚書に署名し、関係省庁に指示を飛ばしている。トランプ大統領が出した大統領令および大統領覚書の本数はレーガン大統領以降最大となった（大統領就任から同年11月末までの本数はトランプ大統領147本、オバマ大統領94本、ブッシュ大統領40本）⁶。

このうち2018年1月22日までに出了されたもので貿易に関連するものは11件ある（表3-9）。11件のうちTPP撤退（2017年1月23日付）と貿易製造業政策局の創設（同4月29日付）を除く9件は、各省の長官に期限内の実態調査と報告書の提出を命じている。

表3-9 トランプ大統領が発出した貿易関連の大統領令と大統領覚書
（就任以降2018年1月22日まで）

日付	テーマ	内容	指令先
1月23日	TPP撤退*	2016年2月締結のTPPからの即時撤退	通商代表
1月24日	パイプライン建設と国産資材*	国内パイプラインの建設、改修、修繕に国産鉄鋼を最大限使用する計画の策定（180日以内に計画書提出）	商務長官
3月31日	相手国別の貿易赤字包括報告	不公正貿易等による貿易赤字要因と影響（90日以内に報告）	商務長官
3月31日	未納AD税等の確実な徴収	AD税、CVDの確実な徴収方法の開発（財務省等と協力し90日以内に報告）	国土安全保障長官
4月18日	優先的米国品購入と米国人雇用	バイアメリカン法の適用状況の詳細な調査、執行、FTAとの関係（150日以内に実態、影響分析報告書提出）	全省庁長官
4月20日	鉄鋼輸入と国家安全保障*	1962年通商拡大法232条（国防条項）による調査と輸入政策勧告（報告期限の規定なし）	商務長官
4月27日	アルミ輸入と国家安全保障*	同上	同上
4月29日	貿易投資協定の履行状況調査と協定の再交渉	米国経済への貿易、投資協定の貢献、違反状況調査と救済策の提言（180日以内に報告）	商務長官、通商代表
4月29日	貿易・製造業政策局の創設	大統領府内に米労働者と国内製造業に資する政策提言機関を創設	国家貿易会議
8月14日	中国の米知財権侵害審議調査*	1974年通商法301条による中国の技術移転、米知財権侵害状況を調査（報告期限の規定なし）	通商代表
12月20日	重要鉱産物の確保戦略	重要鉱産物の対外依存度の削減、そのための技術開発、投資貿易開発戦略の構築等（内務省は国防省等と協力して180日以内に鉱産物の特定、商務省は戦略報告書の提出）	内務長官、商務長官

（注）*は大統領覚書、無印は大統領令 （資料）ホワイトハウス・ホームページ

9件のうち3件は、通商法に基づく政府の自主調査と政策勧告の提出を商務長官と通商代

表に命じたものである。3件とは、①2017年4月20日付の鉄鋼輸入と国家安全保障との関係、②4月27日付のアルミ輸入と国家安全保障の関係、③8月14日付の中国の米知財権侵害に係わる調査である。このうち①と②は1962年通商拡大法232条（国防条項）に基づき、③は1974年通商法301条に基づくものである。なお、非常に重要な意味を持つこれら3件の命令は大統領令ではなく、すべて大統領覚書で出されている⁷。

これら3件は、政府の自主調査こそ通商法の厳格な運用であるとのトランプ政権の強い姿勢を示すものである。以下、案件別に見てみよう。

2. 鉄鋼、アルミの国防条項調査

トランプ大統領が通商法に基づいて調査と対応措置の検討を求めた3件のうち、最も注目されるのが国防条項による鉄鋼とアルミの輸入規制である。輸入規制の手段として国防条項を使うという考え方は過去30年以上途絶えていたものである。

1980年以降では、国防条項による調査は14件行われたといわれるが（Chad P. Bown, Steel, Aluminum, Lumber, Solar: Trump's Stealth Trade Protection, PIIE Policy Brief 17-21, June 2017.）、その最初の調査は米工作機械工業会が1983年3月に米政府に要請したものである。調査結果を踏まえて、当時のボールドリッジ商務長官は1984年2月、レーガン大統領に18品目の輸入制限を勧告した。しかし、国家安全保障会議（NSC）が国防・経済計画ガイドラインを出したことを理由に、レーガン大統領は同年4月、商務長官に2月の大統領に対する勧告の見直しを指示した。結局、レーガン大統領は工作機械の輸入が米国の国家安全保障の脅威となっているか否かの判断を回避して、1986年5月日本、西独、台湾、スイスと対米輸出自主規制交渉を開始する方針を決定した。その後、日本とは同年11月に5年間の対米輸出自主規制に合意している。

国防条項は1988年包括通商競争力法によって改正され、国防条項の発動は次のように改められた。まず、商務長官は業界等から調査要請受けた日から270日以内（1962年法では1年以内）に大統領に報告書を提出する。大統領は当該輸入が国家安全保障に脅威であると判断した場合は、報告書を受理した日から90日以内に商務長官の報告に同意するか否かを決定する。大統領が報告に同意する場合は、取るべき措置を決定し、決定後15日以内に実施する⁸。

国防条項に基づく上記の270日の期限は、鉄鋼が2018年1月14日、アルミが同1月21日である。当初ロス商務長官は、2017年6月には鉄鋼とアルミの調査を終了すると述べて

いたが、9 月になって報告書の発表を税制改革法成立後に延期すると発表した（Inside, September 15, 2017）。鉄鋼に関する国防条項調査の最終報告書は予定通り 2018 年 1 月 11 日にトランプ大統領に提出された（報告書の内容は現時点では公表されていない⁹⁾）。提出は、期限である 1 月 14 日より 3 日早い、これは 1 月 14 日が日曜日、15 日月曜日がキング牧師の記念日（祝日）となったためである。

上述の手順によると、トランプ大統領が商務長官の報告に同意するか否かを決定するのは、1 月 11 日から数えて 90 日以内、つまり 4 月 11 日まで、大統領が採るべき措置を決定するのがそれから 15 日後の 4 月 26 日までということになる。

米国鉄鋼協会（AISI）によると、2017 年の米国の鉄鋼輸入は 2016 年比 15.5%増、輸入品のシェアは 27%に上昇した。こうした鉄鋼輸入の増大が米国の国家安全保障の脅威だとトランプ大統領が判断すれば、何らかの輸入制限措置が採られることになる。従来の主張¹⁰⁾から考えれば、トランプ大統領が輸入を制限する方向に進むのは当然のことと考えられるが、輸入を制限すれば中国の報復は必至であり、報復の連鎖が他国にも及ぶ可能性もある。

一方、シューマー上院民主党院内総務は、232 条による輸入規制を実施しなければ、商務省幹部の上院承認を阻止すると主張し（第 1 節の 2 参照、Democrats Pressure Trump to Fulfill Promise to Impose Steel Tariffs, NYT, October 26, 2017）、全米鉄鋼労組（USW）は一刻も早い輸入規制を望んでいる。また、AISI の会長も鉄鋼の輸入増大は米国の安全保障を脅かしており、大統領の適切な行動を期待しているとの声明を出して、232 条の発動に強い期待を示している。

こうした状況に対して、トランプ大統領がどのような決断を下すのか。その決断は強固な支持基盤である白人労働者階層、ひいては 11 月の中間選挙にも及ぶことになる。なお、マティス国防長官は輸入規制に同意できるのは、同盟国が規制措置を十分了解した場合だけだと考えているという（Inside, January 5, 2018）。マティス長官の意見が最終的にどの程度大統領の決定に生かされるのかも注目される。

一方、同じ 232 条のアルミについては、1 月 21 日（日曜日）の提出期限が過ぎたにもかかわらず、報告書が大統領に提出されたという報道は見当たらないが、すでに商務省の調査は終了し、現在、関係省庁による審査が続いており、終了次第大統領に提出されるという（Inside, January 5, 2018, p.8）¹¹⁾。なお、カナダは米国のアルミ輸入の 62%（2016 年）を占めているため、この報告書でカナダとの関係がどう扱われるかもにも注意したい。

232 条調査とは別に、商務省は 2017 年 11 月 28 日、自主的に中国からのアルミ・シート

の輸入について AD および CVD 調査を開始している。ITC は 2018 年 1 月 12 日までに AD および CVD の損害に関する仮決定、商務省が CVD については 2 月 1 日までに、AD については 4 月 17 日までにそれぞれ事実関係に関する仮決定を行う予定で、その後の日程は表 3-10 のとおりである（Inside, January 5, 2018, p.27-28、および 11 月 28 日付の商務省ファクトシート <https://www.trade.gov/enforcement/factsheets/factsheet-prec-alloy-aluminum-sheet-ad-cvd-initiation-112817.pdf> による）。

表 3-10 中国製アルミシートに関する商務省の自主調査日程

	AD 調査	CVD 調査
商務省調査開始	2017年11月28日	2017年11月28日
ITC 仮決定	2018年1月12日	2018年1月12日
商務省仮決定	2018年4月17日	2018年2月1日
商務省最終決定	2018年7月2日	2018年4月17日
ITC 最終決定	2018年8月15日	2018年6月1日
課税命令	2018年8月22日	2018年6月8日

(注) 日程は変更の可能性がある。

(注) Fact Sheet, November 28, 2017, Dept. of Commerce,

なお、関係者の一部には、結果がどうなるかわからない 232 条調査に頼るよりも、AD、CVD の方が確実に成果を出せるという意見があるという。これは、商務省内に国防条項調査に疑念があることをうかがわせる。

3. 中国の米知財権侵害調査

トランプ大統領が中国による米知財権の侵害問題に関する大統領覚書に署名してから早くも 4 日後の 2017 年 8 月 18 日、ライトハイザー通商代表は 1974 年通商法 301 条に基づく調査を開始した。

同法は、知財権の場合、USTR が調査開始から 6 ヶ月（9 ヶ月まで延長可能）以内に相手国の措置や政策が不当 (unjustified)、不合理 (unreasonable) または差別的 (discriminatory) であると判定した場合、採るべき対抗措置を決定し、決定後 30 日以内（180 日の延長が可能）に USTR は同措置を実施しなければならない規定している。この手順によると、USTR

が調査結果と対抗措置を決定するのは 2017 年 8 月 18 日から 6 ヶ月以内、つまり 2018 年 2 月 18 日以前、9 ヶ月まで延長された場合には 2018 年 5 月 18 日以前、対抗措置を実施するのはその 30 日以内、つまり 3 月 20 日以前、180 日間延長された場合は 6 月 17 日以前となる。

1974 年通商法 301 条は 1988 年包括通商競争力法によって大幅に改正され、調査や対抗措置の実施権限は大統領から通商代表に移管され、対抗措置の実施は通商代表に義務付けられた。これまでは対抗措置を採るべきか否かの最終判断は大統領の裁量に委ねられていたため、外交的配慮などによって実施されないこともあった（日本貿易振興会『米国の 88 年包括通商・競争力法』1989 年、34～49 ページ）

本件については、USTR はすでに 2017 年末に 301 条調査と対応策の検討を終えたと報じられているが（Inside, January 19, 2018, p.13）、長期的な対中戦略など詳細な検討がライトハイザー代表とトランプ大統領やケリー大統領首席補佐官などホワイトハウスのスタッフ、関係省庁間、さらに大統領貿易政策交渉諮問委員会（ACTPN）などと多角的に進められているという。このため、3 月 20 日ないし 6 月 17 日以前に発表される対抗措置は慎重に考慮された内容になるものと思われる。

おわりに

「米国通商法を厳格に運用する」という公約がいよいよ結果を示し始めている。内政は減税だけの成果しかなく、対外関係では孤立的状況に落ち込むなかで外交の成果も乏しい。そして、米国民の大統領支持率は歴代の大統領では最低線を辿っている。このため、突破口を求めて、貿易問題で強烈的な保護貿易主義の方向を打ち出すのではないかという懸念が根強く指摘されている。表 3-11 にみるように、2018 年の前半には貿易摩擦問題でトランプ大統領とその政権が下す決定が次々に予定されている。すでに貿易救済措置が決定された案件も出ているが、今後についても予断を持たず、下される決定の状況をしっかり検討していくことが重要であろう。

表 3-11 貿易摩擦案件の今後の日程

根拠法等	対象案件	措置決定期限等	
201条	太陽光パネル	大統領救済措置決定	1月22日
	家庭用大型洗濯機	大統領救済措置決定	1月22日
AD・CVD	針葉樹材(カナダ)	商務長官課税決定	1月3日
	中型旅客機(カナダ)	商務長官課税決定	1月26日のITC決定で終結
	新聞用紙(カナダ)	商務長官課税決定	5月2日
	アルミシート(中国) (商務省の自主調査)	商務長官課税決定 CVD	8月22日
		商務長官課税決定 AD	6月8日
232条	鉄鋼	大統領対応措置決定	4月26日
	アルミ	大統領対応措置決定	5月中旬?
301条	中国の米知財権侵害	大統領対応措置決定	3月末～6月中旬
WTO	米国に対する申し立て(カナダ)	米加二国間60日間の協議終了	2月18日

(注) 日付はすべて2018年。AD、CVDは案件が多数のため一部に限定した。決定日等は変わる可能性がある。

(出所) ITC、商務省各種資料。

- ¹ 1996年に制定された議会審査法（Congressional Review Act）により、連邦政府機関が制定した規則について、連邦議会がその写し等を受領した日から60立法日以内に当該規則に対して不同意を表明した両院合同決議を可決した場合は、当該規則の発効を阻止できる。オバマ大統領は2016年11月の大統領選挙後、任期最後の2ヵ月間で年間1億ドル以上の影響をもたらすといわれる41件の連邦規則を制定したが、トランプ大統領就任後の連邦議会は、議会審査法により15件の規則を廃止した。議会調査局（CRS）によると、議会審査法の対象となる規則は2016年6月13日以降に制定されたものに限られる。なお、これまで議会審査法により廃止された規則は2000年の1件だけである。原田圭子「議会審査法による連邦規則の廃止」（国立国会図書館調査及び立法考査局「外国の立法」（2017.4）、Richard S. Beth, Disapproval of Regulations by Congress: Procedure Under the Congressional Review Act, CRS, Oct. 10, 2001を参照。
- ² 商務省は従来通商政策の策定や実行に関与する度合いが低かったが、トランプ大統領と盟友関係にあるロス長官の就任によって通商政策の執行機関として商務省の地位は急上昇した。また、トランプ大統領は大統領令で求めた多様な報告書の提出をロス長官に命じている。なお、商務省では国際貿易局（ITA, International Trade Administration）がアンチダンピングや相殺関税提訴に係わる調査や救済策の策定と実行を担当している。
- ³ 表3-5のとおり大統領による救済措置の決定期限は、太陽光パネルは1月12日、家庭用大型洗濯機は2月22日であったが、大統領は予定を早め1月22日両案件について救済措置を決定した。太陽光パネルについては、ITCは勧告を一本化できず委員によって見解が分かれ、委員長は関税割当制やセルおよびモジュール別の救済策を勧告したが、大統領はITCの救済策を無視し、関税率は1年目30%、2年目以降は5%ポイントずつ引き下げ、4年目は15%という高関税を賦課する決定を下した。一方、家庭用大型洗濯機については、ITCの勧告を「ほぼ」踏襲した関税割当制を採用し、割当数量を超える関税は1年目50%、2年目45%、3年目40%と非常に高い関税率が決定された。なお、「ほぼ」踏襲としたのは、割当数量（1,200万台）以内の3年目の関税率を、ITCが15%としたのに対して、大統領決定は16%としたためである。
- ⁴ ADおよびCVDの決定日程については、ITCのSummary of Statutory Provisions Related to Import Relief, Statutory Timetables for Antidumping and Countervailing Duty Investigations および Antidumping and Countervailing Duty Handbook, Fourteenth Edition（これら資料には発行の日付が見当たらない）を参照し、簡略化して記述した。なお、商務省によるADないしCVDの仮決定お

よび最終決定でクロとなれば、関税評価（清算）が停止され、輸入者には現金の供託ないし債券による保証が求められる。

- 5 ITC は予定通り 1 月 26 日に最終決定を下したが、決定の内容は「カナダのボンバルディア社は米国のボーイング社に損害も損害の恐れも与えていない」という衝撃的なものであった。決定の発表文は次のように簡潔なものである。「ITC は、本日、米国の産業は、米国商務省が補助金付き輸出かつ不当廉売と決定したカナダの客席数 100～150 席の民間航空機の輸入によって実質的な損害を受けておらず、または受ける恐れがないと全会一致で決定した。（中略）この結果、アンチダンピングまたは相殺関税命令は発出されない。（中略）この報告書は 2018 年 3 月 2 日に発表され、その全文は ITC のウェブサイトでアクセスできる」。
- ITC の最終決定によって、すでに商務省が決定した合計約 300% の CVD および AD 税は撤回されることになったが、ロス商務長官は ITC の決定は米国政府にチェック機能が十分に働いていることを示すものだとコメントし、それ以上の行動を起こす意図を示していない。なお、ITC が米国産業に損害なしと判断した根拠は、3 月 2 日付の ITC 報告書で明らかにされるものとみられる。
- 6 2018 年に入ってから、ホワイトハウスのホームページにこれまで別々に掲載されていた大統領令および大統領覚書が他の大統領の行動の中に一本化されたため 2017 年 12 月以降の本数の算出が容易ではなくなった。
- 7 大統領令には発出した順に連番が付き、大統領覚書には連番が付かない。それが両者の明確な違いであって、両者には格付け上の差はないといわれている。しかし、内容からみて、大統領令が大統領覚書よりも格上であることは否定できない。そうであれば、1962 年通商拡大法 232 条（国防条項）を援用して鉄鋼とアルミの輸入制限を意図する命令および 1974 年通商法 301 条という一方的措置を使って中国の知財権侵害問題に対処しようとする重大な命令が、なぜ連番の付かない大統領覚書で発出されたのか不明。
- 8 この部分の記述は、以下による。通商摩擦研究会編著、福島栄一監修『米国の 88 年包括通商・競争力法』日本貿易振興会、1989 年 4 月 7 日、第 8 章のうち 1962 年通商拡大法第 232 条、125～128 ページ。
- 9 2018 年 1 月 11 日大統領に提出された報告書は 2 月 16 日に公表された。報告書は本文 61 ページで 200 ページ余りの付属文書が付いている。報告書のタイトルは次のとおり。The Effect of Imports of Steel on the National Security: An Investigation Conducted under Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, As Amended, U.S. Department of Commerce, Bureau of Industry and Security, Office of Technology Evaluation, January 11, 2018.
- 10 2017 年 6 月、トランプ大統領はオハイオ州シンシナティの集会で、「(国防条項の) 調査結果が出れば、鉄鋼産業は非常に幸せになるだろう。私が鉄鋼産業や鉄鋼企業に何をするかしっかり見てほしい」と述べている。
- 11 アルミについても報告書が 1 月 17 日に大統領に提出され、その後公表された。報告書の本文は 109 ページで 12 ページの付属文書が付いている。報告書のタイトルは次のとおり。The Effect of Imports of Aluminum on the National Security: An Investigation Conducted under Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, As Amended, U.S. Department of Commerce, Bureau of Industry and Security, Office of Technology Evaluation, January 17, 2018.

第4章 通商政策史からみたトランプ政権

長崎大学経済学部 准教授

小山 久美子

要約

通商政策史からみて現時点でのトランプ政権の通商政策の特徴を分析すると、貿易自由化促進への取組みに関しては、トランプ政権は WTO、多国間交渉に対して消極的、否定的姿勢が際立っており、1934 年から続いてきた方向性とは大きく異なる様相を呈している。

はじめに

本稿は現時点（2017 年 12 月）でのトランプ政権（Donald Trump, 2017 年～）に関して、米国通商政策の歴史的観点から連続性部分と非連続性部分を抽出することを主目的としている。1934 年に大統領（行政府の長）に付与された役割の点から歴史を考察し、トランプ政権の通商政策の特徴の分析を試みる。本稿の構成は、第 1 節：米国通商政策において大統領（行政府）の役割は歴史的にいつ頃、どのようにして形成されたのか、第 2 節：大統領が担うことになった役割の歴史的動向、第 3 節：トランプ政権の通商政策の特徴、から成る。

第 1 節 大統領（行政府）の役割はいつ頃、どのようにして形成されたのか

1. 「自律的関税」の時代

合衆国憲法（1788 年制定）は関税徴収権限を連邦議会にあると定め、憲法制定以降、連邦議会が平均 7 年毎に関税法を策定し、議論を行い、議決してきた（大統領は関税法案への拒否権発動の権限のみ有した）。米国では、南北戦争（1861～65 年）が起きた後は、その戦争による財政難を補うための一方策として関税が引き上げられ、高関税が定着した。いった

ん引き上げられた関税の継続を望む利害関係者の圧力が強かったのである。関税は議会の場で政治の影響を強く受けた。議員間の政治的取引（ログローリング）によって、関税保護を必要としない多くの品目にも関税が賦課され、かつ必要以上に高い率となっていた。その高関税の頂点を成したのは 1930 年のスムート・ホーリー法であった。同法は、1929 年に始まった大恐慌のさなかに米国で成立した高関税法として悪名高いが、従前の関税法と同じく、ログローリングの流れを踏襲して成立したのが実情である（大恐慌が起きたから、同法が高関税になったのではない）。

2. 「交渉による関税」の時代へ

スムート・ホーリー法の影響だけとはいえないが、その後諸外国が関税引き上げを次々と行い（中には、同法への報復的措置と明言する国々が多数あった）、米国の輸出は激減した。そして米国は輸出拡大を目的とした互惠通商協定法を 1934 年に成立させた。

互惠通商協定法下で、議会は大統領に更新制（およそ 3 年から 5 年）で、関税交渉の権限を付与した。すなわち米国は、大統領が他国と二国間で交渉を行って関税を決定する「交渉による関税」の時代へ入った。このような方式となったのは、ハルの見解（Cordell Hull, 1907 年より下院議員、米国の実質的には輸入を禁じる程の高い関税体制に反対していた）、国務省の見解、議会内での対立調整等、様々な要素が絡み合ったからであった。

1933 年に大統領になったローズベルト（Franklin Roosevelt, 民主党）は国務長官にハルを指名した。そして新しい関税法案を起草する為の関係省庁（国務省ほか農務省、財務省、商務省等）から成る「通商政策行政委員会」を立ち上げ、委員長にはセイヤー（Francis Sayre, 国務次官補）を指名した。セイヤーは国務省の大半のメンバーと同じく経済ナショナリズムに反対であり、ハルを支持していた。ハルは、従来の議会による自律的関税の方法では関税引き上げの結果に終わることを指摘した。同委員会は、関税率変更の権限を議会から大統領（行政府）へ委譲させようとする事で合意し、また、他国との互惠的取引を支持した。さらに同委員会は、ハルが主張した二国間交渉の方針を採用した。

1934 年初に通商政策行政委員会により起草された法案が議会に送付された時点では、法案には、大統領権限に期限の制約が設けられていなかった。議会では、「緊急法案と喧伝されているのに大統領権限に期限制約がない」等の批判が上がった。このような批判が考慮されて結果的に、大統領への権限委譲は期限付きとすることが法案に挿入された。また、議会内に「個々の国内利害が今後不当に扱われるようになる」等の批判があったため、結果とし

て利害関係者が見解を提示する機会が持てるよう修正案が包含された。つまり大統領には、低関税化の交渉を進めるにあたり個々の利害に対応する役割も付された。

上記のプロセスを経て、大統領への権限委譲は議会による期限付きの更新制になった。1934 年以降、大統領（行政府）は、①交渉によって貿易自由化を進めること、②個々の利害に対応して、輸入救済（産業保護）を行うこと、の二つの主な役割を担うこととなった。

第 2 節 大統領（行政府）が担うことになった役割の歴史的動向

1. 第二次大戦までの動向

（1）貿易自由化

1934 年以降、米国の関税は大統領（行政府）が他国と互恵的に調整することとなった。更新制の下で議会から大統領への権限委譲は 1937 年、1940 年、1943 年に順次更新されていき、大統領が他国との二国間交渉を進め、1934～45 年までに 27 カ国と 32 の貿易協定を締結した。米国はすでに 1922 年に協定締結の際の原則として無条件最恵国待遇を採用しており（1922 年以前は条件付最恵国待遇）、1934 年互惠通商協定法も無条件最恵国待遇を採用したため、二国間交渉の成果は国際的に拡大し得ることになった。低関税化政策は米国にとり実験的試みではあったが、成功を収め、輸出拡大に功を奏した。この成功が今度は多国間交渉で貿易自由化を推進していく国際貿易体制、「GATT」（関税および貿易に関する一般協定）を第二次大戦後に米国が主導していく動きに繋がった。

（2）産業保護

輸入救済を求める個々の利害への対応には、1934 年以前に既に行政措置として法制化されていた措置を受け継いだ、「相殺関税」と「反ダンピング関税」（両措置の施行は商務省（1979 年までは財務省）、米国国際貿易委員会（旧関税委員会）が国内の訴求により調査を行い、米国産業が被害を被っているかどうかを基準に発動が決定される）および、1934 年以降に新たに法制化された行政措置、「エスケイプクローズ」（セーフガードとも呼ばれ、国内利害訴求を受けて米国国際貿易委員会が調査を行い、大統領が決定する）がある。成立した順にこれらについて成立背景等を述べる。

・ 相殺関税

スムート・ホーリー法に 303 条として導入されていた相殺関税は、1934 年以降も継続された。相殺関税が最初に成立したのは 1890 年代であった。その背景として、一部のヨーロッパ諸国、特にドイツが輸出する砂糖に対して輸出者に補助金を付与し始めたことがあった。米国議会は、米国の砂糖トラストの求めに応じて、そのような補助金から米国の砂糖精製産業を保護することを試み、1890 年関税法と 1894 年関税法の下ですべての輸入砂糖に対して相殺関税を賦課することとなった。その後、ドイツ側が米国の砂糖への相殺関税はドイツを標的にしていると不満を述べたため、1897 年関税法では、補助金を受けたすべての輸入が相殺関税の対象となった。

・ 反ダンピング関税

反ダンピング関税は 1921 年に法制化され、そして 1930 年スムート・ホーリー法では 337 条として包含され、1934 年以降も継続された。反ダンピング関税の成立契機は、第一次大戦（1914～18 年）が終わるとすぐ米国の産業界が、「ドイツが戦争により失った市場をダンピングにより勝ち取ろうとしている」等と主張して反ダンピング法成立を強く望んだためであった。

共和党のハーディング (Warren Harding) が大統領に就任すると、反ダンピング法案は、1921 年緊急関税法案と一緒に可決された。成立年の 1921 年だけで 21 の反ダンピング措置が発動された。

・ エスケイプクローズ

エスケイプクローズは 1935 年に現れた。1935 年初のベルギーとの貿易交渉中に、譲許対象となった米国の産業が第三国、特に日本からの低コストの輸出品が米国市場に氾濫することを警戒して声を上げたため、ローズベルト大統領が国務省に対して何らかの救済条項を準備するよう指示し、米国とベルギーの貿易協定には協定の譲許対象からその産業を外す旨のエスケイプクローズが包含された。また、その後、ベルギー以外の幾つかの二国間貿易協定にもエスケイプクローズが盛り込まれた（1947 年にエスケイプクローズは行政命令として制定され、1951 年には議会により法制化された）。

2. 第二次大戦後の動向

第二次大戦後は、米国では大統領が交渉によって、とりわけ GATT での多国間交渉を中心に貿易自由化を進めていった。この貿易自由化促進は、相殺関税、反ダンピング関税、エスケイプクローズといった行政府による行政措置を併用しながらであった。以下、これらの行政措置の動向をオバマ政権（Barack Obama, 2009～2017 年）まで概観する。

(1) 行政措置

・ 反ダンピング・相殺関税

ローズベルト政権下（1933～1945 年）では反ダンピング関税の発動は 13 の発動（うち 6 件が 1934 年に集中）がなされたにすぎなかった。第二次大戦後もそのようなスローペースがしばらく続いた。だが、ジョンソン政権時（Lyndon Johnson, 1963～1969 年）より発動ペースが若干増し、2 年間で約 5 件のペースで発動されるようになった。また、議会は 1979 年に担当省を国務省寄りの姿勢を示していた財務省から商務省に移行させ、措置を発動させやすくした。

1980 年代、反ダンピング関税と相殺関税の使用は特に米国鉄鋼業界から訴求された。WTO（世界貿易機関）設立後の過去 11 年半（1995 年 1 月～2016 年 6 月）では、米国の反ダンピング関税と相殺関税の発動件数は 466 件にも上った。反ダンピング関税と相殺関税の発動件数は、クリントン政権期は年平均 26 件、ブッシュ政権期 21 件であり、オバマ政権の場合、2009～2015 年期中で 127 件であった。オバマ政権下の実施例を挙げると、2011 年 2 月の原油掘削用の中国製鋼管に対する 430%の反ダンピング関税と 18%の相殺関税の適用がある。

・ エスケイプクローズ（セーフガード、201 条）

エスケイプクローズは、GATT では第 19 条にセーフガードとして規定され、1974 年通商法で 201 条となった。1974 年通商法では発動要件の緩和がなされた。GATT の時代（1947～1994 年）にセーフガード措置をとったのは米国、EU、オーストラリア等の先進国が大半であった。そして WTO 設立後の 1995 年から 2015 年までのセーフガードは、米国の場合、調査件数 10、うち発動確定件数 6 であり、先進国としては米国は調査、確定件数とも最も多い。オバマ政権下の実施例は、2009 年 9 月の中国製タイヤに対する発動がある。

以上の輸入救済（産業保護）の行政措置の他に、1974年に米国が不公正とみなす貿易慣行に対して制裁を図ろうとする行政措置、301条が法制化されたことは特筆すべきである。301条は、その主目的は米国の輸出拡大だが、相手国に米国への輸出を減じるような制裁を課したり、対米輸出自主規制などに持ち込むことを狙ったりする。米国にとり産業保護的意味合いも持つ行政措置といえる。

・ 301 条

301条で中心的業務を担う米国通商代表部（USTR）の前身である通商代表部（STR）は、ケネディ大統領（John F. Kennedy, 1961～63年）が1963年に行政命令により、貿易に関する問題に関して大統領を補佐する機関としてつくったものである。STRは1974年通商法で大統領機関に格上げされ、1979年通商法で改組され、1980年に現在の名称USTRとなった。

1974年通商法301条は、大統領（行政府）に新たな責務を加えた。301条下で、不公正な貿易慣行・障壁を持つと米国が判断した国に対してUSTRが調査を行い、当該国と協議、交渉を行うこととなった。それでも問題が解決せず、改められない場合に制裁・報復措置をとることとしたのが301条であり、措置発動の権限を大統領に付与した。ただし、1974年時点では実際の運用は穏やかであり、実質的な発動は1982年までなかった。

しかしながら、1984年通商法は301条を強化し、行政府の301条の積極的活用を促した。そして1988年通商法はスーパー301条として1974年通商法301条のさらなる強化版を盛り込んだ。スーパー301条下では、米国は不公正な貿易慣行を持つとした国を明確にし、交渉期限を定め、USTRが積極的に交渉を行うことになった。1989年には日本、ブラジル、インドがスーパー301条の対象国として米国から特定された。また、1988年通商法ではスペシャル301条も成立した。これは知的所有権を侵害している国を米国が特定し、改善要求や制裁を行う条項である。

オバマ政権下での301条に関する動きの一例は、2010年9月にアメリカ鉄鋼労組（USW）からの訴求を受けてのUSTR調査がある。この訴求は、中国政府が風力、太陽光発電装置へ不当に保護、支援を行い、グローバルなサプライヤーの支配者となっているという内容であったが、調査のみで、実際の制裁発動はなされなかった。

(2) 貿易自由化

以上の行政措置を使いながら、1934 年以降オバマ政権まで米国政府は貿易自由化を促進してきた。国際貿易体制 GATT/WTO に対して、表立って同体制より国内法を優先させるという姿勢を打ち出すことはせずに、多国間交渉を尊重してきた。以下、第二次大戦後の貿易自由化への米国の取組みを概観する。

米国が中心的役割を遂行しての GATT 設立（1947 年）から 1960 年代までの間に GATT 下で 5 回のラウンドと、そして米国主導で過去最大の成果が得られたとされる第 6 回目のケネディラウンドが行われた。

ニクソン政権（Richard Nixon,1969～1974 年）は、大幅な財政赤字から 1971 年には金兌換停止や緊急措置としての 10%の輸入課徴金を適用するという新経済政策を行ったものの、東京ラウンド(1973～1979 年)の多国間交渉を進めた。フォード政権(Gerald Ford,1974～1977 年)、カーター政権（Jimmy Carter,1977～1981 年）も東京ラウンドを推進した。同ラウンドは鉱工業製品関税 33%引下げの他、非関税障壁分野での新協定（スタンダード・コード）成立等の成果を上げた。

1980 年代のレーガン政権（Ronald Reagan,1981～1989 年）は、GATT で知的所有権、サービス、貿易関連投資、農産物の貿易自由化等が扱われることを望んだ。レーガン政権は GATT ウルグアイラウンド(1986～94 年)を支援した一方で、二国間の貿易自由化も進め、1985 年にイスラエル、1987 年にカナダとの貿易協定を締結した。

ブッシュ大統領（George H.W. Bush,1989～1993 年）は、メキシコ、カナダとの北米自由貿易協定（NAFTA）締結の成功を強く望んだ。クリントン政権（Bill Clinton,1993～2001 年）は当初 NAFTA に対して態度を保留にしていたものの、支持した。両政権は GATT ウルグアイ・ラウンドの交渉妥結に向け、知的所有権強化、WTO 新設等、貿易自由化の進展に向けて尽力した。ブッシュ（George W. Bush,2001～2009 年）は 2001 年 9 月 11 日にニューヨークとワシントンがテロ攻撃を受けると、特にテロ反撃策として貿易自由化の主張を強く行った。

オバマ大統領は就任直後の 2009 年の通商政策アジェンダで次のように提示した。「通商政策がグローバルな経済的復活に貢献するべく、多国間ルールと紛争解決のための WTO システムを繰り返し支持する」という姿勢であった。オバマは 2009 年には環太平洋経済連携協定（TPP、12 カ国）への参加を表明し、TPP を成功に導くべく行動した。

第3節 トランプ政権の通商政策の特徴

トランプが大統領になった背景には、労働者、市民層の米国通商政策への不満の広がりがあった。米国では近年、貿易自由化について利害団体としては主要企業団体からの根強い支持がある一方で、労組、市民団体はこのまま貿易自由化が進行することへの危惧を強めている¹。現時点までのトランプ政権の方向性は以下に集約できよう。

・ 二国間交渉を重視

2017年に大統領に就任するとすぐに公約通り、TPPからの離脱を大統領令により宣言した。また、NAFTA（1992年調印、1994年発効）の再交渉を行い、かつ今後は二国間交渉を重視していく方針を示した。

・ WTOより国内法優先

2017年3月に公表された「2017年通商政策アジェンダ」では、「WTOが米国の権利を害することを度々行ってきた」、「WTO裁定によって米国法が変更されるわけではない」、「米国貿易法の厳格な適用をしていく」と貿易政策における米国の国家主権を強調した。多国間交渉の場であるWTOに否定的、消極的姿勢を示している。

・ 行政措置の積極的活用

行政府による措置である「反ダンピング関税」、「相殺関税」、「セーフガード」（201条、エスケープクローズ）、「301条」といった国内法を積極的に活用していくとしている。いずれもトランプ政権下ですでに実施あるいは検討されており、各々について一例を挙げると次の通りである。

◦ 反ダンピング関税、相殺関税

中国製の炭素合金鋼について2017年3月に68.27%の反ダンピング関税と251%の相殺関税が認められた。

◦ セーフガード

2017年9月、太陽光発電パネルの輸入により米国内製造業（パネルメーカーのサンバ等が訴求）が深刻な被害を受けているとして、中国などに対するセーフガード発動の

妥当性を米国国際貿易委員会が認め、トランプに関税引上げを勧告した。今後トランプが通商法 201 条に基づき、発動の是非を判断することになっている。

。 301 条

2017 年 8 月、米通商代表部（USTR）はトランプの指示により、中国による知的財産の侵害などの問題について、通商法 301 条に基づく調査を開始すると発表した。

おわりに

反ダンピング関税、相殺関税、セーフガード、301 条の行政措置は、トランプ政権下で今後の発動件数がどれくらい多くなるかは別として、過去の歴代政権も度々用いており、手法としてはこれまでと変わりなく、連続的といえよう。歴代政権と異なるのは貿易自由化への取組みの方である。米国行政府は 1934 年以降、行政措置を使いながら、貿易自由化を促進してきた。第二次大戦後は GATT、および GATT を強化した新設の WTO を主導して紛争処理制度や整合化の拡充を図りつつ²（つまり、多国間交渉の場を尊重し）、貿易自由化を進めてきた。だが、トランプ政権は産業保護の行政措置を強調して、貿易自由化の促進の点、とりわけ WTO、多国間交渉には否定的、消極的姿勢であり、米国がこのままの状態を続けるとなると、この点で非連続性が色濃くなる。

主要参考文献

- ・ 経済産業省「不公正貿易報告書 2016 年版」2016 年 6 月。
- ・ 小山久美子『米国関税の政策と制度』御茶の水書房、2006 年。
- ・ ——「アメリカの反ダンピング法成立に関する考察」『貿易と関税』2004 年 1 月号。
- ・ ——「貿易機関の日米比較史」(1) / (2)『貿易と関税』2008 年 11 月号/12 月号。
- ・ ——“The Passage of the Smoot-Hawley Tariff Act,” *Journal of Policy History*, Vol.21, No.2, 2009.
- ・ ——『標準化と国際貿易－国際貿易体制と米国貿易政策の歴史と現状』御茶の水書房、2016 年。

- ・ —— 「貿易自由化への懐疑」(『現代アメリカ経済史』有斐閣、2017 年所収)。
- ・ JETRO「通商広報」2017 年 4 月 20 日。
- ・ Alfred Eckes, *Opening America's Market*, NC, 1995.
- ・ —— *U.S. Trade Issues*, CA, 2009.
- ・ Bruce E. Clubb, *United States Foreign Trade Law*, Vol.II, NY, 1991.
- ・ Daniel W. Drener, *U.S. Trade Strategy*, NY, 2006.
- ・ Douglas Irwin, *Peddling Protectionism*, NJ, 2011.
- ・ Natalie Goldstein, *Globalization and Free Trade*, NY, 2008.
- ・ Orin Kirshner, *American Trade Politics and the Triumph of Globalism*, NY, 2014.
- ・ USTR, “The President’s Trade Policy Agenda,” 2009.
- ・ —— “The President’s Trade Policy Agenda,” 2017.

-
- 1 企業のロビイング団体として大手のビジネスラウンドテーブル(1972 年設立)は、USCC(全米商工会議所、1912 年設立)、NFTC(全国貿易評議会、1914 年設立)、NAM(全国製造業者連盟、1895 年設立)等と共に、オバマ政権期の 2013 年に貿易利益アメリカ連合(Trade Benefits American Coalition: TBAC)を立上げ、貿易協定がもたらす利益等を広く知らせる活動を行った。ビジネスラウンドテーブルは貿易および貿易協定締結は米国に雇用をもたらすとして、2004 年から 2013 年における米国の貿易関連の雇用の伸び率は米国全体の雇用の場合に比し 3.5 倍であったと強調した。

一方、米国で最大の労組、AFL-CIO(前身 AFL は 1886 年設立。1,250 万人の組合員を有し、現在 56 の国内・海外の労働組合を傘下に持つ)は、貿易、貿易協定は企業の利益を増加させる一方で、米国の雇用を奪い、労働者の生活や権利を米国内外とも低下させるとし、米国の貿易赤字を増加させ、経済の衰退をもたらすと主張した。米国で最も強力な草の根的消費者団体、パブリック・シチズン(1971 年設立)も AFL-CIO と同じく、貿易自由化の進行や過去の NAFTA、米韓 FTA 等を激しく非難し、協定締結にあたり政権が公約した雇用の大幅創出、輸出拡大が実現していないと主張した。環境団体として最も影響力を持つシエラクラブ(1882 年設立)は TPP や TTIP(環大西洋貿易投資協定)は温暖化の脅威をもたらす等として環境面から貿易自由化の悪影響を強調した。

- 2 トランプは WTO に対して否定的、消極的な構えだが、米国は歴史的に GATT/WTO 体制を様々な面で活用してきた。ゴールドスタイン(Natalie Goldstein)は「欧州の支配の進展が、米国が地球上で貿易圏をつくらうとする一つの理由である」と述べているが、例えば標準(規格)の問題は米国が欧州対抗策として国際貿易体制を活用してきた格好の事例である。

GATT 東京ラウンドの成果として、1979 年にスタンダード・コードが成立した。同コードは、非関税障壁となり得る標準の国際的調和化へ向けた動きであった。コードの遵守は GATT 内のコード署名国の自発性に任された。同コードは、実質的には ISO(国際標準化機構、電気・電子製品を除く製品対象)、IEC(国際電気標準会議、電気・電子製品が対象)の国際標準に合わせることを各国に勧告したものである。

そして GATT ウルグアイ・ラウンドでは、ラウンドの成果として TBT(Technical Barriers to Trade、貿易の技術的障害)協定が成立した(発効は 1996 年)。同協定とスタンダード・コードは、ISO、IEC の国際標準を各国に勧告している点では共通だが、同協定が WTO 加盟国全てを対象に強制力を有している点で異なる。

スタンダード・コード、TBT 協定とも成立を最も強く望んだのは米国であった。その背景には欧州の動向があった。欧州では 1950 年代より欧州国間の貿易促進が図られる中、域内の標準調和化も並行し

て進められた。欧州標準化委員会（CEN、電気・電子製品を除く製品対象、欧州 15 カ国の国家的標準化機関より構成）が 1961 年に結成され、また欧州域内の電気・電子製品の標準化のための機関、CENEL（1972 年に CENELEC と改称）が欧州 11 カ国により 1960 年代に形成された。CEN,CENEL は非欧州諸国の製品を対象としておらず、米国企業は米国政府に対して CEN,CENEL は米国企業にとり大きな貿易障壁となり得ると指摘し、米国政府は 1960 年代になって初めて標準化問題と自国の貿易収支の関係性を認識するに至った。そして、国際標準化面で米国の見解を反映させられるような国際貿易体制ルールを確立すべく、米国がスタンダード・コード成立を強く望んだのである。

また 1985 年に欧州において「ニューアプローチ」がつくられたことは米国にとって大きな脅威となった。ニューアプローチとは、重要な事案のみ欧州理事会が多数決により指令を採択するが、それ以外の技術の詳細部分は CEN,CENELEC 等の欧州標準化機関に委ねようとするものであり、それを受けて CEN,CENELEC は国際機関の ISO,IEC との規格一致や連携も強めようとした。EC は EC の標準がグローバルなものに確立されるよう一層力を注ぐようになった。米国は CEN,CENELEC の力がもっと強くなり、標準化面で世界を主導していくことを恐れ、米国の見解を反映させることが可能な ISO,IEC の標準が国際標準として推奨される TBT 協定成立をウルグアイ・ラウンド交渉の際に強く支持し、成功した。

第5章 米国の貿易依存リスク

国際貿易投資研究所（ITI）研究主幹

大木 博巳

要約

米国が「米国第一」を掲げることができる背景には、米国と貿易相手国との非対称的な経済相互依存関係が挙げられる。米国は世界最大の輸入国であり、世界第3位の輸出国であるが、経済規模に占める貿易の比率は低い。しかし、米国の貿易構造を詳細に検討すると、相互依存関係が強化されているとみるべきである。

米国がカナダ、メキシコと貿易を通じ相互依存関係を構築したのは、自由貿易協定（FTA）によるところが大きい。一方対中貿易依存の深化は、中国のWTO加盟が影響している。

トランプ大統領が就任演説で宣言した「米国第一」は、2017年ではその卒直な物言い比べて、実績ははるかに曖昧模糊としていた。2018年は米国の保護主義が本格化する年になる気配である。米国の保護主義に対して、中国やEUは対抗措置を表明している。米国の保護主義は、貿易相手国ばかりでなく、米経済に対しても打撃となって跳ね返ってくる。

はじめに

トランプ米大統領は、2017年1月20日の就任演説で、「何十年もの間、われわれは米国産業を犠牲にして他国の産業を豊かにしてきた」とこれまでの米国の在り方に不満を述べて、「この日から新たなビジョンによってこの国を治める。（中略）貿易、税制、移民政策、外交問題に関わる全ての判断は、米国の労働者と家族の利益になるために行われる」とアメリカ・ファースト（「米国第一」）を宣言した。翌1月21日のビデオ声明で、トランプ米大統領は「法を回復し、雇用を取り戻す」ために「就任初日」に実行できる行動リストを作成するよう政権移行チームに命じた。具体的には、TPPからの離脱、入国ビザ（査証）不正の捜査、サイバー攻撃対策計画の策定を命じる考えを示した。これを受けて2017年1月23日には、環太平洋経済連携協定（TPP）から正式に離脱するための大統領令に署名した。

しかし、トランプ政権1年目の成果は、大統領選で訴えていた6つの大型構想——医療保険制度改革法（オバマケア）の改廃、従来型の貿易合意の転換・再交渉、大型減税の成立、

規制削減、老朽化したインフラの再建への着手、保守派判事の指名——のうち減税、規制緩和、新たな連邦判事の任命といった伝統的な共和党支持者に訴えるテーマで進展が見られた。しかし、就任演説で宣言した「米国第一」は、その卒直な物言いに比べて、実績ははるかに曖昧模糊としていた¹⁾。

中間選挙がある 2018 年は、トランプ大統領の重点政策は通商、移民、インフラの原点に回帰すると指摘されている。通商では、関税引き下げなどの保護主義を打ち出しており、世界経済・貿易の波乱要因となっている。

第 1 節 米国の相互依存関係の非対称性と貿易赤字

1. 相互依存関係の非対称性

米国が「米国第一」を掲げることができる背景には、米国と貿易相手国との非対称的な経済相互依存関係が挙げられる。米国は、世界最大の輸入国であり、世界第 3 位の輸出国であるが、経済規模に占める貿易の比率は低い。一方、中国、日本、メキシコ、ドイツなど多くの諸国の対米貿易は、自国の経済規模に占める対米輸出比率は高く、対米輸入比率は低い。米国から見れば貿易依存度が低い、米国の相手国から見れば対米貿易依存度が高いという相互依存関係は、一般的に非対称関係といえる。

米国の対外貿易依存度は、米国の GDP に占める割合（対 GDO 比）で、2016 年に輸出が 7.8%、輸入が 11.8%である（表 5-1）。1980 年代からのトレンド見ると、輸出は、1980 年代の平均が 6.0%、1990 年代は同 7.2%、2000 年から 2010 年間で同 7.3%、2010～2016 年間で同 8.9%と微増ではあるが上昇傾向にある。輸入も、同じように 8.4%、9.8%、12.5%、13.2%と上昇傾向にある。

米国の対外貿易依存度を貿易相手国・地域別にみると、輸出依存度ではカナダ 1.4%、メキシコが 1.2%、EU が 1.5%、中国が 0.6%、日本が 0.3%、NAFTA が 2.7%、TPP は 3.5%、RCEP が 1.8%である。国ではカナダ、メキシコが大きく、地域では NAFTA を抱える TPP が大きい。輸入依存度は、2016 年で、カナダが 1.5%、メキシコが 1.6%、次いで中国が 2.5%、EU が 2.2%、日本が 0.7%と米国の対中国輸入依存度が高い。

一方、米国の貿易相手国の対米貿易依存度は、中国は、2016 年で輸出が 3.5%、輸入が 1.2%と輸出依存度が輸入依存度を大きく上回り、輸出超過となっている。日本、韓国、ドイ

ツ、メキシコでも対米輸出依存超過となっている。一般的に、貿易依存度が低い国は、貿易依存度が高い国に対して影響力を行使できる。対米輸出依存度が高ければ高いほど、その国は、米国に対して脆弱性を持つことになる。

表 5-1 各国の輸入依存度（対 GDP 比）

国名	相手国・地域	輸入GDP比（平均）				輸入GDP比（%）				
		1980-1990	1990-2000	2000-2010	2010-2016	1980	1990	2000	2010	2016
日本	米国	1.8	1.5	1.4	1.4	2.3	1.7	1.5	1.2	1.4
	世界計	9.1	6.7	10.7	14.3	13.0	7.6	7.8	12.2	12.3
中国	RCEP	3.4	6.0	9.7	7.0	2.3	3.2	7.7	9.1	5.3
	米国	1.5	1.9	1.9	1.5	1.3	1.7	1.8	1.7	1.2
	世界計	10.6	16.2	23.7	19.2	6.4	13.5	18.5	23.0	14.2
米国	RCEP	2.5	3.3	4.2	4.9	2.0	2.8	4.0	4.8	4.7
	日本	1.5	1.5	1.1	0.8	1.2	1.6	1.5	0.8	0.7
	中国	0.1	0.6	1.8	2.6	0.0	0.3	1.0	2.6	2.5
	韓国	0.3	0.3	0.3	0.4	0.2	0.3	0.4	0.3	0.4
	ASEAN10	0.4	0.7	0.8	0.8	0.5	0.5	0.9	0.7	0.9
	台湾	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	0.4	0.4	0.2	0.2
	NAFTA	2.0	2.7	3.4	3.5	1.9	2.1	3.5	3.4	3.1
	カナダ	1.5	1.8	2.1	1.9	1.5	1.6	2.2	1.9	1.5
	メキシコ	0.5	0.8	1.3	1.6	0.4	0.5	1.3	1.5	1.6
	EU	1.7	1.9	2.3	2.3	1.5	1.7	2.2	2.2	2.2
	ドイツ	0.5	0.5	0.6	0.7	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6
	TPP	3.8	4.7	5.1	4.9	3.4	4.0	5.6	4.8	4.5
	その他	3.8	3.8	5.1	5.2	4.9	3.6	4.9	5.4	3.8
	世界計	8.4	9.8	12.5	13.2	9.0	8.6	12.0	13.2	11.8
ドイツ	米国	1.5	1.4	1.4	1.3	1.7	1.4	1.8	1.3	1.4
	世界計	21.8	19.6	27.3	31.5	22.1	21.8	25.3	30.8	30.3

（原資料）名目GDP「Gross domestic product, current prices」 IMF; World Economic Outlook Database(WEO)
輸入: IMF; Direction of Trade Statistics(DOT)

表 5-2 各国の輸出依存度（対 GDP 比）

国名	相手国・地域	輸出GDP比（平均）				輸出GDP比（%）				
		1980-1990	1990-2000	2000-2010	2010-2016	1980	1990	2000	2010	2016
日本	米国	3.5	2.6	2.7	2.5	2.9	2.9	2.9	2.1	2.6
	世界計	11.0	8.9	12.2	13.6	12.0	9.3	9.8	13.5	13.1
中国	RCEP	2.5	5.2	7.3	6.0	1.8	3.6	6.2	6.6	5.3
	米国	0.8	3.0	5.5	4.0	0.3	1.3	4.3	4.7	3.5
	世界計	9.6	18.1	27.4	22.8	5.9	15.7	20.5	26.0	19.0
米国	RCEP	1.4	1.7	1.7	2.1	1.6	1.7	1.7	2.0	1.8
	日本	0.7	0.7	0.5	0.4	0.7	0.8	0.6	0.4	0.3
	中国	0.1	0.1	0.3	0.7	0.1	0.1	0.2	0.6	0.6
	韓国	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2
	ASEAN10	0.3	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.5	0.5	0.4
	台湾	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
	NAFTA	1.6	2.3	2.5	3.0	1.8	1.9	2.8	2.7	2.7
	カナダ	1.2	1.6	1.6	1.7	1.2	1.4	1.7	1.7	1.4
	メキシコ	0.4	0.7	1.0	1.3	0.5	0.5	1.1	1.1	1.2
	EU	1.6	1.6	1.5	1.6	2.2	1.8	1.6	1.6	1.5
	ドイツ	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	TPP	2.6	3.5	3.5	4.0	2.9	3.1	3.9	3.8	3.5
	その他	2.8	3.3	3.7	4.7	3.5	2.8	3.7	4.3	4.0
	世界計	6.0	7.2	7.3	8.9	7.7	6.6	7.5	8.5	7.8
ドイツ	米国	2.1	1.8	2.8	3.1	1.4	1.8	2.9	2.5	3.4
	世界計	25.6	22.1	33.3	38.6	22.7	25.7	28.1	36.8	38.4

（原資料）名目GDP「Gross domestic product, current prices」 IMF; World Economic Outlook Database(WEO)
輸出: IMF; Direction of Trade Statistics(DOT)

2. 米国の貿易赤字

さらに、米国は巨額の貿易赤字を抱えて、経済相互依存関係の非対称性という問題を一層複雑にしている。米国の貿易赤字幅は、2016 年に対 GDP 比で-3.9%、2010 年の - 4.6%と比べて改善している。しかし、1990 年代は平均して - 2.5%であったこと考えると、2010～2106 年間の平均 - 4.3%は高い水準にある。

国別・地域別の米国の貿易収支は、2016 年で日本が-0.4%、中国が-1.9%、NAFTA が -0.4%（カナダ - 0.1%、メキシコ - 0.3%）ドイツが - 0.3%である。2000 年代のトレンドは、日本、カナダは改善、メキシコは横這い、対中貿易収支は赤字幅が拡大傾向にある。

米国の貿易赤字拡大は、米国の通商政策を保護主義化させる一因である。特にトランプ大統領は、米国の貿易相手国の保護主義的な障壁と米国の貿易収支赤字との間に何か関連があるはずだという疑念を抱いている²。トランプ政権発足後の 2017 年 3 月 1 日に公表した「2017 年通商政策の課題及び 2016 年次報告³」では、米国が貿易赤字を拡大したのは、米国の通商政策が期待通りの結果を生んでこなかったためだとして、「主要国と新たな、または、より良い通商協定を交渉していく」という 2 国間主義の方針を掲げた。

米国の貿易赤字は、2000 年と 2016 年を比較して、3,170 億ドルから 6,480 億ドルに倍増した。中国とのモノとサービスの収支は 2000 年の 819 億ドルの赤字から 2015 年には 3,340 億ドルと 4 倍以上に膨らんだ。2017 年には対中貿易赤字が、一層拡大している。

貿易赤字批判は米国の FTA 締結国にも及んでいる。北米自由貿易協（NAFTA）に結成している、対カナダ、メキシコとの貿易赤字は、合わせて 2016 年に 740 億ドルであるが、それを問題にしている。米韓 FTA（2012 年 5 月発効）でも 2011 年から 2016 年の間に、米国から韓国への輸出が 12 億ドル減少する一方、輸入は 130 億ドル以上増加し、韓国との貿易赤字は倍増した、と不満を表明していた。

トランプ政権は、米国の貿易赤字の主因を、米国の輸出市場での深刻な障壁や米国に不利な通商協定によるものと断じている。さらに、貿易赤字は「悪いこと」と考えている。政権発足当初に貿易政策の旗振り役を務めたピーター・ナバロ前国家通商会議（NTC）委員長は、WSJ 紙への寄稿で、貿易赤字は経済的に有害であり、米国はそれを解消する政策を取るべきだと主張した⁴。理由は、巨額の貿易赤字が長期化すれば、富の海外移転が慢性化することにもなる。そこからウォーレン・バフェットの言う「購入による征服」が始まる。将来的には、いずれ、外国人が米国の多くの資産を保有することになり、米国人は食べて借金を返していくためだけに長時間労働を余儀なくされることになる」と警鐘を鳴らしていた。

トランプ政権の貿易赤字論に対して、WSJ 紙は社説で、「国家の会計は家計と同じではなく、貿易赤字は返済が必要な債務ではない。貿易赤字は往々にして経済的繁栄を示す証でもある。」として、「米国が急成長していた最初の一世紀と好景気にわいた 1980 年代と 90 年代は、ほぼ毎年のように貿易赤字だった。」という事実を突き付けた。さらに、米国の貿易赤字については、考えないようにするのが一番としている⁵。

表 5-3 各国の主要相手国・地域の貿易収支（対 GDP 比）

国名	相手国・地域	収支GDP比（平均）				収支GDP比（%）				
		1980-1990	1990-2000	2000-2010	2010-2016	1980	1990	2000	2010	2016
日本	米国	1.7	1.1	1.3	1.1	0.7	1.2	1.5	0.9	1.2
	世界計	2.0	2.2	1.5	-0.7	-1.0	1.7	2.0	1.3	0.8
中国	RCEP	-0.9	-0.8	-2.5	-1.0	-0.5	0.5	-1.5	-2.6	0.0
	米国	-0.7	1.1	3.6	2.5	-0.9	-0.3	2.5	3.0	2.3
	世界計	-1.0	1.9	3.7	3.6	-0.4	2.2	2.0	3.0	4.9
米国	RCEP	-1.1	-1.6	-2.6	-2.8	-0.4	-1.1	-2.3	-2.7	-2.9
	日本	-0.9	-0.8	-0.6	-0.4	-0.4	-0.7	-0.8	-0.4	-0.4
	中国	-0.0	-0.5	-1.5	-1.9	0.1	-0.2	-0.9	-1.9	-1.9
	韓国	-0.1	-0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
	ASEAN10	-0.2	-0.3	-0.4	-0.3	-0.1	-0.2	-0.4	-0.3	-0.4
	台湾	-0.2	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.1	-0.1
	NAFTA	-0.4	-0.4	-0.9	-0.5	-0.1	-0.2	-0.8	-0.7	-0.4
	カナダ	-0.3	-0.3	-0.5	-0.2	-0.2	-0.2	-0.5	-0.2	-0.1
	メキシコ	-0.1	-0.1	-0.4	-0.4	0.1	-0.0	-0.3	-0.5	-0.3
	EU	-0.1	-0.2	-0.8	-0.7	0.7	0.0	-0.6	-0.6	-0.8
	ドイツ	-0.2	-0.2	-0.3	-0.4	-0.0	-0.2	-0.3	-0.2	-0.3
	TPP	-1.2	-1.2	-1.6	-0.9	-0.5	-1.0	-1.7	-1.1	-0.9
	その他	-1.0	-0.5	-1.5	-0.5	-1.4	-0.8	-1.2	-1.1	0.1
	世界計	-2.4	-2.5	-5.2	-4.3	-1.3	-2.1	-4.5	-4.6	-3.9
ドイツ	米国	0.5	0.4	1.4	1.8	-0.3	0.4	1.1	1.3	2.0
	世界計	3.7	2.5	6.0	7.0	0.6	3.9	2.8	6.0	8.0

（原資料）名目GDP[Gross domestic product, current prices] IMF; World Economic Outlook Database(WEO)
 輸出入: IMF; Direction of Trade Statistics(DOT)

第2節 米国の対中貿易構造と対 NAFTA 貿易構造の比較

トランプ政権が、貿易赤字の是正を名指している国は、中国、カナダ、メキシコ、日本、ドイツ、韓国等である。このうち最大の貿易赤字国である中国に対しては、貿易赤字の是正は当然と思われるが、カナダ、メキシコに対しても、前述したように、貿易赤字の是正を主張している。米国はカナダ、メキシコと NAFTA（北米自由貿易協定）結成して貿易・投資等を通じて相互に利益を享受している。しかし、トランプ大統領は、それでも、米国は NAFTA で不利益を被っていると考えている。本節では、カナダ、メキシコは中国と同じような貿易赤字を創出する構造にあるのか、米国の対中国、カナダ、メキシコ貿易構造を比較、検討する。

1. 拡大する米国の対中輸入依存

米国の輸入品目は、2016年にHS6桁ベースで5,135品目を数える。このうち、カナダは4,304品目、メキシコは3,610、中国が4,478、日本は3,824品目となっている。表5-4は、これらの輸入品目を国・地域別毎にシェア（当該品目の輸入に占める各国・地域の比率=依存度）を求めて、依存度を10区分して品目数を集計したものである。このうち、輸入依存度が50%以上を過度に依存している品目と呼ぶ。依存度が50%以上となると、輸出、輸入ともに他に代替が容易でない。容易に貿易を中断できない依存度が高い品目といえよう。

表5-4は、依存度別国地域別の品目数の分布である。2000年と2016年を比べて大きな変化は、第1に、対中国輸入品目数の増加である。2000年の3,725品目と比べて500品目超の増加を見ている。他方、カナダは2016年で4,304品目、メキシコは3,610品目で2000年と比べて微減で大きな変動はない。

表5-4 米国の輸入依存度別輸入品目数（国・地域別、2000・2016年）

(単位：100万ドル)

年	当該輸入品目の 輸入に占めるシェア (輸入依存度)	日本	中国	ASEAN 10*	EU28	TPP*	RCEP*	FTA 締結国計*	カナダ	メキシコ	韓国	その他	世界
2000	～5%未満	2,147	2,176	8,606	1,015	14,979	21,230	19,838	2,050	2,144	2,441	13,203	-
	～10%未満	447	453	477	556	1,154	1,875	1,532	451	434	278	369	-
	～20%未満	521	434	270	736	1,143	1,572	1,412	503	435	187	287	-
	～30%未満	292	225	79	546	617	741	707	323	238	65	81	-
	～40%未満	155	157	39	472	400	434	450	223	128	40	59	-
	～50%未満	131	118	29	378	283	329	300	178	71	17	34	-
	～60%未満	81	69	26	308	240	211	245	157	58	10	20	-
	～70%未満	44	74	8	250	212	143	214	144	51	3	16	-
	～80%未満	35	41	6	206	143	90	146	112	21	-	13	-
	～90%未満	17	47	8	188	146	86	149	109	29	4	7	-
	90%以上	21	32	6	210	258	74	267	222	23	2	20	5,091
2000 計		3,891	3,826	9,554	4,865	17,428	26,785	25,260	4,472	3,632	3,047	14,109	5,091
2016	～5%未満	2,621	1,369	11,054	1,231	15,150	24,088	22,524	2,417	2,211	2,723	15,173	-
	～10%未満	407	466	563	561	1,216	2,075	1,473	430	398	250	395	-
	～20%未満	397	668	366	809	1,108	1,864	1,246	411	397	167	271	-
	～30%未満	174	505	136	555	586	1,013	638	247	205	73	113	-
	～40%未満	87	365	54	412	370	603	411	181	141	37	52	-
	～50%未満	51	289	32	313	246	426	264	119	85	18	42	-
	～60%未満	31	211	30	266	193	310	196	100	57	11	28	-
	～70%未満	18	224	10	222	131	288	146	75	37	9	25	-
	～80%未満	11	176	10	155	99	218	108	60	29	5	14	-
	～90%未満	11	128	3	151	113	160	117	74	21	1	21	-
	90%以上	16	77	8	144	238	120	242	190	29	2	21	5,135
2016 計		3,824	4,478	12,266	4,819	19,450	31,165	27,365	4,304	3,610	3,296	16,155	5,135

※6桁ベース

(出所) 各国貿易統計より作成

第2は、米国の輸入依存度が過度に高い品目を多く抱えている国・地域は、2000年では対EU輸入の1,162品目（全体の23%）であった。対中国輸入では263品目であった。しかし、2016年にはEUが938品目に減少、中国が816品目へと著増している。

第3は、対カナダ輸入で過度に依存している品目数が2000年の744から2016年に499

に大幅減少している。同様にメキシコ輸入でも 182 から 173 へと減少している。NAFTA によって、米国はカナダ、メキシコと貿易の緊密度を深めているはずであるが、米国の輸入で、カナダ、メキシコから過度に輸入を依存する品目、金額の拡大は見られない。米国が輸入依存度を深めているのは、品目でも金額でも対中輸入である。

表 5-5 米国の輸入依存度別輸入額（国・地域別、2000・2016 年）

(単位：100万ドル)

年	当該輸入品目の 輸入に占めるシェア (輸入依存度)	日本	中国	ASEAN 10*	EU28	TPP*	RCEP*	FTA 締結国計*	カナダ	メキシコ	韓国	その他	世界
2000	～5%未満	3,773	7,522	27,391	8,550	30,889	52,637	52,370	5,091	6,099	7,212	28,588	-
	～10%未満	9,435	7,591	22,269	14,339	41,015	54,063	49,315	9,891	8,662	12,427	12,036	-
	～20%未満	38,884	16,796	23,680	32,943	153,452	87,811	113,528	40,161	56,937	5,917	8,459	-
	～30%未満	23,941	9,385	8,727	50,959	64,034	57,643	57,682	15,956	17,677	12,106	7,109	-
	～40%未満	10,633	8,229	1,764	20,676	58,286	23,301	48,723	32,412	13,528	1,400	1,380	-
	～50%未満	32,194	7,832	1,633	16,767	49,409	43,131	23,670	10,663	4,828	1,051	6,598	-
	～60%未満	9,417	10,132	1,182	14,649	60,045	22,089	50,957	41,425	7,697	149	1,685	-
	～70%未満	5,769	9,214	268	12,915	21,787	16,029	16,181	10,112	4,995	21	1,004	-
	～80%未満	8,138	7,134	831	18,632	30,659	16,266	22,658	16,256	5,614	-	788	-
	～90%未満	1,689	11,942	128	21,606	18,678	13,836	17,399	9,326	7,539	17	479	-
	90%以上	2,704	4,287	105	16,058	43,144	7,316	40,484	37,916	2,334	0	234	1,216,888
2000 計		146,577	100,063	87,977	228,095	571,399	394,123	492,968	229,209	135,911	40,300	68,361	1,216,888
2016	～5%未満	15,591	9,115	48,486	10,158	74,855	103,794	87,833	11,796	12,547	13,331	40,761	-
	～10%未満	15,571	12,063	28,557	19,653	79,627	80,933	89,861	20,121	27,156	17,356	23,456	-
	～20%未満	22,753	39,866	35,674	44,545	133,435	139,235	123,673	30,540	51,638	29,474	11,053	-
	～30%未満	54,527	46,531	13,642	89,579	176,857	126,299	125,859	68,405	40,881	6,494	7,590	-
	～40%未満	9,836	41,873	4,636	57,271	100,446	69,402	101,384	45,220	41,627	975	11,188	-
	～50%未満	4,857	60,349	20,465	57,705	80,826	89,700	61,848	35,788	20,171	1,165	4,722	-
	～60%未満	2,860	31,425	2,789	31,803	26,647	39,396	23,412	11,753	8,727	825	2,106	-
	～70%未満	1,442	53,634	1,599	29,836	44,488	57,299	44,946	8,618	32,347	228	2,943	-
	～80%未満	2,277	81,816	2,154	17,013	32,623	87,032	29,923	5,739	23,261	20	883	-
	～90%未満	1,709	38,183	20	40,227	17,888	40,172	16,771	8,722	7,102	12	935	-
	90%以上	623	47,763	384	18,587	61,349	49,280	60,642	31,053	28,599	0	990	2,187,805
2016 計		132,046	462,618	158,405	416,377	829,041	882,541	748,318	277,756	294,056	69,881	106,626	2,187,805

(出所) 各国貿易統計より作成

次に、依存度別にこれら品目の輸入金額を求めたのが表 5-5 である。2016 年の対日輸入額は 1,320 億ドルである。このうち、依存度が 50%以上の品目の輸入額は、対日輸入額の 6.7%を占めている。2000 年には 18.9%と 2 割弱を占めていたので大きく減少している。理由は、部品（自動車部品）と消費財（電機）の対日輸入で過度に依存する品目の輸入額が大きく減っているからである。日米貿易摩擦の激化で米国内での生産や第 3 国への生産移管等で日本から米国への直接輸出が回避されているためである。

対中輸入額では、依存度が 50%以上の品目の輸入額は 2000 年の 427 億ドルから 2016 年には 2,528 億ドルへと著増している。これは米国の対中輸入額に占めるシェアで見ると、2000 年の 42.7%から 2016 年では 54.6%へと過半を超えた。米国の対中輸入は、もともとアパレル等の消費財で中国に集中的に輸入を依存していたが、さらに拡大している。2016 年には消費財に加えて資本財、部品に広がっている。米国の対中輸入依存度は、品目当たりの輸入金額の規模が大きいことに特徴がある。

対カナダ輸入額では、依存度が 50%以上の品目の輸入額は、2000 年の 1150 億ドルから 2016 年には 658 億ドルに半減している。対カナダ輸入額に占めるシェアでは、2000 年の 66.3%から 2016 年には 13.8%へと激減している。これは、カナダからの自動車輸入が激減しているためである。2000 年では、車両（乗用車）が最大の輸入金額（281 億ドル）であったが、2016 年にはわずか 5.5 億ドルに減少している。

対メキシコ輸入額は、逆に、依存度が 50%以上の輸入額は 2000 年の 281 億ドルから 2016 年に 1,000 億ドルと 5 倍増となっている。メキシコから米国に自動車（トラック）の輸出が始まったためである。米国の対カナダ、対メキシコ輸入は自動車に大きく左右されている。

過度に対中輸入に依存する消費財

表 5-6 は、2016 年における米国の対カナダ、メキシコ、中国輸入で、輸入依存度が 50%以上の品目及びその輸入金額を財別業種別に分類したものである。

対カナダ輸入では、2016 年で 499 品目のうち、食料 170 品目、化学品 71 品目、鉄鋼 24 品目と食料品が全体の 48%を占めている。財別には加工品が 228、素材が 115、消費財が 120 である。消費財の大半は食料品である。

金額では加工品が 387 億ドル、素材が 113 億ドル、消費財が 106 億ドルと加工品が大きい。加工品の中では、化学品、木材、紙の輸入額が大きい。部品の輸入は、一般機械と航空機がそれぞれ 100 億ドルを超えている。食料の輸入額は億ドル。

対メキシコ輸入では、過度に輸入に頼っている品目数は 173 とカナダと比べて少ない。財別では加工品が 64、消費財が 54 品目、資本財が 26 となっている。部品の品目数は 18 とカナダの 2 倍である。輸入金額では、1,000 億ドルとカナダを上回っている。財別では、資本財が 472 億ドル、消費財が 291 億ドル、部品が 131 億ドル、加工品が 104 億ドルとなっている。最終財の輸入金額が 7 割超となっている。車両（資本財）は 277 億ドル、一般機械（資本財）が 169 億ドル、食料（消費財）が 161 億ドルの 3 業種で全体の 6 割を占めている。特定の業種に支えられている。米国の対メキシコ輸入依存は、緊密度はカナダと比べて希薄である。

対中国輸入は、品目数が 816、このうち、財別では加工品が 296、消費財が 385 品目、資本財が 96 と消費財で輸入依存度を深化させている。部品の品目数は 9 と非常に小さい。輸入金額では、資本財、消費財ともに 1,000 億ドルを超えている。

表 5-6 米国の対カナダ、メキシコ、中国の輸入品目数と輸入額
(輸入依存度が 50%以上の品目)

財・業種	品目数						金額 (100万ドル)					
	カナダ		メキシコ		中国		カナダ		メキシコ		中国	
	2000	2016	2000	2016	2000	2016	2000	2016	2000	2016	2000	2016
素材												
鉱物性燃料等	3	4	-	-	1	-	10,521	5,978	-	-	1	-
食糧	34	41	2	1	4	7	1,885	2,689	1	4	145	285
卑金属 (鉄鋼を除く)	3	4	-	-	1	-	351	756	-	-	3	-
鉄鋼	3	6	-	-	-	1	77	656	-	-	-	0
油脂	13	13	5	3	2	5	205	454	15	5	10	115
木材・木炭	9	7	-	-	-	-	313	203	-	-	-	-
鉱石・スラグ・灰	5	8	2	1	-	-	276	180	26	0	-	-
塩・硫黄・土石類	14	10	2	2	5	4	196	165	3	65	101	91
バルブ・古紙	4	4	-	-	-	-	84	102	-	-	-	-
毛皮	3	2	-	-	-	-	27	98	-	-	-	-
小計	91	99	11	7	13	17	13,936	11,282	46	74	260	491
素材 計	106	115	14	12	15	20	14,073	11,372	53	82	266	493
加工品												
化学品	116	71	26	17	24	93	7,515	11,338	241	915	319	5,147
木材・木炭	25	19	2	2	-	5	9,533	8,336	5	35	-	1,257
卑金属 (鉄鋼を除く)	27	17	5	6	10	24	4,921	5,332	271	551	206	2,608
鉱物性燃料等	9	12	1	1	1	2	4,276	4,226	6	1	57	159
紙	36	24	4	-	2	7	8,786	3,744	98	-	324	1,167
食糧	38	24	2	6	-	2	640	2,122	0	156	-	54
バルブ・古紙	7	7	-	-	-	1	2,338	1,378	-	-	-	0
鉄鋼	33	25	6	8	5	24	1,722	1,066	395	678	61	1,373
油脂	13	11	1	-	-	1	265	530	18	-	-	3
石・セメント等	12	7	1	3	2	7	325	393	0	74	491	808
小計	316	217	48	43	44	166	40,321	38,465	1,035	2,410	1,457	12,577
加工品 計	374	228	76	64	67	296	43,660	38,756	4,055	10,416	3,699	37,048
部品												
一般機械	8	5	3	2	-	7	1,415	1,186	714	2,147	-	10,341
航空機	1	1	-	-	-	-	214	1,046	-	-	-	-
繊維	2	2	-	-	-	-	24	63	-	-	-	-
化学品	1	1	-	3	-	4	8	6	-	51	-	647
車両	2	-	2	2	-	2	795	-	983	2,472	-	2,665
光学機器	-	-	2	2	-	2	-	-	102	392	-	13
卑金属 (鉄鋼を除く)	-	-	-	1	-	3	-	-	-	49	-	185
鉄鋼	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	22
鉄道	2	-	-	1	-	-	68	-	-	13	-	-
電機	4	-	10	7	1	6	67	-	6,393	8,061	6	741
部品 計	20	9	17	18	1	25	2,591	2,302	8,191	13,183	6	14,615
資本財												
車両	15	6	3	9	1	1	11,223	744	2,004	27,770	554	312
一般機械	27	10	2	7	3	32	1,422	447	131	16,983	187	47,739
航空機	1	1	-	-	-	-	240	160	-	-	-	-
鉄道	7	4	6	-	-	3	151	11	427	-	-	309
食糧	2	3	-	-	-	-	7	6	-	-	-	-
船舶	6	2	-	-	-	1	24	1	-	-	-	49
雑品	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	53
家具・寝具等	2	-	-	-	-	4	926	-	-	-	-	4,769
時計	1	-	1	-	-	1	4	-	73	-	-	23
鉄鋼	3	-	-	1	1	1	196	-	-	273	3	6
小計	64	26	12	17	5	44	14,193	1,368	2,634	45,026	744	53,260
資本財 計	73	26	22	26	19	96	18,681	1,368	7,713	47,251	3,972	106,194
消費財												
食糧	122	102	36	46	5	45	4,679	7,261	2,442	16,186	70	2,449
油脂	3	4	1	-	-	-	29	1,392	2	-	-	-
雑品	-	1	1	-	8	16	-	596	23	-	276	1,860
車両	4	2	2	1	2	6	28,104	550	272	354	834	1,593
紙	8	4	-	-	3	8	585	446	-	-	67	571
化学品	10	6	1	1	5	9	243	418	20	173	1,337	5,519
書籍・新聞等	3	1	-	-	1	5	230	1	-	-	9	979
光学機器	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	545	111
毛皮	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3
組物材料製品	-	-	-	-	2	8	-	-	-	-	203	295
小計	150	120	41	48	27	101	33,869	10,664	2,759	16,713	3,341	13,379
消費財 計	168	120	53	54	162	385	35,095	10,664	8,166	29,186	35,311	108,337
総額	744	499	182	173	263	816	115,035	65,886	28,180	100,036	42,709	252,821

※世界シェア50%以上の品目のうち、各財上位10業種を抽出 (2016年カナダ輸入金額を基準とした)

(出所) 米国貿易統計より作成

加工品のうち、関税引き上げで話題となった鉄鋼を見ると、過度に依存している対中鉄鋼輸入は、2016 年で 24 品目、13 億ドルである。カナダは 25 品目、10 億ドル、メキシコは 8 品目、6 億ドルである。

加工品の輸入額ではカナダの 113 億ドルを追い上げ、部品輸入額は、146 億ドルとメキシコの 131 億ドルを抜いている。米国の対中輸入依存の深化は、対カナダ、対メキシコをはるかに上回る規模で進んでいる。

2. 米国の対カナダ、対メキシコ輸出依存は上昇

米国の輸出品目は、2016 年に HS6 桁で 5177 品目ある。このうち、最大の貿易輸出国である対カナダは 4,923 品目、対メキシコは 4,814、対中国が 4,213、対日本は 4,132 品目である。2000 年と比べて増加している国は中国である。2000 年の 3725 品目と比べて約 500 品目程、増加している。

表 5-7 米国の輸出依存度別輸出品目数（国・地域別、2000・2016 年）

年	当該輸出品目の 輸出に占めるシェア (輸出依存度)	日本	中国	ASEAN 10*	EU28	TPP*	RCEP*	FTA 締結国計*	カナダ	メキシコ	韓国	その他	世界
2000	~5%未満	2,627	3,244	16,290	1,156	24,694	34,487	46,757	814	1,408	3,403	41,132	-
	~10%未満	826	265	432	815	2,977	2,225	3,053	588	961	390	1,114	-
	~20%未満	558	141	147	1,177	2,833	1,160	2,746	987	1,073	189	497	-
	~30%未満	231	31	37	739	1,574	369	1,493	739	544	44	166	-
	~40%未満	128	20	20	465	1,031	192	971	531	354	12	74	-
	~50%未満	59	9	11	270	718	89	690	435	213	6	36	-
	~60%未満	32	6	2	142	495	50	487	322	134	5	26	-
	~70%未満	21	3	3	90	331	31	321	212	93	3	13	-
	~80%未満	17	3	-	38	222	26	221	152	51	5	13	-
	~90%未満	10	2	3	26	142	17	139	93	39	-	7	-
	90%以上	6	1	2	16	105	12	100	67	30	1	2	5,088
2000 計		4,515	3,725	16,947	4,934	35,122	38,658	56,978	4,940	4,900	4,058	43,080	5,088
2016	~5%未満	3,115	2,803	18,639	1,402	27,052	37,301	51,286	772	1,461	3,321	45,732	-
	~10%未満	536	679	441	834	2,621	2,438	2,908	590	823	339	1,156	-
	~20%未満	278	440	182	1,165	2,423	1,238	2,541	936	956	186	463	-
	~30%未満	94	125	50	650	1,433	365	1,453	758	519	48	128	-
	~40%未満	38	63	19	333	965	165	977	556	347	21	53	-
	~50%未満	33	32	20	189	713	114	720	410	243	11	56	-
	~60%未満	9	29	8	94	493	54	514	309	165	4	36	-
	~70%未満	12	15	5	67	365	42	370	224	122	8	16	-
	~80%未満	7	10	2	32	231	26	243	147	75	5	16	-
	~90%未満	5	7	1	24	172	19	175	115	48	3	9	-
	90%以上	5	10	4	25	171	23	177	106	55	3	13	5,177
2016 計		4,132	4,213	19,371	4,815	36,639	41,785	61,364	4,923	4,814	3,949	47,678	5,177

※6桁ベース

(出所) 米国貿易統計より作成

表 5-7 は、米国の地域国別輸出品目（HS6 桁）を当該輸出に占めるシェア（輸出依存度）で分類したものである。輸出依存度も、5%未満から 90%以上まで 10 区分してある。

対カナダ輸出の場合、輸出品目数のうち 901 品目、全体の 18%を占めている。対メキシコ輸出では 465 品目、対中国では 71 品目、日本は 38 品目である。米国の輸出における対カナダと対メキシコ依存度が大きい。

2000 年の米国の対日輸出のうち、対日輸出品目で米国の輸出の 90%以上を占める品目の輸出額は、2.8 億ドル、同じく 10～20%未満の品目では 188 億ドル。50%以上を過度に依存している品目とするとき、米国の対日輸出額のうち 14.6%を占めている。2000 年の米国の輸出で、過度に依存していた国はカナダである。米国の対カナダ輸出のうち、38.4%が過度に依存している品目の輸出額である。次いで、メキシコが 19.3%、EU が 15.0%、日本が 14.6%と続き、中国は僅か 1.4%に過ぎなかった。米国にとって最も重要な国はカナダであった。

これが、2016 年では、米国の輸出が過度に依存している市場は、カナダ、メキシコに次いで中国が加わっている。米国の対カナダ輸出のうち、過度に依存している品目のシェアは 28.8%、2000 年と比べて 10%ポイント減っている。次にメキシコが 20.8%、中国が 20.7%、EU が 21.3%、日本は 4.2%に低下している。

表 5- 8 米国の輸出依存度別輸出額（国・地域別、2000・2016 年）

(単位：100万ドル)

年	当該輸出品目の 輸出に占めるシェア (輸出依存度)	日本	中国	ASEAN 10*	EU28	TPP*	RCEP*	FTA 締結国計*	カナダ	メキシコ	韓国	その他	世界
2000	～5%未満	8,556	8,588	24,202	2,844	45,535	65,698	59,354	2,420	4,187	9,699	43,048	-
	～10%未満	17,332	3,492	18,910	7,779	53,543	48,987	40,029	8,209	13,622	7,355	10,843	-
	～20%未満	18,828	2,287	3,013	31,740	81,693	33,821	72,523	33,131	26,807	8,603	3,982	-
	～30%未満	5,238	1,008	359	32,224	51,128	7,796	47,887	23,497	21,993	984	1,414	-
	～40%未満	4,339	516	144	39,292	41,450	5,833	40,618	24,176	12,861	818	2,763	-
	～50%未満	1,450	134	660	29,295	29,884	2,378	28,647	17,187	10,671	102	688	-
	～60%未満	4,731	87	19	15,355	46,026	5,055	41,499	29,988	11,166	48	298	-
	～70%未満	2,371	114	3	6,259	24,591	2,724	22,676	18,322	3,888	232	234	-
	～80%未満	1,003	19	-	1,524	14,216	1,086	13,397	11,517	1,692	63	125	-
	～90%未満	1,123	8	45	669	8,010	1,199	6,928	3,362	3,526	-	41	-
	90%以上	283	1	13	1,399	6,216	296	5,933	4,621	1,309	0	3	780,419
2000 計		65,254	16,253	47,369	168,380	402,291	174,874	379,492	176,430	111,721	27,902	63,440	780,419
2016	～5%未満	15,880	15,399	49,269	6,314	98,874	129,769	139,263	6,644	9,853	20,042	102,724	-
	～10%未満	21,360	19,449	9,905	16,298	77,111	67,626	67,503	23,733	17,339	8,622	17,809	-
	～20%未満	18,839	37,840	11,148	64,722	104,242	72,262	93,072	34,480	44,934	7,128	6,530	-
	～30%未満	5,771	5,408	1,549	43,501	109,251	22,695	112,657	61,872	39,819	3,769	7,197	-
	～40%未満	2,179	11,971	602	63,507	76,112	16,075	74,909	32,006	41,731	612	561	-
	～50%未満	1,525	1,634	562	17,901	61,014	5,714	61,128	31,124	28,150	1,338	516	-
	～60%未満	1,197	3,202	56	18,996	46,929	4,563	46,583	29,797	15,849	76	861	-
	～70%未満	1,059	17,961	205	23,066	21,819	19,825	21,367	12,567	7,984	599	217	-
	～80%未満	58	2,258	0	10,084	30,838	2,356	31,016	14,044	16,726	28	218	-
	～90%未満	339	435	5	1,814	19,086	871	19,141	14,844	3,897	90	309	-
	90%以上	30	45	1,222	3,415	10,343	1,303	9,126	5,686	3,421	6	13	1,451,011
2016 計		63,236	115,602	74,525	269,617	655,618	343,059	675,766	266,797	229,702	42,309	136,957	1,451,011

(出所) 米国貿易統計より作成

表 5-9 は、2016 年における米国の対カナダ、メキシコ、中国輸出で輸出依存度が 50%以上の品目を財別業種別に分類したものである。

米国の対カナダ輸出は、2016 年で品目数が 901、金額が 769 億ドルである。2000 年と比べると、品目数と、金額ともに増えている。業種別の品目数では、食料品 253 品目、化学品 95 品目、鉄鋼 81 品目、縫製品 69 品目と食料品が多い。財別品目数は、消費財が 416、加工品が 319、消費財の半分は食料品が占めている。

輸出金額では車両が貨物自動車（資本財 HS8704.31）で 134 億ドル、乗用車等（消費財）13 億ドルで合わせて 148 億ドル、これに自動車部品（部分品、ブレーキ、懸架装置など）の 91 億ドルを加えると 200 億ドルを超えている。食料品を上回る最大の輸出額である。ただし、2000 年と比べると、貨物自動車の輸出額が大幅増加、乗用車などが大幅減少しているが、輸出金額は増えている。財別の輸出額は、消費財が 222 億ドル、資本財が 177 億ドル、部品が 164 億ドル、加工品が 140 億ドルである。加工品の輸出では、鉄鋼がトップ、次いで化学品がそれぞれ 30 億ドルを超えている。米国にとってカナダは、工業製品の大事な輸出市場である。

表 5-9 米国の対カナダ、メキシコ、中国の輸出品目数と輸出額
(輸出依存度が 50%以上の品目)

財・業種	品目数 (6桁ベース)						金額 (100万ドル)					
	カナダ		メキシコ		中国		カナダ		メキシコ		中国	
	2000	2016	2000	2016	2000	2016	2000	2016	2000	2016	2000	2016
素材												
鉱物性燃料等	3	5	1	1	-	-	228	5,752	2	2,015	-	-
鉱石・スラグ・灰	8	5	1	4	1	2	295	500	2	1,736	12	256
食糧	17	23	10	12	-	3	383	404	523	87	-	1,066
油脂	9	8	2	4	2	2	51	118	42	11	13	14,290
卑金属（鉄鋼を除く）	3	3	-	2	-	2	64	74	-	1	-	2,277
電機	-	-	-	1	-	-	-	-	-	286	-	-
パルプ・古紙	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	1,821
小計	40	44	14	24	3	12	1,020	6,847	569	4,136	25	19,709
素材計	66	70	21	35	4	24	1,182	6,999	606	4,170	75	21,398
加工品												
鉄鋼	102	72	27	46	-	2	2,809	3,136	1,700	2,012	-	91
化学品	87	66	23	60	3	9	2,856	3,018	1,127	3,742	9	450
食糧	18	19	11	11	-	2	206	1,071	78	686	-	139
木材・木炭	17	20	2	7	-	4	375	772	21	159	-	866
鉱物性燃料等	6	7	4	3	-	2	515	488	551	76	-	232
卑金属（鉄鋼を除く）	33	7	28	37	1	4	3,045	330	911	3,270	99	3
繊維	66	41	89	120	1	6	549	148	2,294	2,080	0	53
小計	329	232	184	284	5	29	10,356	8,962	6,684	12,026	109	1,834
加工品計	404	319	221	318	7	34	14,144	14,067	9,446	15,144	122	1,916
部品												
車両	14	7	-	1	-	-	11,897	9,177	-	913	-	-
一般機械	12	5	-	4	-	-	6,779	4,717	-	13,387	-	-
電機	14	6	15	14	-	-	2,827	1,472	6,511	5,962	-	-
小計	40	18	15	19	-	-	21,503	15,366	6,511	20,262	-	-
部品計	59	30	19	30	-	-	22,962	16,465	6,645	21,659	-	-
資本財												
車両	10	14	-	-	-	-	5,751	13,443	-	-	-	-
一般機械	37	27	10	23	2	3	1,825	2,522	116	883	26	103
光学機器	4	3	2	1	-	-	1,490	339	20	247	-	-
電機	4	4	7	11	-	-	150	86	953	3,320	-	-
小計	55	48	19	35	2	3	9,216	16,391	1,089	4,450	26	103
資本財計	74	67	23	41	2	3	9,913	17,708	1,095	4,865	26	103
消費財												
食糧	124	211	24	28	1	10	3,120	11,087	498	1,454	7	483
化学品	9	14	1	-	-	-	458	1,822	2,205	-	-	-
家具・寝具等	9	13	-	-	-	-	539	1,676	-	-	-	-
電機	6	13	6	3	-	-	1,034	573	414	2,308	-	-
卑金属（鉄鋼を除く）	6	7	1	2	-	-	25	169	142	190	-	-
小計	154	258	32	33	1	10	5,176	15,327	3,259	3,952	7	483
消費財計	242	416	65	46	2	10	17,700	22,250	4,003	4,271	7	483
総額	846	901	347	465	15	71	67,809	76,938	21,580	47,877	229	23,901

※依存度が50%以上の品目のうち、各国の2016年輸出額上位3業種を抽出

(出所) 米国貿易統計より作成

対メキシコ輸出は、品目数が 465、金額が 478 億ドルといずれもカナダを下回る。品目数では鉄鋼、化学品が多い。財別には、加工品が 318、消費財が 46、資本財が 41 と加工品に偏っている。金額では、一般機械部品が 133 億ドルと全体の 3 割弱を占めている。部品の輸出が 216 億ドルと全体の 45%、加工品が 151 億ドルと同じく 31.5%、合わせて 8 割弱が中間財によって占められている。

米国の対中輸出は、品目数で 71、金額で 239 億ドルである。2000 年の品目数は 15 と比べて著増しているが、過度に依存している品目数は、カナダ、メキシコと比べて少ない。財別では、素材が 24、加工品が 34、消費財が 10 である。金額では、食料品（素材）が 142 億ドルと 6 割を占めている。食料品の素材は、主に大豆で米国の大豆輸出の 62%が中国向けである。大豆以外では、落花生、古紙の対中輸出依存度が高い。大豆の対中輸出は、米国にとって、中国に対して脆弱性を持っている輸出品である。

米国にとって、カナダ、メキシコは、鉄鋼、化学品、自動車部品などの重要な輸出市場であり、輸出依存度は高まっている。対中輸出では過度に依存している大豆を以外、見当たらない。

3. カナダ、メキシコと中国の貿易赤字

米国の対カナダ、対メキシコ、対中国の貿易収支を、貿易依存度別に分けてみたのが表 5-10、5-11、5-12 である。

米国の対カナダ貿易収支は 2000 年の 527 億ドルの赤字が 2016 年は 109 億ドルの赤字に縮小している。2000 年には貿易依存度が 50%以上の品目の収支が 472 億ドルの赤字であったが、2016 年では、110 億ドルの黒字に転換している。これは貨物自動車の貿易収支が赤字から黒字転換したためである。さらに、消費財でも過度に依存している品目の収支が赤字から黒字に転換している。

対メキシコ貿易収支は、2000 年の 241 億ドルの赤字が 2016 年に 643 億ドルの赤字に拡大している。これは、過度に依存している品目の収支が、66 億ドルの赤字から 521 億ドルの赤字に拡大したためである。具体的には、貨物自動車の赤字幅が 277 億ドルに拡大したことにある。過度に依存している品目の貿易収支は、財別では素材、加工品、部品で黒字、資本財、消費財が赤字となっている。

対中国貿易収支は、2000 年の 838 億ドルから 2016 年には 3,470 億ドルに赤字幅が拡大している。このうち、過度に依存している品目の貿易収支赤字は 2000 年の 424 億ドルから

2016年に2,289億ドルに膨張している。米国の対中貿易赤字に占める割合では、2000年の50%から2016年には66%に拡大している。米国の対中貿易赤字は、過度に依存している品目の赤字拡大によるものであるが、特に資本財、消費財の赤字が突出している。米国の対中輸入依存の深刻さがうかがわれる。

表 5-10 米国の対カナダ貿易収支（貿易依存度別）

（単位：100万ドル）

分類名	2000			2016		
	50%未満	50%以上	計	50%未満	50%以上	計
素材						
食糧	248	-1,502	-1,254	308	-2,285	-1,977
油脂	236	-154	82	284	-336	-51
鉱石・スラグ・灰	86	19	106	722	320	1,042
鉱物性燃料等	-12,084	-10,293	-22,377	-34,334	-226	-34,560
貴石・貴金属等	214	-	214	867	-	867
鉄鋼	11	-47	-36	132	-656	-524
卑金属（鉄鋼を除く）	113	-288	-174	360	-682	-322
素材計	-10,021	-12,891	-22,913	-30,821	-4,373	-35,194
加工品						
鉱物性燃料等	-2,571	-3,761	-6,332	1,212	-3,739	-2,527
化学品	7,502	-4,659	2,843	13,244	-8,320	4,924
木材・木炭	79	-9,157	-9,078	-373	-7,564	-7,937
紙	1,166	-7,690	-6,524	1,411	-2,845	-1,435
鉄鋼	-576	1,087	511	-21	2,070	2,049
卑金属（鉄鋼を除く）	-723	-1,876	-2,599	-1,357	-5,002	-6,359
加工品計	6,223	-29,516	-23,293	13,587	-24,689	-11,102
部品						
化学品	-277	184	-93	-737	1,059	322
卑金属（鉄鋼を除く）	-48	622	573	365	28	393
一般機械	1,978	5,364	7,342	3,630	3,530	7,160
電機	5,828	2,760	8,588	6,339	1,472	7,811
車両	-3,745	11,101	7,357	-1,052	9,177	8,125
航空機	502	-214	288	-1,230	-1,046	-2,276
部品計	4,563	20,371	24,934	7,942	14,163	22,105
資本財						
一般機械	8,672	403	9,074	11,719	2,075	13,793
電機	2,021	-4,206	-2,185	6,302	86	6,389
車両	133	-5,473	-5,340	-156	12,700	12,544
航空機	-2,434	-240	-2,674	-3,437	-160	-3,596
光学機器	959	1,424	2,383	3,002	339	3,342
家具・寝具等	-230	-861	-1,092	-670	180	-490
資本財計	9,222	-8,768	453	17,131	16,340	33,471
消費財						
食糧	684	-1,559	-875	279	3,826	4,105
油脂	62	-27	35	175	-1,342	-1,166
化学品	1,923	215	2,138	435	1,404	1,839
縫製品	-1,150	220	-930	832	752	1,584
電機	620	1,034	1,654	1,876	573	2,449
車両	-5,804	-18,539	-24,343	-31,041	835	-30,206
家具・寝具等	-1,847	55	-1,792	-1,661	1,676	15
消費財計	-3,409	-17,395	-20,803	-24,090	11,585	-12,504
総額計	-5,554	-47,226	-52,779	-22,011	11,052	-10,958

（出所）米国貿易統計より作成

表 5- 11 米国の対メキシコ貿易収支（貿易依存度別）

（単位：100万ドル）

分類名	2000			2016		
	50% 未満	50% 以上	計	50% 未満	50% 以上	計
素材						
食糧	204	521	725	3,478	84	3,561
油脂	818	27	845	1,817	6	1,823
塩・硫黄・土石類	9	1	10	49	-58	-8
鉱石・スラグ・灰	37	-24	12	41	1,735	1,776
鉱物性燃料等	-11,919	2	-11,917	-7,416	2,015	-5,401
貴石・貴金属等	-10	-	-10	-152	-	-152
鉄鋼	80	-	80	273	-	273
卑金属（鉄鋼を除く）	-40	-	-40	-215	1	-213
素材計	-9,958	552	-9,405	-1,359	4,088	2,729
加工品						
鉱物性燃料等	2,903	545	3,448	15,872	75	15,947
化学品	7,200	887	8,086	18,290	2,828	21,117
貴石・貴金属等	166	-	166	-4,627	-6	-4,633
鉄鋼	13	1,305	1,317	2,397	1,334	3,731
卑金属（鉄鋼を除く）	391	640	1,031	925	2,719	3,644
電機	-500	959	458	-1,105	737	-368
家具・寝具等	262	-2,060	-1,798	-553	-6,558	-7,111
加工品計	12,847	5,391	18,238	34,152	4,729	38,881
部品						
化学品	405	-	405	460	85	545
卑金属（鉄鋼を除く）	351	28	378	638	-49	590
一般機械	200	-714	-513	-2,553	11,240	8,687
電機	4,471	118	4,589	1,243	-2,098	-856
車両	3,712	-983	2,729	-5,050	-1,559	-6,608
航空機	91	-	91	-1,033	-	-1,033
部品計	9,587	-1,546	8,041	-6,213	8,476	2,263
資本財						
鉄鋼	-3	-	-3	54	-136	-82
一般機械	-677	-15	-692	1,948	-16,100	-14,153
電機	-3,165	-3,275	-6,440	-14,166	2,709	-11,456
車両	-2,264	-2,004	-4,267	1,261	-27,770	-26,509
光学機器	-813	-831	-1,645	-3,291	-1,368	-4,658
家具・寝具等	-86	-	-86	-488	-	-488
資本財計	-6,592	-6,618	-13,210	-14,336	-42,386	-56,722
消費財						
食糧	-295	-1,944	-2,239	-477	-14,732	-15,209
化学品	-7	2,185	2,178	1,357	-173	1,184
縫製品	-6,905	253	-6,652	-3,164	14	-3,150
一般機械	-267	-	-267	-143	-3,372	-3,515
電機	-541	-4,363	-4,904	-973	-6,494	-7,467
車両	-12,776	-272	-13,048	-20,032	-354	-20,386
消費財計	-22,661	-4,163	-26,825	-26,672	-24,915	-51,586
総額計	-17,590	-6,600	-24,190	-12,195	-52,159	-64,354

（出所）米国貿易統計より作成

表 5-12 米国の対中国貿易収支（貿易依存度別）

(単位：100万ドル)

分類名		2000			2016		
		50%未満	50%以上	計	50%未満	50%以上	計
素材	食糧	7	-145	-138	950	780	1,730
	油脂	929	3	932	177	14,175	14,352
	塩・硫黄・土石類	-17	-101	-118	29	-84	-55
	木材・木炭	20	-	20	669	403	1,072
	パルプ・古紙	120	-	120	86	1,821	1,907
	貴石・貴金属等	25	-	25	-36	-	-36
	卑金属（鉄鋼を除く）	329	-3	326	-15	2,277	2,261
素材計		1,487	-191	1,296	4,198	20,906	25,104
加工品	鉱物性燃料等	-210	-57	-267	1,451	72	1,524
	化学品	-361	-310	-671	-540	-4,697	-5,237
	木材・木炭	-201	-	-201	-1,133	-392	-1,524
	パルプ・古紙	156	-	156	1,434	29	1,464
	鉄鋼	-1,308	-61	-1,369	-4,786	-1,282	-6,068
	卑金属（鉄鋼を除く）	-690	-106	-796	-2,924	-2,605	-5,530
	家具・寝具等	-855	-1,204	-2,058	-3,200	-4,221	-7,422
	がん具・運動用具	0	-124	-124	22	-12,003	-11,982
加工品計		-4,888	-3,577	-8,465	-14,297	-35,132	-49,428
部品	化学品	-312	-	-312	-1,565	-647	-2,212
	卑金属（鉄鋼を除く）	-73	-	-73	-962	-185	-1,147
	一般機械	-3,318	-	-3,318	-12,698	-10,341	-23,039
	電機	-2,198	-6	-2,204	-14,234	-741	-14,975
	車両	-399	-	-399	-5,301	-2,665	-7,966
	光学機器	-112	-	-112	227	-13	214
部品計		-6,304	-6	-6,310	-35,401	-14,615	-50,016
資本財	卑金属（鉄鋼を除く）	-302	-20	-322	-386	-1,008	-1,394
	一般機械	-5,399	-162	-5,561	-14,290	-47,636	-61,926
	電機	-6,086	-1,527	-7,614	-33,919	-50,101	-84,020
	車両	41	-554	-513	-206	-312	-518
	光学機器	-388	-900	-1,288	-78	-1,131	-1,209
	家具・寝具等	-957	-	-957	-572	-4,769	-5,341
	がん具・運動用具	-35	-781	-816	-257	-694	-951
資本財計		-11,744	-3,947	-15,691	-50,100	-106,090	-156,190
消費財	食糧	-590	-63	-654	-593	-1,966	-2,559
	化学品	-1,076	-1,337	-2,413	-3,094	-5,519	-8,613
	縫製品	-5,714	-1,574	-7,287	-21,454	-14,061	-35,514
	履物	-145	-9,006	-9,151	-1,732	-12,999	-14,731
	電機	-2,341	-3,890	-6,231	-9,209	-10,453	-19,662
	車両	-6	-834	-840	7,544	-1,593	5,951
	光学機器	-563	-545	-1,108	-1,405	-111	-1,516
	家具・寝具等	-2,328	-1,734	-4,062	-4,273	-11,684	-15,957
	がん具・運動用具	-1,503	-9,909	-11,412	28	-22,683	-22,654
消費財計		-19,899	-35,304	-55,203	-41,233	-107,854	-149,087
総額計		-41,330	-42,480	-83,810	-118,096	-228,920	-347,016

(出所) 米国貿易統計より作成

米国の対カナダ、対メキシコの貿易収支を比較すると相互補完的な関係が指摘できる。米国の対メキシコ貿易収支は、財別でみると、加工品、中間財で黒字を計上し、最終財（資本財、消費財）で赤字幅を拡大させている。他方、対カナダ貿易収支は、素材、加工品で赤字を計上する一方で、最終財では黒字を計上している。米国が一方的にすべての財で赤字を計上してゐるのではない。

他方、米国の対中貿易収支は、素材のみが黒字で、残りの中間財、最終財は大幅黒字を計上している。

4. 米国の貿易依存リスク

ピーターソン国際経済研究所は発効 20 周年を迎えた NAFTA の評価に関する 2014 年の報告書で、「米国、カナダ、メキシコの相互依存関係には目を見張るものがある」として、「カナダから輸入された製品とメキシコから輸入された製品に含まれている米国の材料はそれぞれ 25%と 40%にもなると見積もられている」と述べている。米国の貨物自動車輸入のうち 86.6%をメキシコに依存する一方で、輸出は 80.4%をカナダに依存している。また、自動車部品の輸出のうち 35.3%をメキシコに依存している一方で、自動車輸入の 33.3%をメキシコに依存している。また、食料品の分野でも、米国とカナダ、メキシコの間には、相互貿易が拡大している。米国はカナダ、メキシコと NAFTA を通じて、自動車や食料品で相互依存関係（生産分業）を構築した

こうした相互依存関係は米国からメキシコへの直接投資の大幅な増加（1993 年の 152 億ドルから 2013 年の 1,010 億ドル）がもたらしたものである。直接投資は米国の製造業者——部品と自動車のような完成品の両方——のメキシコへの工場移転という形を取ってきた。

他方、米国は対中貿易では、過度に輸入依存を深めている。米国は、アパレルや雑貨などの消費財やコンピュータ等の資本財、さらに自動車部品、機械部品、鉄鋼などの中間財など多様な品目で中国依存を広げている。対米貿易黒字の半分以上が過度に依存している品目で占められているとなると、対中依存度の高まりは行き過ぎである。ここまで依存度が高まれば、米国にとっても、経済的なリスクは大きくなる。中国からの消費財輸入が途絶えれば、日常生活に影響がでてくる。高関税を課せば価格が上昇する。

米国の対中輸出依存度は、輸入依存度と比べて極めて低い。ただし、特定品目で輸出依存が高い。大豆である。米国大豆の輸出の 57.1%が中国に依存している。米国が対中輸出で過度に依存している品目は僅かであるが、大豆 1 品目でも中国にとっては、対米貿易交渉で米国から譲歩を引き出すことができる大きな交渉材料となっている。

第3節 中間選挙の年を迎えて「米国第一」が本格化

トランプ政権1年目の「米国第一」は曖昧模糊としていた。しかし、中間選挙の年を迎える2018年は、大統領選挙でトランプ支持者に訴えていた通商問題の実績づくりに注力するとみられている。

まず手始めに、2018年1月22日に、輸入量が急増している低価格帯の太陽光パネルや洗濯機などに追加関税を課すと発表した。新たな関税措置では、今後数年をかけて輸入洗濯機に段階的に最大50%の関税がかけられる。また関税割当制度も合わせて導入される。太陽光モジュールについても同様に最大30%まで段階的に関税が引き上げられる。国内メーカーの保護が目的である。

さらに、3月8日には、通商拡大法232条に基づき、鉄鋼に25%、アルミニウムに10%の輸入関税を課すことを発表した。ただし、カナダとメキシコは適用除外となる。大統領がこの措置を決めた理由は、鉄鋼とアルミの輸入によって国内産業が損なわれ、国家安全保障を脅かすほどの状況に至ったことを挙げている⁶。

WSJによればトランプ氏の側近は政権が今年1年をかけ、特に中国を対象に貿易政策の厳格化を進めるとした上で、今回の決定はその皮切りであると述べている。しかし、中国は、鉄鋼の過剰生産の整理統合が進み、内需刺激策もあって輸出ドライブが軽減されている⁷。2017年の米国の鉄鋼輸入の上位国であるカナダ、ブラジル、韓国で、米国の同盟国への影響が大きい。また、鉄鋼の関税引き上げは、自動車産業を始めとする機械産業のコストアップにつながり製品価格の上昇に転嫁されるという懸念が多く指摘されている。

北米自由貿易協定（NAFTA）再交渉も重大な局面を迎えている。米国はメキシコから米国への製造業の回帰を目指して、カナダとメキシコ両国に北米自由貿易協定（NAFTA）の見直しで譲歩を迫っている。NAFTA再交渉を巡って、特にカナダと米国の間で辛辣（しんらつ）な言葉の応酬を繰り返している⁸。カナダの首席交渉は、トランプ政権の「勝者総取り」のやり方が新たな合意形成を阻んでいると指摘し、「最大の問題は、極めて簡単な問題でも米国が柔軟性に欠けることだ。これはトランプ政権のトップによるところが大きい」と述べた。また、カナダは、NAFTAの柱の1つである「投資家・国家間の紛争解決（ISDS）」制度の見直しを求める米国の要求を拒否した。米国は、カナダ、メキシコと共にNAFTAを結成し、産業の分業体制を構築している。トランプ政権は、NAFTAの見直しでどのような分業構造に変えようとしているのか将来のビジョンが見えてこない。

世界貿易機関（WTO）の改革も争点になろう。トランプ政権は米国の利益に不利な裁定を下すことが多い上、国家を主体とする中国の貿易制度に対する取り締まりは手ぬるいとしている。「通商政策において米国の国家主権を優先すること」である。WTO の紛争解決パネルにおいて、米国に反する決定が下された場合でも、それによって自動的に米国の法律や慣行を変えることにはならないとして、WTO の決定より国内法が優先するとの立場を表明した。

米国の保護主義に対して、中国は応戦の構えを整えている。中国は米国による太陽光パネルへの関税導入に反発し、米国産ソルガムに対する調査を開始した。WSJによれば、「トランプ大統領の主要支持層である米農家に年間 10 億ドル相当の収入をもたらす輸出品だ。中国の通商専門家や米財界関係者は、中国によるさらなる報復措置も、同様にトランプ氏を支持する産業や地域が狙われる公算が大きい」とみている。他方で、米国からの輸入を減らすことは、中国にとってもリスクを伴う。豚肉価格の高騰につながり、インフレ高進を招きかねないからである⁹。

トランプ政権の一方的な保護主義は、貿易相手国ばかりでなく、米経済に対しても打撃となって跳ね返ってくる。

-
- 1 「トランプ氏の「米国第一」はこれまで口だけ」2018 年 1 月 23 日、同「トランプ氏の原点回帰、中間選挙に吉と出るのか」WSJ 2018 年 1 月 29 日
 - 2 「貿易赤字を理由にけんかを売るのは筋違い」WSJ 2017 年 3 月 16 日
 - 3 「2017 年通商政策の課題及び 2016 年次報告」（2017 年 3 月 1 日に公表）
 - 4 PETER NAVARRO 「貿易不均衡は経済成長を脅かし、国家安全保障も危機に陥れかねない」WSJ 2017 年 3 月 7 日
 - 5 「社説 米貿易赤字をどう考えるべきか、ナバロ氏の国際収支論は間違っている」WSJ 2017 年 3 月 13 日
 - 6 ウィルバー・ロス商務長官によれば「1998 年以降、数え切れない製鋼所やアルミ精錬所が閉鎖された。鉄鋼業界だけで 7 万 5,000 人以上の雇用が失われた。米国には現在、装甲車に使われる高度な合金を生産できる製鋼所が 1 カ所、防衛航空分野で必要とされる高品質アルミを製造するアルミ精錬所が 1 カ所、大型変圧器のようなインフラに必要な素材を作る製鋼所が 1 カ所あるのみだ。」（「鉄鋼関税に踏み切った理由＝米商務長官 不公正な貿易慣行、米国の安全保障と経済にダメージ」WSJ 2018 年 3 月 9 日）
 - 7 「米国際貿易委員会（ITC）によると、2008 年の中国製鉄鋼の輸入額は 27 億ドル（現在のレートで約 2,850 億円）だったが、9 年後の 17 年は 6 億 3,700 万ドルにとどまった。」（WSJ「トランプ氏の関税政策、しわ寄せは同盟国と消費者に」2018 年 3 月 3 日）
 - 8 「NAFTA 再交渉、カナダと米国の応酬激化 トランプ政権の「勝者総取り」が合意形成を阻む」WSJ 2018 年 2 月 14 日
 - 9 「米中貿易戦争に現実味、トランプ氏を阻止できず」WSJ 2018 年 3 月 3 日

第6章 米国の国家安全保障に関わる対内投資規制

国際貿易投資研究所（ITI）客員研究員

増田 耕太郎

要約

米国は諸外国からの対米投資を歓迎し公平に扱うとの基本的な原則にたち、例外的に外国からの直接投資を規制する。外国企業だけを対象にした規制は、「外国投資および国家安全保障法」（“Foreign Investment and National Security Act of 2007”、「FINSa」）による外国企業による米国企業の買収契約である。

FINSa では「国家安全保障」の範囲を広げ重要産業基盤（Critical Infrastructure）の概念を導入し、軍事上の機密の範囲だけではなくエネルギーや基幹技術などに広げている。重要産業基盤は米国にとって必要不可欠なシステムや資産が不能ないし破壊によって国家安全保障を損なう効果をもたらすものを指す。FINSa は国家安全保障を定義せず、国家安全保障の見地から対米投資の審査の際に「何を考慮するのか」の基準を規定する。

FINSa および審査機関の対米外国投資委員会（CFIUS）の審査状況を知るために、本稿では CFIUS の年次報告書と審査事例をとりあげている。後者は、中国企業に関わる米国企業の買収契約を中心に、1) 買収を認めない決定をした事例、2) CFIUS の承認が得られず買収を断念した事例、3) 重要産業基盤の概念が広がっている分野、4) 注目を集めている最近の審査案件等から選んでいる。

中国企業による米国企業の買収が問題となるのは、半導体や IT 関連分野などの最先端技術分野が目立ち近年急増していることである。中国が「安全保障」と「経済」の両面で米国の脅威になっていることが背景にあり、議会他から国家安全保障の観点から CFIUS を強化すべき等の主張が増えている。その一例が、超党派議員による「2017 年外国投資リスク審査現代化法（“Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2017”：FIRRMA）の提案（2017 年 11 月）と、法案審査の開始（2017 年 12 月）である。

一方、中国企業にとって、米国企業を買収することは中国企業が真のグローバル企業になるための不可欠な手段である。米国以外の企業買収でも買収先企業が持つ米国子会社には、米国の国家安全保障の観点からの審査を免れることはできない。

そうした状況下において、米国民に「歓迎を受けにくい」投資に集中するのではなく、「歓迎される投資」を増やしていくことができるのかが問われている。

第 1 節 米国の対内直接投資規制と国家安全保障

1. 米国の対内投資規制

米国は諸外国からの対米投資を歓迎し公平に扱うとの基本的な原則にたち、例外的に外国からの直接投資を規制する。対内投資規制は次の 3 通りである。ただし、外国企業だけを対象にした規制は③のみである

- ① 競争政策の視点から一定規模以上の企業買収を行う場合には競争当局（米国司法省と連邦取引委員会）への事前届出と承認が必要である。
- ② 商業航空、海運、発電、銀行、通信、放送、天然資源の採掘などの業種に対する投資規制がある。公共性が高く私企業の活動に政府が一定の規制を加えている分野である。それらの業種に該当する投資を行う場合には業種別に定める規制当局の届け出と承認が必要である。
- ③ 外国企業による米国企業の買収には安全保障の視点からの審査と承認が必要である（FINSa 法）

なお、近年では各国でオペレーションしている多国籍企業の買収が多いが、買収対象となった企業が外国籍であっても米国に子会社がある場合には、米国子会社が③の FINSa 法による審査対象になる。

また、③の規制で米国企業の買収契約の承認を得たものの中に、①（競争法）あるいは②（業法）の承認を得ることができない中国企業の買収例もある。

2. FINSa 法（「外国投資および国家安全保障法」：“Foreign Investment and National Security Act of 2007”）

外国企業だけを対象にした規制は「外国投資および国家安全保障法」（“Foreign Investment and National Security Act of 2007”、以下「FINSa」）に基づき、『エクソン・

フロリオ条項（Exon-Florio Amendment in 1988）』を改正したものである。

FINSA 法では「国家安全保障」の範囲を広げ重要産業基盤（Critical Infrastructure）の概念を導入し、軍事上の機密の範囲だけではなくエネルギーや基幹技術などに広げた。重要産業基盤は米国にとって必要不可欠なシステムや資産が不能ないし破壊によって国家安全保障を損なう効果をもたらすものを指す。FINSA は国家安全保障を定義せず、国家安全保障の見地から対米投資の審査の際に「何を考慮するのか」次の 11 の基準を規定している。

そのうち、①～⑥はエクソン・フロリオ条項の時代、⑦以降は FINSA 法（第 4 条）で導入した。

【FINSA の国家安全保障の判断基準】

- ① 買収対象の国内産業の国防上の重要性
- ② 国防に必要な人材・生産力・技術。資材等の供給やサービス確保における国内生産力
- ③ 国家安全保障の要請に応えるための国内産業や取引に対する外国が及ぼす支配力
- ④ 衛関係の物資・装備・技術が、テロ支援国家・ミサイル技術・生物化学兵器の拡散に与える潜在的な影響
- ⑤ 国家安全保障に関わる技術移転に与える潜在的な影響
- ⑥ エネルギー資産等の重要産業基盤に対する潜在的な影響
- ⑦ 米国の重要基幹技術に与える潜在的な影響
- ⑧ 買収により外国政府による支配をもたらす可能性
- ⑨ 外国投資家の国籍国における核拡散防止への取組、テロとの戦いにおける米国との協力関係
- ⑩ 買収によりエネルギー等の重要な資源調達の長期見通しへの影響
- ⑪ 大統領および CFIUS が重要と考える他の要素

審査を行うのは対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States : CFIUS）である。CFIUS は財務省内にあり委員長は財務長官である。委員は国家安全保障に関わる省庁が横断的に参加し構成する。国土安全保障省、商務省、国防総省、国務省、司法省、エネルギー省、通商代表部（USTR）、労働省、国家情報局、科学技術政策局（OSTP）の他に、オブザーバーとして 行政管理予算局（OMB）、大統領経済諮問委員会（CEA）、国家安全保障会議（NSC）、国家経済会議（NEC）、国土安全保障会議（HSC）が

加わる。

委員長は、個別の案件の審査について、単独又は複数の行政機関の長を主務官庁として指名する。そのうち、国家情報局長官の CFIUS における担当業務は、第 1 次審査における国家安全保障リスク分析、労働省長官の担当業務は軽減合意における規定と労働法との整合性チェックである。ともにいかなる政策的役割も認められておらず、議決権はない（経済産業省：『諸外国における資本移動規制の動向調査』）。

なお、現時点における CFIUS の審査は、①グリーンフィールド型投資は対象外である。②買収規模に関係なく、国家安全保障に影響を及ぼすと考えられる買収案件については少額であっても対象になる。③中国、ロシア、テロ等が多い中東諸国に限らず、すべての国が対象になる。

3. FINSA 法の手続きと適用状況

FINSA 法における CFIUS の審査プロセスは 3 段階に分かれる。

- a) 第 1 次審査（National Security Review）：
- b) 第 2 次審査（National Security Investigation）
- c) 第 3 次審査（President Review）

ただし、投資規制は事前審査ではなく事後審査であるため、契約当事者は買収契約が成立する前に事前に CFIUS に「通知」し、承認を得る方法を採用するのが慣例である。

（1）契約当事者が行う自主的な「通知」（Notice）

審査対象となる米国企業の買収は契約段階で当事者が自主的な「通知（Voluntary Notice）」をするのが慣例である。「通知」がなくても CFIUS の判断で審査対象にすることができる。

- ・ 「通知」をしていない契約案件が CFIUS の審査対象となった場合には、CFIUS が審査対象にした時点で契約当事者は「通知」を行うのが通常である。
- ・ 契約内容を変更した場合には、提出済の「通知」を取り下げ変更した契約内容に即した「通知」を提出し直すのが慣例である。
- ・ 「通知」の審査後に CFIUS が「これ以上の調査する必要がある」と判断した場合には、そのむね当事者企業に通告する義務（事前承認制度）がある。

- ・ CFIUS に「通知」を行って承認を得た場合には、買収当事者から提供した情報に誤りや欠如があった場合等を除き、再び CFIUS による審査対象になることはない。このため、CFIUS による審査で問題にされる可能性がある買収契約は、当事者は「通知」を行うことでリスクを回避することができる。White & Case 法律事務所によると、CFIUS が職権による審査開始をすることは 1 件もないとの回答を得ている（経済産業省：「諸外国の資本移動規制の動向調査」（H23.3）。CFIUS が「第 1 次審査」を行う際に当該企業に照会するので、その段階で当事者が「通知」している場合も含まれると推測している。
- ・ 買収の当事者は、「第 1 次審査」、または「第 2 次審査」の期間中にいつでも CFIUS の了解を得て「通知」を取り下げることができる。

再度、「通知」をした場合には、CFIUS による審査期間（日数）は数え直しになる。実際には、一度 CFIUS により懸念が示されて取り下げられた取引は、最終的には断念されることも多い。

（2）第 1 次審査（第 1 次審査（National Security Review））

第 1 次審査は、最長 30 日。個別の案件の審査については、CFIUS 委員長（財務長官）は単独又は複数の行政機関の長を主務官庁に指名し、審査する。

第 1 次審査を行う場合には、契約当事者に対し審査を行う旨の通報が CFIUS は行っている。あらかじめ契約当事者が「通知」をしていない場合には、審査に必要な書類を提出（「通知」）する。また、審査期間中に CFIUS から審査に必要な情報提供を求められることがある。審査の結果、国家安全保障上「問題なし」の判断がでると、「通知」をした契約当事者に通知がある。

（3）第 2 次審査（National Security Investigation）

第 2 次審査は、最長 45 日。その対象となる買収契約は、第 1 次審査段階で承認を得られず「国家安全保障」を損なう懸念があると判断した案件である。

第 2 次審査に進む要件は、①第 1 次審査で買収契約にともなう投資計画が承認をえられず、国家安全保障を損なう脅威があること。②外国政府による投資計画であること。③重要産業基盤に関わる投資計画であること、④主務官庁が第 2 次審査を推奨し、CFIUS が承認した案件であること、とされている。

審査期間中に CFIUS から審査に必要な情報提供を求められることがある。審査の結果、

国家安全保障上「問題なし」の判断がでると、「通知」をした契約当事者に通知があることも第1次審査の場合と同様である。

第1次審査段階で承認を得られず「国家安全保障」を損なう懸念と判断した案件なので、CFIUS と協議し「国家安全保障の脅威を軽減する」ために、契約当事者間で投資計画を修正することができる。CFIUS の承認を得るための契約内容の変更を『軽減合意』(Mitigation Agreement) という。

このため、契約当事者は「軽減合意」の成立を目指すことになる。ただし「軽減合意」が成立する余地が乏しい場合には買収を断念している。「軽減合意」が成立せず審査期間までに承認を得ることができない場合には、第3次審査に進むことになる。

事例から推測すると、審査開始から 100 日を超えても結論がでていない場合がありそうだ。おそらく、「軽減合意」にむけて協議が長引いているのか知れない。また、「軽減合意」を得ることが難しいと判断した場合の中には、第3次審査に移行せず買収を断念している事例もある。

なお、③項の重要産業基盤についての明確な定めは、FINSA 法にはない。

FINSA は「愛国者法：Patriot Act of 2001」、「国土安全保障法：Homeland Security Act of 2002」から「重要産業基盤」の文言を借用しているとの見方がある。大統領政策指令 (PPD-21：2013.2.12 発令) で、国土安全保障法により与えられた責務を遂行するための国土安全保障省長官の役割の一つに重要産業基盤の指定・変更を示し、重要産業基盤として 16 部門を指定している。そのため、CFIUS による審査基準における重要産業基盤に該当しているとの見方が成り立つ。

対象となる 16 部門は、①化学、②商業施設、③通信、④重要な製造業（一次金属産業、機械製造業、電気設備・電気器具・部品製造業、輸送機械製造業）、⑤ダム、⑥防衛基幹産業、⑦救急サービス、⑧エネルギー、⑨金融サービス、⑩食糧及び農業、⑪政府施設、ヘルスケア及び公衆衛生、⑬情報技術、⑭原子炉、核物質及び放射性廃棄物、⑮交通システム、⑯上下水道システム、である。

(4) 第3次審査 (President Review)

第3次審査は最長 15 日である。第3次審査（大統領による判断）で買収契約を認めないとなった場合には、買収契約を無効にするしかない。過去に 4 例あり、そのうち 1 件は大

統領判断に対する無効を訴えて訴訟となり最終的には和解した例がある（後述 事例-1-2 参照）。

（5）「軽減合意」（Mitigation Agreement）

「国家安全保障」に大きな影響を及ぼすと受け止められる事業の買収を外国企業が積極的に行うことは考えにくい。事例をみると、国防総省等が調達している製品を製造している部門等を買収対象から除外し「国家安全保障」に深く関わらない事業分野に絞り買収契約を結んでいる。

審査の段階で買収契約が認められない状況である場合、買収を断念するのではなく買収契約当事者には他の方法を選択する余地がある。第 1 は、契約内容を見直して変更した契約で「通知」し直して審査を受ける。第 2 は、契約内容を見直すために CFIUS と協議し国家安全保障への影響を軽減する方法である。後者の『CFIUS と協議し買収契約内容を見直し国家安全保障への影響を軽減する措置をとり入れる制度』を「軽減合意」（Mitigation Agreement）という。

「第 1 次審査」の段階を経て「第 2 次審査」の対象となる買収契約は、国家安全保障に影響が及ぶ可能性が高いと CFIUS が判断したものである。この見方にたつと「軽減合意」を米国政府機関と契約当事者の間で合意し契約を結ぶことが、買収を可能にする。

「軽減合意」の契約で買収が成立した事例として知られているのが、フランスの通信企業 Alcatel S.A.による Lucent Technology Inc.の買収である。FINSA 法の成立以前ではあるが、この買収は「軽減合意」の 1 タイプである「安全保障に関する取り決め」（“Special Security Arrangement”）を結んだことが承認を得た決め手となった（2006 年 12 月）。具体的には、①国防総省の通信システムを含む R&D 契約を結ぶ Lucent のベル研究所に対し Alcatel の関与を制限する。②米国政府の機密に関わる契約は新たに米国国内法に基づく子会社（LGS Innovations）を設立する、③エバーグリーン条項などが合意事項になっている。さらに、司法省、国家安全保障省、国防総省、商務省と結び、ベル研究所が米国の通信インフラに関連する事業のために「国家安全保障に関する取り決め」（“National Security Agreement”）を結んでいる（Kathleen C. Little 他：“National Security Review Of Foreign Direct Investments: The Central Role Of Mitigation Agreements”（International Government Contractor,2008.8）

中国企業の例では、連想集団（Lenovo）による IBM のパソコン・ビジネス部門の買収がある。CFIUS は連邦政府が顧客と認識できるものに対し、Lenovo がアクセスできないことを IBM に求めた。ノースカロライナ州の IBM 施設 2 棟（研究施設を含む）を中国人従業員等から物理的に隔離する、中国政府が IBM の記録へのアクセスを禁止するなどの措置である。

（6）FINSA 法成立後の CFIUS 審査対象の推移

米国の安全保障にかかわる米国企業の外国企業による買収案件は審査対象である。CFIUS の年次報告書をもとに対象件数をまとめたのが表 6-1 である。

- ・ FINSA 法成立後の 2008 年から 2015 年までの 9 年間に「通知」した買収契約件数は 1,063 件である。
- ・ 「通知」を取り下げたのは、第 1 次審査の段階で 51 件、第 2 次審査段階で 67 件の合計 118 件である。「通知」件数の 11.1%を占める。このことから、1 割を超える買収契約の承認を得られず断念している。ただし、「通知」をとりさげ、契約当事者が契約内容を変更し、あらためて「通知」をした契約があるかもしれない。
- ・ CFIUS と協議し「軽減合意」したものは 69 件である。第 2 次審査の件数が 339 件あるので、第 2 次審査期間中の取り下げた「通知件数」（67 件）が占める割合は約 19.8%と約 2 割である。「軽減合意」ができたものを加えると 40.1%となる。このため、第 1 次審査段階で承認を得られず第 2 次審査となった契約が無条件に承認となる可能性は 6 割にとどまっている。

表 6-1 FINSA 法成立後の CFIUS 審査対象件数の推移

審 査		FINSA成立（2007年以降）									合計 (2007-15)
		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	
	通知 (Notice)件数	138	155	65	93	111	114	97	147	143	1,063
	《業種別》										
	製造業	61	72	21	36	49	47	35	69	68	458
	金融・情報・サービス	(58)	42	22	35	38	36	32	38	42	285
I	第1次審査 (Review)										
	第1次審査期間中に 取り下げられた通知件数	10	18	5	6	1	2	3	3	3	51
II	第2次審査 (Investigation)件数	6	23	25	35	40	45	48	51	66	339
	第2次審査期間中に 取り下げられた通知件数	5	5	2	6	5	20	5	9	10	67
III	第3次審査 (Action of the President) 大統領判断による買収を認めない決定	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	軽減合意 (Mitigation Measures)に関する件数	14	2	5	9	0	8	11	9	11	69
	【参考】第1次審査および第2次審査期間中に取り 下げられた通知件数 (合計)	15	23	7	12	6	22	8	12	13	118

注：「金融・情報・サービス」の行にある（）書きの件数は「情報」分野のみの件数。 合計は（）書きの件数を加算した件数
出所：CFIUS Annual Report（各年版）

(7) FINSA 法成立後の CFIUS 審査対象（通知）件数（国別）

CFIUS の審査対象（通知件数）は中国企業に限らない。2009 年以降の合計件数は英国が最多である。次いで、カナダ、日本、フランス、オランダ、イスラエル、ドイツと続く。

中国企業による買収件数をみると 2010 年以前は 10 件を超えることはなかった。2012 年以降は連続して 20 件を超え、国別にみると最多である（表 6-2）。

表 6-2 主な国地域別「通知」件数の推移

	国名	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計	割合(%)
	合計	65	93	111	114	97	147	143	770	100.0
	カナダ	9	9	9	13	12	15	22	89	11.6
アジア	日本	4	7	7	9	18	10	12	67	8.7
	中国	4	6	10	23	21	24	29	117	15.2
	香港	1	1		2	1	6	2	13	1.7
	韓国			1	2	1	7	1	12	1.6
	台湾	1				1			2	0.3
	インド		1	1	4	1	2		9	1.2
	シンガポール		1	2	2	3	6	3	17	2.2
	オーストラリア	1	3	4	3		4	4	19	2.5
欧州	英国	17	26	25	17	7	21	19	132	17.1
	ドイツ	1	2	3	4	4	9	1	24	3.1
	フランス	7	6	14	8	7	6	8	56	7.3
	オランダ	5	2	7	6	1	8	5	34	4.4
	スイス		2	1	5	3	7	2	20	2.6
	ロシア				2	1	1		4	0.5
	イスラエル	5	7	6	4	1	5	3	31	4.0
湾岸産油国	カタール	1					1		2	0.3
	クウェート	2							2	0.3
	サウジアラビア					2	1	1	4	0.5
	アラブ首長国連邦	2	1			2	1	1	7	0.9
	ケイマン諸島					1	3	8	12	1.6

注：「割合（％）」は、2009年から2015年までの合計件数の国別割合を示す。

「網掛け」部分は、10件以上の通知件数があった国、割合（％）が10%を超えている国を示す。

第2節 事例からみた FINSA 法による CFIUS の審査

1. 大統領判断で買収を認めない決定をした事例

第3次審査（大統領判断）で買収を認めない決定をしたのは過去に4例ある（表 6-3）。いずれも中国企業に関わり、そのうちの1例はドイツ企業の買収契約に米国の子会社が含まれていたため審査対象になった。また、最近の2例はいずれも半導体企業である。

表 6-3 大統領判断で買収を認めない決定した買収契約

	買収しようとした企業	買収対象の企業	時期	大統領	
1	中国宇宙航空技術輸入輸出公司 (China National Aero Technology Import and Export Corp)	MAMCO Manufacturing, Inc	1990.02	BUSH	MAMCO Manufacturing, Incは航空機部品メーカー
2	Ralls Corp.	風力発電事業(4社)	2012.09	OBAMA	Ralls Corp. は中国の三一重工傘下の米国企業
3	福建芯片投資基金 (Fujian Grand Chip Investment Fund LP : FGC)	Aixtron, SE (ドイツ)	2016.12	OBAMA	中国の国有企業福建芯片投資基金 (Fujian Grand Chip Investment Fund LP) がドイツの子会社Grand Chip Investment GmbH (GCI) を通じてドイツ企業 のAixtronの買収を発表 (2016.5)
4	Canyon Bridge partners	Lattice Semiconductors	2017.09	TRUMP	Latticeはプログラム可能なファブレスの半導体メーカー

出所：議会報告、官報等を参考に作成

【事例 1-1】ドイツの半導体メーカー・アイクストロン (AIXTRON SE) の買収阻止 (2016 年 12 月)

2016 年 12 月 2 日、オバマ米大統領は米国の子会社 Aixtron Inc の買収を禁止する決定をした。ドイツの半導体製造装置メーカー・Aixtron SE の買収契約を結んだのは、中国の国有企業である福建芯片投資基金 (Fujian Grand Chip Investment Fund LP : FGC) で、ドイツの子会社・Grand Chip Investment GmbH (GCI) を通じての契約である (2016 年 5 月)。買収阻止の理由は、Aixtron の半導体技術に軍事利用が可能な技術が対象に含まれ、米国の安全保障の脅威になると判断したためである。買収拒否の判断は、①Aixtron は発光ダイオード (LED) 照明やレーザーなどに使う化合物半導体の製造技術を持つ。研究機能がある米国子会社がこの技術に重要な役割を果たしている。②取引先に軍需産業の Northrop Grumman 社がある。③財務省は「中国政府が資金調達で支援している」ことも指摘した。そのため、Aixtron の技術が軍事用途に使われる可能性があること、米子会社の買収は「軽減措置」を講じても解決できない安全保障上のリスクをもたらすと判断したとされる。なお、ドイツ政府は当初の買収容認の決定を覆し、米国政府の安全保障上の懸念を受け 10 月下旬に承認を撤回し、再審査に踏み切っていた。そうした状況から、FGC は CFIUS による承認を前提にした契約を破棄し、買収を断念した (2016 年 12 月 8 日)。

【事例 1-2】Lattice Semiconductors (「Lattice」) の Canyon Bridge Capitol Partners (「Canyon Bridge」) による買収阻止 (2017 年 9 月)

トランプ大統領は、Canyon Bridge Capitol Partners (「Canyon Bridge」) による Lattice Semiconductors (「Lattice」) の買収を認めない決定をした (Federal Register 2017/9/13 付)。大統領決定による米国企業の買収阻止は 4 件目。

Lattice は、「プログラム可能な半導体 (プログラマブル・ロジックデバイスなどの開発

を行うファブレス半導体メーカー。ソフトウェアの変更で用途を変えることができるので幅広い用途がある。

なお、Lattice の買収阻止に対し中国商務省の報道官の発言は次のとおり（2017.9.14 記者会見）。『慎重にあつかうべきセクターの投資には安全保障上の審査を実施することは国家の正当な権利である』としたうえで、『保護主義を推進するツールになってはならない』。『米国が中国企業による買収契約に対し。客観性をもち《通常の商業慣行》を公正の扱うよう望む』

【事例 1-3】中国系企業 Ralls Corp. によるオレゴン州の米海軍施設近くの風力発電企業 4 社の買収と所有を禁止（2012 年 9 月）

中国の三一重工の米国の子会社 Ralls Corp.による風力発電企業（4 社）の買収（2012 年 3 月）は、第 3 次審査で認めない決定の 2 例目となった（2012 年 9 月）。

買収目的は三一重工の子会社（三一電機）が製造する風力発電タービンで風力発電を行うものであった。買収拠点が海軍基地に隣接していることで、海軍が軍用機の訓練の邪魔になるとの懸念を表し設備を除去するよう求め最終的に大統領判断で買収契約の無効（禁止）になった。

この例は、大統領の買収禁止の決定に対し三一重工は連邦裁判所に不服申し立てて、最終的には和解し決着した（2015 年 11 月）。司法判断になったので「証拠」として多くの資料が公開されたので注目を集めた。

2. CFIUS の承認が得られず、買収を断念した契約案件

CFIUS の承認が得られずに、CFIUS の審査段階で通知を取下げ、買収を断念した例をみると中国企業に関わるものが多数を占める。軽減合意について CFIUS と協議したかどうかは明らかでない。おそらく、軽減合意による協議をしたものの条件が折り合わなかったか、軽減合意の余地を探っても CFIUS の承認が得られる可能性は乏しいと判断し買収契約を破棄したものと推察している

CFIUS の承認が得られずに買収を断念した例は、米国企業そのものの買収とは限らない。中国企業による買収以外にも、CFIUS の承認が得られずに買収契約を破棄した例もある。例えば、事例 1-1 で紹介した Aixtron の米国子会社の買収阻止の決定後、親会社のドイツ企業・Aixtron の買収を断念している（表 6-4）。

【事例 2-1】ドイツ企業による米国半導体企業・Wolf speed の買収断念

中国企業ばかりではなく、NATO 加盟国であるドイツ企業による米国企業の買収が国家安全保障に支障懸念が払しょくできずに断念した事例に、Wolf speed の買収契約がある。ドイツの Infineon Technologies は、米国の Cree からパワー&RF 事業部として分社化した Wolf speed を 8.5 億ドルで買収する契約を CFIUS の承認が得ることが難しいと判断し、買収契約を破棄し破談になった（2017 年 2 月）。CFIUS は買収契約が成り立つための軽減合意（Mitigation Agreement）の方向性を示さずに、『国家安全保障に関わる』と通告したと伝えられている。

表 6-4 CFIUS の承認得られないことを理由に買収契約を破棄し断念した例

買収元	買収先	時期	分野	概要
福建芯片投資基金 (Fujian Grand Chip Investment : FGC) (中国)	AIXTRON (ドイツ)	2016.12	半導体製造装置	米国政府は国家安全保障の観点から、AIXTRONの米国子会社の買収を認めない大統領決定をした(2016.12) ・その決定をうけ、買収を断念
騰訊控股 (テンセント) 北京四維図新科技 (NavInfo) GIC (中国)	HERE Technologies	2017.09	地図情報	HEREはノキアの地図情報部門をドイツのBMW、AUDI Dymler が共同で買収した欧州の大手地図情報企業 ・NavInfo は中国の大手地図情報企業 ・HEREはCFIUSの承認が得られる見通しがないことを理由に契約破棄
Go Scale Capitol (VS GSR Ventures)	Lumileds 事業 (Phillips) (オランダ)	2016.01	照明部品・自動車用照明事業	Philippsの照明部品・自動車用照明事業を中国のGo Scale Capitolに譲渡する契約をCFIUSの承認を得られず (理由) 売却対象のLumileds事業がLEDに関する特許を多数保有すること、米国のシリコンバレー (San Jose) にR&D拠点をもちこと
Infoneon Technologies (ドイツ)	Wolf speed (米国)	2017.02	半導体	・Wolf speedから『国家安全保障に関わる』の通告をうけ、CFIUと協議したものの買収を断念

出所：各社の公表資料、報道をもとに作成

3. CFIUS の承認が得られた買収案件

重要産業基盤の概念が広がっている例に「農業・食糧」分野、「県境」分野がある。

そのうち、農業・食糧」分では、野国土安全保障省が国家の重要産業基盤であるとの報告書をまとめ（2007 年 5 月）、食糧の供給がテロや災害により途絶える場合やテロなどの外的要因で食糧が汚染される場合を想定し、一般市民だけでなく米軍の活動に関わる重要な問題と指摘している。ただし、次の中国企業による買収案件の 2 件は、CFIUS の承認を得ている。

【事例 3-1】食肉大手・Smithfield Foods の買収

中国の双匯国際控股公司（Shuanghui International Holdings Ltd.）は、食肉企業のスミスフィールド・フーズ（Smithfield Foods Inc）を買収した（2013 年 9 月）。買収額は 71 億ドル。Smithfield は、世界有数の豚肉生産加工企業で米国民（消費者）にとって身近な企業である。

CFIUS に通知され審査の結果買収が認められている。この買収については、農業・食糧分野が重要産業基盤に扱われた。「市場集中」、「外国人による農地保有を禁ずる州法」上の問題、「遺伝子研究に関する知的財産権の保護」に関する懸念等から、米国議会及び一般からの強い関心を集め、多くの反対論があり。連邦議会による公聴会開催や CFIUS による審査となったが、「食料」と安全保障との関係が問題だった。国防に直接関係しない「農業・食品」分野が CFIUS の規制対象として審査となったことから、CFIUS に事前に「通知」を行うことが増えているとの見方もある。

【事例 3-2】世界最大の農薬メーカー・Syngenta AG（スイス）の買収

中国化工集团公司（China National Chemical Corp）はスイスの農薬・種苗メーカーのシンジェンタ（Syngenta AG）社を買収すると発表した。買収額は約 430 億ドル（2016 年 2 月）。買収手続きが完了したのは 2017 年 6 月である。

Syngenta 社は「資産査定」の段階で国家安全保障をめぐる明白な懸念は特定されない」としたが、自主的に CFIUS に届出をした。同社の米国におけるシェアは農薬・殺虫剤が 21-23%、種子が 10-12%を占め、審査では米国における食料安全保障に関わる案件かどうかの問題になった。

CFIUS は、『米国の農業に対する長期的な安全保障は、ハイテクやサイバー安全保障に関連する米国の資産を外国企業が保有する脅威に比べると問題にするほどではない』と考え軽減合意なしに買収を承認している（2016.8）。

米国の反トラスト法の観点から審査をしている連邦取引委員会（FTC）による承認には、米国内での 3 つの農薬事業を売却することを条件がついている。また、EU 競争法（独占禁止法）による調査の結果、承認を受けたのは FTC 承認と同日付けである（2017.4.4）

4. 最近の買収契約案件にみる CFIUS の判断

トランプ政権下で CFIUS による審査中の買収契約の中で、注目されている案件に次のものがある。

- a) 送金サービスの MoneyGram International の買収（結果は阻止）
- b) 半導体検査・試験装置メーカーの Xcerra の買収（審査継続中：2018.1 末時点）
- c) ロシア国営石油会社（ロスネフチ）によるベネズエラ国営石油会社（PDVSA）の米国子会社（CITGO Petroleum）の買収（阻止の動き）
- d) 経営破綻した Westinghouse の買収（結果は阻止）
- e) バナジウム、プラチナを米国内で唯一生産している StillWater Mining Company の買収（結果は承認）

そのうち、中国企業が買収契約を結んだ MoneyGram International、Xcerra の 2 例を紹介する。

【事例 4-1】MoneyGram（マネーグラム）金融インフラ関連企業の買収（断念）

Ant Financial（蚂蚁金融服务集团、以下『Ant』）は、米送金サービスのマネーグラム・インターナショナル（MoneyGram International）を約 8.8 億ドルで買収すると発表した（2017.01）。この契約は、CFIUS の承認を得られないことを理由に Ant は断念したと発表した（2018 年 1 月）。

Ant は、阿里巴巴（Alibaba）集団傘下の企業で China Investment Corp（CIC）、CCB Trust、China Life、China Post Group、China Development Bank Capital Primavera Capital Group など中国の国有企業をふくむ大手企業が出資している。

MoneyGram の買収には、電子決済・電子取引処理ソリューションを手掛ける Euronet Worldwide が買収に名乗り上げ好条件（買収額 9.4 億ドル）を提示したので、Ant は買収額を 4 月に引き上げていた。

Ant が提供する電子決済サービス・支付宝（AliPay）のビジネス拡大を図り世界進出するには MoneyGram 買収は欠かせない。中国では大手であるが米国市場を得るには欠かせない。MoneyGram は銀行・モバイル口座 24 億件の巨大ネットワーク、35 万の実店舗を持っているので、Ant の 6.3 億人の顧客を結びつけ一気に国際事業の拡大を図るのが狙いである。

CFIUS が買収契約を認めない理由は明らかではない。Ant が CFIUS の承認を得られそうもないと判断し買収契約を破棄せざるを得ない理由も明らかではない。CFIUS が重要視したのは MoneyGram が持つ『個人情報』の流出懸念とみられている。米国では中国企業の「個人情報保護」に対する信頼性が低く、

なお、買収発表後、多くの議員が買収反対の意見を表明していた。『中国政府が支援し戦略的・組織的に米国の金融機関の投資は、米国経済の大きなリスク』と指摘する議員もいた（対中強硬派の Robert ビッテンガー下院議員 NC 州選出）。米国の移民が本国の家族宛ての送金に MoneyGram は利用されており、同社の取引の約 10%をメキシコで占める。多くの営業拠点の近くに米軍基地があり米軍関係者が利用している可能性があり『送金サービスを利用する軍人やその家族に対するデータを《悪意ある者が取得できる可能性がある》』とケビン・ヨルダー議員 (R)、エディー・バーニス・ジョンソン議員 (D) が指摘している。過去の事例をみると、米軍基地に隣接した施設がある場合には CFIUS は認めない判断をしていた。

【事例 4-2】Xcerra 半導体試験・検査装置企業の買収契約（審査長期化）

Unic Capital Management Co., Ltd. (SINO IC Capital Co. Ltd.の子会社) と China Integrated Circuit Industry Investment Fund Co., Ltd.は、半導体試験・検査装置メーカーの Xcerra Cooperation を買収すると発表した (2017.04.10、買収額 5.8 億ドル)。

Xcerra の事業は、半導体テストソリューションと電子製造ソリューションである。産業・医療・自動車・消費者のエンドマーケットに製品やサービスを展開する。また、半導体企業向けの自動テスト機器、集積回路のテストに使うテストハンドラの設計・製造・販売を行っている。半導体の設計や製造は行っていない。

Xcerra の買収には、独禁法 (Antitrust) や国家安全保障に関わるので、後者は CFIUS の審査対象になる。なお、買収発表後 150 日以上経過した 10 ヶ月すぎた 2018 年 1 月末時点では承認が得られていない。買収元の中国企業が断念したとの公表はない。

Xcerra は CFIUS の承認をえるために再提出との報道があり (2017.12.22 Reuter)、CFIUS の承認を得るための審査が継続している状況にある。

(5) 中国当局の承認が得られず買収契約が取り消された例

CFIUS の審査とは関係なく、中国企業の対外直接投資は中国当局の承認が必要になる。調査会社・Dealogic は、『2017 年の第 1 四半期に却下された中国企業の対外投資案件だけでも 27 件もあり、契約総額は 160 億ドルに達している』と伝えている。

中国政府の承認が得られない例（表 6-5）は、国家安全保障の観点からの指摘があり話題になった契約である。

表 6-5 買収契約が、中国の規制当局の承認を得られなかった例

中国企業	買収対象となった米国企業	時期	捕捉説明
楽視網信息技术グループ (LeEco)	ビジオ (Vizio)	2016.07	LeEcoは中国のインターネット動画配信の大手企業 ビジオ (Vizio) は米国の大手テレビメーカー ・当初の買収予定額 約20億ドル
大連万達集団	ディック・クラーク・プロダクションズ	2016.11	ディック・クラーク・プロダクションズは米国のテレビ制作企業の大手で、「ゴールデン・グローブ賞」等の権利を保有している ・当初の買収予定額 (約10億ドル)
安邦保険集団	スターウッドホテル&リゾート	2016.03	スターウッドホテル&リゾートは米国の大手ホテルチェーン ・当初買収予定額 140億ドル

出所：各種報道をもとに作成

なお、バイオテクノロジーやロボティクス、半導体など戦略的に重要な分野の買収は引き続き承認を得られる見込みである。

また、中国化工集団によるシンジェンタの買収の承認から、『世界的に競争力を持つ企業を育てる』という中国の目的にかなう投資はストップをかけられる可能性が小さいとの推論が成り立つ。

第 3 節 CFIUS 権限強化

1. 相次ぐ米国企業の買収に対する警戒感と CFIUS の権限強化の動き

中国企業による米国企業（第 3 国企業の米国子会社を含む）の買収に対し、トランプ政権だけでなく米国議会の指導者等からも CFIUS の権限を強化すべきとも主張が相次いでいる。

最も注目されるのが「**2017 年外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA)**」である。超党派の議員の共同提案で上下院に提出し、公聴会開催の開催で議会での審議が始まっている。トランプ政権は「安全保障戦略」(2017.12.18 発表)で、『CFIUS の権限強化に議会と協力して取り組む』としている。

こうした超党派議員による提案と政権が支持していることをふまえ、「実際の法律として成立する可能性は高い」と White & Case 法律事務所の見方をあげている (JETRO 通商弘報 : 2018.1.5 付)。

2017 年外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA) の状況を要約する。

1) 2017 年 11 月 8 日 CFIUS の権限強化を図る FIRRMA 法を、超党派での議員による提案により議会に提出

名 称 : “Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2017” (FIRMM)
(S.2098、H.R.4311)

提 出 者 : ジョン・コーニー (上院多数党院内幹事 : 共和党) 他 10 名
ロバート・ヒッテンガー (下院共和党) 他 19 名

主な特徴 :

- ・ 審査対象範囲の拡大 (追加・明文化)

例 : 米国の重要なテクノロジー企業、インフラ関連企業に対する非「受動的」投資
～「基幹技術 (Critical Technologies)」の定義を広げ、将来的の米国の技術優位をかたちづくる「新技術 (Emerging Technologies) を含める
外国企業が取引する不動産が軍事基地、機密施設に近接する場合

- ・ Declaration (届出) 制度の導入 CFIUS の審査に必要な「通知」(Notice) に代わる「Declaration (「届出)」制度を導入する。
- ・ CFIUS の審査期間を変更 (延長) する

2) 2017 年 12 月 14 日 FIRRMA 法の公聴会開催

下院・「金融サービス委員会」の「金融政策・貿易小委員会」での公聴会開催し、FIRRMA 法案に対する初の議会審議を行った。

「中国のような潜在敵国は、CFIUS の審査プロセスの隙間を利用して米国企業を買収または投資することで、軍事分野におけるわれわれの技術的優位を低下させてきた」と法

案の必要性を説明（コーニン上院議員）

3) 行政府の発言

スティーブ・ムニューシン財務長官（CFIUS 委員長）、ジェフ・セッションズ司法長官（CFIUS メンバー）は、FIRRMA に対する支持を表明

まとめにかえて

1. 国家安全保障に配慮した投資規制の強化は避けられない

米国における国家安全保障に対する外国企業の買収に対する懸念は、さらに高まることは必至である。米国だけでなく、EU も米国と同様に、国家安全保障に関わる企業買収に対する規制制度とそのための審査機関を設けようとする動きが強まっている。

CFIUS の国家安全保障に対する審査には、『OECD 加盟国と中国・ロシア、中東諸国等とは別の判断基準がある』との見方があった。中国企業によるドイツ等の EU 諸国企業の買収契約が相次ぐなかで、そうした判断基準も中国企業の買収攻勢のなかで適切であるかどうか疑わしい。最近では、ドイツなどの欧州企業を買収契約に米国の子会社があり、米国子会社の買収が CFIUS の承認を得られず買収を断念している例が増えている。

こうした背景にあるのは、最先端技術を獲得し軍事面と経済面の双方で『強国』となる中国への警戒感である。80 年代と大きく異なるのは、中国が『軍事』面と『経済』面の両方で米国に対抗する存在であることによる。エクソン・フロリオ条項が定めた時代は、『軍事』ではソ連（当時）、『経済』では西ドイツ（当時）や日本と分かれていた。

また、中国は、米国にとって最大の輸入国であり貿易収支の最大の支払超過国（赤字国）だけでなく、米国の最先端技術を持つ買い漁りで『技術大国』を目指し、経済・軍事両面で優位となることを目標に掲げている。

そうしたことが、米国の警戒感を超えた一種の《恐怖感》をもたらしている。国家安全保障を脅かしかねないとの主張が、従来よりも支持を集めることは確実である。

一方、中国企業にとって M&A 型投資は中国企業の海外直接投資の主要な手段である。この傾向は変わらず、米国企業をターゲットにした M&A 型投資が大きく落ち込むことは考えにくい。企業の長期的成長に結びつく戦略的投資は、中国企業の構造改革に役立つし、

M&A 型投資が中国の対外投資をけん引していくことに変わりがない。

また、今後の米国のインフラ関連投資規模は 8 兆ドルにのぼると期待され、海外から～特に中国からの投資を受け入れ、それによる雇用拡大の期待は大きい。そうした状況下では、中国企業による企業買収の機会が増えることが見込まれている。

2. 「歓迎される」投資・経営行動ができるかが課題

中国企業による巨額な投資資金で米国企業を買い漁る行動は、80 年代の日本の対米投資と比較されることがある。当時の日本企業はゴルフ場等の不動産を買い漁り、厳しい米国世論に晒された。一方、自動車&同部品の生産工場進出は雇用増やし地域の発展に寄与してきた。在米日系企業（MOFA）の雇用者数は 83.9 万人。総資産額は 1 兆 7,830 億ドルと大きい（2014 年；UBO ベース）。

日本企業等の経験を参考にすると、中国企業の対米投資が企業買収に集中するのではなく、グリーンフィールド型投資を拡大できるのが問われている。技術獲得のための企業買収に過度に依存せず、R&D 環境に優れた米国での研究開発投資を増やすことができるのか。インフラ投資需要が大きいから、対米輸出に偏らずに米国の生産拠点の進出に重点を置く企業行動に変えられるのかが問われている。中国企業に求められているのは、米国民から「歓迎を受けにくい」投資ではない。「歓迎される」投資・経営行動である。

参考資料等

- ・ 『CFIUS 年次報告書』（米国財務省：各年版）
<https://www.treasury.gov/resource-center/international/foreign-investment/Pages/cfius-reports.aspx>
- ・ “The Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS)”
(Congressional Research Service：2018.1.16)
- ・ 「中国企業の対米直接投資の急増と米国の国家安全保障 米国民に歓迎される投資を増やせるのか」『季刊 国際貿易と投資』108 号、2017 年

第7章 米韓 FTA 発効後の米韓貿易と韓国企業の米国進出の現状

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 主査

国際貿易投資研究所（ITI）客員研究員

百本 和弘

要約

- ・ 2012 年の米韓 FTA 発効後、韓国の対米輸出が増加した一方、対米輸入が伸び悩んだ結果、対米貿易黒字が大幅に増加した。
- ・ 対米輸出が特に増加したのが自動車関連（完成車、自動車部品）である。これは事前の予想のとおりである。ただし、完成車の対米輸出を伸ばしたのは現代・起亜自動車よりも外資系自動車メーカーである。
- ・ トランプ政権は対韓貿易赤字拡大を理由に、韓国に対して米韓 FTA の見直しを強力に迫った。韓国政府最終的には米国の要求を受け入れ、2018 年 1 月に改定交渉が始まった。
- ・ 米韓 FTA 見直し以外にもサムスン電子、LG 電子の大型洗濯機の緊急輸入制限問題など、両国間に通商問題が存在している。
- ・ 韓国企業はトランプ政権の保護主義政策を警戒している。サムスン電子、LG 電子はトランプ政権発足後に米国洗濯機工場建設計画を発表、さらに、稼働時期を前倒しした。ただし、現状ではこうした動きが韓国企業全体に幅広く広がっているわけではない。
- ・ 実際、韓国の対米直接投資統計をみると、足元では米国市場進出、技術導入を目的とした直接投資が多い。
- ・ 主要な対米進出事例をみても、製造業の場合には、グリーンフィールド投資では米国市場の獲得を狙った投資が、M&A では米国企業の技術獲得を狙った事例が目につく。他方、非製造業では、投資収益獲得狙いの不動産・ホテル投資や、米国国内の販売ネットワーク確保狙いの事例が多い。

はじめに

米韓 FTA¹ は発効してから 5 年間以上が経過した。米韓 FTA 発効後、米国の対韓貿易赤字が大幅に拡大したことを受け、トランプ政権は米韓 FTA の見直しを強く要求した²。韓

国はそれを受け入れ、米韓 FTA 改定交渉が開始した。また、韓国企業の一部には、トランプ政権の保護主義的な政策に対応すべく、米国の生産拠点を拡大する動きが出てきた。

本稿は、韓国側の視点を軸に、第一に、米韓 FTA 発効後の変化と改定交渉開始までの動向、第二に、韓国企業の対米進出の推移と最近の動向の 2 点を概観することを目的としている。

なお、本稿で使用する統計データは執筆時の 2018 年 1 月中旬時点のものに依拠している。また、本稿執筆にあたっては、筆者が以前、執筆した内容（百本和弘 [2017]）を活用していることを付記する。

第 1 節 米韓 FTA 発効後の貿易動向

1. FTA 発効前に想定された FTA 効果・影響

米韓 FTA 締結交渉は 2006 年 2 月に開始が発表された。8 回の交渉を経て、2007 年 4 月に交渉妥結を宣言、同年 6 月に署名された。それまで順調に推移した米韓 FTA は、その後、自動車などを巡る米国の要請により追加交渉が行われ、ようやく 2011 年 2 月に補足合意文書が署名された。米韓 FTA が両国国会での批准を経て発効したのは 2012 年 3 月 15 日で、交渉妥結から発効まで 5 年近くを要した。

米韓 FTA は物品貿易の自由化水準が高く、また、投資・サービス・政府調達・知的財産権・競争政策・環境・労働など広範囲な分野をカバーしている完成度の高い FTA である。例えば、物品貿易の譲許状況を見ると、10 年以内に関税撤廃を行う品目数が全品目数に占める割合は、韓国が 98.3%、米国が 99.2%と、非常に高い水準になっている。争点の 1 つだった乗用車について、米国側は関税率 2.5%を発効後 4 年間維持した後、5 年後に撤廃、韓国側は関税率 8%を発効と同時に 4%に引下げて 4 年間維持した後、5 年後に撤廃となった。農業分野では韓国側はコメを譲許除外にした一方、それ以外は何らかの市場開放を行った。争点の牛肉については、韓国は輸入関税率（40%）を毎年均等に引き下げ、発効 15 年目に撤廃することになった（政府関係部署共同[2012]）。（追加交渉結果を反映した米韓 FTA の詳細に関する日本語文献としては、例えば、高安雄一 [2012] を参照のこと。）

米韓 FTA の効果・影響について、FTA 発効前の 2011 年 8 月に韓国政府系シンクタンク 10 機関³ が共同で分析、発表した結果によると、次のとおりであった（対外経済政策研究

院ほか〔2011〕）（表 7-1）。製造業分野では発効後 15 年間の年平均で輸出が 12 億 8,500 万ドル、輸入が 7 億 1,100 万ドル、それぞれ増加すると予想した。品目別には自動車（自動車部品を含む）の輸出増が全体の 6 割弱を占め、他を圧倒すると予想した。電気・電子は韓国企業の北米生産がかなり進んでいるため、輸出増加効果は限定的と分析した。

**表 7-1 韓米 FTA による対米輸出入増減額推計
（製造業分野、発行後 15 年間の年平均）**

単位：100万ドル

	輸出	輸入	貿易収支
自動車	722	97	625
電気・電子	161	145	16
繊維	105	24	81
一般機械	58	89	△ 31
化学	46	135	△ 89
鉄鋼	7	2	5
その他	186	219	△ 33
製造業合計	1,285	711	574

資料：対外経済政策研究院ほか〔2011〕

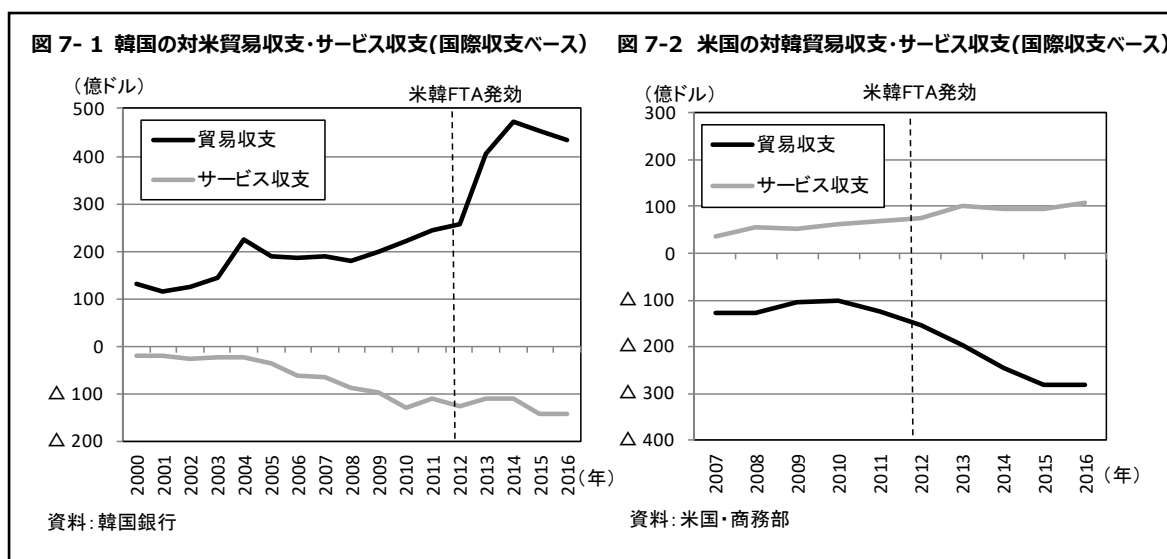
他方、米国からの農産品輸入増により、韓国の農業生産額は米韓 FTA 発効後 15 年間の年平均で 8,150 億ウォン減少、このうち 6 割の 4,866 億ウォンが畜産部門に集中、特に、牛肉生産が最も影響を受けるものと予想された。さらに、サービス産業については、①放送サービスについては発効後 15 年間の年

平均で、スクリーンクォーター（外国映画の上映枠）等の縮小で映画・アニメ産業の所得が 51.9 億ウォン減少する一方、プログラム供給事業者（PP）への外資 100%保有許容により所得が 90 億ウォン増加する、②知的財産権は出版・音楽・キャラクター著作物の保護期間の 50 年から 70 年への延長により発効後 20 年間の年平均で 89.4 億ウォン支払額が増加する、③通信サービスは外国人の基幹通信事業者（KT、SK テレコムを除く）持分 100%許容により発効後 15 年間の年平均で生産が 710 億ウォン増加する、④金融サービスは一部市場が開放されるものの、米韓 FTA の直接的な影響は大きくない、⑤法務サービスは段階的開放により良質の国際取引関連の諮問サービスが享受でき、国内ローファームが世界的なネットワークに統合される効果が期待できる、とした。

2. 米韓 FTA 発効後に拡大した韓国の対米貿易黒字

それでは、米韓 FTA 発効後の貿易・サービス収支（国際収支ベース）はどのように変化したのであろうか。韓国銀行によると、韓国の対米貿易黒字額は米韓 FTA 発効までは緩やかな増加にとどまっていたが、FTA 発効後の 2013～14 年に大幅に増加した（2015～16 年は小幅に減少）（図 7-1）。一方、韓国の対米サービス収支赤字は 2000 年代半ばから 2010 年まで増加したが、FTA 発効後、赤字規模はあまり変わらなかった（ただし、2015 年以降、増加）。米国・商務省の統計でも、対韓貿易赤字は米韓 FTA 発効後、2015 年にかけて大幅

に増加した半面、対韓サービス収支の黒字幅拡大は限定的であった（図 7-2）。



3. 米韓 FTA 発効と米韓貿易

(1) 韓国の対米輸出入概観

ついで、両国間の貿易関係の詳細について韓国の通関統計を基にみてみよう（図 7-3）。

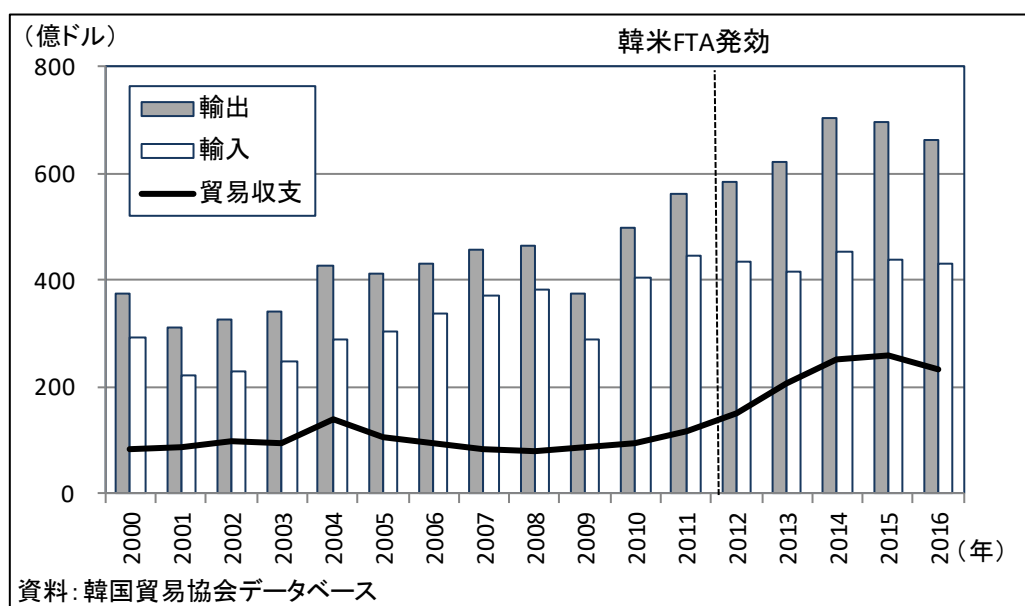
韓国の対米輸出は増加基調が続き、2014 年に 703 億ドルを記録した。その後、2015～、16 年は減少、2017 年は執筆時で直近の 1～11 月合計で前年同期比 4.3%増となっている。米国は韓国にとってかつては最大の輸出先で、韓国の輸出全体に占める対米輸出の割合はピーク時の 1986 年に 40.0%にも達したが、その後は徐々に低下し、2003 年に対中輸出に抜かれた。それ以降、米国は第 2 位の輸出先になっており、2016 年の韓国の輸出全体に占める対米輸出の割合は 13.4%であった。他方、韓国の対米輸入も増加基調が続き、2014 年に 453 億ドルとピークを記録した。ただし、その間の対米輸入の増加速度は対米輸出に比べ緩やかで、例えば、2000～14 年の年平均増加率をみると、対米輸出が 4.6%であったのに対し、対米輸入は 3.2%にとどまった。その後、対米輸入は 2015～16 年は 2 年連続で減少、2017 年 1～11 月合計で前年同期比 18.8%増を記録している。

対米貿易収支は 1982～90 年は毎年黒字、1991～97 年は赤字の年が多かったが、1998 年以降は毎年黒字が続いている。黒字額は米韓 FTA 発効前までは 80～140 億ドル台の範囲で推移してきたが、2012 年に初めて 150 億ドルを突破、2015 年には 258 億ドルと過去最高

を記録した（2016 年は 232 億ドルに反転し、2017 年も通年で減少したものと思われる）。

なお、米国・商務省統計によると、2016 年の対韓貿易赤字は 277 億ドルで、米国にとって韓国は中国、日本、ドイツ、メキシコ、アイルランド、ベトナム、イタリアに次ぐ 8 番目の貿易赤字国になっている。

図 7-3 韓国の対米輸出入の推移（通関ベース）



ついで、対米輸出を品目（韓国独自の品目区分である MTI3 桁ベース、以下同様）別にみると、1990 年は衣類、家具、半導体、コンピュータ、自動車の順で多く、労働集約型産業の品目と資本集約型・技術集約型産業の品目が混在していた。しかし、韓国の賃金上昇、製造業の高度化の結果、たとえば、衣類の順位は徐々に低下し（2016 年は 33 位）、現在では資本集約型・技術集約型産業の品目が対米輸出品目の上位を占めている（表 7-2）。特に、自動車関連の輸出が顕著で、自動車と自動車部品を合わせると、対米輸出全体の 1/3 以上を占めている。

他方、対米輸入を品目別にみると、1990 年も 2016 年もトップは航空機・部品、2 位は半導体で、変化がない。3 位以下は変化が見られるが、製品に組み込む部材や装置の輸入が多いという基本的構造は不変である。たとえば、1990 年に 3 位だった皮革は 2016 年には 37 位になり、2016 年に 3 位の半導体製造装置は 1990 年には 74 位だった。このように、韓国の製造業が高度化するに従って、米国から輸入する部材や装置の顔ぶれが変わっている。また、一次産品では、従来から穀物類の輸入が多く、さらに、市場開放を受けて肉類の順位が

上昇している。

2016年の貿易黒字額の多い品目は、自動車、無線通信機器（携帯電話など）、自動車部品などである（表7-3）。特に、自動車・自動車部品といった自動車関連の貿易黒字だけで対米貿易黒字（232億ドル）の88.4%に相当する規模となっており、対米貿易黒字は主に自動車輸出に起因しているといえる。他方、対米貿易赤字が大きい品目は、航空機・部品、半導体製造装置、肉類の順となっている。

表7-2 韓国の主要品目別対米輸出入（2016年、MTI3 桁ベース）

単位：100万ドル、%

順位	輸出			輸入		
	品目名	金額	シェア	品目名	金額	シェア
1	自動車	16,018	24.1	航空機・部品	3,805	8.8
2	無線通信機器	7,496	11.3	半導体	3,668	8.5
3	自動車部品	6,751	10.2	半導体製造装置	2,730	6.3
4	半導体	3,352	5.0	自動車	1,739	4.0
5	石油製品	2,401	3.6	肉類	1,466	3.4
6	ゴム製品	1,668	2.5	穀物類	1,430	3.3
7	コンピュータ	1,638	2.5	計測制御分析器	1,395	3.2
8	鉄鋼板	1,380	2.1	植物性物質	1,380	3.2
9	原動機・ポンプ	1,287	1.9	農薬・医薬品	1,238	2.9
10	冷蔵庫	1,103	1.7	LPガス	1,220	2.8
	小計	43,093	64.8	小計	20,070	46.4
	合計	66,462	100.0	合計	43,216	100.0

資料：韓国貿易協会データベース

表7-3 韓国の主要品目別対米貿易収支（2016年、MTI3 桁ベース）

単位：100万ドル

順位	黒字額が大きい品目				赤字額が大きい品目			
	品目名	対米輸出	対米輸入	貿易収支	品目名	対米輸出	対米輸入	貿易収支
1	自動車	16,018	1,739	14,279	航空機・部品	1,017	3,805	△ 2,788
2	無線通信機器	7,496	616	6,880	半導体製造装置	585	2,730	△ 2,145
3	自動車部品	6,751	469	6,281	肉類	4	1,466	△ 1,462
4	石油製品	2,401	212	2,189	穀物類	41	1,430	△ 1,389
5	ゴム製品	1,668	133	1,534	植物性物質	12	1,380	△ 1,367
6	鉄鋼板	1,380	65	1,315	LPガス	16	1,220	△ 1,205
7	コンピュータ	1,638	412	1,227	農薬・医薬品	95	1,238	△ 1,143
8	冷蔵庫	1,103	2	1,100	計測制御分析器	413	1,395	△ 982
9	鉄鋼管・鋼線	990	44	946	畜産加工品	42	915	△ 872
10	建設鉱山機械	791	92	700	その他精密化学製品	73	909	836

資料：韓国貿易協会データベース

(2) 米韓 FTA 発効後の韓国の対米自動車輸出増

米韓 FTA 発効後 5 年間ににおける品目別輸出入の変化をみるべく、発効直前の 2011 年と 2016 年の 5 年間で輸出入が増加した品目を増加額の多い順に並べると、表 7-4 のとおりである。

輸出が最も増加したのは自動車、次いで自動車部品の順となり、FTA 発効前の推計どおり、自動車関連の輸出増が突出した結果になった。一方、輸入が最も増加した品目も自動車で、それ以外では、LP ガス、航空機・部品、農薬・医薬品、畜産加工品など、米国が比較優位を有する品目の輸入増が目立った。

表 7-4 2011 年から 2016 年にかけて対米輸出入が増加した品目

単位: 100 万ドル				
順位	輸出が増加した品目		輸入が増加した品目	
	品目名	増加額	品目名	増加額
1	自動車	7,081	自動車	1,358
2	自動車部品	1,732	LPガス	1,219
3	半導体	626	航空機・部品	948
4	空調機・冷暖房機	440	農薬・医薬品	549
5	合成樹脂	357	畜産加工品	334
6	電力用機器	323	電力用機器	286
7	機械要素	321	フラットパネルディスプレイ製造装置	273
8	石鹸・歯磨き・化粧品	283	武器類	244
9	文具・玩具	260	身辺雑貨	207
10	電気部品	245	文具・玩具	△ 179
	合計(その他を含む)	10,255	合計(その他を含む)	1,353

注1: MTI3桁ベース

注2: 輸入は、増加した品目数(87品目)より減少した品目数(139品目)が多く、合計でも減少している。

資料: 韓国貿易協会データベース

(3) 外資メーカーを中心に増加した対米自動車輸出

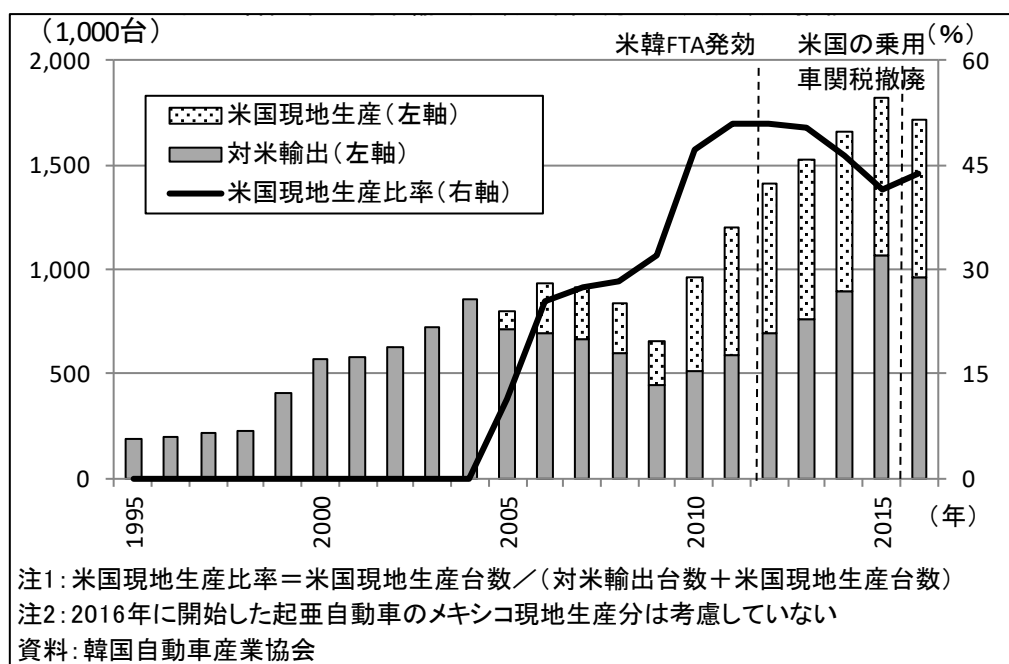
米韓 FTA 発効後、対米輸出増加額が最も多かった自動車について、まず、2000 年代半ば以降の動向を概観する。

この間の大きな変化は現代・起亜自動車の米国生産の開始である。現代自動車は 10 億ドルを投じ、アラバマ州に年産 30 万台規模の工場を建設し、2005 年に生産を開始、起亜自動

車も10億ドルを投じ、ジョージア州に年産30万台規模の工場を建設し、2009年から稼働中である（さらに2016年に年産40万台規模のメキシコ工場が完成）。その結果、2005年以降、韓国車の米国生産が立ち上がり、米国現地生産比率も現地生産開始6年後の2011年に一気に50%を超過した（図7-4）。ただし、2012年以降は、米国生産台数は頭打ちで、米国現地生産比率は小幅に低下している。

現代・起亜自動車は米国生産のみならず、後述のように対米輸出も頭打ちである。その根底には米国市場での販売の伸び悩みがある。2012年に発覚した燃費の誇大表示問題で現代・起亜自動車のブランドイメージが棄損したことや、近年、米国自動車市場の小型商用車シフトが続く中で、モデル構成が市場の変化に追いついていないことなどが販売の伸び悩みの原因とみられている⁴。米国市場での販売が伸びない一方、労働組合との取り決めなどにより韓国国内の生産も削減できないため、対米輸出を米国現地生産に置き換えることもできず、結果的に対米輸出も米国現地生産も伸び悩む構造にある。

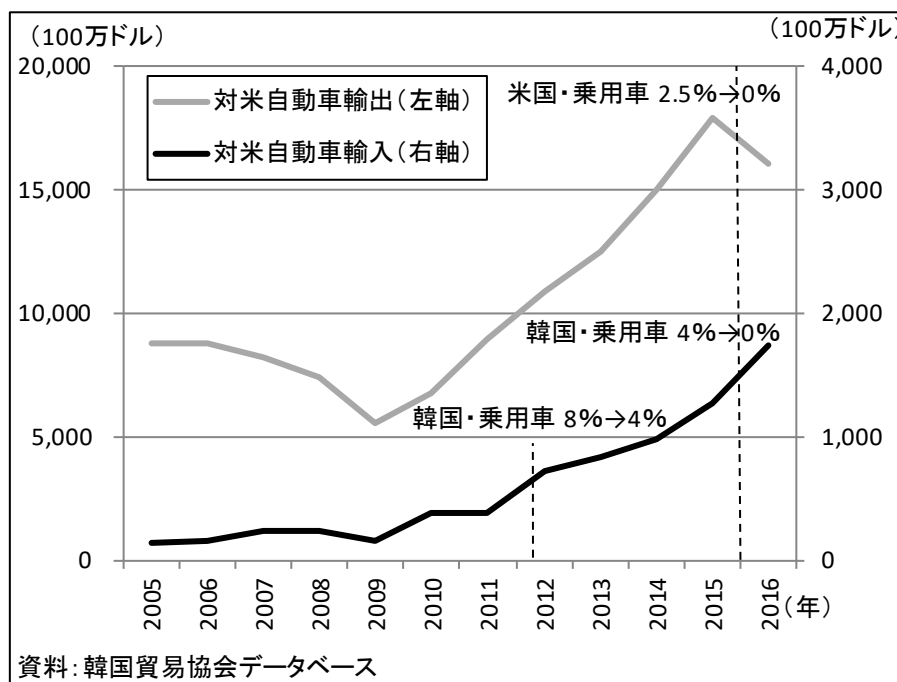
図7-4 韓国車の対米輸出台数と米国現地生産台数の推移



韓国の対米自動車輸出額は2015年（179億ドル）まで毎年2桁で増加した後、2016年は160億ドルに減少したが、自動車の大部分を占める乗用車の米国側関税（2.5%）が撤廃されたのは2016年1月1日であり（それまでは2.5%の関税率がそのまま維持された）、

関税撤廃により対米自動車輸出が増加したとは言い難い（図 7-5）。これは、対米自動車輸出増加と米韓 FTA 発効との因果関係が必ずしも明確ではないことを示唆しているともいえる。

図 7-5 韓国の対米自動車輸出入の推移



また、韓国から米国への自動車輸出増加の主体に関しては、韓国資本の現代・起亜自動車を想起しやすいが、実態は異なる。2016 年の対米自動車輸出をメーカー別にみると、全体の 69.1%を現代・起亜自動車が占めているものの、2011 年から 2016 年の対米輸出増加分をみると、現代・起亜自動車のシェアは 25.5%に過ぎず、韓国 GM、ルノーサムスのシェアの方がはるかに高い（表 7-5）。つまり、米韓 FTA 発効後の対米自動車輸出増加の主体は韓国 GM、ルノーサムスの外資系メーカー 2 社である。特に、2016 年は、米国の乗用車関税撤廃にもかかわらず対米輸出台数が減少した現代・起亜自動車とは対照的に、韓国 GM、ルノーサムスの対米輸出は増加している。韓国 GM は GM グループの中で小型乗用車拠点と位置付けられており、その戦略の一環として小型乗用車の対米輸出を拡大させている。他方、ルノーサムスの対米輸出の大部分は、2014 年に開始した日産のクロスオーバー SUV「ログ」（日本名:エクストレイル）の委託生産である。ちなみに、両社の生産台数に対する対米輸出台数の割合は、韓国 GM は 2011 年 2.3%から 2016 年に 24.9%に、ルノー

サムスンが 2011 年 0%から 2016 年 48.2%と、いずれも大きく上昇している。両社とも、対米輸出が韓国国内生産を支える大きな柱となっており、特に、ルノーサムスはそれが鮮明になっている。

表 7-5 メーカー別対米乗用車輸出台数の推移

					単位: 台、%
年	現代自動車	起亜自動車	韓国GM	ルノーサムスン	合計
2011	278,241	291,928	18,011	0	588,180
2012	353,405	312,376	27,953	0	693,736
2013	332,564	337,913	88,906	0	759,383
2014	352,252	413,255	101,606	26,467	893,580
2015	368,463	438,117	142,024	117,560	1,066,164
2016	334,831	331,140	162,152	136,309	964,432
シェア	34.7	34.3	16.8	14.1	100.0
2011年～16年の増加台数	56,590	39,212	144,141	136,309	376,252
シェア	15.0	10.4	38.3	36.2	100.0

注：2012年の合計には双竜自動車(2台)を含む。

資料: 韓国自動車産業協会

(4) 米韓 FTA を契機に活発化した対米自動車輸入

韓国の対米輸入が最も増加した品目も自動車で、2012 年以降、急増している（前掲の図 7-5）。韓国は FTA 発効と同時に 8%の関税率を 4%に引き下げ、4 年間維持した後に 2016 年 1 月 1 日に撤廃されたが、米韓 FTA 発効を契機に対韓輸出強化を公式表明した自動車メーカーもあることから、実際に、FTA 発効が輸入増に大きく寄与したものと考えられる。米国産日本ブランド車の輸入もさることながら、米国メーカー車の輸入も増加している。韓国輸入自動車協会の統計によると、米国ビッグ 3 の乗用車の輸入は 2011 年 8,252 台から 2016 年 18,281 台に 2.2 倍に増加した。その中心は韓国に生産拠点を有していないフォードであった⁵。

4. 米韓 FTA の影響が明確でないサービス貿易

サービス収支は、韓国側統計によると米韓 FTA 発効前後ではあまり変化はなく、2015 年に赤字が拡大した。2011 年と 2015 年について詳細に比較すると、サービス収支の赤字拡

大は韓国側のサービス支払いの増加とサービス受取りの減少によるもので、前者は知的財産権使用料と旅行、後者は知的財産権使用料でその傾向が特に顕著であった。ただし、サービス貿易を巡る関心はこれら項目より、韓国の法務サービス市場の自由化に集中した感がある。

韓国の法務サービス市場自由化は、①第1段階（米韓 FTA 発効時）に、米国の法律事務所は韓国内に駐在員事務所を開設する条件で米国法、一部の国際公法に対する顧問サービスを提供できる、②第2段階（発効後2年以内）に、韓国内の駐在員事務所は韓国の業務提携を結び、国内・国外事案を取り扱える、③第3段階（発効後5年以内）に、米国の法律事務所は韓国の法律事務所と合併事業体を設立し、同事業体が韓国の弁護士を雇用できる、といったことが定められていた。これに従い、韓国では国内法改正が進められ、すでに第3段階まで終了している。

しかし、韓国の法務サービスの開放は不十分との見方が強いようである。例えば、マーク・リップード駐米韓国大使（当時）は2016年6月にソウル市内で開かれた講演会で「米韓 FTA の完全な履行のため、残された課題を解決しなければならない。例えば、法務サービス市場を開放しなければならない。特に、弁護士の業務可能領域に制限があるという側面である」と述べた。韓国メディアにも同様の主張が見られる。聯合ニュース（2017年3月16日）は「法務市場は『形だけの開放』？ 各種の制約に外国法律事務所は『躊躇』」とタイトルを付けた記事の中で、「米国の法律事務所の中で、韓国の法律事務所との合併による事業所設立を申請したところはない」「米国の法律事務所は、（中略）『外国法諮問士法』上、合併事業体に対する規制が厳しく、合併事業体設立が成功するか確信を持っていない」と伝えた。

5. 米韓 FTA を巡る両国の動き

ついで、2017年1月のトランプ政権発足以降の米韓 FTA に関する両国の動向について時系列で順を追って整理する。

（1）USTR の通商政策報告書（2017年3月1日発表）

トランプ政権発足後初の米国政府の公式見解となったのが、米国通商代表部（USTR）が2017年3月1日に発刊した通商政策に関する報告書である。その中で、米韓 FTA につい

て「オバマ政権で実現された最大の貿易協定である韓国との FTA は、対韓貿易赤字の劇的な増加を伴った。2011 年から 2016 年に米国の対韓輸出額は 12 億ドル減少した。一方、米国の対韓輸入額は 130 億ドル以上増加した。その結果、対韓貿易赤字は 2 倍以上になった。いうまでもなく、これは米国国民が協定に期待した結果ではない」と総括した（USTR [2017a]）。ただし、後段の個別 FTA ごとに活動実績を記載する箇所では、「FTA に基づいて設けられた物品貿易委員会は韓国税関の原産地規則の解釈と確認手続きに焦点を当てた」と述べた後、同委員会活動が成果を収めたこと、その他の課題についても米韓 FTA の取り決めに基づいて進展が見られたことに言及している。

韓国政府（産業通商資源部）は USTR の発表の翌日、「既存の二国間、多国間の全ての貿易協定に対する全般的な『再検討』の立場を明らかにした」「米韓 FTA 再交渉関連の直接的な言及はない」「米韓 FTA 共同委員会、分野別履行委員会などを通じ、両国の関心事項が定期的に活発に議論されている」と、肯定的な内容を羅列したプレスリリースを発表した。しかし、韓国メディアは概ね厳しい見方を取った。例えば、聯合ニュースは社説に当たる「聯合時論」（2017 年 3 月 2 日）で「再浮上した米韓 FTA 再交渉、楽観は禁物」とタイトルを付け、警鐘を鳴らした。

（2）米韓 FTA 発効 5 周年に際しての韓国政府の発表（2017 年 3 月 14 日発表）

USTR の発表から間もない 2017 年 3 月 15 日、米韓 FTA は発効 5 周年を迎えた。韓国政府はその前日、発効 5 年間の成果をまとめた資料を発表した（産業通商資源部 [2017]）。その大きな特徴は、米韓 FTA による韓国の利益のみならず、米国の利益について数多く言及していることである。タイトルも「米韓 FTA、相互ウィン・ウィン効果示顕」としており、本文でも全体にわたって米国側の利益に言及している。さらに、本資料には 5 件の参考資料が付けられているが、その冒頭の参考文献は「参考 1 米韓 FTA 発効後の米国側の主要成果」と題し、米国側の利益を貿易、直接投資、雇用の順で言及したものであった。全体として、米韓 FTA 発効前後の数値を比較して、米韓 FTA が双方にプラスに作用していることを示す内容であった。

（3）USTR 「2017 年外国貿易障壁報告書」公表（2017 年 3 月 31 日発表）

ついで、USTR は 2017 年 3 月 31 日、外国貿易障壁に関する年次報告書を公表した（USTR

[2017b])。そこでは米韓 FTA に対して一転して肯定的な評価を与えた。例えば、「米国と韓国は 6 回の関税削減・撤廃を行い、米国の輸出業者にかなりの新しい市場アクセス機会を創造した」「協定は韓国の規制システムの透明性の改善、知的財産権保護の強化、自動車や他の主要な米国輸出業者に対して非関税障壁を取り除く助けになった」「米韓 FTA は通信、金融サービスを含め、事実上全ての主要なサービス・セクターにわたって意味のある市場アクセスの保証を提供している」などと述べている。また、具体的な数値として「2011 年から 2015 年にかけて米韓の物品・サービス貿易総額は 1,265 億ドルから 1,468 億ドルに増加した。米国の物品・サービス輸出は全般的に増加し、サービス輸出は FTA 発効前に比べ 23.1%増の 205 億ドルに達した」「米国の製造業の対韓輸出は FTA 発効前に比べ 3.8%増加した」「米国の農産品の対韓輸出は 10.9%減少したものの、対韓輸出する米国の農家の数は FTA 発効以来、2 桁、3 桁の伸びを示した」と言及している。全体的に米韓 FTA に対して肯定的に評価する記述を列記する内容となった。

とはいえ、これによって米国側のスタンスが変わったとみる向きはなく、米国側の出方を窺う状況が続いた。ちなみに、後述する金鉉宗氏の後任として 2007 年 8 月から 2011 年 12 月に通商交渉本部長（当時の外交通商部内の長官級ポストで、2013 年 3 月に一旦廃止された）を務めた金宗堧氏は、聯合ニュースとのインタビューで「トランプ大統領と USTR 実務陣の間で意思疎通が全くないような感じを受けた。米国内で最も権威が高いと認識されているのが貿易障壁報告書である。ところが、今年 3 月に発行された報告書では韓米 FTA に対して否定的な言及をした箇所が全くなかった」（2017 年 5 月 29 日）と評している。

（4）文在寅大統領の訪米と米韓首脳会談（2017 年 6 月 30 日）

トランプ政権の米韓 FTA に対する不満はくすぶり続けた。トランプ大統領は 4 月 27 日配信のロイター通信とのインタビューで米韓 FTA を「ひどい取引」と表現し、再交渉か破棄を匂わせた。

このような中で 2017 年 5 月 10 日に就任した文在寅大統領は、当初、通商機能を産業通商資源部から外交部に移管する意向といわれていたが、移管を見送った。その理由は、米韓 FTA 見直しに備え、機能の移管に伴う当面の機能低下を回避することにあった。

次の節目として注目されたのが 2017 年 6 月末の文在寅大統領の訪米であった。6 月 30 日に初の米韓首脳会談が行われ、首脳会談後に共同声明が発表された。共同声明には経済分

野関連では「産業協力対話とハイレベル経済協議会を軸にした経済協力の推進」と書かれたが、米韓 FTA に関しては言及がなかった。しかし、トランプ大統領は会談前に「米韓 FTA の再交渉を行っている」と述べ、FTA の見直しに強い意欲を示した。

米韓首脳会談に先立つ 6 月 29 日、大韓商工会議所は文大統領の訪米に同行する経済人団（52 社）が 2017～2021 年の 5 年間で 128 億ドルを米国に投資する計画と発表した。同所のプレスリリース資料には、9 財閥・企業の対米投資計画が表としてまとめられている。そこには、サムスン電子は「サウスカロライナ州に 3.8 億ドル規模の家電工場投資」「テキサス州の半導体工場に 2020 年までに 15 億ドル規模の投資」、現代自動車は「15 社の系列企業を通じ、今後、5 年間に 31 億ドルを投資。環境対応車、自動運転車など、未来技術開発、新車・新エンジン開発、現地工場設備投資など」、SK グループは「シェールガス開発、LNG 生産、化学、バイオなどに最大 44 億ドル投資」「GE、コンチネンタル・リソースズとシェールガス開発分野の共同 MOU 締結」、LG 電子は「テネシー州の洗濯機工場に 2.5 億ドル投資（2019 年生産目標）」「ニュージャージー州の北米新社屋建設に 3 億ドル投資」などと紹介されている。

これらの計画は、各社がすでに発表している計画を集計した面が強く、米韓首脳会談にあたって、韓国企業の米国に対する貢献をアピールすることを狙ったものであった。ただし、すべてが発表済みの計画であったかという点、そうではなかった。例えば、サムスン電子のサウスカロライナ州洗濯機工場建設は、米韓首脳会談のタイミングに合わせて、初めて決定・発表されたものであった。

（5）米国の FTA 見直し正式要請と共同委員会開催（2017 年 7～10 月）

産業通商資源部は 7 月 13 日、米韓 FTA の改定・修正に向けた後続交渉のための共同委員会特別会期の開催を要請する USTR の書簡を受け取ったと発表した。これにより、米韓 FTA の規定に基づき、共同委員会特別会期が開催されることとなった。

その直後、韓国は米国との交渉に備えた体制を発表した。7 月 20 日、産業通商資源部内に次官級の通商交渉本部長を置く政府組織法改正案が国会を通過、7 月 30 日にはかつて米韓 FTA 締結交渉を指揮した金鉉宗氏が通商交渉本部長に任命された。

第 1 回共同委員会特別会期は 8 月 22 日にソウルで開催された。この席で米国側は米韓 FTA により対韓貿易赤字が拡大したとして FTA 改定を要求したが、韓国側は対韓貿易赤字

拡大と米韓 FTA は無関係とし、米韓 FTA の影響と対韓貿易赤字の関係について共同調査を実施することを提案した。結局、両国は合意を見いだせなかった。

ついで、第 2 回共同委員会特別会期が 10 月 4 日、ワシントンで開催された。その結果、「両国は韓米 FTA の互恵性をより強化するため FTA 改定の必要性について認識を共にした」（産業通商資源部、2017 年 10 月 5 日）とし、米韓 FTA 改定が決定した。韓国側が方針を転換したわけであるが、その背景について、米国が米韓 FTA 廃棄の手続きを進めていることを韓国側が確認したため、韓国が米国の主張に同意せざるをえなくなったと、韓国の各メディアは報じた。

（6）トランプ大統領の訪韓（2017 年 11 月 7～8 日）

トランプ大統領は 11 月 7～8 日、国賓として韓国を訪問した。7 日に米韓首脳会談を開催、8 日にトランプ大統領が韓国国会で演説を行った。北朝鮮問題への対応が主要なテーマになった中、米韓 FTA に関しては青瓦台（韓国・大統領府）発表（2017 年 11 月 7 日）によれば「両国間で自由で公正な、均衡の取れた貿易をさらに活発にするため、韓米 FTA に関連した緊密な協議を進めることで合意した」とされた。米韓 FTA に関連しトランプ大統領は、首脳会談後の共同記者会見で「文大統領が韓国の貿易交渉団と緊密に協力し、迅速によりよい協定に向けて踏み出したことに謝意を表する」と述べた程度で、具体的な分野の要請はなかった。また、韓国国会演説では米韓 FTA に全く言及しなかった。これらのことは韓国では意外感をもって受け止められた。ちなみに、韓国貿易新聞（2017 年 11 月 9 日、電子版）は、その背景について「FTA 改定交渉のテーブルに付くなど、韓国が先手を打ったため」「（FTA 改定プロセスが）すでに進められている段階であるため、トランプ大統領が言及できる部分があまりなかった」「米国から数十億ドルの武器調達を表明したため」「2017 年に入ってから韓国の対米貿易黒字が減少しているため」などといった専門家の見解を報じている。

（7）米韓 FTA 改定交渉に向けた韓国国内手続き実施（2017 年 11～12 月）

米韓 FTA 改定交渉のための韓国国内の手続きは、「通商条約の締結手続きおよび履行に関する法律」に基づき、経済的妥当性の検討、公聴会開催、通商条約締結計画策定、国会報告、の順で行われることになっていた。公聴会は 11 月 10 日、12 月 1 日の 2 回、開催され、

経済的妥当性の検討結果の報告、討論、質疑応答が行われた。ついで、12月18日に開催された国会産業通商資源中小ベンチャー企業委員会で、産業通商資源部が「韓米 FTA 改定推進計画」を報告した。これにより、改定交渉開始に必要な韓国国内の手続きは全て終了した。

(8) 米韓 FTA 改定交渉の開始 (2018 年 1 月 5 日)

2018 年 1 月 5 日、ワシントンで第 1 回米韓 FTA 改定交渉が行われた。主な交渉結果について、韓国の各種メディア報道によると、米国側は特に貿易赤字額が大きい自動車に関心を表明し、韓国自動車市場の非関税障壁（車両の座席幅規制、安全基準など）見直しなどを要求した一方、韓国側は、ISDS（投資家と国との間の紛争解決）条項の見直しや貿易救済措置の見直しを要求し、農畜産品分野についての自国の立場を説明した模様、としている。

また、米国側の FTA 改定要求は NAFTA のような全面改定ではなく、部分的な改定にとどまる模様であるが、改定交渉がいつ合意に至るか見通せないと報じている。

6. その他の通商問題

米韓間では米韓 FTA 改定以外にも通商問題が生じている。そのうち主要なものが次の 2 点である。

(1) 家庭用大型洗濯機等の緊急輸入制限（セーフガード）問題

米国の白物家電大手メーカーのワールプールがサムスン電子、LG 電子による家庭用大型洗濯機の不当廉売を訴えたもので、米国国際貿易委員会（USITC）は 2017 年 10 月 5 日に被害を認定、その後、トランプ大統領に緊急輸入制限（セーフガード）を勧告した（表 7-6）。トランプ大統領は 1974 年通商協定法 201 条に基づき、措置を発動するかどうかを原則 60 日以内に決定することになっている。

表 7-6 USITC の勧告案の主要内容

	完成品				部品		
	割当	割当内関税率		割当超過分の関税率	割当	割当内関税率	割当超過分の関税率
		1案	2案				
1年目	120万台	20%	0%	50%	5万台	0%	50%
2年目		18%		45%	7万台		45%
3年目		15%		40%	9万台		40%

資料：産業通商資源部「米国・洗濯機セーフガード民官対策会議開催」（原資料はUSITC）

産業通商資源部は、USITC の勧告案発表直後の 11 月 22 日、「業界は今回の USITC の救済措置勧告案は米国の消費者の選択権と利益を侵害し、韓国企業の米国現地工場稼働にも否定的な影響を及ぼすとみている」「特に、1 案になった場合、（中略）韓国企業の対米輸出に大きな打撃になる」「政府・業界は輸入規制に対する反対の立場を堅持していくが、救済措置が不可避な場合は（中略）2 案が採択されるべきという認識で一致」と発表している。

実際、USITC の勧告案が発動された場合、韓国企業にどのような影響が及ぶのであろうか。韓国の各種メディア報道を総合すると、以下のとおりである。

サムスン電子、LG 電子とも米国で販売する洗濯機の生産の主力は海外工場である。LG 電子は米国販売分の 20%を韓国で生産して輸出しているに過ぎず、サムスン電子は米国販売分の全量をベトナム、タイなど海外で生産している。サムスン電子・LG 電子が対米輸出している洗濯機の台数は 250 万台前後（報道により 200 万台から 300 万台まで幅がある）とみられ、関税割当（TRQ）の 120 万台を超過するのは確実である。両社は 2017 年に相次いで米国に洗濯機等を生産する工場の建設計画を発表したが、両社とも計画発表後に完成時期を前倒しして、セーフガードの動きに対応している。

他方、洗濯機部品の割当量は 5～9 万台となっているが、これは修理用部品の数量程度に過ぎない。よって、サムスン電子、LG 電子が米国での洗濯機生産時には、米国国内で部品調達するよう求めたものと韓国国内では解釈されている。

（2）太陽光パネルのセーフガード勧告

洗濯機以外にも、太陽光パネル、鉄鋼などでも火種が残っている。このうち太陽光パネルは、USITC が 2017 年 9 月 22 日、国内産業の損害を認定、10 月 31 日に 3 つのセーフガー

ド案を大統領に勧告した。トランプ大統領は 1974 年通商協定法 201 条に基づき、措置を發動するかどうかを決定する。

USITC の勧告の翌日、韓国では政府・業界の対策会議が開催された。政府発表によると、「案 1・2 では、最大 30～35%の追加関税が賦課される場合、韓国の輸出メーカーに大打撃になる。案 3 は、割当方法について具体的に示されておらず、業界は影響評価を留保」（産業通商資源部、2017 年 11 月 1 日）とし、危機感を高めている。

第 2 節 韓国企業の対米直接投資の推移と現状

前述したサムスン電子による米国洗濯機工場建設のように、米国の保護主義政策を念頭に置いた米国での投資拡大の事例もみられるが、そもそも、韓国企業の対米直接投資はどのように推移し、最近はどのような状況にあるのであろうか。

1. 対米直接投資累計額でみた特徴

韓国にとって米国は最大の直接投資先で、2017 年 9 月末の対米直接投資（実行ベース、以下同様）の累計額は対世界直接投資累計額の 23.6%に当たる 911 億ドルとなっている。業種（大分類）別にシェアを取ると、卸売・小売 23.3%、製造業 18.6%、金融・保険 13.6%、不動産・賃貸 13.5%、鉱業 11.4%の順となっている。韓国の対世界直接投資累計額では製造業が 32.2%を占めているのに対し、対米直接投資累計額では製造業の比率が低いのが特徴の一つである。このことは、韓国企業にとって米国は生産拠点の位置づけが相対的に低いことを示唆しているといえよう。なお、製造業の内訳（中分類）をみると、エレクトロニクス（統計上の名称は「電子部品、コンピュータ、映像、音響、および通信装置製造業」）が最も多い。

2. 1990 年代までの対米直接投資

ついで、韓国の対米直接投資を時系列でみると、1990 年代までは比較的低い水準で推移した。直接投資額は 1996 年と 1999 年を除き毎年 10 億ドル未満で推移、新規法人件数も 1993 年までは毎年 100 社未満で推移していた。

この時期、特に目立ったのがエレクトロニクス・メーカーの米国進出である。具体的には、家電生産拠点設立、半導体生産拠点設立、米国エレクトロニクス・メーカー買収の動きがみられた。

まず顕在化したのが貿易摩擦対応の対米直接投資である。1970年代後半以降、韓国のカラーテレビの対米輸出が本格化し、貿易摩擦化した。そこで、米韓両国は1979年にカラーテレビについての市場秩序維持協定（OMA）を締結、その後、1982年にLG電子（当時、「金星社」）が、1986年にサムスン電子がカラーテレビの米国生産を開始し、対米輸出を米国生産に代替していった。ただし、LG電子は1988年に米国のテレビ生産法人を閉鎖し、メキシコに生産移管するなど、NAFTA発足を受けて、カラーテレビなどの家電生産拠点をメキシコに構築する流れになった。よって、米国が家電生産拠点として位置づけられたのは短期間に過ぎず、販売拠点、研究開発拠点としての位置付けが中心であった。

ついで、米国企業の技術力、ブランド力、販売ネットワークを獲得すべく、米国企業を買収する動きがみられた。例えば、LG電子は1995年に家電メーカー・ゼニスを買収、サムスン電子は1996年にパソコン・メーカーのASTリサーチを買収した。前者はブランド力・販売ネットワーク活用はうまくいかなかったものの、デジタル技術獲得には奏功、後者は失敗に終わったと一般に評価されているようである（日本貿易振興機構 [2007]）。

さらに、半導体については比較的大型の投資が行われた。サムスン電子は1995年に米国テキサス州オースチンでのDRAM工場建設計画を発表、1998年に稼働を開始した。現代電子（現・SKハイニックス）もオレゴン州でのDRAM工場建設計画を発表、1998年に竣工した。DRAM工場の建設は、家電とは異なり、大口顧客の近くで生産することが競争優位に結びつくと判断して行われたものである。

3. 2000年代以降の対米直接投資

2000年代以降の対米直接投資は2002年を除き、毎年、10億ドル以上を記録し、1990年代以前と比べ、活発化した。特に、2000年代後半以降、対米直接投資が増加、2016～17年は100億ドルを大きく突破するなど、堅調である（図7-6）。

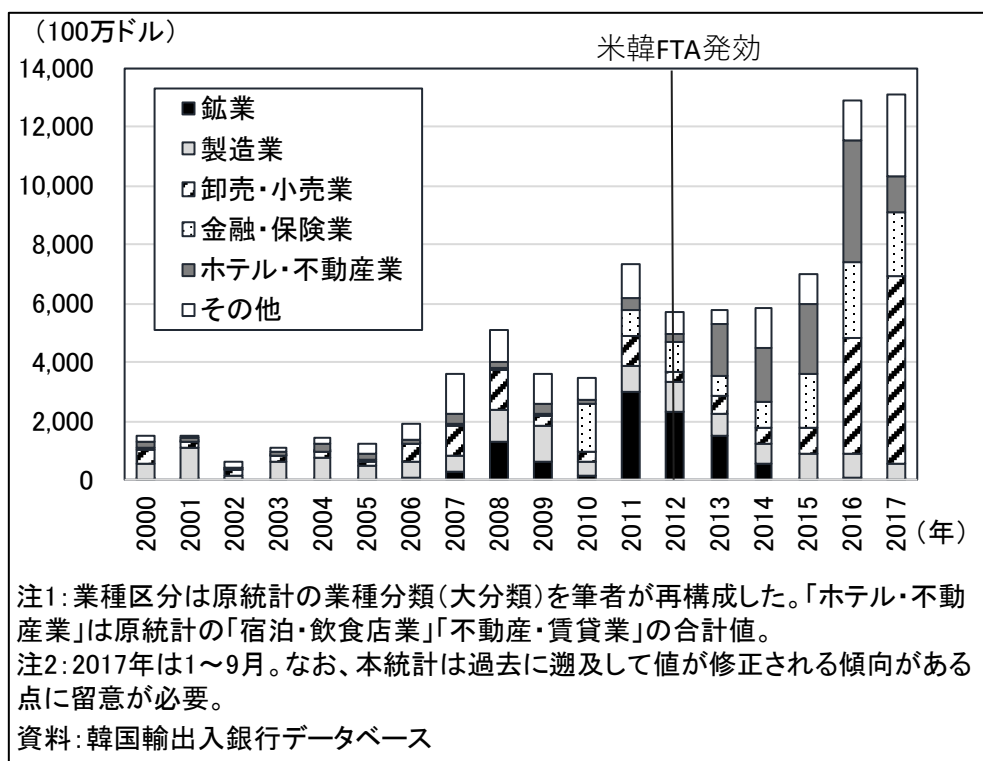
業種別にみると、2008年前後、2011～13年は鉱業の直接投資が活発で、対米直接投資を下支えした。原油・天然ガス開発関連の投資が集中したこと、特に、2011～13年はシェールガス関連の直接投資が急拡大したことによるものである。

ついで、2013年以降は、それまであまりなかったホテル・不動産業の直接投資が急増し、

対米直接投資を下支えした。

さらに、2016～17 年は卸売・小売業の直接投資が急増したことが、対米直接投資拡大の大きな要因になっている。これは、後述するサムスン電子による電装部品大手・ハーマンインターナショナル買収（80 億 2,000 万ドル。2017 年 3 月に買収完了）によるところが大きい。買収がサムスン電子米国法人の Samsung Electronics America（SEA）経由で行われたため、直接投資統計上は製造業ではなく、SEA が属する卸売・小売業で計上されている。この案件が 2016～17 年の卸売・小売業の直接投資のかなりの部分を占めている。従って、実質的な製造業の直接投資額は統計値をはるかに上回っていると考えられるべきである。

図 7-6 韓国の対米直接投資の推移（実行ベース）

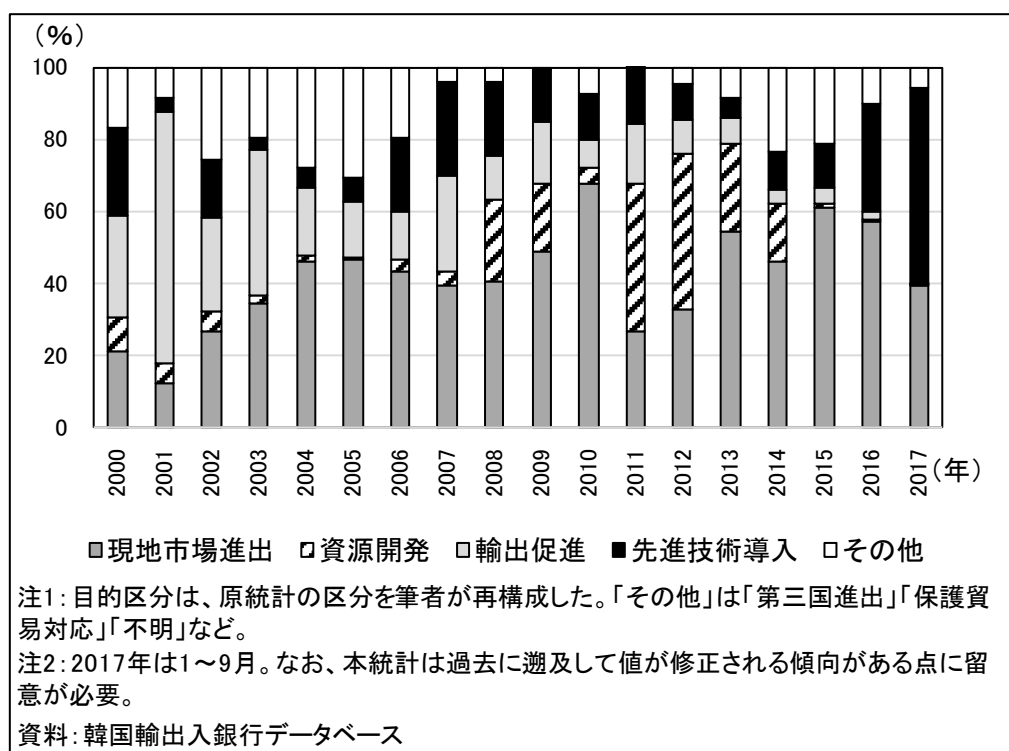


次に、対米直接投資額について目的別に構成比を取ると、一貫して多いのが「現地市場進出」で、常に 4 割前後を占めている（図 7-7）。それ以外についてみると、2000 年代半ばまでは「輸出促進」が比較的多かったが、2008～14 年は「資源開発」の割合も高まり、特に国際的な資源価格高騰を受け、2011 年に急上昇した。しかし、2015 年には資源価格下落を受け「資源開発」の割合は 1%未満に低下し、2016 年以降は「先進技術導入」の割合が急上昇している。このように、韓国企業の米国進出の目的を対米直接投資額ベースでみると、

「現地市場進出」を軸としつつも、それ以外の主要な目的は「輸出促進」→「資源開発」→「先進技術導入」といったように、局面ごとに変化している。

他方、トランプ政権の保護主義政策に対応した投資は同図から見る限りでは限定的といえよう。このことは、後述する対米直接投資事例をみても同様である。サムスン電子やLG電子の米国での洗濯機生産拠点建設のように、すでに通商問題の渦中にある場合には対米直接投資を進めているものの、そうした動きは全体的には未だ大きく顕在化していることはないといえそうである。

図 7-7 目的別対米直接投資比率（実行ベース）



4. 最近の主要な対米直接投資事例

対外直接投資統計を発表している企画財政部や韓国輸出入銀行では、個別の投資案件について投資企業名を一切公表していない。そこで、韓国の各種メディアや各社発表をベースに、2016～17年の対米直接投資関連の主要事例について、製造業（グリーンフィールド投資、M&A）、非製造業に分けてみることにする（付表）。

(1) 製造業のグリーンフィールド投資 ― 市場獲得目的が目立つ

製造業におけるグリーンフィールド投資では、米国市場の獲得を狙った事例が幅広い分野でみられた。このうち、大型投資の事例としては、ハンコックタイヤのテネシー州でのタイヤ工場建設、クムホタイヤのジョージア州のタイヤ工場建設、サムスン電子のテキサス州オースチンの半導体工場の生産能力増強などが挙げられる。例えば、ハンコックタイヤは8億ドルを投じてテネシー州にタイヤ工場を建設、2017年10月に竣工式を行った。生産能力は当初、年産550万本で、2020年までに1,100万本に拡大する予定である。同社は「2020年にグローバルトップ5入り」を目標として掲げている。それまで韓国、中国、インドネシア、ハンガリーに工場を持っていたが、米国には工場がなかった。世界の自動車メーカーの生産拠点が集積する米国南部地域に工場を建設し、日系を含めた自動車メーカー各社へ拡販し、目標達成を目指す考えである。

なお、トランプ政権の米国製造業振興要請に呼応した対米投資案件に関しては、LG電子が2017年2月に発表したテネシー州の洗濯機工場建設（2億5,000万ドル）が初の大型案件であった。ついで、前述のとおり2017年6月にサムスン電子がサウスカロライナ州に洗濯機などの家電工場を建設することを発表した（3億8,000万ドル）。両社とも米国のセーフガードの動きに対応し、完工時期を当初の予定より早めたが、このうち、サムスン電子は一足早く2018年1月に工場を完工した。韓国経済新聞（2018年1月15日、電子版）は「サムスン電子は2020年までに生産能力を年間100万台に拡大する計画と発表した。これはサムスン電子が北米市場に輸出する洗濯機の60～70%水準」と紹介している。

ただし、前述のように、現在までのところは、このような動きが幅広く拡大しているようではないようである。

(2) 製造業のM&A ― 技術獲得目的などを狙う

製造業におけるM&Aとしては、まず、米国企業が保有する技術を獲得する狙いのものが目に付いた。その象徴が2016年11月にサムスン電子が発表したハーマンインターナショナル買収で、投資額（80億ドル強）は韓国企業の海外企業M&A案件として過去最高額であった。同社は、将来のコア事業の競争力強化のために新技術を有する海外企業の買収を矢継ぎ早に進めてきたが、その中心が米国企業の買収であった。過去、IoT（インターネット・オブ・シングス）プラットフォーム開発のスマートシングス買収（2014年8月）、モバイ

ル決裁のループペイ買収（2015 年 2 月）などがあったが、その流れが続いたわけである。ただし、サムスン・グループの事実上のトップである李在鎔サムスン電子副会長が 2017 年 2 月に逮捕されて以降、大型 M&A はストップしている。

投資規模は小さいものの、バイオ分野でも技術力獲得を狙った米国企業への出資が散見された。例えば、製薬メーカーの柳韓洋行は 2016 年 4 月、米国の合弁会社のパートナーでもある抗体医薬品開発のソレントに 1,000 万ドルの出資を行っている。

米国市場における流通網確保のために米国企業を買収した事例も散見された。例えば、サムスン電子は 2016 年 8 月、家電メーカーのデイコーの買収契約締結を発表した。これは、米国における新築住宅ビルトイン家電事業の強化を狙ったものである。同社は「(デイコーは) 北米の住宅・不動産関連市場で高級家電ブランドとしての名声と競争力が認められている」「ラクジュアリー・パッケージのラインアップの拡大と専門流通網の確保などで事業基盤を強化する計画」(2016 年 8 月 11 日) と発表している。

(3) 非製造業 — 投資収益獲得目的が目立つ

非製造業でもさまざまな分野・目的の直接投資事例がみられるが、まず目につくのは、未来アセット資産運用や現代インベストメント運用といった資産運用会社が投資収益獲得目的で米国の不動産・ホテルなどへ積極的に投資していることである。例えば、未来アセット資産運用は 2016 年 5～6 月にハワイのホテル取得やアマゾン本社社屋の一部取得が報じられるなど、米国の不動産・ホテルに積極的に投資している。

ついで、米国の消費市場を狙った進出事例もみられた。例えば、ヘマロー・フードサービスは 2018 年 1 月、ハンバーガーチェーン「mamz touch」米国 1 号店をカリフォルニア州に開店した。同社は海外事業拡大に注力しており、米国は台湾、ベトナムに次ぐ 3 番目の海外進出先になる。ソースを米国風にアレンジするなど、現地化に努め、当初の直営店から、将来はフランチャイズ展開を計画している。

さらに、米国市場での販売ネットワークを確保するための M&A もみられた。例えば、斗山重工業は 2017 年 7 月、米国法人を通じ、ガスタービンサービス会社の ACT インディペンデントターボサービスを買収した。ACT の専門人材、受注実績、ノウハウなどを確保し、米国のガスタービンサービス市場に参入するのが狙いであった。

付表 韓国企業の米国進出主要事例（2016年1月～2017年12月）①

年・月	韓国企業名	総投資額	概要
2016年1月	ハンオンシステム	—	オハイオ州に自動車空調工場を新設。現地自動車メーカーへの供給拡大を目指す。
2016年3月	柳韓洋行	1,000万ドル	新薬開発企業ソレントと免疫抗がん剤の開発の合併会社を設立
	KT	—	ロサンゼルス市にクラウドデータセンターを構築。韓国企業の海外展開を支援。
	ハンコックタイヤ	8億ドル	初の米国工場をテネシー州に建設することを決定。生産能力は最終的に年間1,100万本。米国市場開拓を狙う。（その後、2017年10月に工場竣工。）
2016年4月	柳韓洋行	1,000万ドル	新薬開発企業ソレントに出資。
	未来アセット生命等	927億ウォン	サンディエゴ市のホテル・デル・コロナドに出資。年6%の投資収益率を目指す。
2016年5月	クムホタイヤ	4億5,000万ドル	ジョージア州の工場を竣工。生産能力は年間1,000万本。現代・起亜自動車の米国工場をはじめ、現地の自動車メーカーに販売する。
	SPCグループ	—	カリフォルニア州サンホセにベーカーリーチェーン「パリバゲット」の米国初の加盟店を開店。従来の直営店に加え、加盟店網を拡大する計画。
	未来アセット資産運用	2億2,000万ドル	ハワイ州所在のフェアモントオーキッドを米国投資運用社から取得。
2016年6月	未来アセット資産運用	7億8,000万ドル	ハワイ州所在のハイアット・リージェンシー・ワイキキ・ビーチ・リゾート&スパを米国ファンド運用社から取得。
	未来アセット資産運用	2,900億ウォン	シアトル市のアマゾン本社社屋の一部を取得。年6%台の投資収益率を目指す。
	ロッテケミカル	30億ドル	ルイジアナ州でエチレン工場・エチレングリコール工場各1基の起工式を開催。シェールガス由来の安価なエタンを原料として活用することを狙う。
	サムスン電子	—	クラウドサービス専門企業のジョイアントを買収。モバイルクラウド事業拡大と、IoTなどと連携したサービスの強化を狙う。
2016年7月	GtreeBNT	86億ウォン	バイオ製薬開発の同社は、米国子会社ReGenTreeの株式7%を追加取得。
2016年8月	サムスン電子	—	厨房関連の高級家電メーカー・デイコーを買収。不動産部門のB to B事業など、米国の流通チャネル確保や、シナジー効果享受などを狙う。
	パラダイスグループ	3,535万ドル	カリフォルニア州所在のエンバシースイーツホテルを取得。事業領域拡大の一環。
2016年9月	韓一真空	33億ウォン	細胞疾患治療剤専門のエマウス・ライフ・サイエンスに出資。事業多角化とシナジー効果享受を狙う。
	韓国コルマー	—	米国社と共同で、化粧品ODM企業のプロセステクノロジーアンドパッケージング（PTP）を買収。PTPのメイクアップ化粧品分野の技術力で自社技術を補完し、北米・中南米市場の開拓を目指す。
	AJレンタカー	—	ロサンゼルス市に現地法人を設立し、米国レンタカー市場に参入。韓国系・アジア系住民の多い地域を中心に事業を展開。
2016年10月	サムスン電子	—	シリコンバレー所在の人工知能プラットフォーム開発企業VIV Labsを買収。インテリジェンスサービスのコア技術確保を狙う。
2016年11月	サムスン電子	10億ドル以上→15億ドル	テキサス州オースティン工場のシステムLSI生産設備増強のための投資。クアルコムなど10ナノプロセッサ受託生産対応との観測も。その後、2017年6月の文大統領訪米に際して、2020年までに15億ドルを投資と表明。
	サムスン電子	80億2,000万ドル	自動車部品大手で、コネクテッドカーやオーディオ分野に強いハーマンインターナショナルの買収を発表。自動車関連事業の強化を目指す。
	現代インベストメント運用	930億ウォン	ラスベガス市のコスモポリタンホテルに投資。
	サムスン電子	—	量子ドット技術企業のQDビジョンを買収。次世代プレミアムテレビ開発でシナジー効果の享受を狙う。

付表 韓国企業の米国進出主要事例（2016年1月～2017年12月）②

年・月	韓国企業名	総投資額	概要
2017年1月	サムスンネクスト	1億5,000万ドル	VR(仮想現実)、AR(拡張現実)、AI(人工知能)、IoT関連の技術を有するスタートアップ企業への投資のためのベンチャーファンドを米国で造成。
	現代・起亜自動車	31億ドル	2021年までに31億ドルを投資する計画を発表。R&D(研究開発)投資、既存施設への投資など。メキシコへの追加投資計画がないことにも言及。
	現代商船	1,560万ドル	ロングビーチ・ターミナルの株式20%取得を決定。荷役費削減と安定的な収益確保を狙う。
2017年2月	SK総合化学	3億7,000万ドル	ダウケミカルのエチレンアクリル酸事業の買収を決定。高付加価値包装事業のポートフォリオを多様化する目的。(その後、2017年11月に買収完了。)
	サムスン電子	—	IoT分野のスタートアップ企業パーチを買収。家電事業とのシナジー効果狙い。
	LG電子	3億ドル	ニュージャージー州で米国法人の新社屋の起工式を開催。2019年竣工予定。収容人員数は現状の2倍の1,000人で、LGグループ他社も入居の予定。
	LG電子	2億5,000万ドル	テネシー州に年産100万台規模の洗濯機工場を建設するMOU(了解覚書)を締結。2019年第1四半期に生産開始予定。(その後、2018年1月に、年内生産開始を目指す方針を発表。)
2017年3月	三一紡	—	スイスのヘルマンビューラーの米国子会社であるビューラー・クオリティー・ヤーンの株式100%買収契約を締結。保護主義的な風潮が強まる中で米国市場開拓を目指す狙い。
	LS電線	2,460万ドル	系列会社のスーペリアエセックスからノースカロライナ州の電力工場を買収し、現地法人を設立。米国のインフラ投資拡大による需要増を見込む。
2017年4月	ダブルユーゲームズ	8億2,560万ドル	カジノゲーム開発の同社は、米国の同業社ダブルダウン・インタラクティブの株式100%を買収。
2017年5月	万都	—	シリコンバレーに事務所を開設。自動運転のコア技術獲得のためのR&D(研究開発)拠点の役割を担う。
2017年6月	サムスン電子	3億8,000万ドル	サウスカロライナ州に洗濯機などを生産する家電工場の建設計画を発表。(その後、当初の予定より早い2018年1月に竣工。同年末までに従業員数は約1,000人を雇用する予定。洗濯機は年間100万台を生産する計画。)
2017年7月	韓美グローバル	—	米国子会社を通じ、土木・構造エンジニアリング企業ルイスの株式100%を取得。米国のインフラ事業受注に注力する。
	ハンファL&C	—	米国建築材企業のウィルソナートと合併で人工大理石工場を建設。米国、南米の高級インテリア素材市場の開拓を狙う。
	斗山重工業	—	米国子会社を通じ、米国ガスタービンサービス企業のACTインディペンデントターボサービスを買収。米国のガスタービンサービス市場への参入を目指す。
	未来アセット大宇	3,337億5,000万ウォン	香港子会社を通じ、米国子会社を増資。投資銀行事業の強化を狙う。
2017年8月	LG電子	2,500万ドル	ミシガン州に電気自動車用バッテリーパック工場を建設すると発表。2018年竣工予定。将来的にはモーターなど、他の電気自動車部品も生産予定。成長が見込まれる電気自動車関連市場の開拓を目指す。
	LG電子	—	ニュージャージー州に太陽光発電事業投資を行う現地法人・LG電子USパワーを設立。
2017年9月	LG	1,450万ドル	燃料電池のR&D(研究・開発)を行う米国系列会社LGフューエルセルシステムズが実施する有償増資を引き受け。次世代エネルギー事業の強化を目指す。
	ポスコ	2,090万ドル	インディアナ州で線材加工センターを竣工。現地韓国系自動車部品メーカーなどにボルト、ナット、ベアリング向け線材などを供給する予定。同社では、韓国企業の米国進出促進にもつながるとみている。
	SK	1億ドル	シェールガス輸送・加工企業ユーレカ・ミッドストリーム・ホールディングスへの出資を決定。天然ガスのバリューチェーン統合を目指す。
2017年10月	SK総合化学	7,500万ドル	ダウケミカルのパリ塩化ビニリデン事業の買収契約を締結(その後、12月に買収完了)。包装材料業の競争力強化の一環。
	サムスン電子	500万ドル	動画ストーリーミングサービスのPluto.TVに出資。コンテンツの確保が狙い。
	現代自動車グループ	500万ドル	米国の産学協力機関・American Center for Mobility(ACM)に投資。将来のモビリティ関連のコア技術強化、他社との技術交流拡大、動向分析を狙う。

付表 韓国企業の米国進出主要事例（2016年1月～2017年12月）③

年・月	韓国企業名	総投資額	概要
2017年11月	LG電子	—	ニュージャージー州に大規模物流施設を開設。米国東部地域に配送する同社製品の保管・配送拠点とする。
	コスマックス	5,000万ドル	化粧品メーカーのヌーワールドを買収する契約を締結（12月に買収完了）。米国に生産拠点、研究・開発拠点を確保し、米国市場でのシェア拡大を目指す。
	CJオリーブヤング	—	ドラッグストアの同社は、2018年下半年にニューヨーク市に実験店として1号店を開店すると発表。ミレニウム世代を集中的に攻略する予定。
2017年12月	ヘマロー・フードサービス	—	2018年1月にカリフォルニア州にハンバーガーチェーン「マムズタッチ」米国1号店を開店すると発表。
	現代インベストメント資産運用	1億6,000万ドル	米国不動産ローンファンドに投資。
	イノシアン	783億ウォン	広告会社のデイビッド・アンド・ゴライアス（D&G）の株式100%を買収。米国における事業領域拡大、クリエイティブ力強化、現地の優良顧客確保を目指す。

注1:「年・月」は企業の発表日または報道日を基準としている。「概要」は発表日・報道日の内容に基づく。

注2:合併の場合の総投資額は特記のない限り、合併相手側の投資額を含めた総投資額を示す。

注3:現地法人の設立の他、事務所の設置、現地法人の生産能力増強、フランチャイズ展開などを含む。

資料:各種報道、各社発表資料を基に筆者作成

参考文献

○ 日本語文献

- ・ 安倍誠 [2002] 「韓国企業の海外直接投資—電子産業における拡大・調整過程を中心に—」
- ・ 高安雄一 [2012] 「TPP の正しい議論にかかせない米韓 FTA の真実」、学文社
- ・ 日本貿易振興機構 [2007] 「韓国・中国企業の欧米市場戦略」
- ・ 百本和弘 [2017] 「韓米 FTA5 年間の変化と最近の韓米経済関係」、国際貿易投資研究所『季刊 国際貿易と投資 No.108』

○ 英語文献

- ・ USTR [2017a] "2017 Trade Policy Agenda and 2016 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program"
- ・ USTR [2017b] "2017 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers "

○ 韓国語文献

- ・ 対外経済政策研究院ほか [2011] 「韓米 FTA 経済的効果再分析」
- ・ 産業通商資源部 [2017] 「韓米 FTA、相互ウィン・ウィン効果示顕」

- ・ 政府関係部署共同 [2012] 「韓米 FTA 主要内容」
- ・ 政府関係部署共同 [2017] 「対外不確実性を超え対外部門がわが国経済の活力を先導－2017 年 対外経済政策方向－」
- ・ 韓国貿易協会国際貿易研究院 [2017] 「韓米 FTA5 週年 評価と示唆点」

-
- 1 両国間の FTA の名称について、本稿では韓国側発表内容の引用を除き、「米韓 FTA」に統一した。
 - 2 ちなみに、韓国では、米韓 FTA 発効前はさまざまな反対論が噴出したが、現在では米韓 FTA 改定交渉内容に対する危惧を除くと、反対論は沈静化している。FTA 発効前の韓国における主要な米韓 FTA 反対の論点について、韓国経済新聞（2017 年 3 月 14 日、電子版）は、「対米輸出より対米輸入が増加する」「自動車輸出が減少する」「米国産農畜産物が大量に流入する」「スクリーンクォーター削減により映画産業が崩壊する」「ISDS の手続きが乱発される」「米国産牛肉輸入急増で BSE が流行する」「医療民営化で盲腸の手術代が 1,000 万ウォンになる」「水道・地下鉄民営化で公共料金が急騰する」を挙げた上で、発効後 5 年間の実績を検証すると、全ての主張が誤りであったと総括している。
 - 3 10 機関は、対外経済政策研究院、韓国開発研究院、産業研究院、労働研究院、韓国農村経済研究院、韓国海洋水産開発院、情報通信政策研究院、韓国文化観光研究院、韓国保健産業振興院、韓国金融研究院をいう。
 - 4 ちなみに、後者について、週刊経済誌の毎経エコノミスト（2017 年 12 月 20～26 日、第 1938 号）は、「現代・起亜自動車が米国市場で極端な不振に陥っている理由は SUV 需要にきちんと対応できていないためだ。（中略）米国市場で SUV 人気が高まっているが、現代自動車はソナタ、アバンテ、エクセレントなど、古いセダン・モデルが主力だ」と述べている。
 - 5 韓国輸入自動車協会の統計によると、米国ビッグ 3 のブランド別輸入乗用車新規登録台数は、フォードが 2011 年 4,184 台から 2016 年 11,220 台へ大幅に増加、ついで、クライスラーが 2011 年 3,316 台から 2016 年 5,959 台に増加、GM は 2011 年 752 台から 2016 年 1,102 台となった。

第8章 在米日系企業の最新動向

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部米州課 課長

秋山 士郎

要約

最大の輸出相手国として、日本企業が米国市場を再評価している。海外進出企業の北米地域での売上高比率は再び増加する傾向を示しており、対外直接投資では米国向け投資が占める比率は3分の1を超える。グリーンフィールド投資では自動車関連産業が最多で、地域別でも自動車メーカーの工場が所在する中西部や南東部への投資が目立つ。

日本企業による合併・買収（M&A）も、金融分野を筆頭に活発に推移している。進出先としては、近年テキサス州をはじめとする南部地域が注目されている。

堅調に推移する米国経済を背景に、現地に進出している在米日系製造業の業況は好調が続く。過去6年にわたり、半数以上の企業が事業拡大の方針を打ち出しており、従業員の新規採用にも積極的な姿勢を示している。サプライチェーン戦略では、米国内で調達を増やし米国市場で販売する、いわば地産地消の動きが鮮明化している。近年、非製造業の動きも注目される。ロサンゼルスなどの西海岸や、ニューヨークなどの東海岸から他地域に横展開する企業の動きがあるほか、新規進出の事例も目立つ。

2017年1月のトランプ政権発足に伴う事業活動への影響は、これまでのところ限定的だ。しかしながら、NAFTA 再交渉や対中、対韓、対日通商政策の今後の趨勢への関心は高い。

第1節 米国市場の魅力を再評価する動き

1. 再び最大の輸出相手国に

近年、日本企業が米国市場を再評価する動きが目立つ。

2000年代に入り、中国やアジア諸国への関心が高まるとともに、米国に対する注目度は低下が続いた。とりわけ2008年のリーマンショックを契機に、日本の輸出に占める米国のシェアは15%台まで大きく減少し、最大輸出相手国の座を中国に奪われた（図8-1）。しかし、その後見事に反転し、2013年以降は再び最大の輸出先として20%前後のシェアを維持

している。

中国や ASEAN など新興国・地域の経済成長が減速する一方、米国経済が堅調な成長を維持したことが、反転をもたらした最大の要因となった。米国経済は、3 億人を超える人口規模、高い所得水準、8 年以上続く景気拡大など経済環境そのものに魅力があることに加えて、白人、ヒスパニック系、黒人、アジア系など様々な人種によって構成される市場が幅広いビジネス機会を提供する。内外無差別が徹底され、外国企業がビジネスしやすいビジネス環境を有するのも特徴だ。今後も中国と並び、日本企業にとって重要な市場を提供することが見込まれる。

ジェトロが実施した「2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」（2017 年 3 月）をみると、今後の輸出ターゲット国・地域の中で最も重視する輸出先として米国を挙げた回答企業は 15.5% に上り、2012 年度調査時の 8.8% から大きく伸びた。特に、繊維・織物／アパレルなどの産業で米国向け輸出を再び重視する傾向が強いようだ。

図 8-1 日本の輸出相手国別シェア推移

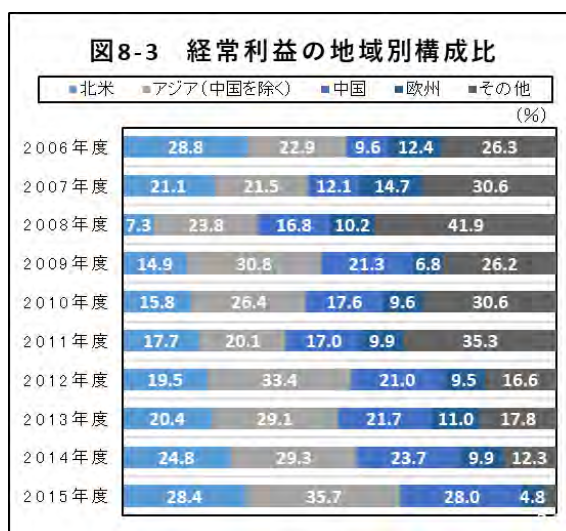
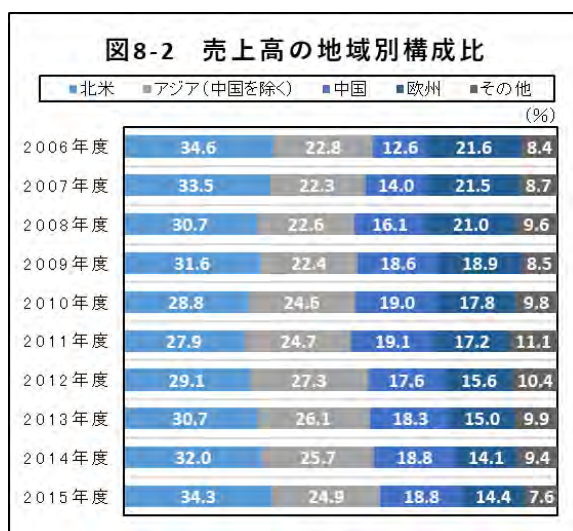


また、ジェトロへ寄せられる貿易相談件数でも、米国に関する相談が増加している。2014 年度以降、米国との貿易や投資に関する相談が増加する傾向が続いており、2017 年上半期には前年同期比で 5.3% 増え、構成比でも 10.0% を記録した。ここ数年、国別相談件数では中国、日本に次ぐ 3 番手だったが、同年ついに日本を抜いた。

2. 進出企業の北米事業比率も増加

米国市場を注目する動きは現地に進出している日系企業の動きからも読み取れる。経済産業省の海外事業活動基本調査で、製造業の海外子会社の売上高の地域構成比をみると、2015年の米国を中心とした北米地域の占める比率は34.3%で地域別で最大を占めた（図8-2）。他地域に比べ、北米地域は企業あたりの売上規模が大きいのが特徴となっている。これは、上述した米国の市場規模の裏返しであり、多くの企業が同市場での事業規模拡大を模索している姿を投影している。製造業子会社の経常利益の地域構成比でも、リーマンショックのあった2008年には一桁まで落ち込んだものの、28.4%まで上昇するなど回復ぶりが目立つ。売上高経常利益率では中国やアジアに劣るものの、安定的な利益を得られる市場として、北米市場の重要度が再び注目される要因になっている。

上場企業の決算情報を元にジェトロが独自に調査したところ、上場企業でも米州における売上高の比率は増加傾向を示している。例えば、2005年度時点では米州での売上高比率平均約14%だったが、直近2016年度では26%を超える水準まで増加している。例えば、同地域での売上高比率が高い企業として、自動車部品大手のエフテックの北米売上高比率（2016年度）の60.8%、飲料サービス大手のダイオーズの米国売上比率（同年度）の57.7%などを挙げることができる。売上額ベースでは、トヨタ自動車（トヨタ）の10.2兆円（2016年度）、本田技研工業（ホンダ）は9.0兆円などの規模が大きい。



（出所）経済産業省「海外事業活動基本調査」をもとに作成

第2節 日本企業の投資の動き

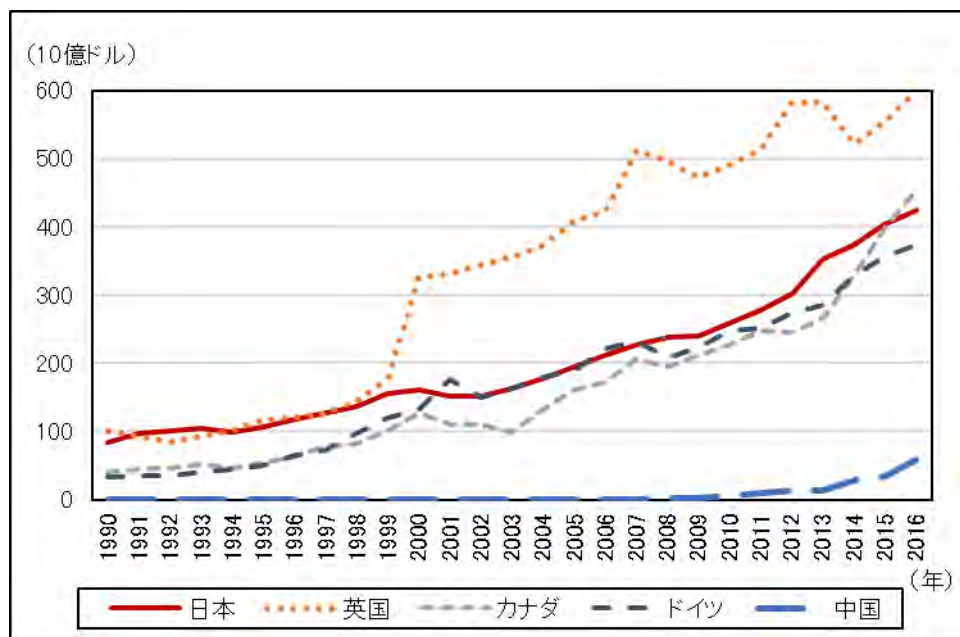
1. 米国向け投資は全体の3分の1超

日本企業の米国向け直接投資残高（2016年末時点）をみると53.2兆円で、全世界向け直接投資額（159.2兆円）の33.4%を占める。直近2015年の直接投資額（フロー、ネット）でも5.8兆円で、全世界向け投資（16.2兆円）の35.8%を占めるなど、依然として高い水準を維持している。

米国商務省によると、1990年以降、日本の対米直接投資は堅調に増加し、2016年末の対米直接投資残高¹は4,243億ドルとなった。金額ベースでは英国、カナダに次ぐ3番手を占めた。リーマンショックのあった2008年の2,378億ドルの水準からその後も堅調に残高を積み増したのが日本の特徴で、同期間の増額分は1,866億ドル、伸び率にして78.5%に達した（図8-4）。

投資残高を業種別にみると、製造業（32.7%）、卸売・貿易（26.6%）、金融・保険（預金機関を除く）（17.1%）が上位に並ぶ。製造業の内訳をみると、コンピュータ・電子製品への投資額が90年代後半をピークに減少しているのに比べて、輸送機器、化学品、金属加工品などで投資残額の伸びが目立った。

図8-4 主要国の対米直接投資残額



（出所）商務省をもとに作成

ここ数年の直接投資額をみると、データ入手可能な直近 2016 年の最大投資国はカナダで 585 億ドル、これに英国 (545 億ドル)、アイルランド (354 億ドル)、スイス (349 億ドル) と欧州勢が続いた (表 8-1)。5 位は中国で、前年の約 3.5 倍の 276 億ドルと急増した。日本は 182 億ドルと 2015 年の 269 億ドルから 3 割以上減少し、前年の 4 位から 8 位に下がった。ただし、全投資額から M&A 投資分を除きグリーンフィールド投資に限定すると、2015 年には国・地域別で最大を記録し、翌 2016 年もカナダに次ぐ 2 位だった。

表 8-1 米国への国・地域別直接投資額の推移

(単位:100万ドル)

	グリーンフィールド投資			M&A			合計		
	2014年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年	2014年	2015年	2016年
カナダ	3,911	1,741	1,592	30,187	86,994	56,910	34,098	88,735	58,502
日本	n.a.	2,675	1,083	26,769	24,180	17,123	29,201	26,855	18,206
中国	n.a.	1,198	800	1,895	6,583	26,819	3,934	7,781	27,619
ドイツ	573	659	627	29,342	45,759	12,756	29,914	46,418	13,382
フランス	1,699	639	397	5,204	13,276	18,848	6,903	13,916	19,246
英国	624	404	145	22,201	20,354	54,352	22,825	20,758	54,496
アイルランド	78	n.a.	99	43,291	175,885	35,299	43,369	175,978	35,397
スイス	499	169	82	15,980	5,511	34,798	16,480	5,679	34,880
オランダ	408	n.a.	17	8,254	n.a.	23,242	8,662	13,784	23,260
英領諸島	630	n.a.	n.a.	10,262	2,147	n.a.	10,891	2,351	3,800
合計(その他含む)	17,907	13,776	7,740	242,580	425,788	365,700	260,487	439,563	373,440

(注) グリーンフィールド投資は新規及び拡張投資の合計

(出所) New Foreign Direct Investment in the United States in 2016, 商務省経済分析局 (BEA)

2. グリーンフィールド投資は自動車分野が最多

英 Financial Times のデータベースに基づき日本からのグリーンフィールド投資件数を業種別にみると、2015～2017 年の 3 年間に最も多いのは自動車部品 (70 件) で、次に産業機械・設備機器 (67 件)、金属 (30 件) と続いた (表 8-2)。4 位以降は、ソフトウェア・IT サービス (24 件)、プラスチック (23 件)、自動車 (23 件)、化学 (21 件)、通信 (17 件)、電子部品 (16 件)、食料品・たばこ (16 件) などが並び、幅広い分野で投資が行われていることがわかる。

各社の投資計画をみると、堅調に推移する米国市場での事業規模の拡大を目指すものが最も多い。

中でも、ここ 5 年程度は販売台数の回復が顕著であった自動車関連産業の追加投資が目

表8-2 日本からの業種別投資（グリーンフィールド投資）件数

業種	2015年	2016年	2017年	合計
自動車部品	26	22	22	70
産業機械・機器	22	26	19	67
金属	6	14	10	30
ソフトウェア・ITサービス	4	10	10	24
プラスチック	12	8	3	23
自動車	7	8	8	23
化学	8	8	5	21
通信	7	7	3	17
電子部品	5	6	5	16
食料品・たばこ	8	3	5	16
金融サービス	5	5	3	13
ゴム	2	7	4	13
医療機器	3	5	2	10
消費財	3	2	3	8
不動産	4	0	4	8
オフィス機器	3	4	1	8
その他	24	21	26	71
合計	149	156	133	438

（出所）ファイナンシャル・タイムズ

分野だ。ドイツが主導するインダストリー4.0、モノのインターネット（IoT）、人工知能（AI）などの新たな技術を自社に取り込もうとする動きが盛んに見受けられる。自社の研究開発担当や、新規事業担当者をカリフォルニア州のサンフランシスコやシリコンバレー周辺やマサチューセッツ州のボストン、ケンブリッジ周辺などに常駐させ、地域の有識者や技術者などとの情報交換や出資などを通じて自社の将来の競争力強化に繋げようとする企業の例が増えている。

3. 州別ではカリフォルニア州への投資件数が最多

州別では、カリフォルニア州への投資が 56 件で最多であった（表 8-3）。製造拠点への投資は 3 件にとどまったものの、販売拠点や研究・開発など幅広い分野で投資が行われた。業種別では、産業機械・機器、化学、ソフトウェア・IT サービスなど幅が広いことも同州への投資の特徴といえる。ロサンゼルス周辺には、ロングビーチ港とロサンゼルス港と全米最大規模のコンテナターミナルがあり、周辺には物流倉庫が多い。日本あるいは中国を含むアジア地域で生産した製品を米国市場に持ち込む際のゲートウェイとして、以前より日本企業には高い人気を誇る。日本人を含むアジア系人材の採用も比較的容易のため、米国進出の足掛かりとして同地域を選択する企業は依然として多い。

立った。リーマンショック以降、在米自動車部品産業では工場における稼働率を高めて自動車メーカーからの増産要求に応じてきたが、人口増加に伴い今後も米国の市場規模が緩やかに増加することを見越して、追加投資を決める企業が相次いだ。

また、投資規模では目立たないものの、投資の動きが活発なのが新技術の開発やイノベーション関連

最近では、上述したように、米国の最新技術やイノベーション動向を自社の成長に取り込むことを目的に、最大の集積地であるサンフランシスコやシリコンバレーなどのベイエリアに新たに拠点を設ける動きも散見される。例えば、パナソニックは2017年3月にシリコンバレーにベンチャー企業投資を担う新会社を新たに設立。岡谷鋼機も同月にベンチャー企業投資を目的とした新規拠点を同地に設立することを発表した。

カリフォルニア州に次ぐ投資先としては、45件の投資案件を記録したテキサス州の名前が挙がった。2014年にトヨタが北米本社をダラス近郊のプレイノ市に移転することを発表し、日本企業の同州への関心が一気に高まった。2015年には農業機器大手のクボタが米販売会社を同州ダラス近郊に移転することを発表した。2017年の主な投資案件だけ見ても、空調大手ダイキンによる新規雇用3,000名超の新工場のほか、TDKのセンサ製造子会社、セキュリティソフト大手トレンドマイクロの製造拠点、マキタの新たな製造拠点などの投資計画が含まれる。精密機器大手の村田製作所は、同州に半導体子会社の研究開発拠点の新設を決めた。2016年の同州の人口増加率は、全米平均の4.5%（2010年比）に対し、10.8%と大きく上回る。人口増加による消費市場の拡大に伴い、サービス企業の投資も今後増加しそうだ。

3番手以降は、インディアナ州（31件）、ケンタッキー州（26件）、テネシー州とオハイオ州（各25件）が続いた。インディアナ州にはトヨタ、ホンダ、スバル、ケンタッキー州にはトヨタ、テネシー州には日産自動車、オハイオ州にはホンダの主要工場がそれぞれあり、関連の部品製造拠点が集積している。これらの地域では、各自動車メーカーの増産計画に合わせて生産設備の拡張を目的とした追加投資が数多く行われている。2017年だけみても、インディアナ州では、トヨタによる400名の追加雇用のほか、軸受大手NTNの子会社による新規工場設立、深井製作所と豊田鉄工による合弁会社の拡張などが進み、ケンタッキー州でもトヨタが13億ドル投資して、工場拡張投資を行うほか、神戸製鋼子会社やトヨタ合成子会社による拡張投資などが発表された。オハイオ州では、ホンダが自ら300名規模の追加雇用を発表、テネシー州では自動車部品大手のデンソーが1,000名規模の新規採用を進めている。

この他、ユニークな投資として、日本酒「獺祭（だっさい）」で知られる旭酒造は、ニューヨーク州内に大規模な酒蔵を設立することを発表した。米国産の食用米を使って純米大吟醸酒などを製造し、米国人が日常的に飲むワインに近い価格で販売する予定だ。

表 8-3 日本からの州別投資（グリーンフィールド投資）件数

（単位：件数）

州名	2015年		2016年		2017年		合計	
	全拠点	製造拠点	全拠点	製造拠点	全拠点	製造拠点	全拠点	製造拠点
カリフォルニア	25	1	16	2	15	0	56	3
テキサス	9	3	17	5	19	5	45	13
インディアナ	8	6	15	10	8	7	31	23
ケンタッキー	11	10	9	6	6	5	26	21
テネシー	10	8	9	6	6	5	25	19
オハイオ	10	8	6	3	9	3	25	14
ミシガン	1	0	11	4	8	2	20	6
ジョージア	5	3	7	1	4	0	16	4
ニューヨーク	6	1	5	1	5	2	16	4
ノースカロライナ	5	1	5	2	4	4	14	7
イリノイ	5	2	5	0	3	0	13	2
サウスカロライナ	5	4	4	2	3	1	12	7
バージニア	3	3	6	3	2	2	11	8
マサチューセッツ	4	0	3	1	4	1	11	2
ペンシルバニア	2	1	8	2	1	0	11	3
オレゴン	3	1	2	0	3	2	8	3
ワシントン	3	1	3	0	2	1	8	2
ニュージャージー	2	1	3	0	2	0	7	1
カンザス	2	0	1	0	3	2	6	2
フロリダ	2	0	2	1	2	0	6	1
アラバマ	3	3	1	0	2	2	6	5
その他	25	10	18	9	22	9	65	28
合計	149	67	156	58	133	53	438	178

（出所）ファイナンシャル・タイムズ

4. 金融とハイテク分野での M&A が目立つ

日本企業による米国企業の合併・買収（M&A）も相変わらず旺盛だ。2017 年には件数、金額ベースで前年を上回る M&A が行われた（表 8-4）。自社で独自に事業展開をする時間が十分でない場合に、既存企業を入手することによって迅速な市場獲得と事業拡大が可能になる。

表 8-4 日本からの業種別投資（M&A 投資）件数および金額

(単位:件数・百万ドル)

業種	2015年		2016年		2017年		合計	
金融	24	21,979	17	204	27	3,800	68	25,983
ハイテク	18	2,918	15	7,736	17	2,255	50	12,909
素材	8	2,051	12	2,532	11	1,254	31	5,838
卸売、サービス	8	884	13	618	9	762	30	2,264
工業	11	703	11	242	7	833	29	1,778
ヘルスケア	5	365	9	2,449	6	1,475	20	4,288
食品、生活雑貨	5	5,085	8	135	7	325	20	5,546
通信	2	59	2	1,250	13	6,491	17	7,800
エネルギー電力	4	0	2	0	4	0	10	0
小売	2	0	3	91	3	38	8	129
メディア、エンターテインメント	1	0	5	0	1	0	7	0
不動産	1	0	1	658	3	351	5	1,009
政府、政府系機関	0	0	0	0	1	0	1	0
合計	89	34,045	98	15,915	109	17,585	296	67,545

(出所)トムソン・ワン

ここ数年の M&A 案件をみると、件数、金額とも最大を記録している金融分野とともにハイテク分野における案件が多い。何れも米国が他国に先駆けて最新の技術やビジネスモデルを導入している分野である。人口減少を迎える日本の国内市場から海外市場に活路を見出すのみならず、米国企業が有する新しい競争力を M&A を通じて内部化しようとする買収企業の狙いが見て取れる。例えば、2017 年 12 月にスマーキーに関する特許技術を有するベンチャー企業を買収した自動車部品大手のデンソー、医療用 IT ベンチャー企業を買収した日立製作所、東海岸の半導体ベンチャー企業を買収した村田製作所、肌色を測定する技術を持つ化粧品ベンチャー企業を買収した資生堂などが代表的な事例と言える（表 8-5）。金融分野では、特殊（スペシャルティ）保険を得意とする企業の買収が目立つ。損害保険ジャパン日本興亜を中核とする SOMPO ホールディングは 2017 年以降、エンデュランス、レクソン・シュアティ・グループ系の中核子会社などを立て続けに買収した。

また、国土が広く、産業が地域単位で組成されやすい米国では、地域に強い事業基盤を有する企業が多いため。こうした良好な顧客基盤を有する企業を取得しようという動きも近年の買収では目立つ。例えば、近年テキサス州、メリーランド州、ユタ州の不動産会社を次々に取得した住友林業は、買収先企業の顧客を効率的に取り込むことに成功した例だ。不動産分野では、ジョージア州に顧客基盤を有する同業を買収した鹿島やバージニア州の企業を取得したダイワハウスなど、同様の狙いで地元企業を買収する動きが続いている。こ

の他、ミシガン州の IT サービス企業を買収した NTT コミュニケーションズ、ミネソタ州の水処理薬品会社を買収した栗田工業の事例も当てはまる。

表 8-5 日本企業によるベンチャー企業への出資事例

時期	企業名	出資先企業と狙い
2017年1月	資生堂	肌の色を測定する技術を有するマッチコー（カリフォルニア州）を買収。
2017年3月	オムロンヘルスケア	医療ベンチャーのアライブコア（カリフォルニア州）に約28億円を出資する。同社はウェアブル型の心電計を扱う。
2017年3月	パナソニック	自動車の音声案内や視認が容易な画面、利用者が必要な機能を予測するといった技術を活用した自動車用アプリを提供するドライブモード（カリフォルニア州）に出資を決定。
2017年3月	村田製作所	半導体ベンチャーのアーキティックス（マサチューセッツ州）を買収。
2017年10月	パナソニック	人口知能（AI）ベンチャーのアリモ（カリフォルニア州）の買収を発表、
2017年12月	デンソー	スマートフォンを車の鍵として使う「スマートキー」の技術を持つインフィニティキー（ミシガン州）を買収。
2018年1月	日立製作所	米国の医療ITベンチャー、ビジスター（サウスカロライナ州）を買収。

（出所）各社発表、報道資料より作成

セブン&アイ・ホールディングス（本社：東京都千代田区）は 2017 年 4 月、子会社を通じてスノコ（Sunoco LP）から同州を中心としたガソリンスタンド併設型のコンビニエンスストア 1,108 店舗を約 33 億ドルで取得した。日本の小売業の M&A の中では 2005 年のイトーヨーカ堂、セブン・イレブン・ジャパン、デニーズジャパンの経営統合（セブン&アイ・ホールディングスの発足）に次ぐ 2 番目の規模、また、小売業の海外での事業買収では過去最大となった。小売業では、ドンキホーテ HD もハワイ州で 24 店舗を展開する QSI を取得することを決めた。同社は、長年にわたり地域市民や観光客に親しまれてきたスーパーマーケットを経営する QSI の買収を、今後のグローバル事業戦略の中核に位置付けた。

5. 日本企業の南部への関心

テキサス州のところで触れたように、近年、同州をはじめとする米国南部地域が関心を集めている。最近では、トヨタとマツダの新工場が、南部のアラバマ州に設立されることが正式に発表されたばかりだ。

南部が注目される理由の 1 つが、安価なビジネスコストだ。特に労働コストが他地域に比べて低いのが特徴で、製造業で比較すると、ノースカロライナ、テネシー、アーカンソー、ジョージア、フロリダ、アラバマ、ミシシッピの各州などで平均賃金が低い。低い賃金の背

景には、労働権法の存在がある。同法は 1943 年にフロリダ州で制定された後、徐々に他州に広がりを見せ、合計 28 州にまで拡大している。センサス局による地域分類に基づくデラウェアとメリーランドの 2 州を除く南部 14 州で既に同法が施行されている。労働権法を制定している州では、労働者の労働組合加入が強制されないため、労使交渉に必要なコストや労働コストの上昇が抑制されやすい。

また、米国経済の好調さによって、米国内の労働市場は失業率が実質完全雇用を下回ると言われる 4% 台前半で推移するなど、労働力が不足気味な状況が続く。優良人材の採用難は、生産拠点を保有する日系企業においても共通の悩みの 1 つになりつつある。そうした中、南部のアラバマ、ジョージア、ケンタッキー、ルイジアナ、ミシシッピなどの州は、失業率が全国平均を上回っており、人員獲得面では比較的恵まれている。

州 GDP に占める地方税比率が低いのも南部の特徴である。50 州の中央値（2014 年）が 10.42% であるのに対して、ジョージア州（8.6%）、テキサス州（8.4%）、テネシー州（8.0%）など相対的に低い。

南部では、ビジネスフレンドリーと考えられる共和党の勢力も強い。デラウェア、ノースカロライナ、バージニア、ルイジアナの 4 州を除き、共和党出身の知事が就任している。2016 年の大統領選挙でもデラウェア、メリーランドバージニアの 3 州を除き、すべて共和党のトランプ氏が勝利した。

その他の魅力として、交通やロジスティクスなどの「地の利」を指摘する声も多い。地理的にも東西の主要都市へのアプローチがしやすいことに加えて、地域には主張な海港、空港が多く存在する。海港では、南ルイジアナ港（ルイジアナ）、ヒューストン港（テキサス）、一般空港ではアトランタ空港（ジョージア）、ダラス・フォートワース空港（テキサス）、航空貨物分野ではメンフィス空港（テネシー）、レイビル空港（ケンタッキー）などの重要港が存在する。

「地の利」には、中南米市場へのゲートウェイとしての役割も含まれる。日系製造業調査（2015 年度）では、回答企業の 8 割以上が中南米市場への関心を示すなど、在米日系企業中南米市場への事業拡大意欲は強い。中でも、メキシコ、ブラジルに関心を示す企業が多いが、いずれの国への移動に際しても南部の主要空港からは直行便が発着している。

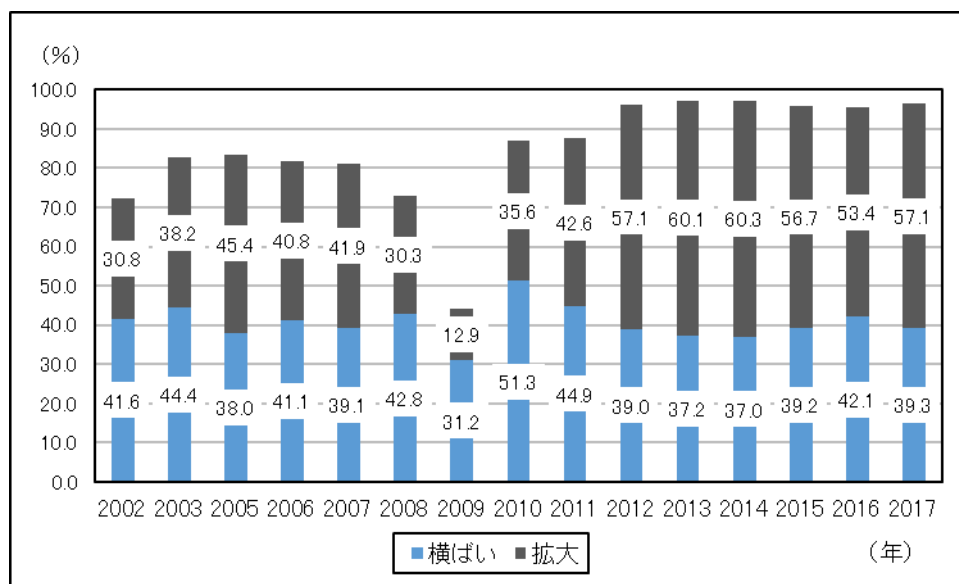
第3節 在米日系製造業の動き

1. 過去6年にわたり半数以上の企業が事業拡大を検討

ジェトロが2017年10月から11月中旬にかけて実施した「2017年度米国進出日系企業調査」（以降、日系企業調査）²によると、進出日系製造業の事業拡大に積極的な様子が伺える。

米国に拠点を有する日系製造業のうち、今後1～2年に事業拡大を視野に入れる企業は全体の57.1%で、前年調査から3.7ポイント増加した（図8-5）。5割超となるのは、2012年度調査から6年連続となる。拡大する機能としては、販売機能（62.5%）、高付加価値品の生産（49.9%）、汎用品の生産（30.6%）などが上位に並んだ。業種別では、食品・農水産加工（75.8%）、業務用機器（74.1%）で「拡大」を計画する企業が多かった。米国では今後も安定した人口増加が見込まれている。人口増加に伴い市場拡大が確実に見込める業種ほど、積極的な追加投資が確認される。

図8-5 今後1～2年の事業展開



（出所）「2017年度米国進出日系企業調査」

従業員の採用戦略についてはどうか。現地従業員を過去1年間に増やした企業は全体の41.0%に達した。事業の拡大同様、4割超となるのは今回の調査で6年連続となる。今後も44.6%の企業が従業員の増加を計画している。事業の拡大に伴い、半数近い企業が雇用も増

やすことが伺える。米国商務省統計（2015 年）によると、外資系企業が米国内で創出している雇用総数は 740.3 万人おり、そのうち製造業分野が 255.9 万人を占める。日系企業の雇用者数は全体の 12.4%の 91.8 万人で、製造業に限ると 41.3 万人（16.1%）で国別では最大となっている。日系製造業の採用戦略を考慮すると、米国の外資系企業における日系製造業のプレゼンスは、今後もより一層強まることが予想される。

日本企業は現地従業員数の増加に積極的な動きを見せる一方、日本人駐在員の増員には慎重だ。日本人の駐在員数については過去 1 年間で横這いとした企業が 71.8%、今後の予定でも 77.0%を占めており、増減のない企業の比率が高くなっている。背景には、経営の現地化が進んでいることに加えて、駐在員派遣に伴うコストの問題や、駐在員ビザの取得要件の厳格化などがある。

米国の好景気の下、米国進出日系企業の業績も好調が続く。2017 年の営業利益見込みについて、「黒字」を見込む企業は 74.4%を占めた。7 割超となるのは 6 年連続となる。業種別では、医薬品（88.2%）、鉄鋼（87.1%）、非鉄金属（86.7%）、業務用機器（85.2%）、はん用・生産用機器（82.2%）、化学品・石油製品（80.0%）などで黒字比率が高かった。

黒字比率は 2014 年をピークに減少傾向が続いた。例えば、前年好調だった輸送用機器部品（自動車・二輪車）では前年の 82.5%から 70.4%に大きく低下した。地域別でも、南部の黒字比率が 5.9 ポイント落ちて、69.7%に留まるなど低下が目立った。業績が悪化した回答企業の声を聞くと、販売の伸び悩みが主な要因として挙げた。

ただし、回答企業の景況感をみると、2018 年の見通しでは「改善」を見込む企業が 8.4 ポイント増加して 46.2%を占めており、その 8 割近くが売り上げ増加を予想している。将来見通しについては、楽観視している企業が多いようだ。

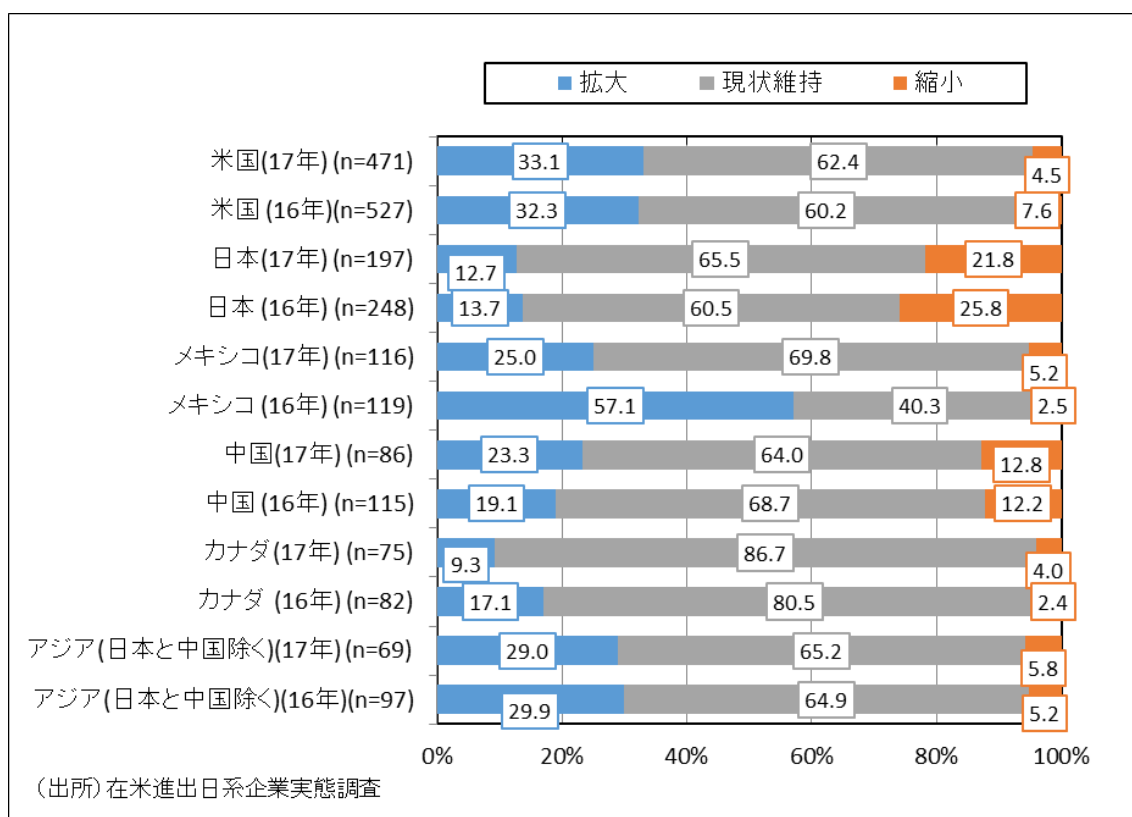
2. 米国内での地産地消が進む

進出日系製造業のビジネス動向をみると、米国市場向けビジネスの重要性が増している。上述した日系企業調査によると、米国進出日系製造業の販売先は米国内が 80.9%を占める。カナダとメキシコ向けが 8.5%、日本向けは 4.0%にとどまった。今後、販売を拡大する先として米国を挙げる企業が 154 社で最も多く、メキシコ（80 社）、カナダ（43 社）を合わせた数を上回った。業種別には食品・農水産加工（53.3%）、化学品・石油製品（40.5%）などで多かった。米国に生産拠点を有する企業の多くが、国内市場を引き続き優先する姿が伺える。

次に進出日系製造業の調達戦略を見てみたい。生産活動を行う企業の原材料・部品の調達割合は米国内が前年比 2.1%増の 59.3%で最大で、日本 (25.3%)、中国 (4.7%)、ASEAN (2.8%) からの調達が続いた。NAFTA 域内については、メキシコが 2.2%、カナダが 1.6%にとどまった。米国内からの調達では、地場企業からの調達比率が 38.6%を占め、現地日系企業 (18.8%) を大きく上回った。今後についても、米国の地場企業からの調達拡大を検討する回答企業は 131 社おり、米国日系企業 (67 社) を上回った。業種別では、食品・農水産加工 (80.4%) やプラスチック製品 (73.7%) で、米国内からの調達比率の高さが目立った。他地域に比べて、米国内の日系製造業は進出時期が早いことに加えて、米国内に競争力のあるサプライヤーが多く存在することを理由に、米国内での調達比率は依然より高い特徴を有する。こうした米国における現地調達は今後より一層進展することがアンケート結果から読み取れる。

同調査では、米国市場向け生産戦略についても質問した。米国市場向けの生産地として現状、米国内が占める割合が 76.3%と圧倒的で、日本 (12.4%)、メキシコ (3.7%)、アジア (日本と中国を除く) (2.4%)、中国 (2.2%) となった (図 8-6)。業種別では、鉄鋼や食品・農水産加工などが、過去の調査と比べて米国内での生産比率を増やした企業が多い。今後、米国での生産戦略について回答のあった 471 社のうち、拡大を検討している企業は 156 社 (33.1%) で、比率としては最大であった。他では、アジア (日本と中国を除く) (20 社、29.0%)、メキシコ (29 社、25.0%)、中国 (20 社、23.3%) で生産拡大を企図している企業の比率が高かった。米国市場向け製品は同国内で生産する企業が今後も主流になりそうだ。

図 8-6 米国市場向け製品の生産地についての今後の方針



第 4 節 非製造業の動き

1. 米国内で横展開の動き

非製造業では、金額ベースでは金融分野における投資額が圧倒的に多いものの、新規の投資案件数では飲食店の米国進出が目立つ。既進出企業が他都市に横展開する事例が多い。ニューヨーク市内で一風堂を展開している力の源ホールディングスは 7 月、西海岸 1 号店をカリフォルニア州のバークレーに開店した。カリフォルニア大学や先進的なライフスタイルで知られる同地域の物件にこだわった。

くら寿司を展開するくらコーポレーションは、新たな展開先としてテキサス州のヒューストンを選んだ。日本人のみならずアジア人も比較的多く在住する地域を狙った。同社に限らず、飲食店をはじめとする非製造業でもテキサス州をはじめとする南部へ進出する動きがある。在留邦人は西海岸のロサンゼルスとベイエリアの周辺や東海岸のニューヨーク近

郊に比べて少ないモノの、アジア系、白人などによる日本産品への旺盛な需要があることが注目されている。小売業でも、2016年9月にヒューストンにセイワ・マーケティング、2017年4月にはダラスにミツワ・マーケットプレイスが開店した。こうした動きに合わせて、飲食、書籍・文具、美容などで新規の出店が続いている。

2. 新規の米国進出も増える傾向

2017年に入り新規進出案件も再び増える傾向にある。例えば、「いきなりステーキ」を展開するペッパーフードサービスは2月に海外初出店となる店舗をニューヨーク市で開店した。マンハッタン地区で日本レストランが集積するイーストビレッジに店舗を開き、ステーキの本場であるニューヨークに立ち食いスタイルの店舗を持ち込んだ。現地で「J-STEAK（ジェイ・ステーキ）」と名付けて、地元市民に紹介している。

「塚田農場ファーマーズキッチン」を展開しているエービーカンパニーは、3月にハワイ州のホノルル市で「塚田農場ファーマーズキッチンホノルル市」を開店した。契約農場から仕入れた野菜を使用し、日本の店舗と同様に、新鮮さと栄養価を保った製品提供を目指している。和食人気を背景に、付加価値の高い食材を提供する動きもみられる。例えば、「とらふぐ亭」などを運営する東京一番フーズは、ニューヨーク市内中心部にマグロやブリなどの鮮魚を提供する和食レストランを出店した。

小売業では、既述したセブン&アイホールディングスやドンキホーテホールディングス以外に、リサイクルショップを展開するハードオフが米国第1号店をハワイに設立した。同社は地域のリサイクルをビジネスとしてきたが、もともと再利用（Reuse）の考え方が根付いているハワイ州でこれまで培ってきたノウハウを生かす。将来的には、米国内で300店舗の展開を目指す。

その他のサービス業では、理容大手のキュービーネット・ホールディングが、ニューヨーク市で米国1号店を開設した。マンハッタン地区のグランドセントラル駅近くに「ミッドタウン・イースト店」を設け、日本の店舗と同様の整髪サービスを展開する。忙しいニューヨーク市民に対して、短い時間で整髪するサービスはニーズがあると睨んだ。今回の一号店を皮切りに、年内にマンハッタン内で3店舗の出店、今後4～5年で全米に30店舗以上の出展を目標に掲げていく。ニューヨークでのブランディングに成功すれば、米国の他の都市、欧州への展開の足掛かりにもなると考えている。

不動産業による買収事例が増えていることについては既述の通りであるが、安定的な賃

貸収入を見込んだ大型不動産への投資の動きもある。三井不動産のニューヨーク・マンハッタン地区におけるオフィスビル「50 ハドソンヤード（仮称）」の開発事業（総事業費 35 億ドル、同社の事業シェアは 9 割）を手掛ける。同社はマンハッタン地区に別の商業ビルも保有しており、事業規模拡大を目論む。

第 5 節 トランプ政権による事業活動への影響

1. 新政権の発足によるビジネスへの影響は限定的

トランプ政権が発足した 2017 年 1 月以降も進出日系企業の米国でのビジネス展開に特段の変化は見られていない。先に触れたジェトロの進出日系企業調査の結果も前年度調査から変化は限定的だ。その一番の理由は、米国経済が好調さを保っていることがある。既に見たように、大半の日系企業が好調な経営を維持している。就任早々、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）からの離脱を公表するなど、通商政策の分野では前政権の方針から大きな転換を進めているトランプ政権も、国内政策では税制の見直しと規制緩和などを通じたビジネスフレンドリーな政策を進めており、国内経済界から一定の評価を得ている。進出日系企業の間でも、トランプ大統領が進める税制改革や規制の見直しを評価する声が多く聞かれる。

米国の好景気は、ビジネスコストの上昇として、むしろ日系企業の課題を招きつつある。進出日系企業調査では、コストを上昇させる要因として、「労働者（一般社員・技術者）の確保」を挙げる企業が 70.6%で最大だった、次いで、賃金（給与・賞与）の上昇（68.7%）、労働者の定着率（48.1%）が多くなっており、人材関係で頭を悩ます企業の多さが浮き彫りとなっている。米国内で拠点の新設や移転を考える際にも、雇用コスト（現地人材の質・採用可能性など）は 65.9%と、顧客との近接性（70.1%）に次いで重視されている。

2. NAFTA 再交渉の進展に留意

一方、隣国のカナダ、メキシコとの間で進められている北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉については、その行方を案じる日本企業が少なくない。特に自動車の域内輸出入時に適用される原産地規則の見直しは、自動車メーカーのみならず、多くの関係部品メーカーの

調達、生産戦略に大きな影響を与えうる。米国政府の見直し案では原産品と認める関（しきい）値を現行の 62.5%から 85%に引き上げ、米国産品の割合を 50%以上とすることを求めている。また、従来はトレーシングリストと呼ばれる、自動車の基幹部品のリストに計上されている部品に関してのみが原産比率を算出する上で対象となっていたが、米国はすべての構成部品を漏れなく算出対象に含めることを求めている。同案についてはカナダ、メキシコ両政府に加えて、米国の産業界からも反対する声が多く挙げられており、見直し内容の行方は予断を許さない。仮に見直しが一部に留まるにせよ、内容によっては実際に生産地域等の見直しを余儀なくされる日系企業は相当数に上ることが予想される。

実際に、部品メーカーに話を聞くと、供給先メーカーの今後の戦略に応じていくほかないとする回答が多い。自動車メーカーも 4~5 年に一度行うモデルチェンジに合わせて、生産ネットワークを構築する。今後、モデルチェンジを迎える車種について調達方針をどう決めるか、難しい判断が求められることになろう。

日系企業調査結果では、米国向け生産地として今後メキシコでの生産拡大を企図している企業が回答数の 25.0% (29 社) だったことを紹介したが、前回 2016 年の調査では 57.1% (68 社が) が拡大を検討すると回答していた (図 8-6)。同企業数の減少は NAFTA の再交渉の行方が不透明な中、メキシコでの生産拡大について様子を見極めようとする日系企業の慎重な姿勢が現れたと考えられる。

もう一つ在米進出日系企業が心配しているのが、トランプ政権の対東アジア通商政策だ。中でも、米中通商関係の悪化が最大の懸念材料だ。在米進出日系製造業のうち、中国から調達をしている企業の比率は 3 割弱いると推定される。トランプ政権は中国企業が不正に安価な製品を米国に輸出している可能性について疑問を示してきた。就任後には、「貿易赤字の要因調査」、「鉄鋼製品およびアルミ製品の輸入による安全保障への影響調査 (1962 年通商拡大法 232 条調査)」、「中国の技術移転策などに関する 1974 年通商法 301 条調査」など、実態を明らかにすることを目的とした調査指示を次々に施してきた。2018 年 1 月には中国からの輸入品を念頭に、太陽光パネルと大型洗濯機の輸入に対してセーフガード措置も決定した。今後も米中間で通商関係に影響を与える何らかの措置が続くと、在米日系製造業の調達戦略にも影響を与えうる。

また、米韓自由貿易協定 (KORUS FTA) の見直しによる影響も無視できない。同 FTA の発効に伴い、両国間で自動車関税の大部分が即時撤廃された。韓国では完成車に対して 8%の関税を課しており、FTA 発効によるコスト削減効果は大きい。これを受けて、トヨタ

自動車やホンダなどは、韓国市場向けに米国産の完成車を輸出してきた。同協定の見直しでは、米国政府は自動車貿易の不均衡を問題視していると伝えられており、ビジネス環境に何らかの影響が生じない保証はない。

-
- 1 最終受益株主（UBO）出資比率が 50%以上の企業が対象。
 - 2 米国に進出している日系製造業の生産会社と販売会社を対象にしている。調査実施期間は 2017 年 10 月から 11 月中旬で、アンケートを送付した 1,200 社中 793 社が回答、有効回答率は 66.1%。

第9章 米国の国境税調整問題と税制度改革

青山学院大学 地球社会共生学部 教授

国際貿易投資研究所 (ITI) 客員研究員

岩田 伸人

要約

トランプ政権が発足する前年、2016年6月に発表された共和党のポール・ライアン (Paul Ryan) 下院議長等による税制度改革案は、米国の税制度を大幅に改革しようとするものであったが、その中の国境調整税 (Border Adjustment Tax: BAT) に関わる部分が、GATT/WTO の自由貿易体制の根本理念に反するのではないかとの懸念が、内外の識者から出されていた。

「米国第一主義」を掲げて2017年1月に就任したトランプ大統領は、共和党・トランプ政権の基本方針として、(1) 連邦法人所得税を現行の約35%から15%へ大幅引き下げ、(2) 連邦個人所得税を累進の最高税率を35%へ引き下げ、(3) 相続税を撤廃、そして(4) グローバル企業による海外 (タックス・ヘイブン) 留保利益の本国還流を促す措置の導入、などからなる大規模な減税策を掲げた。

2017年12月の米国議会 (上下院) の統一改正案では、連邦法人所得税については21%へ修正された。筆者の印象では、共和党の首脳陣が目指していた大幅な税制改革の方針が、トランプ政権の下で具体化されたという感がある。

今回の共和党トランプ政権下で発効した減税改革の内容は、極めて多岐にわたっており、今後、様々な分野での議論が予想される。それらの中で、米国の連邦法人所得税の大幅引き下げと、全世界課税方式に代わるテリトリアル課税方式の導入は、大国アメリカの一面を象徴している。

というのも、内国法人税を従前の約40%から半分の約21%に引き下げる案は、明らかにそれによる米国グローバル企業の海外留保益が米国へ大きく還流するという前提の上に成り立っているからだ。つまり、米国企業の海外留保益が期待通りに米国へ還流しないならば、今後、米国の財政赤字が大きく拡大する可能性がある。まさにギャンブルである。

国家財政を左右する重要な改革に際し、ギャンブル的な決断を下せる先進国は、米国以外

にはないのではないか。米国民は、リスクを恐れない果敢な現政権に国家財政の将来を委ねたと言える。

はじめに

トランプ政権が発足する前年、2016年6月に発表された共和党のポール・ライアン (Paul Ryan) 下院議長等による税制度改革案、いわゆるブルー・プリント (タイトル: ”*A Better way, our vision for a confident America*”) は、米国の税制度を大幅に改革しようとするものであったが、その中の国境調整税 (Border Adjustment Tax: BAT) に関わる部分が、GATT/WTO の自由貿易体制の根本理念に反するのではないかと懸念が、内外の識者から出されていた。

その後、「米国第一主義」を掲げて 2017 年 1 月に就任したトランプ大統領は、前年に共和党が掲げた税制改革案 (上記) を背景に、共和党・トランプ政権の基本方針として、(1) 連邦法人所得税を現行の約 35% から 15% へ大幅引き下げ、(2) 連邦個人所得税を累進の最高税率を 35% へ引き下げ、(3) 相続税を撤廃、そして (4) グローバル企業による海外 (タックス・ヘイブン) 留保利益の本国還流を促す措置の導入、などからなる大規模な減税策を掲げた。

2017 年 12 月の米国議会 (上下院) での統一改正案 (最終案) が作成される中で、連邦法人所得税については 21% へ修正された。本稿の趣旨に関わるのは、これらの中で特に (1) と (4) である。

筆者の印象では、共和党首脳グループの目指していた大幅な税制改革の方針がトランプ政権の下で具体化されたという感がある。

共和党トランプ政権の国際貿易への取り組み姿勢を早くから支持表明していたロバート・ライトハイザー米国通商代表は、USTR の公式ウェブサイトで「今回の減税策は、米国の労働者とビジネスにとって記念すべき勝利だ。今までの制度よりシンプルかつ公正な税制度であり雇用の創出と米国経済の成長に寄与し、米国ビジネスの国内外の競争力を増し、かつ貿易赤字の削減、輸出拡大および米国の労働者、農業者の所得を増大させる。」と、全面的な賛成の意を示した¹⁾。

本稿ではまず、今回の大幅減税措置が打ち出された背景を簡単に述べ、GATT/WTO での

国境調整の議論と経緯、米国の国際課税体系の基盤をなす「全世界所得課税方式」とその代替措置、さらにグローバル企業による海外留保利益の本国還流を促す措置、つまりタックス・ヘイブン対策措置の中身について述べ、最後に今回のトランプ政権による大型減税措置が今後の国際貿易および WTO 体制へ及ぼす影響と課題について述べる。

第 1 節 大型減税法案の可決

12 月下旬、トランプ大統領は、1986 年のレーガン政権以来と云われる連邦法人所得税（以下「法人税」）の大幅な削減を含む、幅広い分野の改正項目からなる大型減税法案（Tax Cuts and Jobs Act）を、米国の両院議会（12 月 19 日に上院、同 20 日に下院）で可決させた後、同 22 日に大統領署名を済ませた。同法案は、2018 年 1 月 1 日より発効した。

米国の法人税は、これまで OECD 諸国の中で最も高い約 40%（下図 9-1）であったのが、法人の所得規模に関係なく、2018 年 1 月 1 日をもって一律 21%に引き下げられたのである（米国憲法の第一条には、消費税の賦課が謳われているにもかかわらず、米国の連邦・州・自治体を合わせた税収全体の直接・間接比率は 9 対 1 であり、米国では消費税を含む間接税の比率が極端に小さいという特徴がある）。また個人所得税は従来の平均 39.6%から、改正後は上限を 37%とする（10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%の 7 段階からなる）累進的に簡素化された。なお上院での可決直前の案では最高税率を 38.5%としていた。

今後 10 年間の減税予想額は、前者（法人税）が約 1 兆 5,000 億ドル（約 170 兆円）、後者（個人所得税）が約 1 兆ドルと予想されている（在外企業も対象となる法人税の大幅減税は、恒久的な措置だが、米国内の個人所得税の引き下げは期間限定の措置とされた）。

米国憲法

第 1 条 第 8 節 連邦議会は次の権限を有する。合衆国の国債を支払い、共同の防衛及び一般の福祉に備えるために、租税、関税、付加金、消費税を賦課徴収すること。ただし、すべての関税、付加金、消費税は、合衆国全土で同一でなければならない。

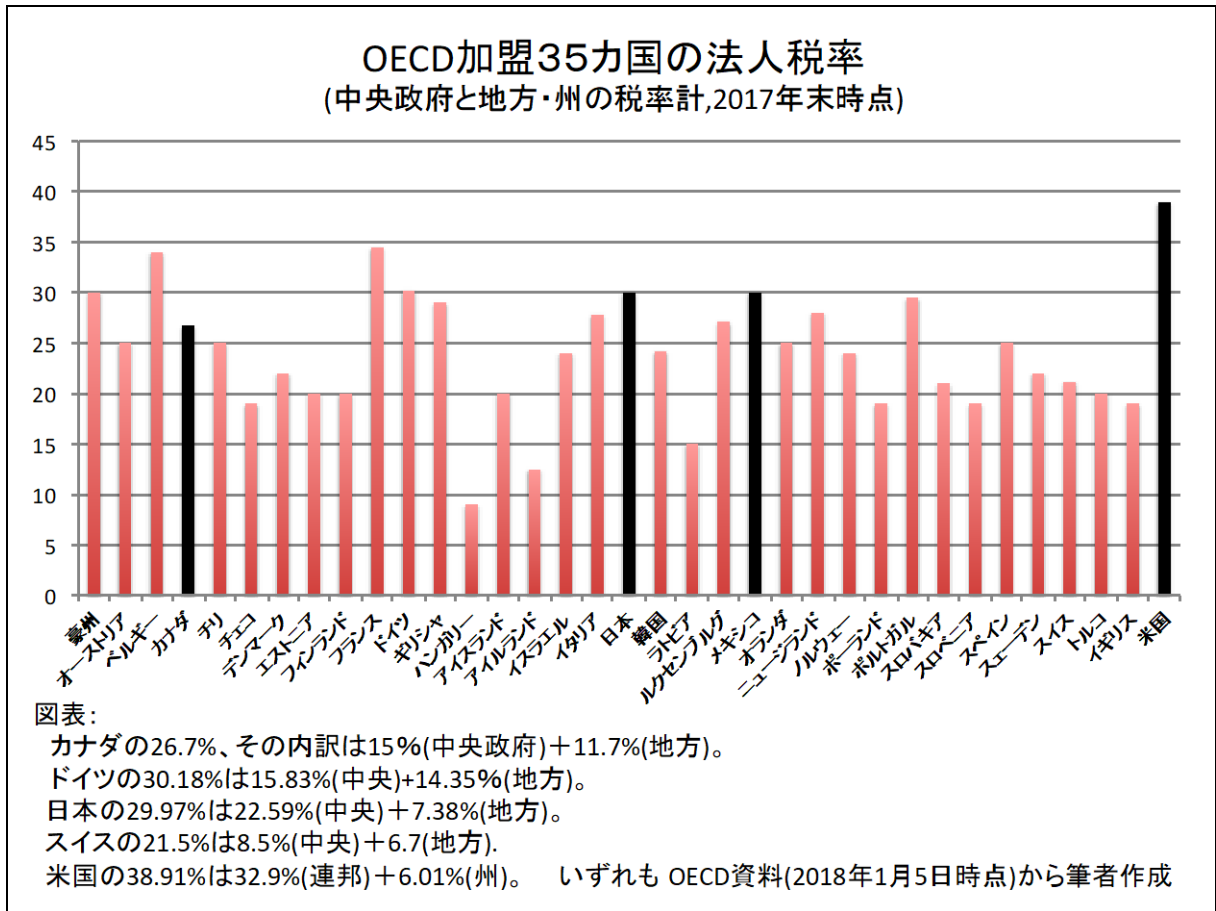
第 2 節 減税改革の背景

従来から米国の連邦法人所得税制度は複雑で、図のように連邦税と州（地方）税を合わせた課税率が約 40%という OECD 全加盟 35 カ国の中でも最高の税率であるうえ、日本を含む多くの先進国がすでに廃止した「全世界所得課税方式」（後述）をいまだに適用しているという問題を抱えていた。同方式は、米国のグローバル企業が国内および国外の両方で稼いだ利益（所得）へ、米国が定める税率を一律的かつ無差別に適用するというものである（後述）。

この全世界所得課税方式のもとでは、世界で最も高い米国の法人税（約 40%）が課されてしまうために、米国のグローバル企業は海外現地で稼いだ利益を本国（米国）へ還流させずに、法人税率が米国よりも低い海外の国や地域（タックス・ヘイブン）に設けた関連会社（海外子会社）に留保し、これを米国以外の海外市場で投資・運用するという状況を生み出していた。こうした米国グローバル企業の海外留保益は、2017 年現在で 2.5 兆ドル（約 280 兆円）にのぼると云われる。

今回の国際課税の大幅減税措置には、2016 年 6 月に「共和党案」として「国境調整税」（Border Adjustment Tax: BAT）を主導した同党ポール・ライアン（Paul Ryan）下院議長らが関わっていると推察されるが、2018 年 12 月 22 日の大統領署名に至るまでの米国議会（上・下院）の審議過程で、国境調整税の仕組みそのものは最終的に導入されなかった。というのも共和党による国境調整税の仕組みは、1960 年代に GATT で検討された国境税調整（Border Tax Adjustment: BTA）の合意（後述）に整合しないとして、Jennifer Hillman（元 WTO 上級委員会議長）などの識者からも批判があったためである²。特に、共和党案の国境調整税は、輸入については実質的に輸入関税を引き上げた場合と同じ効果があり、輸出については輸出補助金と同じ効果があるために、保護貿易的な措置だとして批判が多かった。

図 9- 1



第 3 節 GATT 時代の国境税調整

1. GATT の国境税調整 (BTA) と共和党・トランプ政権の国境調整税 (BAT)

1960 年代の GATT 下における国境税調整 (Border Tax Adjustment: BTA) 合意では、消費税のような間接税タイプに「国境調整」(輸入時には賦課して、輸出時には免除すること)を適用するのは GATT 整合的であるが、法人税のような直接税タイプに国境調整を適用することは GATT 整合的と言えない、としながらも今後において検討の余地があるとしていた (後述)。

他方、2016 年 6 月に米国の共和党が税制改革案 (ブルー・プリント) として打ち出した国境調整税 (Border Adjustment Tax: BAT) は、直接税タイプの法人税 (キャッシュフロ

一税、後述)に国境調整を導入する案であり、上記の GATT 合意の国境税調整とは明らかに異なるものであった。Hillman (前出) が指摘したのは、正にこの点であった。

2. GATT での経緯 (1960 年代)

1960 年代後半、当時の GATT では、産品を輸出する際に (直接税タイプに該当する) 社会保障費などの企業コストを、輸出時に国境調整として免除できるか否かの問題が議論された。これについて、当時の GATT 作業部会報告書 (L/3464) は、OECD の定義を引用して、「国境税調整 (BTA) とは、産品が輸出される場合に輸出国内で同じ産品 (同種産品) に課されるのと同じ税の一部または全てを免除し、輸入される産品には同じ国内産品に課されるのと同じ税の一部または全てが課される財政上の措置であり、仕向地主義 (当該産品の最終消費地で課税すること) に基づく措置」とした。同報告書はまた、国境税調整による措置は、それが「輸入」に関わる場合は GATT 第 2 条 (関税譲許表) と同第 3 条 (内国民待遇)、逆に「輸出」に関わる場合は GATT 第 16 条 (補助金) にそれぞれ整合すべきとした。なお後者の第 16 条は、後に GATT を引き継いだ WTO (世界貿易機関、1995 年発足) の下で新たに SCM (補助金及び相殺措置に関する) 協定として拡充・精緻化された。

このように GATT/WTO では、産品を輸出する際に、間接税タイプの消費税や付加価値税 (VAT) などは免除できるが、その際の措置は輸出補助金の禁止を定めた SCM 協定に整合すべきこと、逆に輸入時には、当該産品へ消費税や付加価値税 (VAT) などを課すことができるが、その際には GATT 第 3 条 (内国民待遇) に整合的すべきことが合意されていた。

なお、GATT の同報告書 (L/3464) では、「国境調整によって、間接税は免除できるが、直接税は免除できないとの想定は、経済の現実を反映したものとは言えない」(L/3464,p3)、
「GATT ルールは間接税が主流の国には有利だが、直接税が主流の国には不利である」(同、p3)、としながらも「(社会保障費も含めて) 産品に直接に課されない法人税などは、国境税調整には適さない」(同、p19) などが付記された。

2016 年に打ち出された米国共和党の税改革案 (ブルー・プリント) の問題点や解決すべき課題が、すでに 1970 年当時に GATT で国境税調整の中で議論されていたことが分かる。つまり 1960 年当時の GATT では、将来における様々な進歩の過程で、法人税のような直接税の国境調整も、GATT/WTO ルール上は整合的となる可能性が示唆されている。

第4節 共和党トランプ政権下における国境調整税

共和党が2016年に打ち出した国境調整税案は、消費税のように輸入された産品に課税するのではなく、産品が米国内で販売された結果として生じる利益（キャッシュフロー）の部分に対し20%のキャッシュフロー税を課すもので、例えば、米国のアパレルメーカーが米国内で生産した1着100ドルの服を国内で販売した場合、これに米国産の生地40ドルとボタンなどの付属部品10ドル、米国での労働コスト20ドル、合計70ドルの国内経費（コスト）が掛かったとして、これを100ドルから控除した30ドルに対してのみ20%相当のキャッシュフロー税つまり6ドルが課されるという仕組みである。

この仕組みによれば、完成した製品を輸入した場合は、控除の対象がゼロであるから、100ドル全額の20%つまり20ドル相当の税が課されることになる。米国の大手小売業界（ウォルマートやホームデポなど）のように、完成輸入品の割合が圧倒的に大きい小売業界が同法案に反対したのはこの理由による。

逆に、海外へ輸出する場合には、海外で得られる販売利益の部分に課される20%相当分の税が免除（払い戻し）されることになる。

もし、このような仕組みの国境調整税が米国議会で可決・承認されることになれば、GATT伝来の「輸出時に免除して、輸入時に課す国境調整の仕組みがGATT整合的なのは、消費税や付加価値税のような“間接税タイプ”についてであって、法人税のような“直接税タイプ”には認められない」とするGATT由来の国際合意を、米国自らが覆すことになった。

そうすると、同じWTO加盟国の中で、輸出時に間接税（消費税）だけを免除する国、逆に直接税（法人税）だけを免除する国、さらには、間接税と直接税の両方を免除する国など、まさに百花繚乱の状態に至る危険もありえた。そうすると、国際貿易における税の中立性が損なわれるどころか、貿易の無秩序性が顕在化する可能性すらあった。

第5節 全世界所得課税に代わるテリトリアル課税

共和党トランプ政権下で2018年1月1日に発効した大型減税措置には、法人税の大幅引き下げに加え（既述）、米グローバル企業の海外留保所得、およびそこからの配当益を米国（本国）へ還流させるための工夫が組み込まれた。その一つが「全世界所得課税方式」の撤

廃、およびそれに代わる「海外配当益金不算入制度」（本稿では「テリトリアル課税」と呼称）の導入である。

従来、米国政府は「全世界所得課税方式」の下で、米国企業の事業活動が米国内で行われようと、米国外で行われようと米国へ送金される利益（所得）に対して、米国の法人税を一律に課す方式を維持していた。同方式は、第二次世界大戦後に超大国として多くのグローバル企業（いわゆる多国籍企業）を抱えることになった米国政府にとって、当時は大きな問題とはならなかった。

他方、日本を含む大半の OECD 諸国は、この制度をすでに廃止して、代わりに「海外配当益不算入制度」（以下「テリトリアル課税」）と呼ばれる仕組みを導入している（日本は 2009 年に導入済み）。これは、一定の条件を満たした海外子会社から、本国に還流される配当益に対しては、本国政府が課税を免除する制度である。この制度は、近年グローバル企業の海外子会社で得られた事業利益が本国へ還流せず、逆に海外の留保所得が増加している現状を改善するために、海外所得については本国の課税制度の適用から除外することで、海外の留保所得が本国へ還流し易くする効果がある。

今回の大型減税制度は、米国法人が 10%以上の株式を保有する外国法人（いわゆる「海外子会社」）から米国の株主へ送付される受取配当金については、テリトリアル課税制度の下で課税分を全額免除するものであり（内国歳入法 245 条 A）、2018 年 1 月 1 日以降に海外子会社から米国へ還流する配当益へ適用される。

第 6 節 タックス・ヘイブン対策措置

1. タックス・ヘイブン対策の背景

そもそもタックス・ヘイブンへの対策が必要になった背景には、1961 年のケネディ政権時に、米国のグローバル企業（いわゆる多国籍企業）が海外現地に設けた子会社の利益を米国の親会社へ「配当益」などの形で帰属させるべきなのに、課税逃れ（租税回避）の目的で意図的に海外子会社の利益を現地に留保させる結果、米国政府が本来なら得られたはずの税収が得られない事態が生じていた³。

2. 共和党トランプ政権によるタックス・ヘイブン対策

上述のように共和党トランプ政権は、米国のグローバル企業が海外に持つ留保益および株主配当益を米国内へ還流させるための措置として、第一に、法人税の大幅削減措置（従前の約 35%から改正後は 21%に引き下げ）、第二に、テリトリアル課税（海外配当益不算入制度）、の二つを導入した。

租税回避をおこなうグローバル企業は、米国の法人税率が OECD 諸国の中で最も低い 21%に設定されても、依然として法人税が米国よりも遥かに低いタックス・ヘイブン（法人税などの税率が著しく低い国や地域）に利益を留保し続ける。よって海外現地で米国子会社が稼いだ収益そのものを、米国へ還流させるには、できる限り多くの在外米国企業の収益（所得）に対して「適度な税率」の課税の仕組みが必要になる。

これは一般に、海外子会合算税制、または CFC 税制と呼ばれ、租税負担の軽い国や地域に設立された子会社などで事業を行うことによって租税回避をおこなうのを規制（制限）するために、海外子会社が現地に留保した利益を、「親会社に配当がなされた」とみなして、これを親会社の利益に合算して課税する制度である。

その際の海外子会社は一般に、被支配海外子会社（Controlled Foreign Corporation:以下「CFC」）と呼ばれ、その留保所得が米国の株主へ配当を行うか否かに関係なく、米国の親会社（=株主）の持分割合に応じて、親会社の所得に合算して米国連邦政府が課税する方式である。今回の税制改正では、その CFC の適用を受ける海外子会社の定義を広くして、従前より米国の連邦税収額が拡大する仕組みになった点にも特徴がある⁴。

おわりに：今後の国際貿易および WTO 体制へ及ぼす影響

今回の共和党トランプ政権下で発効した減税改革の内容は、極めて多岐にわたっており、今後、様々な分野での議論が予想される。それらの中で、本稿で取り上げた 2 点、すなわち米国の連邦法人所得税の大幅引き下げと、全世界一律課税方式に代わるテリトリアル課税方式の導入は、大国アメリカの一面を象徴している。

というのも、内国法人税を従前の約 40%から半分の約 21%に引き下げる案は、明らかにそれによる米国グローバル企業の海外留保益が米国へ大きく還流するという前提の上に成り立っているからだ。つまり、米国企業の海外留保益が期待通りに米国へ還流しないならば、

今後、米国の財政赤字が大きく拡大する可能性がある。まさにギャンブルである。

国家財政を左右する重要な改革に際し、ギャンブル的な決断を下せる先進国は、米国以外にはないのではないか。米国民は、リスクを恐れない果敢な現政権に国家財政の将来を委ねたと言える。

他方、すでに米国以外の先進国は、従来の全世界所得課税制度を廃止し、代わりにこのテリトリアル課税制度を導入して、海外子会社からの配当益には課税しない仕組みをとっているが、今回、米国もやっと全世界所得課税制度を廃止して、他の先進国と同様にテリトリアル課税制度を導入することになった訳である。このことはグローバル市場経済の中で、米国だけが唯一特別の存在であるという時代では無くなった、という別の一面を象徴しているように見える。

GATT/WTO 的な考え方によれば、関税 (tariffs) に代表される間接税タイプの税をめぐる国境措置の緩和・撤廃は、自由貿易の拡大と世界経済の発展にとって不可欠とされる。だが、途上国と先進国が同一の商品を同一の技術で生産できるようになった今の時代、先進国の国際競争力を低めている要因の一つに、直接税タイプの社会保障費や法人税がある。そのことを踏まえれば、先進国は競争力を高めるために、法人税を下げるという第 1 のオプションと、法人税を含む直接税タイプの諸税を、国境調整する（輸入時に賦課して輸出時に免除する）という第 2 のオプションの二つがあることになる。先進国は、これら二つのオプションがいずれも導入が困難ならば、新たな第 3 のオプションを模索することになる。それは、グローバルな自由競争を是とする WTO 体制の管轄外のオプションかもしれない。

-
- 1 USTR Robert Lighthizer Statement on Final Passage of the Tax Reform Bill
“This tax cut is a monumental win for American workers and businesses. I applaud President Trump and Congressional Republicans for their leadership in delivering a simpler and fairer tax code that will create jobs and grow our economy. This tax plan is a cornerstone of President Trump’s broader economic strategy to promote prosperity. It will help make American businesses more competitive at home and abroad. It will contribute to reducing the trade deficit, increasing exports and raising the income of our workers, farmers and ranchers.”<ustr.gov/2017/december/ustr-robert-lighthizer-statement>
 - 2 Jennifer Hillman（元 WTO 上級委員会議長）は、国境調整税をベースとする共和党案を WTO ルールに整合しない主張する。参考：Hillman（2017）”Why the Ryan-Brady tax proposal will be found to be inconsistent with WTO law” IIEL issue brief <iIEL.org/>
 - 3 これへの対策として、1962 年に米国で初めて導入されたのがサブパート F 条項 (Subpart F provision) であった。米国の同条項は、米国の株主（＝親会社）が保有している外国法人（＝子会社）の特定の留保所得がまだ実際には株主へ配当されていないと、その親会社の持分割合に応じて米国の株主の総所得に「合算」してこれに米国政府が課税する仕組み（＝合算課税方式）である。例えば、親会社が海外子会社の全株式の 40%を所有していれば、実際に（子会社から親会社へ）配当がされていなくても、子会社の所得の 40%は親会社の利益として「合算」され、これに課税される。なお、日本もこれに似た

仕組みを 1978 年に導入しているが、海外子会社の認定基準や適用除外などについて日米間で若干異なる。

- 4 米国の従前の CFC 定義は、議決権を有する株式（発行総数または発行総価額）の 50%超が米国の親会社によって（直接または間接に）保有されている外国法人としていた。他方、日本の CFC 定義は、議決権の有無と無関係に全ての発行株式総数の 50%超または出資総額の 50%超が日本の親会社または個人によって（直接または間接に）所有されている外国法人であり、租税負担割合が 20%未満の国や地域に所在する外国法人としている。なお、日本の制度も米国と同じく（CFC の所得を親会社にそれに合算して課税する）合算課税方式をとっている。

〔禁無断転載〕

米通商政策リスクと対米貿易・投資

発行日 平成 30 年 3 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号
第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>
